

平成21年 2 月宮崎県定例県議会（当初）

環境農林水産常任委員会会議録

平成21年 3 月10日～13日

場 所 第4委員会室

平成21年3月10日（火曜日）

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計予算

○議案第4号 平成21年度宮崎県山林基本財産
特別会計予算

○議案第5号 平成21年度宮崎県拡大造林事業
特別会計予算

○議案第6号 平成21年度宮崎県林業改善資金
特別会計予算

○議案第10号 平成21年度宮崎県農業改良資金
特別会計予算

○議案第11号 平成21年度宮崎県沿岸漁業改善
資金特別会計予算

○議案第21号 県営土地改良事業分担金及び負
担金徴収条例の一部を改正する
条例

○議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第27号 公の施設に関する条例の一部を
改正する条例

○議案第34号 林道事業執行に伴う市町村負担
金徴収について

○議案第35号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収について

○議案第72号 平成21年度宮崎県一般会計補正
予算（第1号）

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・ 予定価格の事後公表について
- ・ これからの農業大学のあり方について

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	黒木 正一
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	蓬原 正三
委員	野辺 修光
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	長友 安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境 森林 部長	高柳 憲一
環境 森林 部次長 （総括）	森山 順一
環境 森林 部次長 （技術担当）	寺川 仁
部 参 事 兼 環境 森林 課長	飯田 博美
計 画 指 導 監	森 房光
環 境 管 理 課 長	堤 義則
環 境 対 策 推 進 課 長	道久 奉三
施 設 調 査 対 策 監	大坪 篤史
自 然 環 境 課 長	飯干 利廣
森 林 整 備 課 長	徳永 三夫
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	楠原 謙一
木 材 流 通 対 策 監	河野 憲二
工 事 検 査 監	濱砂 金徳
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	金丸 隆一
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	有馬 孝禮

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	大野 誠一
-----------	-------

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、平成21年度当初予算関連議案の審査の進め方についてであります。

お手元に配付しております「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となり、審査が長時間となることが予想されます。そのため、「委員会審査の進め方(案)」のとおり、2～3課ごとにグループ分けをして説明及び質疑を行い、最後に総括の場を設けたいと考えております。

審査の進め方については以上であります、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成21年度当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○高柳環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

お手元にお配りいたしております「環境農林水産常任委員会資料(当初)」の表紙をまずごらんください。本日の説明事項は、予算議案といたしまして、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」、議案第4号「平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計予算」、議案第5号「平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算」、議案第6号「平成21年度宮崎県林業改善資金特別会計予算」、さらに、経済・雇用緊急対策に関連した国の第2次補正予算に伴う予算といたしまして追加提案いたしております、議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」についての5件であります。また、大きいⅡの特別議案といたしましては、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」及び議案第34号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」の2件であります。さらに、一番下、その他の報告事項といたしまして、「予定価格の事後公表について」の1件でございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。予算議案についてでございますが、初めに、環境森林部施策のポイントについてでございます。環境森林部では、身近な地域から地球規模までの環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などを踏まえまして、「新みやざき創造計画」の分野別施策にございます(1)から(3)に掲げる事項を基本的方向として、施策の展開に努めることといたしております。

まず、(1)の自然と共生した環境にやさしい社会づくりにつきましても、①から⑤にございます、地球温暖化防止に貢献する社会づくり、環境への負荷が少ない循環型社会づくり、

きれいな空気・きれいな水の確保、豊かな自然環境の保全・創出、環境保全のために行動する人づくり、この5項目を柱に、また、(2)の安全で安心な暮らしの確保につきましては、災害に強い県土づくりを柱に、そして(3)の林業の振興につきましては、1つ目が環境を守る多様な森林づくり、2つ目に新たな木の時代を築く林業・木材産業づくり、3つ目に森林と共生する活力ある山村づくり、4つ目に森林・林業・木材産業、山村を担う人づくり、の4項目を柱に取り組みでいくことといたしております。

次に、2ページをごらんください。平成21年度環境森林部歳出予算についてでございます。この表は、一般会計、特別会計の歳出予算を課別に集計したものであります。

今回の当初予算につきましては、左から大きく2つ目のところでございますが、一般会計が、表の中ほどより少し下、網かけしております小計の欄にございますように221億9,422万2,000円、また、特別会計につきましては、下から2段目でございますが、5億8,324万7,000円となっております。この結果、部の平成21年度当初予算は、表の一番下でございます合計欄ですが、一般、特別会計合わせまして227億7,746万9,000円となります。

次に、補正予算についてであります。左から3行目のところですが、今回の追加補正は、国の第2次補正予算に伴いまして、商工観光労働部において設置されました緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とした事業であります。補正額は、表の補正の列のところですが、中より少し下の網かけ小計の欄にございますように、3億304万4,000円の増額をお願いいたしております。

この結果、当初、補正合わせました補正後の一般会計予算額は224億9,726万6,000円となり、平成20年度当初予算と比較いたしますと、一番右端にございますように95.0%、特別会計予算額は5億8,324万7,000円となりまして、同じく一番右ですが、対前年比94.9%となっております。この結果、環境森林部の平成21年度当初における補正後の予算は、表の一番下、合計欄でございますが、一般会計、特別会計を合わせまして230億8,051万3,000円、対前年比95.0%となります。

次に、3ページをお開きください。平成21年度環境森林部主要新規・重点事業一覧表であります。これは、環境森林部の平成21年度の主な新規・重点事業を、新みやざき創造計画の分野別施策に沿って整理したものでございます。御参考にしていただければと思っております。

次に、飛びまして、19ページをお開きください。特別議案、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。これは、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴いまして、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものであります。環境森林部に関しましては、表にありますように、狩猟免許申請手数料などについて変更を行うものであります。

次に、20ページでございます。議案第34号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。これは、市町村にかわって県が開設する平成21年度の林道事業に要する経費に充てるため、市町村から一定の割合で負担金を徴収するものであります。

次に、21ページをお開きください。その他の報告事項としまして、「予定価格の事後公表について」であります。公共三部が発注します一

部の建設工事及びすべての建設関連業務につきましては、昨年10月から予定価格の事後公表を試行しておりますが、このたび、1月末時点までの試行状況について取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしく御願ひ申し上げます。

○宮原委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、環境森林課、環境管理課、環境対策推進課の審査を行います。環境森林課から順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明がすべて終了した後にお願ひいたします。

○飯田環境森林課長 環境森林課の平成21年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の赤のインデックス「環境森林部」の次にあります青いインデックス「環境森林課」のところ、ページで言いますと175ページをごらんください。環境森林課の当初予算としましては、左から2列目の当初予算額の欄にありますように、一般会計で28億2,473万7,000円をお願ひしております。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

1枚お開きいただきまして、177ページの中ほどの(目)環境保全費の(事項)環境保全推進費1,713万6,000円であります。これは、環境保全行政の推進に要する経費でありまして、環境審議会の開催や環境白書の発行などのほか、県民や団体、事業者等で構成する環境みやざき推進協議会の取り組みを通じまして、各主体が一体となった環境保全活動を推進しますとともに

に、環境情報センターにおきまして県民へ環境に関する情報の提供や環境保全アドバイザーを派遣することなどを通じまして、環境学習の推進を図るものであります。

次に、1枚お開きいただきまして、178ページの下の方の(目)林業振興指導費の(事項)元気な森林・林業・山村づくり推進事業費606万6,000円であります。説明欄の1森林・林業長期計画策定事業では、本県林政の基本方針となる森林・林業長期計画は、平成17年度を初年度とする26年度までの10年計画でございますが、森林・林業に対する時代の要請や社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間の中間年であります平成21年度に改定を行うものであります。

次に、その下の(事項)森林計画樹立費9,785万1,000円であります。これは、森林法に基づきまして県内の民有林を5つの流域に区分し、毎年1流域ずつ地域森林計画を策定しておりますが、平成21年度は広渡川森林計画区について計画を策定するものであります。

次に、179ページの上の方の(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費7億2,319万2,000円あります。この事業は、適切な森林整備を推進するため、森林所有者等による森林情報の収集活動や、森林施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業、さらには歩道の整備等に対しまして交付金を交付するものであります。なお、説明欄の1森林整備地域活動支援基金積立金は、事業費の2分の1に相当する国からの交付金2億8,500万円を基金に積み立てるものであります。

次に、下の方の(事項)林業普及指導費1,097万4,000円あります。これは、森林法に基づき34名の林業普及指導員を適正に配置い

たしまして、森林所有者等に対して林業に必要な知識や技術の普及を行うとともに、造林や間伐などの森林の施業に関する指導を行うために必要な経費であります。

最後に、一番下にあります（目）林業試験場費の（事項）林業技術センター管理運営費9,317万8,000円であります。これは、美郷町にあります林業技術センターの管理運営に要する費用であります。1枚お開きいただきまして、180ページの説明欄の2試験研究費では、林業の振興と山村地域の活性化を図るため、（1）の育種育林技術の改良開発試験から（6）の森林経営に関する研究までの6つのテーマで計11の課題を設け、本県の地域特性に応じた試験研究等に取り組むものであります。

環境森林課の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤環境管理課長 環境管理課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の青いインデックス「環境管理課」のところ、181ページをお開きください。環境管理課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で6億750万3,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、183ページをお開きください。まず、上から6行目の（事項）環境保全推進費100万6,000円あります。説明欄1の地域環境管理推進につきましては、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象となる環境アセスメントについて、指導及び助言を行うものであります。

次に、（事項）地球温暖化防止対策費574万7,000円あります。説明欄2の地球温暖化

対策実践行動促進事業につきましては、二酸化炭素の排出量削減に向けて、県民、事業者、団体、行政が一体となった実践的な取り組みを促進するものであります。

3の新規事業、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、（事項）大気保全費8,048万7,000円あります。説明欄1の大気汚染常時監視につきましては、大気汚染の未然防止を図るため、県内13の測定局で二酸化硫黄や二酸化窒素などの常時監視を行うものであります。

2の大気汚染常時監視テレメータシステム運営につきましては、測定局からデータを収集し、大気汚染の状況や花粉、紫外線に関する情報提供を行い、県民の健康保護や生活環境の保全を図るものであります。

次に、1枚おめくりいただき、184ページをお開きください。（事項）水質保全費3,989万6,000円ありますが、河川等の公共用水域や地下水の状況の監視、工場や事業場の排水規制を行うことなどにより水質の保全を図るものであります。

次に、（事項）騒音悪臭等対策費399万6,000円ありますが、騒音、振動、悪臭について規制地域の指定や監視を行うことにより、騒音等の公害の防止を図るものであります。

次に、185ページをごらんください。一番上の（事項）化学物質対策費2,406万9,000円あります。説明欄1のダイオキシン類対策事業につきましては、大気や河川等のダイオキシン類の調査を行い、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図るものであります。

次に、中ほどの（事項）公害保健対策費の1億340万3,000円あります。この事業は、高千

穂町土呂久地区に係る公害健康被害者への補償給付と指定地区住民の健康観察検診などを行うものであります。

次に、（事項）河川浄化対策費588万6,000円であります。説明欄2の未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業は、県民が水辺環境に触れ合い、水辺の魅力を再発見する機会をふやし、だれもが触れ合い親しめる水辺環境づくりを推進するものであります。

次に、一番下の（事項）合併処理浄化槽等普及促進費3億2,390万6,000円であります。186ページをお開きください。説明欄4の浄化槽整備事業であります。地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備を促進するため、合併処理浄化槽の整備に対する助成を行うものであります。

最後に、（事項）環境保全の森林整備費1,533万3,000円あります。これは、一ツ瀬川及び小丸川の濁水長期化を抑止するため、県、市町村、電気事業者で拠出する資金及び民間募金による両河川上流域の森林整備の促進等を行うための負担金等であります。

次に、当初追加分について御説明いたします。

資料はかわりまして、薄いほうの平成21年度歳出予算説明資料（議案第72号）の青いインデックス「環境管理課」のところ、19ページをお開きください。環境管理課の当初補正予算は、左から2列目の補正額にありますように、一般会計で5,344万4,000円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計で6億6,094万7,000円となっております。

補正予算の内容について御説明いたします。

21ページをお開きください。上から6行目に

あります（事項）合併処理浄化槽等普及促進費で、新規事業、浄化槽適正管理実態調査事業の5,344万4,000円の増額であります。これは、浄化槽の適正な管理を推進するために行う事業でありまして、国の第2次補正予算による商工観光労働部所管の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して行うものであります。事業の概要につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、お手元の常任委員会資料の5ページをお開きください。事業名、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業であります。

1の事業の目的であります。県内では年間約3億4,000万枚のレジ袋が使用されており、このレジ袋を製造、廃棄する際に排出される二酸化炭素は約2万トンとなっております。このため、レジ袋の有料化により使用を抑制し、二酸化炭素の排出量を削減するものであります。

2の事業の概要であります。（1）予算額は156万1,000円あります。

具体的には、右側の6ページのイメージ図で御説明いたします。まず、イメージ図の左のほうをごらんください。有料化までの流れであります。スーパーや消費者団体、県、市町村等で構成された協議会を4月に設立し、レジ袋有料化の開始時期や周知方法などを検討いたします。10月には有料化を決定し、協議会を構成する事業者以外の店舗にも参加を呼びかけます。その後、県民の方々への十分な周知の後、来年2月に有料化を実施する予定であります。

次に、イメージ図の右のほうをごらんください。事業の仕組みであります。レジ袋の有料化によりレジ袋辞退者が大幅に増加いたします。スーパーでは、レジ袋の購入費用や容器包装リサイクル法における負担金が低減され、ま

たレジ袋の販売による収益があります。これらの軽減されるスーパーのレジ袋購入費用等の一部を活用し、企業の森林づくり事業への参画を検討いたします。

イメージ図右下の事業効果にありますように、レジ袋の有料化によりレジ袋の使用量が大幅に減少し、レジ袋の製造、廃棄に伴う二酸化炭素排出量が減少いたします。また、スーパーが企業の森林づくり事業に参画することで、県内の森林が適切に管理整備され、二酸化炭素の吸収量が増加いたします。この事業により、二酸化炭素の削減、吸収の両面から地球温暖化対策が推進されるものと考えております。

次に、15ページをお開きください。事業名、浄化槽適正管理実態調査事業であります。

この事業は、非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して一時的な雇用や就業機会の創出を図るための事業である、緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る事業の一つであります。

1の事業の目的であります。浄化槽の適正な管理を推進するため、現地調査により設置状況を調査し浄化槽管理台帳を整備することにより、適正管理指導の基礎資料を作成するものであります。

2の事業の概要であります。(1) 予算額は5,344万4,000円であります。

具体的には、右側の16ページのイメージ図で説明いたします。まず、イメージ図の上のほうの調査内容等をごらんください。調査員の拠点は各保健所とし、保健所の職員から指導・助言を受けた調査員は、浄化槽設置者を戸別訪問して、調査票に基づき浄化槽の設置状況の確認や管理状況等の聞き取りを行うとともに、啓発パンフレットを配布して適正管理の啓発を行うものであります。これらの調査結果は受託機関に

集められ浄化槽管理台帳に入力することにより、浄化槽の適正管理指導の基礎資料とするものであります。

次に、新規雇用者の配置であります。イメージ図の中のほうをごらんください。調査員は各保健所の調査対象浄化槽の数に応じて配置いたします。

事業効果であります。イメージ図の下にありますように、台帳を再整備することにより正確な設置状況が把握でき、浄化槽の適正な管理を推進することができます。また、戸別訪問による調査を実施するため、個々の浄化槽管理者と接する機会があり、適正管理の啓発をきめ細かに実施することができます。

環境管理課の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○道久環境対策推進課長 それでは、環境対策推進課の当初予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料のほうに戻っていただきたいと思っております。歳出予算説明資料の青いインデックス「環境対策推進課」のところ、ページで言いますと187ページをお開きいただきたいと思っております。環境対策推進課の当初予算の総額は、左から2列目にありますように、一般会計で5億1,399万7,000円をお願いいたしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、189ページをお願いいたします。まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費248万9,000円でございます。説明欄にあります。一般廃棄物処理施設の整備、維持管理指導につきましては、市町村や一部事務組合の一般廃棄物処理

施設の整備や維持管理の指導、及び市町村職員等を対象とした研修会の開催を行うものであります。

次に、中ほどの（事項）産業廃棄物処理対策推進費4億5,903万1,000円であります。まず、説明欄2の産業廃棄物処理監視指導の（1）ダイオキシン類等排出監視強化事業2,097万3,000円は、廃棄物焼却施設の排出ガス等のダイオキシン類を測定し、排出基準に適合しない施設につきましても、使用停止や改善命令の行政処分等を行うものでございます。

また、（2）廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業5,604万4,000円についてであります。保健所等に廃棄物監視員を配置して、不法投棄等の不適正処理に対する監視体制を強化するとともに、民間団体との情報提供ネットワークにより早期発見・指導、原状回復等の徹底を図るものであります。

次に、飛びまして、6の宮崎県廃棄物処理計画進行管理推進事業1,183万5,000円につきましては、平成20年度から排出事業者には法律上義務づけられている産業廃棄物管理票（通称マニフェスト）の交付等の状況報告書のデータをデータベース化するとともに、宮崎県廃棄物処理計画の中で定めた排出量、再生利用量、減量化量の各目標値に対する進行管理を行っていただくものでございます。

次に、その下、7の公共関与推進事業9,510万6,000円あります。下の（2）公共関与支援事業につきましては、事業主体であります財団法人宮崎県環境整備公社に対して運営費を補助するものであります。また、その下の（3）産業廃棄物啓発学習等推進事業につきましては、産業廃棄物の処理施設エコクリーンプラザみやざきにおいて産業廃棄物に係る啓発、学習

等を実施するものであり、当該施設を運営いたします財団法人宮崎県環境整備公社に委託するものであります。

次に、8の産業廃棄物税基金積立金2億3,120万2,000円につきましては、産業廃棄物税の税込等を産業廃棄物税基金に積み立てるものであります。

次に、10のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業1,824万5,000円は、いわゆるPCB廃棄物を処理するため、国及び都道府県で積み立てております基金への補助であります。なお、本県分の処理につきましては来年度から開始の予定となっております。

190ページをお開きいただきたいと思います。一番上の11産業廃棄物施設整備適正化支援事業1,000万円につきましては、産業廃棄物税の課税の公正化、適正化を図るため、産業廃棄物処理業者が設置するトラックスケールの設置費用の一部を補助するものであります。

次に、（事項）廃棄物減量化・リサイクル推進費5,247万7,000円についてであります。これは、廃棄物の減量化やリサイクルを推進するための経費が中心でありますけれども、説明欄1の産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業3,062万円につきましては、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行う事業者に対しまして、その事業に要する経費の一部を補助するものであります。

2の廃棄物処理施設等における再生利用促進事業864万8,000円につきましては、廃棄物処理施設等から排出される焼却残渣を土木資材として有効活用するため、宮崎大学、県、民間企業等が連携して研究開発を行うものであります。

最後に、4の廃棄物適正処理等総合啓発事業1,134万2,000円につきましては、マスメディ

アの活用、パンフレットの配布、事業者に対する講習会、不法投棄防止啓発キャンペーン等を通じまして啓発を行い、廃棄物の減量化やリサイクル適正処理の推進を図るものであります。

環境対策推進課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮原委員長 説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○満行委員 新規事業、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業についてお尋ねしますが、レジ袋の削減というのは、今、全国的に報道もされていますが、これは全国的な流れの一環として、今回、本県でもやるのか。本県独自で進めておられるのか。そのところをお願いいたします。

○堤環境管理課長 委員が言われるように、全国的に、ごみ減量化と温暖化対策両面で進められてきております。本県としましては、私どもごみのほうは担当しておりませんが、地球温暖化という観点で全県一斉の有料化を進めて、また、先ほど御説明しましたように、この軽減された分を森づくりに生かしていただいて、さらに森林吸収という形でも温暖化対策を進めていきたいと考えております。

○満行委員 大型量販店等は県内でも進めているところがあるわけですね。今回、協議会を設立するということですが、そういう大型量販店等も含めた対策を行うということなのか。全国チェーンの大型店は自前でやって、いろんな事業展開を森林との関係とかでやっておられると思いますが、そのあたりはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○堤環境管理課長 確かに大型量販店等で、例えばキャッシュバックするとかいう方法で進められておられて、そういった場合、近年、50

%ぐらいまで断る方がふえてきているという状況もございます。ただ、他の都道府県で有料化したところの話を聞きますと、有料化すると80%を超えるレジ袋を断る方が出てきているということで、今回、県内に4店舗以上持っておられる事業者、それから全国展開をしている事業者、18事業者ございますけれども、この事業者にはまず協議会に入っていて、その中で有料化を決定していただきたいと考えています。その後、そのほかの小さな事業者も参加をしていただく、そういうような形で進めたいと考えています。

○満行委員 もう一つ、環境管理課の浄化槽適正管理実態調査事業ですが、現状はデータベースとしてないのか。浄化槽の許認可で全保健所を通っているはずなんですけど。今のところどういう状況になって、この実態調査を行うことによって今後どういうふうにご利用できるのかお尋ねします。

○堤環境管理課長 現状は、30年、40年前から浄化槽の届け出がされておられて、県でも電子化したデータを持っております。ただ、その後、家庭の事情やいろいろなことで、浄化槽が配置されたり公共下水道につないだり、状況が大きく変わってきております。2年ほど前から、保守点検業者や清掃業者の台帳と県の台帳との突き合わせを行ったり、下水道事業者に接続されている方々の名簿と突き合わせをしてきました。その結果、調査対象浄化槽3万2,000基ぐらいの突き合わせができないという状況がございます。今回、この3万2,000基について、実際にお宅を訪問して、その後浄化槽がどうなっているのか、管理者がかかわっているのかどうか等調査して台帳を整備したいと考えています。

○満行委員 設置するときには保健所を経由して届け出がある。その後の廃棄したり管理者がかわったりということは届け出の義務がないので、実態はわからない状況にあるということでしょうか。

○堤環境管理課長 廃止届け出は、以前は法律上ございませんでした。17年の法律改正で廃止届け出が追加されたんですけれども、現実的には、廃止届け出の制度があってもなかなか廃止届け出が出されないのではないかと考えています。

また、今回、3万2,000基ぐらいが業者の台帳と突き合わせができませんでした。業者の台帳のつくり方と県の届け出台帳のつくり方が、県の場合は代表者ということになりますけれども、業者の場合はわかりやすいように、特に代表者でなくてもいいとか、住所についても、極端な話、どこどこ郵便局の裏だとかいう住所もあるようでございまして、そういったものを現実的に1回行って全部突き合わせしたいと考えています。

○満行委員 地域の状況はどんどん変わりますよね。下水道の整備区域に入って下水道につながり、いろんな状況があると思うんですが、今回は、要するに県内全部、今動いている浄化槽を確認ができるということだと思うんですけど、新しくできたデータベースを今後どう生かせるかというところはどうなんですか。

○堤環境管理課長 私どもが一番気にしている部分というのが、浄化槽を設置して保守点検・清掃が完全に行われているのかどうか。基本になる台帳の整備が十分でないと、その確認がなかなか難しいということがございます。また、保守点検・清掃が行われているかどうかをチェックするための浄化槽の法定検査というの

がございましてけれども、これを進めるためにも浄化槽の整備が不可欠であるということで、今回、この事業を行うことといたしました。

○満行委員 最後にしますけど、今回、適正にされているところ、されていないところが出てくると思うんですが、その後、そういう実態が出てきたらどこが対応するのか。また、公的な支援等があつて、その改善に向けて新たな事業を起こすのか。それとも、それは設置者と業者との間の契約で適正な改善というか処理方法に誘導するのか。そのあたりはどうなんですか。

○堤環境管理課長 法律上は県の業務、保健所に委任してありますので、保健所のほうで、その台帳をもとに、保守点検等されていない場合には文書で指導するという形になるかと思いません。ただ、非常に基数が多いものですから、保健所だけではなかなか難しいということで、市町村も補助していますので、市町村も加え、また事業者の協力も得ながら一緒に進めていきたいと考えています。

○長友委員 関連して、浄化槽適正管理実態調査事業についてですけれども、これがしっかりした効果をあらわすためには、調査員がはっきり住民の方々にわかる必要がある。なぜかといいますと、今非常に、訪問販売とか、浄化槽あるいは公共下水道、いろんな業者が調べに来るわけなんです。だけど、どれが適正な業者かわかりません。お年寄りなんか、検査をしなくてもいいのに検査をしていって、後は云々ということがあつたりとか。これは別ですけれども、屋根がわらなんかも、勝手に屋根に上って修理しておつたからと請求書を回したり、そんなのは警察等に突き出せばいいわけですけれども。いろいろありますので、この方々が本当にきちっと

した事業の中で採用された職員の方々に、また、検査を受けられる方々も安心してそれがわかるような方法というのを何とか考えていただきたい。それが一つございます。

○堤環境管理課長 確かにおっしゃるように信用されないということもあるかと思えます。この事業を始めるに当たりまして、調査員にはまず十分な研修を行うということと、身分を示す名札をつけさせる。それから、事業を始める前に各自治会長さんに、保健所、受託機関と一緒にになりまして、こういう目的で巡回しますということをお話しして始めたいと考えております。

○長友委員 次に、先ほどもありましたストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦です。先ほど、3億4,000万枚使われておって、二酸化炭素に換算して2万トンというお話がございましたけれども、どれぐらいの効果を見込んでおられるか。どこ辺までは達成したいということになっているのか。そのあたりどうでしょう。

○堤環境管理課長 まず、18事業者、150店舗にこの協議会に入らせていただいてスタートしたいと考えています。他県の例を見ますと、80%以上が有料化によって削減されるということで、推計でございますが、年間4,000トンぐらいのCO₂削減が見込めるんじゃないかと考えております。

○長友委員 何点かにわたるんですけども、水質保全費とか騒音悪臭等対策費、あるいは化学物質対策費、公害保健対策費等、それぞれ財政が厳しいので昨年の実績より若干予算が低くなっているんですね。これはやむを得ないかなと思うけれども、昨年度までやっておられた対策の内容というのが担保されるものなのかどうなのか。そのあたりはどうでしょう。

○堤環境管理課長 削減した部分というのは、補正のときにも申し上げましたけれども、入札によって委託費などが下がっているということで一部予算を下げている部分もございます。

また、ダイオキシン類対策につきましては、これまでダイオキシン類の大気、水質、土壌調査をしてきておりますけれども、はるかに環境基準よりも低い状態ということで、河川等の水質、海域等の水質、川底の泥、地下水、土壌等については、測定検体数を半分に減らして、同じ場所を測定する期間が長くなりますけれども、そういったことで対応しております。ただ、ダイオキシンの発生源の主なものが廃棄物焼却炉でございますので、大気については減らしておりません。

また、浄化槽につきましては、毎年度、実績と当初予算の差が3,500万ほどございます。これについては当初予算で減らしております。それから浄化槽につきましては、これまで50人槽まで補助対象にしてございましたけれども、非常に財政が厳しいということで、来年度から10人槽まで、一般家庭に設置されるものについて市町村に対して補助することにしております。11人槽以上はほとんどアパート等の事業者でございます。したがって、事業者については来年度から補助対象から外しております。以上でございます。

○長友委員 ともかく住民の環境の安全確保がおろそかにならないように、ひとつお願いをしたいと思えます。

もう一点だけ、環境対策推進課の産業廃棄物処理対策推進費、189ページですが、説明2の(1)ダイオキシン類等排出監視強化事業2,097万3,000円というのがございますけれども、これは何カ所ぐらい対象になっている事業

为什么呢。

○道久環境対策推進課長 ダイオキシン類等排出監視強化事業につきましては、ダイオキシン類とそれ以外、水銀とか鉛等を調査する2種類がございます。ダイオキシン類につきましては、現在のところ、来年度は54施設を計画いたしております。また、ダイオキシン類以外につきましては23施設を計画いたしております。以上でございます。

○長友委員 それは県下を網羅できるのか。また、年度年度によりながら計画的にずっと推移していかれているものなのか。

○道久環境対策推進課長 ダイオキシン類につきましては、焼却施設と管理型の最終処分場関係がございますけれども、焼却施設につきましては全施設を考えております。管理型最終処分場につきましては、2年に一遍という感じで調査いたしております。

それから、ダイオキシン類以外につきましては最終処分場を対象にしているんですけれども、安定型の最終処分場、管理型の最終処分場、両方とも2年に一遍ぐらいの間隔で調査をするという計画でございます。

○長友委員 結構箇所数も多いんですけれども、大体2,097万という予算で足りるということですか。

○道久環境対策推進課長 現在、2,097万3,000円をお願いいたしておりますけれども、入札を行うことによりまして安くなるのではないかと期待いたしております。

○長友委員 安くなるのはいいんですけれども、事業の質が確保されないといけませんので、しっかりした調査ができるようお願いしたいと思います。以上です。

○松田委員 満行、長友委員に関連して質問さ

せていただきます。

まず、16ページ、浄化槽の部分です。新規雇用の配置ということで、それぞれの保健所に応じて調査員数が出ておりますが、この調査員数の設定根拠、これは浄化槽の普及率なのか、それとも雇用情勢に応じたものなのか。お示しをいただきたいと思います。

○堤環境管理課長 県全体で3万2,909基ございます。保健所ごとに対象基数が違いますので、それを全戸調査するとした場合の必要人員でございます。

○松田委員 浄化槽数に応じてということでしょうか。わかりました。

続きまして、先ほどから何回も出ております、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦で3点お伺いします。まず、レジ袋ゼロ作戦で、他県の場合よく、ゼロにすると同時にマイバッグの所有率、普及率というのが数字として上がってくるんですが、宮崎県の場合、業者で配付されるレジ袋をゼロにすると同時に、県民それぞれが自分の袋を持ちましょう、マイバッグを持参しましょうという部分に今焦点は当たっているのかお伺いしたいと思います。

○堤環境管理課長 マイバッグを普及するという運動はその次の段階として、レジ袋を削減しようということでございます。今回、レジ袋を有料化することによって、当然マイバッグは持たないと持って帰れないということで、その次の段階というふうに考えております。

○松田委員 マイバッグになりますと、他県でもよくあるんですが、県産品であったり、県が主導してということもあったりするんですが、次の段階でマイバッグのほうはプランとして考えていらっしゃるということで理解してよろしいんですか。

○**堤環境管理課長** 特にマイバッグについて何かプランがあるということはございません。

○**松田委員** 例えば東京の杉並区でしたら、60%までマイバッグの持参率を上げようという二本立てでこのプランを進めていらっしゃるんですが、宮崎県としてはマイバッグのほうは今のところ計画に入っていない、考えることはないのでしょうか。

○**堤環境管理課長** レジ袋を削減するために、いろんな工夫していろんなマイバッグをつくって、おしゃれなマイバッグもあるでしょうし、そういったことでレジ袋を削減しようという動きだと思うんですけれども、まず有料化しますので、バッグとしては、例えばレジ袋の使い古しでも構いませんし、それは何でも構わないわけです。だから、マイバッグ普及の次の段階に入った事業というふうに考えております。もちろん今までどおりマイバッグの啓発はいたしますけれども、特別な事業は考えておりません。

○**松田委員** 県内で年間3億4,000万余のレジ袋が使用されている、他の自治体では80%ぐらいが辞退されるということですが、削減になった場合、県内でレジ袋、ビニール袋を製造している業者がどれぐらいあるのか。あるいはこういった業界への影響度というのはどのようになっているのかお教えてください。

○**堤環境管理課長** 県内では1カ所だけ、レジ袋だけではなくていろんな包装用品をつくって、九州あるいは西日本にまで販路を持っている事業者がいらっしゃいます。確かに影響がないとは言えないんですが、始める前には十分その事業者とも話し合いをして周知していきたいと考えております。

○**松田委員** その業者さんへの対応をよろしくお願いしておきます。

もう一点、事業の仕組みの中で協議会設立とあります。スーパー、消費者団体等とありますが、一番レジ袋を使う業者としてコンビニエンス業界があるんですが、これはどこに入っておりますでしょうか。

○**堤環境管理課長** コンビニエンスストアについてはこの協議会への参加はないわけですが、10月ごろに、有料化を決めた段階で、コンビニエンスストアには参加しませんかという話はしたいと考えています。

○**松田委員** 現段階ではまだ参画してないけど、10月、プランが固まったところで呼びかけるということですね。わかりました。

もう一点なんですが、レジ袋ゼロ作戦に取り組んでいる県が、私が新聞で見た中ですと、去年の11月段階で19県に上っていると思います。環境立県ということで宮崎県もエコロジーを大変推進しているんですが、19県とすると、宮崎県はどれぐらいのランキングを目指していらっしゃるのでしょうか。レジ袋の有料化実現がですね。

○**堤環境管理課長** 環境省が発表した中で、去年の11月1日現在で県下一斉に有料化を進めているところは3県でございます。2月末現在で5県でございますので、このままいきますと10番以内には入るのではないかと考えております。

○**松田委員** わかりました。私のデータのとり方が違ったようなんですけれども、なるべく早い形で、宮崎県がこのような早い取り組みをしているということが示せるように、成果が出ることを期待しておきます。以上です。

○**蓬原委員** レジ袋について、関連してお尋ねします。有料化ということですが、どれぐらいの有料、お考えなんですか。

○堤環境管理課長 協議会で決めていくことではあるんですけども、経費から見て、他県で3円とか5円という例が多いようでございます。

○蓬原委員 それで、協議会に入ることが予想される方の、レジ袋の販売総計、最終的には森林づくりに利用するということですが、どれぐらいのお金が集まると想定されておりますか。

○堤環境管理課長 全くの我々の勝手な思い込みですけども、軽減される金額すべて出しますと1億7,000万ぐらいは軽減されるだろうと思います。しかしながら、それぞれエコポイントの事業をやっていたり、キャッシュバックをやっておられますので、その1割ぐらいと見て、年間1,600~1,700万ぐらいを企業の森林づくりのほうに提供していただければ非常にありがたいと考えています。

○蓬原委員 1,600万ぐらいが森林づくりのほうにというような見込み、計画、希望ということですか。

○堤環境管理課長 全くこちらの考えでございしますが、1割でそのぐらいに相当するかなと思っているところでございます。

○蓬原委員 今、松田委員からもありますが、一方では環境を推進しながら、メーカーさんには経営上の影響が出るということなんですけど、レジ袋のメーカーは県内に1カ所だけということだったですね。差し支えなければ、そのメーカーも教えていただくとともに、どれぐらいのレジ袋の生産をやっておられるのか。参考までに教えていただくとありがたいと思います。

○堤環境管理課長 都城市高城町のほうに益山商工という会社がございします。パンフレットしか持っていないんですけども、生産量はわか

らないんですが、九州、西日本を販路に、包装用品とか市町村のごみ袋とかをつくっているようでございます。

○蓬原委員 この対象になるレジ袋の生産額はわからないということですね。

○堤環境管理課長 把握しておりません。

○蓬原委員 それで結構です。

もう一つ、浄化槽適正化の中の調査事業ですが、受託機関というのがありますけれども、この受託機関というのはどういう機関を想定しておられるのか。

○堤環境管理課長 浄化槽管理台帳というのを県は持っているんですけども、もう1カ所、法定検査の機関が県と同じ管理台帳を持って法定検査の入力とかしております。また、管理台帳への入出力や浄化槽の法的知識、構造等の知識を調査員に研修するという観点から、法定検査機関を想定しております。

○蓬原委員 その法定検査機関というのは、県内に何カ所あるんでしょうか。

○堤環境管理課長 1カ所でございます。

○蓬原委員 それは浄化槽協会のことですか。

○堤環境管理課長 財団法人宮崎県環境科学協会でございます。

○蓬原委員 この調査の実施時期はいつごろですか。

○堤環境管理課長 4月早々に開始したいと考えております。

○蓬原委員 最後に1点だけ。これは経済・雇用対策での、いわゆる国の2次補正を受けてのことだと思えます。したがって、これだけの雇用がされるということですから、それなりの雇用効果があると思うんですが、調査員として雇用される方たちというのは、年齢、性別等々どんな方を想定しておられるのかお聞かせくださ

い。

○**堤環境管理課長** 国の事業はいろいろ制限がございまして、失業者が4分の3以上ということになっております。ですから、雇用保険の受給者証とか職務経歴書等で確認するようになっております。

○**蓬原委員** ついでながら、1日当たりの調査の単価は幾らですか。

○**堤環境管理課長** 保健所に勤務しています7時間勤務の非常勤職員、廃棄物監視員と同様な仕事ということで、監視員が7時間で7,860円でございます。時給にいたしますと1,123円に相当するんですが、今回の調査員は8時間ということで9,000円で考えております。

○**外山委員** 引き続いて環境管理課長で申しわけないんですが、186ページの一ツ瀬川の濁水対策で一番下のほう、環境保全の森林整備事業をやるということですが、具体的にはどういうところで、どういう整備事業をやるということなんですか。

○**堤環境管理課長** これは小丸川の渡川ダム上流域、それから一ツ瀬川の一ツ瀬ダム上流域の森林整備の支援をするというものでございます。通常は約68%の造林補助がございすけれども、それに10%ほど上乘せをして支援するといったものでございます。そのほかに、国の事業の採択にならない小規模の崩壊地の緑化などを行うことにしております。

○**外山委員** これは濁水対策の整備事業じゃないということですね。

○**堤環境管理課長** 一ツ瀬川、小丸川というのは大雨が降ったときに濁水が非常に長期化する傾向がございす。それはダム自体にたまるわけですけども、ダムだけで対応が難しいということで、上流域の森林を適正に管理して、で

きるだけ濁水がダムに流れ込まないようにするということで、濁水長期化対策の一つでございます。

○**外山委員** 一ツ瀬川について言えば、私もしょっちゅう通るんですが、周辺の山は大体森林整備はできておりますよね。そこで、整備をすることによって濁水が流れてくるのを防ぐというのが一番でしょうが、私はあそこに行って感ずるのは、ダムがあって湖面がある。そして湖面のところに、のり面というか木が生えていないがけがあって、その土砂がダムの中に入ってきて濁るようで。その上のほうは大体整備されてますからね。森林整備によって濁水が軽減されるというふうには感じられないんです。それよりも、湖面のすぐ上の空き地というかのり面があいてますよね、あその土砂が汚すような気がするんです。その辺の対策を考えるほうが濁水対策になるような気がするんですが、どうでしょうか。

○**堤環境管理課長** 湖面の問題も従来から指摘されておまして、九州電力でもあそこに植栽ができないかどうか検討しておりますけれども、水につかたりしますので、水につかってもいいような植物はないということで、湖面についての対策はまだ不十分でございます。ただ、濁水の原因についてはいろんな要因があります。雨の降り方等も最近激しくなっております。それから大きな土砂崩れ等があります。それからダムでも、選択取水設備といたしまして下から取水したり、上から取水したりというような方策もとっているわけですけども、総合的に上流、中流、ダム、両方でやらないとなかなか濁水対策は難しいということで、その上流域対策の一つというふうに御理解いただきたいと思っております。

○外山委員 関連しますけど、今でも雨が降ると一ツ瀬川は相当濁りますね。ということはダムの汚濁がずっとあるわけで、汚濁がたまっておる。これの対策ですよ、あれを除去するとか沈殿させるとか、そういう事業は全然ここにはないようですけども、その辺の対策は何もやってないんですか。

○堤環境管理課長 一ツ瀬川の長期濁水については、18年度から濁水軽減対策のための検討を行ってきまして、上流域対策のほかに九州電力が行うダム対策についても検討して、今後実施をしていくという段階でございます。ダム対策については県土整備部のほうが所管しておりますので、私のほうの事業にはございません。

○外山委員 ということは、ダム対策については検討の段階で、具体的にこういうことをやろうという方向は出ておるわけじゃないんですね。

○堤環境管理課長 これまでも選択取水設備であるとか、上流にスクリーンを置いて濁水を下に持ってくる設備とかございましたけれども、今後は、ダムの真ん中に非常用放流設備というのがあるんですが、そういったところを改良して、濁水が発生して大量に流れ込んだときにできるだけ早く排出させる方法とか、下流の杉安ダムの改良なども九電のほうでは計画しております。

○野辺委員 林業技術センターの試験研究費でちょっと教えてほしいんですが、今、試験研究の中で最も力点を置いている研究というのはどういうことでしょうか。

○金丸林業技術センター所長 重点的に取り組んでおります研究課題としましては、一つは長伐期の関係がございます。これまでは60年生ぐらいまでしか長期の収穫の予想ができませんで

したけれども、一昨年、林齢120年生まで予想できるような収穫表を調整しております。それに基づきまして、林家の方がどういう間伐を行ったときに将来どうなるというプログラムを開発しております、その普及に努めております。それが第1点でございます。

それから、DNAを活用した樹種の品種の同定といいますか鑑定も行ってございまして、苗木生産業者の方が常時とられております母樹の鑑定等も行ってございます。

それから、フェニックスに害虫がついて枯れているのがございますけれども、今年度、薬量を少なくして効果が出るような方法を開発いたしまして、その普及にも努めておるところです。

それから、林業関係につきましては、GPSとGISを活用しまして、地域をまとめたような形で、山の状況はどうなっているか、地形がどうなっているか、傾斜がどうなっているか、作業道がどうなっているかというような詳しい施業案といいますか、森林の現況調査をつくる手法を研究してございまして、それを地域の方にお示しして、将来どうしていくかということを御提案するような方法も研究してございます。

それから、特用林産関係につきましては、一昨年からシイタケの値段が高価格を維持してございまして、原木栽培の収量をいかに上げていくか。今まで一般的に原木は4年程度使用しているんですけども、原木が完全に利用し尽くされていない部分もございまして、それに収益を与えるような方法等を考えまして、シイタケの収量アップの方法を現在検討しておるところです。以上のようなことでございます。

○野辺委員 花粉の少ないヒノキ、杉の研究に

については、一定の研究が進んだと考えていいわけでしょうか。

○金丸林業技術センター所長 花粉の少ない杉につきましても、最近時々マスコミ等でも報道されておりますけれども、独立行政法人林業育種センター九州育種場で花粉の少ない杉の品種が選抜されまして、県内で6品種ですが、飢肥杉系統の高岡署1号というのを推奨しております。当センターの苗畑にその母樹がございまして、その穂木を苗木の生産業者の方に平成18年度から提供しておりますので、徐々に生産体制が整ってきていると考えております。材質あるいは成長等もいい杉でございまして、その普及に努めていきたいと考えております。

○野辺委員 花粉の少ない樹種については、今後とも試験研究は続けていくということなんでしょうか。

○金丸林業技術センター所長 私ども試験林等を持っておりますので、花粉の着生状況は継続して調べていきたいと考えています。

○野辺委員 長伐期による研究はなかなか結論が難しいと思うんですが、短期間で施策に生かせるような試験研究ができるというところをしてもいいんですかね。

○金丸林業技術センター所長 長伐期につきましても、先ほど申し上げましたけれども、120年までは予測できる予想曲線を算出しておりますので、現地を調査しますと、この山は将来どれぐらいになりますというのが予想できます。それから、例えば50年で間伐をして、10年後にまた間伐する、10年後の材積量は幾らで、それから間伐する材は幾らですと、そういうプログラムを開発しておりますので、将来どうなるか教えてくれということで森林組合等から時々御要望は来ているみたいです。今、パソコンが普

及しておりますので、私どものプログラムを提供しております。現段階では、山の手入れの仕方将来どうなるのかという推計は、100年あるいは120年生ぐらいまでは可能となっております。

○野辺委員 もう一点教えてほしいんですが、地下水の常時監視というのはどういう方法でやられるんですか。

○堤環境管理課長 県内を5キロメートルぐらいにメッシュで区切りまして、4年ぐらいでそのメッシュを一回りするような形で概況調査ということで、井戸を持っていらっしゃる家に行き水をとらせていただいて検査をしております。

○野辺委員 監視の結果、異常があった場合はどのような対応をされるんですか。

○堤環境管理課長 まず、飲んでいらっしゃる場合は、すぐに飲むのをやめていただいて、その後、定期的にモニタリングをしております。また、原因者が近くにあるような場合には、原因者に対する指導も行っております。

○野辺委員 これは井戸水と考えていいんですか。ボーリングの監視とかはできないということなんでしょうか。

○堤環境管理課長 原則、各家庭にある井戸を測定させていただいております。

○蓬原委員 地下水なんですが、ここは立場上、水質保全、水質に関する調査が主なんでしょうけれども、例えば都城盆地は水位が年々下がっているという調査報告があるんですが、水位等についての調査は管轄外ということだから、そういう調査はされていないんですか。

○堤環境管理課長 水位についての調査は実施しておりません。

○蓬原委員 それと公害保健対策費、土呂久公

害なんです、1億340万ですか、指定地区住民の皆さん方の健康診断等々となっております。ずっと引きずっているんでしょうけれども、どれぐらいの対象者がおられて、今どういう状況なのか。詳しくわかるように教えてください。

○堤環境管理課長 認定患者の方は、これまで181名おられます。現在、生存されている方が51名でございます。平均年齢としては78歳ぐらいでございます、64歳から96歳までの方がおられます。毎年新たに認定される方が2～3名いらっしゃいます。20年度は4名の新たな認定患者さんが発生いたしました。

健康観察検診につきましては、障害等級のある方については3年ごとに法律で見直しをすることになっています。これが法定検診でございます。そのほかに、かつてその地区に住んでおられた方、あるいは鉱山で働いておられた方を対象に毎年健康診断を行っております、1年ごとに1次検診、2次検診やっておりますけれども、1次検診のほうを大検診といいまして、1次検診で異常があった方については、その翌年2次検診を実施しています。1次検診が90名ぐらいで、2次検診が50名ぐらいでございます。高千穂保健所のほうで検診を行っております。

○蓬原委員 河川浄化対策費、未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業561万8,000円、これはどんな事業ですか。

○堤環境管理課長 これは、平成17年度に別な事業名でございました。私どもはBODの数値で、環境基準に適合している、していないという表現をしていますけれども、県民の方々は川がきれいになったという印象が余りないということで、県民の方がわかりやすい指標をつくら

うということで、見た目や周囲の風景、ごみなどで判断できる新しい環境指標をつくりました。その事業で子供たちが河川調査とか行ってきたわけですけれども、20年度からは、夏休み等に子供たちを連れて川遊びしたいとか、宿題等で水生生物調査をしたいといった場合に、情報がなかなかないということで、NPO団体の事業を情報収集してホームページでそれを情報公開する事業を始めたところでございます。また、いろんな調査の結果もそのホームページに掲載することにしております。

○蓬原委員 子供を遊ばせるということはよいことだと思うんですが、県内の川はどこで子供が泳いでもいような水質状況なんです。ここは泳いではいけないよとか、非常に危ないよとか、そういうところはあるんでしょうか。

○堤環境管理課長 私どもの所管では泳いでいいとか悪いとかいう判断をしているわけではありません。泳ぐというよりも、最近の若いお父さん、お母さんもそうだと思うんですが、余り子供のころに川に遊びに行っていないということもあって、子供たちが川から遠ざかっていることが環境教育上問題なんじゃないかということで、できるだけ川で遊ばせるということです。ふるさとの水辺の調査は、事前に保健所や市町村の職員等が調査して安全等を確認して、浅いところで石ころの裏の虫を調べたり、そういった事業を行っております。

○蓬原委員 もう一件、隣のページですが、浄化槽整備事業3億1,800万、ことしは何基ぐらいを考えているのか。さっき説明があったのかもしれませんけど、もう一回。

○堤環境管理課長 20年度では、今のところ3,000基ぐらいです。補正等で若干落ちているんですけれども、当初で3,033基予定してお

ります。

○**蓬原委員** 189ページ、環境対策推進課、ダイオキシン類等排出監視強化事業というのがあります。一方、185ページに化学物質対策費でダイオキシン類対策事業とあるんですが、前も、廃棄物の関係と環境のことでダイオキシンに対する対応を聞いたことがあるんですけども、この2つのダイオキシンに関する行政の関係というのは、どういう役割分担になっているわけですか。同じダイオキシンということですが。

○**堤環境管理課長** ダイオキシン類対策特別措置法という法律がございますが、法律の所管は環境管理課でございます。したがって、大気、水質等の常時監視等も環境管理課で行っております。ただし、廃棄物焼却炉については廃棄物処理法での関係がございますので、環境対策推進課のほうで所管しております。

それから、先ほどの浄化槽の設置基数ですけれども、今御説明いたしましたのは20年度当初でございます。21年度は今のところ要望が2,929基上がっております。

○**蓬原委員** ダイオキシンの役割分担はわかりましたけど、過去の実績の中で、ダイオキシンが県内で基準値以上に発生しているとか、そういう問題があった事例は見当たっているんですか。

○**道久環境対策推進課長** 20年度ではダイオキシン類の測定を50事業者行っておりますけれども、2つの事業者が基準値をオーバーしたということで改善命令を出しております。

○**蓬原委員** その場所はどこで、どういう対策をとられたんでしょうか。

○**道久環境対策推進課長** いずれも焼却施設でございましたけれども、清掃をさせまして再度

測定いたしまして、改善が図られたということでございます。

○**蓬原委員** その2カ所というのはどこですか。

○**道久環境対策推進課長** 企業名を出しますとその事業者に対して不利になりますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○**満行委員** 先ほど蓬原委員がおっしゃっていましたが、ごみ袋製造業者の売上高、そして会社の売り上げに対するレジ袋の割合を、総括質疑のときでもいいんですけど、調べてもらうとありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

○**堤環境管理課長** 調べたいと思っております。

○**道久環境対策推進課長** 先ほど、50業者測定いたしまして2事業者に改善命令を出したと申し上げました。その2事業者ですけれども、1事業者につきましては、先ほど申し上げましたけれども、再測定をやって結果待ちということだそうです。もう一つは、3月17日に再測定を行う予定だということでございます。

○**宮原委員長** ほかにございませんか。

183ページの大気汚染常時監視13測定局ということでしたが、この13測定局というのは固定されているんでしょうか。それとも移動するんでしょうか。

○**堤環境管理課長** 固定された測定局でございます。

○**宮原委員長** 24時間監視ということなんですが、その数値は地域の住民の方には目で見られるようになっているんでしょうか。

○**堤環境管理課長** 「みやざきの空」というホームページで1時間ごとにデータが公開されております。

○**宮原委員長** 次に、178～179ページですが、森林計画樹立費、事業としてはGISデータ整

備費まで4つ上がっているようです。これは調査をしてそういった形にちゃんとするんですけど、この事業はどういったところがかかわってくるのでしょうか。

○飯田環境森林課長 これは、地域森林計画を5流域ごとにつくっているわけですが、その中のデータ整備ということで、GIS整備費につきましては、例えば、植栽未済地の現地調査とか路網の整備状況調査、またデジタル放送ということで空中写真を撮るんですけども、ゆがんでいますので、正写するような手法でやっているのがGISデータ整備ということになっています。

○宮原委員長 それはどこかの企業に、入札か何かしてやるということなんでしょうか。

○飯田環境森林課長 デジタル放送等につきましては入札でやっておりますが、現地調査等々につきましては森林組合に委託してお願いするということでございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようですが、先ほどマイバッグの話がストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦のところが出ましたけど、たまたまテレビを見たときに、東北のある県だったと思いますが、バレーボールをつくっているミカサというところがつくっている袋を、種類としては何十種類かあるんだそうです。それを高校生が5枚重ねて握っているのが普通だということで、多いのは10枚重ねて持っている。薄いんですよ。毎日気分に合わせて袋の表面を入れかえていくということで、じいちゃん、ばあちゃんまでみんなその袋を必ず握っている県があるそうなんです。非常におもしろいなと思ったんですが、まさかバレーボールをつくっているところが出している袋とはじいちゃん、ばあちゃんも思っていないよ

うなんです、そういうマイバッグを皆さん持っているという県があるようなんです。多分この中にも見られた方がいらっしゃるんじゃないかと思いますが、それを週がわり、日がわりで持つというのが大変人気だということで、コンビニからデパートからすべて、入り口の一番目立つところに置いてある。種類としては30種類、40種類の柄があるんそうです。全国でそのバッグがどこで売られているかといったら、その県で断トツに売れておいて、ほとんどのシェアをそこが占めていると、普通はスポーツ店にしか置いてないだろうと思いますが、そういうのがテレビでありました。宮崎のイメージとそういうものを組み合わせができたらおもしろいと思いましたので、1回調べていただきたいと思います。これは要望にかえておきます。

ほかにございませんか。

○野辺委員 資料をお願いしたいと思うんですが、いろんな林業施策は林業経営をうまくやっという施策だと思うんですが、国産材時代が来ると言われて長いんですけれども、環境問題で、例えばロシア材の関税が近く80%になっていくようですが、ほかの国においても環境問題で規制されてくると思うんです。今、国産材は20%ですか、あとは輸入材だと聞いておるんですが、どういう国から外材が入ってきて、今後の見通し等がわかればですね。それが国産材にも影響してくると思いますので、総括のときでもいいんですが、できれば資料を準備していただきたいんですが。

○寺川環境森林部技術担当次長 今後の見通しはわかりませんが、現状であればデータがあると思いますので、準備をしたいと思います。

○蓬原委員 189ページのポリ塩化ビフェニル

廃棄物処理推進事業、PCBのことかなと思っています。ことしから始まるということのようにさっき聞きましたが、例えばトランスに使っている絶縁アンプ、ああいう関係かなと思います。私、4～5年前に一般質問をしたことがあるんですが、県内の状況、どれぐらいの対象のポリ塩化ビフェニルがあって、これを処理できる技術を持っておられる事業所がどのぐらいあるのか、あるいは県外に頼むのか、そのあたりの状況をお知らせください。

○道久環境対策推進課長 18年に調べているんですけども、PCB含むトランスとかコンデンサーは県内436事業所で893台あるという届け出がされております。この処理なんですけれども、お話にありましたように、本県分は来年度から処理していただくんですけども、その処理施設につきましては、日本環境安全事業株式会社が全国に5カ所そういう処理施設をつくっております。本県分等は北九州市の施設で処理していただくという予定になっております。

○蓬原委員 今、18年度で調べた分ですが、大体いつまでに終わるということですか。

○道久環境対策推進課長 27年までに終わる予定でございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、以上で、環境森林課、環境管理課、環境対策推進課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時0分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

これより、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を行います。自然環境課から

順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○飯干自然環境課長 自然環境課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス「自然環境課」のところ、ページで言いますと191ページをお開きください。自然環境課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で45億8,187万4,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

まず、2枚めくっていただきまして、194ページをお開きください。初めに、上から3段目の（目）林業振興指導費でございます。その下の段の（事項）水と緑の森林づくり推進事業費681万円であります。これは、県民参加の森林づくりの一層の推進を図るため、これまで実施しておりました森林づくり推進期間中の「森林づくり県民ボランティアの集い」に加えまして、新たに、森林づくりに関する地域での意見交換会や県民の意向調査を実施する、森林環境税を活用した改善事業でございます。

次に、195ページをごらんください。上から3段目の（事項）森林づくり応援団育成・支援事業費3,778万5,000円あります。これも森林環境税を活用した事業でありまして、活動費の助成や苗木の提供など森林づくりボランティア団体の活動を支援しますとともに、企業による森林づくりの推進を図るため、フィールド情報の収集提供や企業と森林所有者との仲介などを行うものであります。

次に、196ページをごらんください。上から3段目の（事項）荒廃溪流等流木流出防止対策

事業費2,500万円であります。これも森林環境税を活用した事業でありまして、台風などによる異常な降雨の影響によって不安定な状況になった溪流沿いの立木や、溪流に堆積した流木の除去等を行うことによりまして、河川や海岸への流出を防止するものでございます。

次に、197ページをごらんください。一番上の（目）治山費でございます。その下の段の（事項）山地治山事業費25億4,838万4,000円です。これは、山地崩壊地の復旧整備や災害の未然防止を図るため、復旧治山事業や予防治山事業などの事業を実施するものでございます。

次に、198ページをごらんください。上から2段目の（事項）保安林整備事業費3億8,760万1,000円です。これは、保安林においてその機能の維持強化を図るために、植栽や下刈り、本数調整伐などの森林整備を行うものでございます。

次に、199ページをごらんください。上から3段目の（目）狩猟費でございます。その下の段の（事項）鳥獣保護費3,381万9,000円です。これは、鳥獣保護区の管理などを行う鳥獣保護員の設置に要する経費などですが、説明の6にあります㊦キジ・コシジロヤマドリ保護増殖事業においては、昨年3月に公表された宮崎県レッドリストにおいて、県の鳥であるコシジロヤマドリが準絶滅危惧種とされたことから、生息調査を実施するものであります。

次に、その下の段の（事項）鳥獣管理費4,993万円です。説明欄につきましては、次の200ページをお開きください。これは、市町村の有害鳥獣捕獲を促進する市町村有害鳥獣対策補助事業や、シカの生息数が多い地

域において、市町村とともに、シカ捕獲1頭につき5,000円を補助する特定鳥獣（シカ）緊急捕獲促進事業などにより、鳥獣被害の防止と野生鳥獣の適正管理を図るものであります。

次に、下から2段目の（目）公園費、その下の（事項）自然公園事業費3,132万6,000円です。この事業は、自然公園利用施設のリニューアルやバリアフリー化などにより、県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備や維持管理を行うとともに、市町村が実施する自然公園利用施設の整備に対して支援を行うものでございます。

次に、201ページをごらんください。上の段の（事項）九州自然歩道管理事業費2,925万8,000円です。この事業は、九州自然歩道の利用者の安全や利便性を確保するとともに、その利用促進を図るため歩道の整備を行うものでございます。

最後に、その下の段の（目）林業災害復旧費でございます。その下の段の（事項）治山施設災害復旧費3億円です。これは、治山ダムなどの治山施設が被災した場合に早急な復旧を図るための経費でございます。

当初予算につきましては以上でございます。

○宮原委員長 ここで、委員会の傍聴についてお諮りをいたします。

佐賀県の宮原氏から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、先着10名に限り許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議ありませんので、傍聴人の入室を認めることといたします。

傍聴される皆様をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡しをしました「傍

聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

○飯干自然環境課長 次に、自然環境課の特別議案について御説明いたします。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

提出議案につきましては、お手元に配付いたしております環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

資料の19ページをお開きください。(1)の改正の理由は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、(2)の改正の概要であります。「手数料の種類」の欄にありますように、狩猟免許申請手数料や狩猟免許再交付手数料など4つの手数料について、金額のところ、一番右側の改正欄にございますように、その額を改正するものであります。

なお、表の一番上の狩猟免許申請手数料にあります、①鳥獣保護法第49条各号に掲げる者の狩猟免許の手数料につきましては、例えば、既に銃の狩猟免許を受けている方が、さらにわたしの狩猟免許試験を受けるといった場合に適用されるものでございます。その下の②その他の者の狩猟免許の手数料は、狩猟免許を全く持たない方が受験する場合に適用されるものであります。

また、(3)の施行期日ではありますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正の施行日と合わせ、平成21年4月16日と

しております。

自然環境課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永森林整備課長 それでは、森林整備課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス「森林整備課」、ページで言いますと203ページをお開きください。森林整備課の当初予算は、左から2列目の当初予算額の欄にありますように105億2,206万1,000円をお願いしております。その内訳であります、一般会計で101億9,346万8,000円、また、その下のほうにあります特別会計で3億2,859万3,000円であります。

それでは、一般会計の主な事業について御説明いたします。

205ページをお開きください。初めに、4行目、(目)林業総務費の下段(事項)公共工事情品質確保強化対策費1,341万8,000円あります。これは、公共工事情の品質確保のために、現場や営業所等の点検・指導など施工体制の監視を行うものであります。

次に、中ほどの(目)林業振興指導費の(事項)ひなもり台県民ふれあいの森等管理費3,050万2,000円あります。これは、小林市にありますひなもり台県民ふれあいの森等の管理運営委託などを行うものであります。

また、一番下の行ですが、(事項)県営林特別会計繰出金1億3,000万円あります。これは、206ページにありますように、県営林を造成管理するために借り入れた2つの特別会計の既往の借入金について、その償還金の一部を一般会計から繰り出すものであります。

次に、その下の(目)造林費の(事項)森林整備事業費25億312万円あります。これは、

造林や下刈り、除間伐などの森林整備に対して助成するものであります。説明の欄にありますように、1の流域育成林整備事業を初め、207ページにかけて記載しております8つの事業により実施いたしまして、引き続き植栽未済地対策等に取り組むこととしております。

次に、207ページの中ほどにあります、(事項) 林業公社費12億2,630万5,000円であります。これは、林業公社の償還金に係る貸付等に要する経費であります。

下のほうの(事項) 植栽未済地造林緊急特別対策事業費5,964万円であります。これは、国庫補助事業の森林整備事業について県費の上乗せ補助を行い、森林所有者の負担を軽減し、伐採後の植栽を促進するものであります。

次に、208ページをお開きください。一番上の(事項) 水を貯え、災害に強い森林づくり事業費1億5,156万7,000円あります。この事業は、森林環境税を活用し、荒廃林地への広葉樹の造林等の整備を行うものであります。

次に、中ほどやや下の(目) 林道費の(事項) 森林保全林道整備事業費8億4,928万5,000円あります。この事業は林道網の整備に要する経費でありまして、1の森林管理道開設事業から、209ページの一番上にあります3のフォレスト・コミュニティ総合整備事業により、美郷町の所野線外9路線の整備を、県営及び市町村営事業で実施するものであります。

次に、その下にあります(事項) 道整備交付金事業費15億1,693万9,000円あります。この事業は、地域再生計画に基づき山村地域交通のネットワーク化や森林施業促進を図るため、県営及び市長村営事業により、高千穂町の黒原・煤市線外28路線の林道の整備を図るものでございます。

次に、210ページをお開きください。一番上の(事項) 山のみち地域づくり交付金事業費3億4,000万であります。この事業は、旧緑資源機構が平成19年度まで実施してまいりました緑資源幹線林道事業を、平成20年度から県営事業として引き継いでおりまして、平成21年度につきましても引き続き実施するものであります。西米良村の小川・棚倉峠線外1路線の整備を図ることとしております。

次に、中ほどやや下の(事項) 県単林道事業費1億8,507万3,000円あります。説明欄の一番下のほうにあります新規事業、4の林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデル事業につきましても、後ほど委員会資料で内容を説明したいと思います。

次に、211ページをごらんください。上から3行目、(目) 林業災害復旧費の下段(事項) 林道災害復旧費25億2,465万2,000円あります。この事業は、平成19年度、20年度の災害、いわゆる過年災分と現年災分、平成21年度に起こり得るであろう災害の見込額であります。

次に、212ページをお開きください。特別会計について御説明いたします。一番上の行の山林基本財産特別会計で9,502万4,000円をお願いしております。

事業といたしましては、まず、上から5行目の(事項) 県有林造成事業費2,723万4,000円ありますが、これは、県有林の除伐、間伐などの保育事業を実施するものであります。

次に、下のほうにあります(事項) 元金5,068万8,000円、及び次のページの(事項) 利子1,710万2,000円ありますが、これらは、農林漁業金融公庫からの借入金の元金、利子の支払いに要する経費であります。

次に、214ページをお開きください。一番上

の行の拡大造林事業特別会計であります。総額で2億3,356万9,000円をお願いしております。

まず、上から5行目の(事項)県行造林造成事業費1億6,125万2,000円ではありますが、これは、県行造林の除間伐等を実施するとともに、立木販売を行い森林所有者等へ収益を分収するものであります。

次に、下のほうにあります(事項)元金4,944万5,000円、及びその下の(事項)利子2,287万2,000円ではありますが、これらは、先ほどの県有林と同じく、農林漁業金融公庫からの借入金の元金、利子の支払いに要する経費であります。

次に、当初追加分について御説明いたします。

恐れ入りますが、資料がかわりまして、薄いほうの歳出予算説明資料(議案第72号)の青いインデックス「森林整備課」、ページで言いますと23ページをお開きください。森林整備課の当初補正予算は、左から2列目の補正額にありますように、一般会計で2億4,960万円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして107億7,166万1,000円であります。

補正予算の内容について御説明いたします。

25ページをお開きください。上から4行目、(目)林業振興指導費の(事項)県営林機能強化促進事業費で2億4,960万円の増額であります。これは、説明の欄にありますように、県営林の機能維持や経営基盤の強化のために、国の第2次補正予算による緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して取り組むものであります。

先ほどの新規事業とあわせまして、事業の内容につきまして御説明をいたしたいと思いま

す。委員会資料で御説明したいと思っておりますので、恐れ入りますが委員会資料をお願いしたいと思っております。

委員会資料の7ページでございます。まず、通常の当初予算で計上しておりました、林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデル事業についてであります。

1の事業の目的にありますように、近年の異常な集中豪雨等によりまして作業道が被災する事態が見られますことから、市町村、森林組合、建設産業で組織する森林づくり協議会を設立し、低コストで災害に強い作業道を整備するとともに、林業と建設産業との連携に向けたモデル的な取り組みを推進するものであります。

次に、2の事業の概要であります(1)の予算額は6,370万円であります。(2)の事業期間は平成21年度から23年度までの3カ年でございます。(3)の事業主体は森林づくり協議会であります。

(4)の事業内容であります(1)の森林づくり協議会の開催は、恐れ入りますが、右の8ページ、3対策の一番上の市町村・森林組合・市町村建設業協会による森林づくり協議会の設置にありますように、この事業に取り組むそれぞれの市町村の森林づくり協議会が、工法の検討や森林所有者等の調整を行うために必要な経費を助成するものであります。

恐れ入りますが、もう一度7ページに戻っていただきまして、(2)の林業技術者育成支援事業は、作業道を開設する場合、まず先行伐採するわけですが、そのために建設業者が伐木(木を倒すこと)やチェーンソーの特別教育を受講するための経費を助成するものであります。

(1)の山の道整備事業は、現在、作業道の整備は森林組合が実施しておりますが、本事業で

は、路網整備に必要な人的資源と装備を持つ建設業と連携して作業道を整備する森林づくり協議会に対して助成するものであります。

右の8ページの3対策の中ほどの「コンクリート構造物の設置」のところに簡単な平面図を載せておりますが、作業道本体の開設につきましては、国庫補助事業を活用し整備することとしております。そして国庫補助事業の対象にならない、この平面図でいきますと黒で表示してありますヒューム管などの排水施設、擁壁などの構造物を当事業で設置するもので、その下にあります左の写真のように、路肩が崩れるおそれのある箇所に、右の写真にありますように擁壁を設置することにより、災害に強い作業道とするものであります。その下の事業量にありますように、中山間地域を中心に7市町村をモデル地域といたしまして、3カ年で約21キロの作業道を整備することとしております。

このような取り組みによりまして、4の事業効果にありますように、山地災害の防止や建設産業の林業参入への条件整備などの効果があるものと期待しております。

次に、17ページをお開きください。補正予算で計上しております、県有林維持管理強化促進事業についてであります。

この事業は、先ほど申しましたとおり緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用するもので、1の事業の目的の下のほうにありますように、松林の整備や管理道の土砂の除去を行い、県有林の公益的機能の維持増進を図り、あわせて雇用機会並びに林業担い手の確保・創出を図るものであります。

2の事業の概要であります、事業期間は、(2)にありますように本年4月から9月までの6カ月間で、外部委託により実施することと

しております。

次に、(4)の事業内容であります、右側の18ページをごらんください。上段のツ葉海岸等の松葉かきなどの松林整備につきましては、1月補正により、現在90人を雇用し、宮崎市、新富町で実施しておりますが、21年度におきましても引き続き実施するものであります。また、下段の県有林管理道につきましては、災害等により土砂崩壊や路面荒廃が発生しておりますことから、その整備を図るものであります。

17ページにお戻りください。実施場所と面積であります、①の松林整備につきましては、宮崎市で195ヘクタール、新富、日向、串間市で計25ヘクタールの合計220ヘクタールを実施することとしております。また、②の管理道の土砂除去等につきましては、宮崎市から綾町等にまたがる諸県県有林内の管理道約34キロで実施することとしております。

本事業を実施することにより、(5)にありますように、雇用創出人員は延べ約1万5,000人日、そのうち新規雇用者は延べ約1万2,000人日、実質雇用者約200名、雇用期間は3カ月で、約100名ずつ募集いたしまして計200名でいこうと考えております。

以上が平成21年度の当初予算であります。

続きまして、委員会資料の20ページをお開きください。議案第34号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、森林保全林道整備事業外2事業の県営施行分につきましては、関係市町村より事業費の100分の10の負担を、また、山のみち地域づくり交付金事業については、事業費の100分の5の負担をそれぞれ求めるものであります。平成21年度は県内5市町村が対象となっております。

す。

森林整備課からは以上であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

先ほどの分厚い資料ですけれども、お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス「山村・木材振興課」のところ、ページで言いますと217ページをお開きください。平成21年度の予算額は、表の左から2列目、当初予算額の欄にありますように、一般会計で34億7,264万3,000円、下のほうの特別会計で2億5,465万4,000円、合計では、一番上の行にありますとおり37億2,729万7,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明します。

めくっていただきまして、219ページの中ほどの(目)林業振興指導費で、一番下の段にあります(事項)林業・木材産業構造改革事業費4億2,735万1,000円ではありますが、1枚めくっていただきまして、説明欄の一番上の5木材産業構造改革事業費補助金2億2,174万4,000円では、木材乾燥機やプレカット加工施設の整備への支援を、下のほうの8森林保全型低コスト素材生産システム整備事業1億1,335万9,000円では、単独の素材生産事業に対しまして高性能林業機械の導入等への支援、それから下の㊦9木造建築促進連携モデル事業679万8,000円では、建築基準法改正に伴いまして、建築確認申請の厳格化等に対応しますために、プレカット工場と中小の工務店などが連携して取り組みます木造建築支援のCAD(コンピューターによる製図)システムの導入を支援しまして、工務店等における木造住宅の建築を推進するものでござ

います。

次に、㊦10木質バイオマス利活用システム構築事業につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、ページ一番下の(事項)県産材流通促進対策費2,068万3,000円ではありますが、これについては下のページの説明欄の㊦1日本一「みやざきスギ」県外セールス強化対策事業としまして、大消費地における大口需要者に対しまして県産製材品を積極的にPRしますとともに、新たな販路開拓や効率的な出荷体制づくりへの支援を行うこととしております。

次に、(事項)木製材品普及促進費1,146万9,000円であります。説明欄の中にあります㊦2産直住宅「みやざきの家」推進事業630万円では、産直住宅に取り組む団体が行います産地見学会などのPR活動への支援を行いまして、県外等での県産材住宅の建築促進を図るものでございます。

次に、(事項)木材需要拡大推進対策費4,955万1,000円であります。説明欄の㊦1木のある暮らし創出推進事業3,969万4,000円では、学校や福祉施設等の公共的施設での木造化等に対する支援や、学童机、いす等の木製調度品の導入、また木製遊具等の設置に対する支援を行いまして、木のよさや特性を広く県民に理解していただき、県内での木材利用を推進するものでございます。

次に、㊦2みやざき材海外輸出活動促進事業363万5,000円では、海外輸出に取り組みます団体が行う輸出促進のための活動や、現地での木造建築に必要な構造設計あるいは施工管理の技術者養成に対する支援を行うこととしております。

次に、一番下の(事項)木材利用技術センタ

一運営事業費1億2,534万7,000円であります。
1枚めくっていただきまして、説明欄の1及び2にありますように、維持管理や試験研究などに要する経費、また、4の受託事業費としまして、外部資金を活用した受託研究費などであり、当センターは、平成13年度に開設以来、技術の開発や地元の企業ニーズに即した実用的な研究、またその技術移転に取り組むとともに、企業等からの技術相談、依頼試験も年間を通して行われておりまして、地域に開かれた研究機関としての役割を果たしているところでございます。

次に、(事項)森林組合育成指導費、説明欄の中の㊦5森林境界明確化促進支援事業につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、一番下の(事項)林業就業者育成確保対策事業費の説明欄の中の㊦2森林の仕事担い手新規参入等支援事業、これにつきましても後ほど説明させていただきます。

次のページの上から3行目、㊦3林業就業者リーダー養成事業623万円では、林業作業に必要な高度な技術を有し、安全管理能力の高い人材を確保するために、林業架線作業主任者研修及びクレーン運転などの7つの資格取得のための研修に支援を行うこととしております。

次に、(事項)林業担い手対策基金事業費1億4,269万9,000円であります。宮崎県林業担い手対策基金を活用しまして、担い手の確保・育成に関する各種の施策を実施するものであります。下の説明欄の1林業担い手対策基金事業では、就業を希望します高校生への育英資金の貸与等の人づくり、林業機械の更新などの基盤づくり、素材生産等を行う事業体に対しまして、社会保険等の事業主負担への助成による就

労環境づくりの3つの柱により、担い手の確保・育成のための総合的な事業を展開することとしております。

なお、2の林業担い手対策基金積立金2,322万円につきましては、高性能林業機械の共同利用事業により見込まれます利用料の収入を、担い手基金に積み立てるものでございます。

次に、一番下の(事項)しいたけ等特用林産振興対策事業費2,772万9,000円あります。説明欄にありますように、シイタケ等の特用林産物の振興を図るため、1の特用林産物生産振興総合対策事業1,977万7,000円により、シイタケ生産の拡大に向けた生産体制の強化、新規参入促進などに取り組むこととしております。

1枚めくっていただきまして、224ページ、上から2行目ですが、㊦4安全・安心な「みやざき乾しいたけ」産地づくり事業では、産地表示の適正化や「みやざき乾しいたけ」ブランド産地づくりに向けての生産管理体制の強化、また、栄養士との連携によるシイタケ料理の実践活動などを通じた県産乾しいたけの消費拡大に取り組むこととしております。

次に、225ページですが、特別会計について御説明いたします。5行目の(事項)林業・木材産業改善資金対策費2億5,465万4,000円あります。説明欄にありますように、林業・木材産業経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備に対し、無利子の中・短期の資金貸付に要する経費であります。1の林業・木材産業改善資金貸付金が2億5,000万円などとなっております。

続きまして、先ほど説明を後回しにしました新規事業について、常任委員会資料により説明させていただきます。

常任委員会資料の9ページをお開きくださ

い。初めに、新規事業、木質バイオマス利活用システム構築事業であります。

この事業は、県の重点施策、環境エネルギー対策の一つで、1の事業の目的にありますように、木質バイオマス資源の把握などを内容とする普及指針を策定しますとともに、林地残材の効率的な収集・運搬方法の確立等に向けた取り組みを支援するものであります。

2の事業の概要の(1)にありますように、予算額として653万円をお願いしております。

事業内容は、下の(4)にありますように、①の木質バイオマス活用普及事業では、バイオマスの発生及び利用の現状、予測、木質ボイラー等の導入促進などを内容とします指針を策定しまして、県民への普及を図るものです。また、②の林地残材収集・運搬システム実証モデル事業では、森林組合や森林所有者、ペレット製造者などで構成します協議会を開催しまして、林地残材の利用促進に向けた検討を行うとともに、地域での収集・運搬システムの実証の取り組みを支援するものであります。

右のページの下2事業効果にありますように、林地残材の有効活用による山村地域の活性化などが図られるものと考えております。

1枚めくっていただいて、11ページですが、⑩^{もり}森林の仕事担い手新規参入等支援事業であります。

この事業は、雇用創出・就業支援対策の一つで、1の事業の目的にありますように、次代を担う林業就業者の確保・育成を図るため、若年層や異業種からの就業希望者を対象にした就業相談会の開催や、雇用されました新規就業者の定着促進のための支援を行うものであります。

2の事業の概要の(1)にありますように、予算額として1,980万円をお願いしております。

す。

事業内容は、(4)にありますように、①の^{もり}森林の仕事新規就業促進事業では、就業希望者を対象としまして、就業相談会の開催や、間伐等の現場あるいは製材工場など川上から川下までの森林の仕事を体験する研修を実施いたします。

また、②の^{もり}森林の仕事就業定着促進事業では、国が実施しております緑の雇用担い手対策事業による基本研修修了者を引き続き雇用した事業体に奨励金を交付しまして、新規就業者の定着促進を図ります。奨励金の交付につきましては、右のページの下の方の枠内にありますように、新規雇用者1人につき、1年目が月額3万円、2年目が2万円、3年目は1万円を交付することとしております。

3の事業効果ですが、林業における雇用・就業が促進され、特に新規就業者の定着化が図られ、林業就業者の確保及び世代交代の促進が図られるものと考えております。

めくっていただきまして、13ページをお開きください。⑪の森林境界明確化促進支援事業であります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、山村地域では、不在村森林所有者の増加等によりまして森林境界が不明確になってきておりますことから、間伐などの適正な森林整備を進める上で大きな障害となっておりますので、市町村や森林所有者等で構成する地域協議会が行う森林境界の明確化活動を支援するものであります。

2の事業の概要(1)にありますように、予算額として2,898万円をお願いしております。

事業内容は、(4)にありますように、森林所有者等を対象とした座談会の開催や現地での

検討、境界のGPS測量などを実施することとしております。

右のページの下の方の3の事業効果にありますように、森林境界を明確化することによりまして長期施業受託などが促進され、不在村森林所有者や高齢者等の森林の適正な整備などが図られるものと考えております。

山村・木材振興課関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○徳永森林整備課長 それでは、予定価格の事後公表について御報告させていただきます。

委員会資料の21ページをごらんください。予定価格の事後公表につきましては、1の事後公表の試行の(1)試行の目的にありますように、積算努力を促すとともに、積算をせずに応札する業者等の排除や、最低制限価格付近への入札の集中、建設関連業務におけるくじの多発といった入札状況の改善を期待いたしまして、また、関係業界等からの要望等も踏まえまして、昨年10月から、一部の建設工事及びすべての建設関連業務において試行を行っているところでありますが、これまでの試行の状況につきまして御説明をいたします。

右側の22ページをごらんください。試行の状況につきまして、本年1月末までの契約済みの案件を集計し表にしております。

試行の件数であります、(1)の入札件数をごらんください。網かけ部分が事後公表を行った件数で、建設工事は271件、建設関連業務は、一般競争入札と指名競争入札を合わせまして348件であります。

次に、(2)の事後公表価格帯での比較をごらんください。これは9月以前の事前公表案件と比較したのですが、事後公表の部分を網かけで表示しております。まず、落札率の状況で

ありますが、表の落札率のところをごらんください。建設工事の事後公表における落札率は84.1%となっており、0.9ポイント上昇しております。また、建設関連業務の落札率は77.4%と1.9ポイント低下しておりますが、その下にあります一般競争入札に限りますと、落札率は1.4ポイント上昇しております。建設工事、建設関連業務のいずれも、事後公表による落札率の大きな変動はないものと見ております。

次に、予定価格超の人数の状況であります、この数字は予定価格を超過した人数の合計を入札件数で割ることによって、1件当たり平均で何人が予定価格を超過しているかを示した数字となっております。事後公表の場合、建設工事及び建設関連業務のいずれにおいてもその数は増加しておりますことから、きちんと積算せずに応札する業者の排除に一定の効果があると認められるものと考えております。

次に、最低制限価格付近での入札状況をごらんください。なお、ここで言う最低制限価格付近の入札とは、特に定義があるわけではありませんが、表の一番下の米印のところに記載しておりますとおり、この表の集計に当たりましては、建設工事は最低制限価格の前後10万円以内、建設関連業務は前後1万円以内で入札した者が全入札者に占める割合を集計しております。表に戻っていただきまして、建設工事では、増減欄にありますが、マイナス34.2ポイント、建設関連業務ではマイナス8.3ポイントであり、それぞれ減少しております。

また、飛びまして、「最低制限価格と一致した入札の発生率」であります、建設工事では、増減欄にありますようにマイナス0.9ポイント、建設関連業務ではマイナス3.9ポイントであり、特に一般競争入札に限るとマイナ

ス16.4ポイントとなっており、この項目もそれぞれ減少しております。これらのことから、事後公表を行うことにより最低制限価格付近への入札の集中の緩和に一定の効果が認められると考えておりますが、建設関連業務は最低制限価格と一致した案件が依然として発生しており、建設関連業務での効果は小さいものとなっております。

次に、くじの状況であります。くじの発生率をごらんください。建設工事は、増減欄ですが、マイナス2.1ポイント、建設関連業務はマイナス2.7ポイントであり、特に一般競争入札に限るとマイナス12.7ポイントとなっております。また、平均くじ対象者数は、建設工事はマイナス1者、建設関連業者はマイナス0.7者となっております。いずれも減少しており、くじ発生の緩和に関し一定の効果が認められるものの、建設工事に比べ建設関連業務はくじの案件が依然として発生しており、建設関連業務での効果は小さいものとなっております。

次に、応札者が全くいない、いわゆる入札不調や、入札者全員が予定価格を超過して入札が成立しない、いわゆる不落の状況であります。予定価格の事後公表の試行に当たりましては、当初、入札不調や不落が多発して工期に影響を与えるのではないかという懸念をされておりましたが、不調の発生率は、建設工事が2.2%、建設関連業務が0%、全員が予定価格を超過したことによる不落の発生率は、建設工事が0.4%、建設関連業務が1.4%であり、事後公表が入札不調や不落の発生に与えた影響はほとんどないものと考えています。

左のページにお戻りください。2の試行の検証に、ただいま御説明いたしました内容のポイントとなるべき事項を抜粋して記載しております。

す。

このような検証結果を踏まえまして、3の今後の取り扱いについてであります。これまでの試行の状況においては、最低制限価格付近での入札が減少するなど一定の効果が認められるところではありますが、業界等の意見等も含め状況をさらに検証していきたいと思っておりますので、4月以降につきましても現行の取り扱いを継続したいと考えております。今後とも、入札制度につきましても幅広く御意見を伺いながら、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

森林整備課からの報告事項は以上でございます。

○宮原委員長 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○野辺委員 国立公園の管理事業は環境省が主に行うと思うんですが、県の179万4,000円とはどういう事業をやるんでしょうか。

○飯干自然環境課長 国立公園は原則として国が管理をしておりますけど、県が一部借地をしておりまして、それで整備した歩道等の管理を行っております。例えば、えびの高原大幡地区、御池地区の歩道の草刈り、また御池の公衆トイレの管理を行っております。

○野辺委員 国立公園の国の管理はどれぐらいかわかりますか。霧島屋久国立公園ですか。

○飯干自然環境課長 国の予算は把握できておりません。

○野辺委員 木材産業構造改革事業2億2,000万円余と森林保全型低コスト素材生産システム整備事業1億1,300万円余ですが、これは対象はどのくらいですか。

○楠原山村・木材振興課長 220ページの木材産業構造改革事業ですけど、21年度は製材工場

やプレカット工場の乾燥機とか製品保管庫を考
えております。民間の事業体の3者を予定して
おります。

それから、森林保全型低コスト素材生産シ
ステムは、従来、単独の事業体に国庫補助はな
かったんですけれども、これから単独の事業体
にも、ということで、特に宮崎県は素材生産を
きっちりやっていかなきゃいかんということ
で、今回は高性能林業機械を導入することにし
ていまして、14事業体、ほとんど素材生産の事
業体であります。以上であります。

○野辺委員 もう一点お尋ねします。新規事業
の「林業・建設産業連携による災害に強い山の
道づくりモデル事業」ですが、これは、通常の
伐採するときに作業路を入れる事業だと思うん
ですが、3年間で21キロ整備するということ
ですが、これは全伐採地の作業路のどれぐらいカ
バーできるとお考えですか。

○徳永森林整備課長 21キロでどれぐらいの森
林の整備ができるかというのは、人工林がどれ
ぐらいあるかという条件等もありますが、作業
道自体は普通の国庫補助事業で開設します。国
庫補助の対象となっていない構造物とかヒュー
ム管を県費で補強して行って、災害に強い作業
道をつくるのが目的であります。21キロ抜く
ことによって森林の整備が幾らになるというの
は、数字的にはお答えできません。

○野辺委員 そういうことじゃなくて、伐採跡
地が土砂が崩れたりして災害が起こるのを防ぐ
ための事業なんでしょう。伐採するための作業
路などの整備がなされていないところが多かっ
たと思うんですが、そういう面からしたらどれ
ぐらいカバーできるでしょうかということなん
です。

○徳永森林整備課長 済みません。この作業道

は、伐採するための作業道ではございませ
んで、造林とか保育、間伐等をするための作業
道であります。通常、皆伐するときにはできる作
業道は対象にしておりません。

○野辺委員 今後、伐採跡地を見たときに、伐
採業者が無謀に作業路を入れて、それが土砂
災害に遭うとかいうところが多く見受けられ
ると思うんですが、そういうところに対しての事
業の展開というのは考えていらっしゃるわけ
ですか。

○徳永森林整備課長 国庫補助事業も、伐採に
ついては対象がないものですから、今一番問題
になっているのは、皆伐するときに無秩序に作
業道を抜いて、それが災害の原因になることが
ありますので、それに対する事業については今
ないんですが、昨年、伐採のときに災害の起こ
らないような作業道のつくり方という指針をつ
くりまして、素材生産業等の組織に対して指導
をやっているという状況であります。

○野辺委員 ぜひそういうのを前向きに取り組
んでいただきたいと思います。

○楠原山村・木材振興課長 野辺委員に、森林
保全型低コスト素材生産、14事業体と申し上げ
ましたが、11の事業体であります。申しわけあ
りませんでした。

○長友委員 これはお願いですが、総括質疑が
あると思いますので、そのときまでの資料要求
ということで。森林環境税が幾つかの事業に
入ってございましたけれども、森林環境税の用途
がわかるような一覧表をいただければありがた
いと思います。どういう事業に振り分けられて
いるかというのが見えるように、ひとつお願い
したいと思います。

あと一点、鳥獣被害はなかなか大変なこと
でありますけれども、県内の全体像を把握されて

いれば、どういう状況か教えていただきたいと思います。

○飯干自然環境課長 民有地内の被害状況をまとめております。その中で農林作物への被害額は、平成19年度で2億2,741万円となっております。

○長友委員 被害の及んでいるマップというか、その辺は全部わかっているわけですね。

○飯干自然環境課長 すべての動物は把握できておりませんが、イノシシとか猿、シカ、主なものは把握できております。

○長友委員 本年度予算は被害に対して4,993万円ぐらいついているわけですがけれども、これでどれくらいの効果があるものなのかですね。

○飯干自然環境課長 被害は増加傾向にございます。特に最近では森林関係のシカの食害が増加傾向にございます。

○長友委員 かなり深刻な問題というところえ方はしていただいていると思うんですけども、知事の今議会での答弁の中にもあったように、地域の意見を聞いていくと、鳥獣害の問題は非常に大きな問題になっているということで、何とかしてこれは解消していかなくてはならないというようなお話もあったわけです。方策はなかなか難しいということもあるんですけども、全体像を把握した上で、ことしはこのくらいを目標にしてこのような対策を打って、できるだけ解消に努めていかなければならないというような計画が立とうかと思うんです。何年かそれが継続されていくということになるかと思っております。

ただ、今お話を聞きますと増加傾向にあるということですから、さらなる対策を考えていかなくちゃならないんじゃないかという気もするわけですね。被害対策、計画、そういうものは

立っているんですか。

○飯干自然環境課長 被害の対策としましては、一つは防獣対策です。農用地関係の作物を食べられないようにする。あと一つは捕獲対策、2本立てで環境森林部と農政水産部が実施しておりますけれども、昨年の2月に特措法ができて、市町村がみずから計画を立てて捕獲できるようになっております。現在、県及び市町村が連携をとりまして、より効果的な防獣に努めていきたいと会議を開いております。

○長友委員 今お話があったように、国のほうでもこの対策に乗り出したのではないかと思いますので、市町村と連携を密にして効果の上がるような対策を打っていただきたい。要望しておきたいと思っております。

○宮原委員長 長友委員からありました環境森林税の用途についてという部分は、総括質疑までには提出いただけますか。

○飯干自然環境課長 はい、できます。

○松田委員 委員会資料7ページ、8ページ、林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデル事業についてお伺いいたします。ざっと趣旨を眺めまして、林道の災害復旧云々というよりは、将来的に建設産業の生き残り作戦もあるのかなと思ったんです。ただ、今回の本議会で川添議員が質問をされました、県発注の森林整備事業を民間業者の参入も考えるということだったんですが、そちらとのリンクのほう、これは23年度までになっているんですが、19年度から民間業者の森林整備事業への参入を進めていると部長の答弁であったように覚えているんですけども、この兼ね合いといましようか、民間業者が森林事業に参入できるようになったら、このモデル事業の存在価値はどの辺にあるのかしらんと思ひまして、お伺い

工場あるんですが、今回の事業では、2つのグループを公募して支援したいと思っております。

○坂口委員 結果的には、今のように外材とか安い材料を使つてのCADでの構造計算なり設計になっていくということで、利便性は高まるけど、究極は県産材をいかに使わせるか、広くて国産材をどう使わせるかだから、そこらの工夫が凝らせるものならですね。これをやることによって設計の手間が楽になるというだけじゃ、ちょっともったいない気がします。これは要望にしておきます。

次に、221ページのみやざき材海外輸出活動促進、これは㊸ということだから、似たようなのがこの前段にあったと思うんですけど、今、輸出状況というのはどんなぐあいに推移しているんですか。

○河野木材流通対策監 県産材の輸出につきましては、中国へは平成15年から取り組んでおまして、韓国について17年度から取り組んでおります。昨年の実績ですけれども、トータルで約2億円ということでございます。前年からすると倍以上伸びているというようなところでございます。

○坂口委員 ㊸ということで、前の事業をどのように工夫されたのか。2倍にも伸びるような事業なら継続できなかったのか。さらに効果が期待できるように改正されたのか。

○河野木材流通対策監 確かにこの事業、継続でずっとやってきておりますけど、単年度単年度ということで、毎年、前年度事業の内容を考慮して組みかえておるということでございます。

○坂口委員 中身は変わらないということですか。

○河野木材流通対策監 中身につきましては、今年度新しく取り組んだものとしては、現地の企業の構造計算の技術者、施工管理の技術者を宮崎のほうに呼びまして技術を習得してもらおう、そういった取り組みを新たに組み入れております。

○外山委員 何点かお尋ねしますが、まず201ページ、九州自然歩道ですが、整備事業は、具体的にはことしはどこを整備されるんですか。

○飯干自然環境課長 九州自然歩道が通過している県内の15市町村の歩道の草刈りとか清掃を市町村を通じて委託します。また、2番目の自然に親しむ九州自然歩道整備事業でございますけど、これは尾鈴県立自然公園、通常尾鈴コースと言っておりますけど、その歩道が壊れておりまして、これを修復する予定でございます。

○外山委員 これは宮崎県、九州ずっと通っておるんですね。私も部分的に歩いておるんですが、宮崎県は高千穂峰からずっとおりて、中には県道も経由しながらずっと五ヶ瀬に抜けて高千穂まで行ってますね。この九州自然歩道の事業というのはずっと昔からやっておって非常に長いんですね。全部を管理していくというのは大変だと思うんですが、もう少し部分的に取り上げて一般にPRして、今、森林セラピーとか自然に親しむとか、高齢者がこういうところを歩きたいという方はいっぱいいらっしゃるんですね。そういう意味で、満遍なくじゃなくて、半日、1日コースで歩けるすばらしいところがありますね。そういうところのPRをできないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○飯干自然環境課長 九州自然歩道は、公道も利用しまして県内で351キロ認定しているわけですけど、歩道だけは108キロでございます。

非常に範囲が広うございまして、案内板も非常に古くなっております。重点投資してやっていきたいんですけど、限られた予算の中ですので、早急に整備するところを中心に進めているところであります。

○外山委員 そうじゃなくて、整備を長いのを全部やっていくというのもなかなか大変で、この中で、例えば五ヶ瀬のスキー場の西のほうあたりのコースとか、さっきちょっとありました尾鈴山の周辺とか、何か所かすばらしいところがありますよね。足場がよくて途中まで車が行って、そこからずっと歩いてくる。そういうところのPR、広報をやっていかないと、せっかく長年やってきたこの事業が、自己満足というか、県民の方の利用につながらないと行政がやった意味がないわけですね。例えば、一ツ葉の県有林の松林の中に遊歩道がずっとあるんです。これは宮崎市の方もほとんど御存じない。私は、すばらしいものだから、ちょこちょこ夏なんかあそこの沿道を1時間、2時間ぐらい歩いて海岸に出て、砂浜をずっと歩いてくるとかします。あそこはただの歩道じゃなくて、下にやわらかいのがずっと敷いてあります。ああいうすばらしいところを、多分、この委員の皆様方も御存じないでしょう。事業をやられるのは必要ですが、それを県民にいかに利用してもらうか、そここのところの広報というか意識——つくって終わりじゃない、つくってどれだけ利用してもらうかという事業をやるわけですから、これは要望で結構ですから、ひとつ今後はPR、広報をちょっと考えてもらうといいなと思っております。

○飯干自然環境課長 PRにつきましては、商工とも連携してやっていきたいと考えております。

九州自然歩道はルートマップというのを既に作成してございまして、これは市町村にお配りしております。この活用の仕方も県民に十分承知されていないのではないかと思いますので、頑張りたいと思います。

○外山委員 続きまして、212ページ、県有林造成事業というのがありますが、県有林の実態をちょっと聞かせてもらいたいんです。県有林の広さが今どのくらいあるんですか。

○徳永森林整備課長 県有林の面積は約6,800ヘクタールでございます。

○外山委員 森林全体に占める県有林の割合は何%ですか。できたら国有林の広さも教えてください。

○徳永森林整備課長 計算をして、後でお答えします。

○外山委員 その場合、県有林は、針葉樹林、広葉樹林、松林、それから自然保護のためとか、どういう割合の形態になっておるんですか。

○徳永森林整備課長 県有林の中では、夷守、延岡の行膝を県民の森として位置づけはしておりますが、その他につきましては経済林としております。それから海岸沿いの松が県有林になります。それで、県有林につきましては、ほとんど保安林、制限林になっております。

人工林率が幾らというのは、後ほど報告したいと思います。

○外山委員 221ページの木造需要拡大推進対策費の木のある暮らし創出推進事業、これが◎になっておりますが、この事業はことしまでもありましたよね。これは中身がどういうふうに変わってくるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 この事業は、公共施設、学校とか保育園等を木造化するものです。

けれども、従来は、木の香あふれるというような事業で20年度までやっております。どうしても県民へのPR効果の高いところでこういった木造化をするのは大事だということで、引き続き同じような内容で拡大しておりますが、特に変わった点は、昨年までは、非住宅で500平米以上を1つの基準にしておりました。最近、公共工事等の減少によってそういった物件が大分少なくなってきておりますので、500平米というのを取り払いまして、より木材がたくさん使われる、標準量以上使われる、あるいは経済性もある程度いいと、より幅広いところで使われるように要件を緩和した形でやっていきたいと思っています。

○外山委員 ということは、500平米じゃなくて100平米ぐらいでもいいということですか。

○楠原山村・木材振興課長 あくまでも住宅以外で、保育園とかそういうことになります。

○外山委員 これは、構造材に使うとか使わないということは関係ないんですね。

○楠原山村・木材振興課長 基本的には木造化と内装木質化に大きく分けていまして、木造化は、構造材が県産材ということで、内装木質化は、従来、木材以外を使っていた部分を木で内装するといったことで、建築物の場合は基本的には構造材にも県産材をとというふうにしています。

○外山委員 では、事業が2つに分かれておるということですか。

○楠原山村・木材振興課長 この中のメニューとして、構造体が木材である分、あるいは構造材は鉄筋とかだけれども内装だけ木質化するという場合も補助対象のメニューをつくっております。

○蓬原委員 220ページ、森林保全型低コスト

素材生産システム整備事業、国、事業主体の案分割合が3つあるんですけど、この3つの違いは何かということをお聞かせください。

○楠原山村・木材振興課長 低コスト素材生産は、今回、高性能林業機械を導入するものですが、例えば一番上の国費が10分の5の分、この中に一部低コスト作業道をつくれるメニューもありまして、その作業道の分が10分の5、2分の1補助です。それから10分の4の分、これは高性能林業機械、例えばプロセッサーとかハーベスタとかありますが、特に間伐をするためのスイングヤーダーというのがあります。ワイヤーで林内から引き出すやつですけども、そのスイングヤーダーについては10分の4の補助率、それ以外については国費3分の1というふうに、機種によって差が出てきております。

○蓬原委員 ことしからでしたか、法人あるいは個人に対しても補助金が出るということでしたね。そうすると、農政関係においてもこういうことが国においては行われているのでしょうか。農政の場合は、ある程度団体がないと農家個人に対しての補助はないというのが基本になっていますが。

○楠原山村・木材振興課長 申しわけありませんけど、農政の分は確認はしておりませんが、林野関係の事業でも、特にこういう単独事業体、あるいは製材事業体でも19年度から事業の種類によっては単独事業体というのができてきております。

○蓬原委員 この11事業体、県内のバランスは大体どの辺か。例えば、早く入れたところは不公平になるということになりますよね。

○楠原山村・木材振興課長 21年度に計画していますのは、読み上げますと、延岡市、日向

市、椎葉村、木城町、西都市、宮崎市が3社、綾町、都城市、北郷町、事業体そのものは県内に結構バランスよくされているんですが、こういった単独事業体の場合は、特に先ほど言いましたように、スイングヤーダーでも6割は自己負担がありますので、事業体の要望をとった形でこういったのを要求しております。

○蓬原委員 205ページ、ひなもり台県民ふれあいの森ですが、ことしの利用計画、過去の実績を踏まえてどの程度の利用を見込んでおられるのかお聞かせください。

○徳永森林整備課長 これは林業協会に指定管理をお願いしますが、指定管理のときに目標を立てております。数字を今覚えておりませんので、後ほどお答えします。

○蓬原委員 委員会資料の19ページ、手数料です。100円ずつ下がっております。ここにきて100円ずつ下げる意味と、狩猟免許、狩猟免許、そして狩猟者登録、鳥獣保護法との関係等々あるんですが、ここで改正することの意味は、どういうところにあるのかということ、概括的に教えていただくとありがたいと思います。

○飯干自然環境課長 まず、手数料の改正についてでございますが、これは、地方自治法の規定によりまして全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務について手数料を徴収する場合には条例で定める必要がございます。この政令の中に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の関係の手数料が入っております。これは3年に1回見直す定めになっておりまして、20年度が見直しの年度となっております。21年度から見直すということで、100円なんですけど、これは1件当たりの手間、人件費が少し落ちているということで定められております。

○蓬原委員 確認ですけど、私は鳥獣保護の関係かなと思ったんですけど、そうではなくて、免許、免状を交付する側の、事務局を預かる側の人件費ということは、役所の皆さん方の人件費が単価が下がっているの100円下げたということですか。鳥獣保護とは関係ない部分での話ということですか。

○飯干自然環境課長 総務省から環境省のほうに通達が行っているみたいなんですけど、実際に事務手続は私たちがやりますので、全国の公務員関係の給料を下げているというふう聞いております。

○蓬原委員 給料が下がったというふうに理解します。

免状と免許の違いを、この際ですから教えてください。

○飯干自然環境課長 手持ちにありませんので、後ほどお答えします。

○長友委員 国の事業に関して、地方の県の負担金等が問題になっていると思うんですけど、議案第34号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収」、これは従来行われているわけですけども、市町村の県の事業に対する思いというのは、何か新たな動きはあるのでしょうか。

○徳永森林整備課長 県が国にしているような動きは今のところ聞いておりませんが、この林道事業につきましては、中身的には、本来、事業として市町村がやるべきところを、規模が大きいとか技術的に高度なものがあるということで、市町村から県でやってくださいという申請をいただいて、それを知事が認めてやるということで、その段階で、地財法に基づいて負担金はこれでいいですかという意見を聞いた上で議決をいただくというやり方をやっておりますので、現在、負担金についてのどうこうという話

はありません。

○松田委員 委員会資料の11ページ、森林の仕事担い手新規参入等支援事業ということで、ことしの1月、農水省の発表ですと、失業者の方々の農林水産業に対する相談、希望というのが3,000件を超したという、一つのバブルの功を奏したんですが、宮崎県の場合、林業に限って言えば、森林組合等にそういった就業の相談などはどれぐらいあったというデータはありませんでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 今、委員がおっしゃいましたのが、ことし、大阪、東京等全国で行われていますが、2月下旬に宮崎でもJ A・A Z Mホールで行っております。そこに来場された方は約100名です。非常に関心が高いと思っております。その時点でハローワークを通じて募集が37名ほどありました。ただ、来られた方は、すぐ仕事につきたいというよりも、むしろ、林業はどんなことをするんだと、どれぐらい自分が仕事に耐えられるかとか、あるいは大学生も来ておまして、どういう組織の中で仕事をするのかわからないというような相談も結構あったところであります。

○松田委員 ありがとうございます。100人の来場に対してハローワークの求人が37人ということですが、現時点、あるいは4月1日以降、新年度以降に就業に結びつくような案件は出ておりますでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 まだ集計はしていませんが、当日来られた方では、2～3名の方は真剣にあしたからでも働きたいというようなことがあったと聞いておりますし、その場ではいろんな法律の関係で紹介することができないものですから、あくまでも相談会と。具体的な会社等については直接ハローワークに行っ

て相談してくださいというふうにしております。そのときの結果が何人につながったかというのは確認していません。

○松田委員 その後の推移というのは、ハローワークのデータ、情報次第ということですよ。こちらのほうからその都度、週に1回ぐらい現状確認していらっしゃいますか。

○楠原山村・木材振興課長 就業相談窓口として県の林業労働機械化センターというところに職員を配置しております。そこが常にハローワークと連携をとって、日ごろからの問い合わせについてはそこが対応しております。

○松田委員 担い手育成でもう一点伺います。林業担い手対策基金というものがございましたが、たしか人づくり、基盤づくり、環境づくりという3つの項目があったと思っております。今現在どのように機能しておりますでしょうか。お教えてください。

○楠原山村・木材振興課長 歳出予算説明資料の223ページの（事項）林業担い手対策基金事業費ということで、21年度は1億4,269万9,000円をお願いしております。この事業の中身は、基本的には、先ほど言いましたように高校生への育英資金の貸与、あるいは共同利用、あるいは事業主への負担金補助をしております。ただ、担い手基金を一層有効活用しようということで、222ページの一番上の（事項）森林組合育成指導費の欄に繰入金2,898万というのがあります。この中の説明欄の5森林境界明確化促進支援事業2,898万、それから先ほど委員会資料でも説明しました、一番下の（事項）林業就業者育成確保対策事業費にも繰入金2,371万5,000円とありますが、この中でも、21年度から新たに、説明欄の2森林の仕事担い手新規参入等支援事業、この2つを大きく、担い手基

金を取り崩しまして担い手対策を充実したということでもあります。

○松田委員 ありがとうございます。

基金、平成5年から積み立てて50億をベースにしていたと思うんですけども、実際、宮崎県は今、山師さんがいなくなると。県北のほうでは大分のほうに大分引き抜かれて、県内では手が回らない。伐採等々で手が欲しいんですけども、山師さんが今大変人気があるというようなことで、後継者育成、大変に求められている、強く要望されているところなんですけど、この基金に限って言えば、この基金を活用してどれぐらいの森林従事者が誕生しておりますでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 この事業で直接的というのはなかなか難しいんですけども、労働環境が他産業に比べて悪いというようなことで、林業には社会保険等の整備を特にしております。

ただ、新規参入者につきましては、平成19年度は182名来ております。緑の雇用が平成15年に始まっておりますけれども、これが非常にインパクトを与えておまして、やめられる方も多いんですけども、若返りも含めて新規参入にはつながっていると。そういった意味では、どうしても就労環境が劣悪な面がありますので、そういったところをきちっと整備していくというのを担い手基金でやってきているところでもあります。

○松田委員 では、森林の仕事担い手新規参入等支援事業の中で1点お伺いします。事業内容の①の2つ目のポツ、森林の仕事体験研修で、ざっくりと「川上から川下までの森林の仕事体験する研修の実施」とありますが、実際どういったことを行って、何回ぐらいに分けてやる

のか。その辺が決まっておればお教えてください。

○楠原山村・木材振興課長 まず、担い手の確保には、先ほど申し上げましたように、今までどっちかという就労条件の環境を整備していこうというのがメインだったんですけども、今回から、入ってくる人をターゲットにしようということで、今回、就業ガイダンスをきちっと開催することにしています。これは林業若手5団体ということにしていますが、素材生産業の若手グループ、森林組合の若手グループ、あるいは製材業の若手グループ、若手の団体のグループがありますので、そういった人たちに中心になってもらって、今現在考えているのは大きく年1回相談会を開催しようと、その方プラス、一般にも公募しまして——緑の雇用は10カ月間ぐらいの研修になるんですけども、その前に、先ほども就業相談会で言いましたけれども、とにかく山の仕事はわからんということがありますから、川上の間伐の現場や川下のプレカット工場の現場、川上だけではなくて、森から生産するものがどんなところに波及しているのか、そういった魅力も含めて、2回に分けて、1回につき2日間の研修を計画したいと思っております。

○松田委員 最後に要望いたします。県北、私の住む延岡地区のことでお話をさせてもらいますが、昨年度末からきょう現在にかけて、山林で働く方の事故が大変ふえてまいりました。私も親友を1人、つい先日亡くしたんですけども、どうしても木材価格がこういう状況で、山師の方々があせってるんですね。一番天候に左右される職業といいますと、漁師と山師と昔から言われていました。少しでも天気のぐあいが悪かったら、先を見て仕事に出ないという業界

だったんですが、こういった情勢ですので、特に従業者を抱えていらっしゃる経営者の方々は、無理をしてでも我が身が山に出て行って仕事をする、なれない仕事にも従事する。その結果、けがをする、命を失うという悲しい事例に幾つか遭遇しております。そういったことを十分調査していただきまして、山林従事者、漁業従事者と同じように大変危険を伴う。しかし、大変公共性の高い事業になりますので、御支援を賜りたい、このように思います。以上です。

○飯干自然環境課長 先ほどの委員会資料の19ページの手数料の件ですけど、蓬原委員の御質問ですが、お答えします。

免許は、狩猟を行うための道具の種類、例えば散弾銃とか空気銃、わな類、それを免許と言っております。免状というのは、その証明書、いわゆる運転免許証みたいなものです。一番下の登録というのは、狩猟の免許を持っている方が、実際にその年に狩猟するときに支払うものとなっております。なお、免許は3年ごとの更新となっております。以上です。

○徳永森林整備課長 外山委員の県有林の状況でございますが、杉が約3,400ヘクタール、ヒノキが1,000ヘクタール、松が530ヘクタール、その他の広葉樹が1,870ヘクタールで、トータル6,800ヘクタールとなっております。針葉樹が73%、広葉樹が28%となっております。それから、県内の森林に対する何割かというのは、1.7%程度になります。

もう一点、蓬原委員の質問ですが、ひなもり県民ふれあいの森、全体では21年度8万5,000人の利用を目標としております。うちオートキャンプ場につきまして1万人ということで目標を立てております。以上でございます。

○外山委員 国有林がどのくらいあるのか。パ

ーセント。

○徳永森林整備課長 国有林の面積でございますが……。

○宮原委員長 後ほどよろしく申し上げます。ほか何かございませんか。

○黒木副委員長 最近、企業の森林づくりというのが進んでおりますが、県内の状況について。それから、今後、企業の森林づくりというのがだんだんと増加していくものかどうかお尋ねしたいと思います。

○飯干自然環境課長 これは平成18年度から森林環境税を活用して始めております。18年度は2社、19年度は2社、20年度は4社の企業の森林づくり、合計で8社、面積にしますと約50ヘクタールの森林が造成されております。

今後の見込みですが、県内の大手の企業は随分参加していただきました。幾つか問い合わせがあったんですけど、今の経済不況で、しばらく様子を見たいというところもございます。以上です。

○黒木副委員長 それは主として広葉樹とか花木ですよね。

○飯干自然環境課長 ほとんど植栽です。広葉樹が主体です。

○黒木副委員長 私もこの前参加したんですけども、非常に条件のいい場所を企業が購入して、道路事情もいいし、勾配もいい、そしてボランティアの人が行きやすいと。それは確かに素晴らしいことだなと思うんですけど、行ってみると、資源循環林としてこういうところは利用したいなど、そのほかの山の頂上とか谷に広葉樹を植えたり、そういう方向でいかないと、結局、効率の悪いところに針葉樹が残るのではないかと。それほど大きな面積ではありませんからそんなに心配する必要はないと思うんです

けれども、そういうことも今後考えて進めていただきたいと思います。

それから、先ほど猿の対策ということが出ましたけれども、昨年、屋久島に行きましたら、800頭の猿を捕獲するという話を聞きました。次年度予算については、シカは補助対象になっていますけれども、猿を捕獲したら幾ら補助金を出すということは入っていないのでしょうか。

○飯干自然環境課長 猿につきましても県内で約800頭ほどとっております。特に猿は野生猿特別捕獲班というのを編成しておりますして捕獲活動に助成をしております。昨年は19市町村で54班、約508名の捕獲隊がおります。市町村と2分の1、2分の1で、県の予算が約400万となっております。市町村によりましては、特に被害の大きい県北の旧北浦町などは、しっぽを持っていったら特別な加算金を出されているところもございます。

○黒木副委員長 清武の日向夏とか都農のかんきつ類がかなり被害に遭ったということで、山間部だけの問題じゃないよという話が出ておったんですが、猿は非常に頭がいいものですから、どうしたらいいかというのが非常に大きな問題だと思いますし、今後よく考えてこの対策を進めていただきたいと思います。

それから木質バイオマス利活用システム構築事業ですけれども、これは林地残材の有効活用による山村地域の活性化ということが事業効果として見込まれておりますけれども、現況、その事業をやっているところに行ってみますと、無料で持ち込まれたものを処理してやっておるのがほとんどじゃないかと思うんですけれども、山もとに何らかの還元しているシステムというのは、現況のバイオマスシステムの中であ

るのかどうか。今後、構築するための事業だと思うんですけれども、現況はどうなっておりますかお尋ねします。

○楠原山村・木材振興課長 木質バイオマス、林地残材、特に最近では乾燥機の燃料とか、使う側から、委員おっしゃいますようにほとんどただというような見方があります。ただじゃないんですけど、非常に低い金額で取引されていると聞いています。新規事業で木質バイオマス利活用システム構築、これは、今回特にペレット工場が門川にできたこともありまして、農業用ハウス等含めましてホワイトペレットをつくらうという動きがございます。これについては、特に間伐材、あるいは伐採した現場に根っこか先っぽを山に置いておくんですけれども、それが活用できるということで、一番問題は、いかに安く運ぶかということを考えております。そうすることによって、委員がおっしゃいますように、少しでも森林所有者の手元に残るようなシステムを、森林所有者の皆さん、あるいは使う側の人たちにも一緒になって協議をしてもらって、実際に取り組む実証モデルもやっていきたいと思っております。

○黒木副委員長 森林境界明確化促進支援事業ですけど、この事業によってどれぐらいの面積の境界を予定しておられますか。それと市町村の負担はどうなっておりますか。

○楠原山村・木材振興課長 この事業は、高齢化等によって非常に境界が不明確になってきているということで、この事業は5年間の事業ですが、7,000ヘクタールほど整備したいと考えております。ただ、これは市町村負担はございません。ここに上げているのは県の事業だけですが、今回、国のほうも21年度からほぼ同じような事業で境界明確化に取り組むということ

で、非常に大きな予算が国のほうでも確保されております。それにはいろいろ条件がありますので、そういったところでできない分とあわせて、地域協議会をつくってもらって、これから特に手入れをしなければいけない地域を優先的に整備していきたいと思えます。

○黒木副委員長 森林の仕事担い手新規参入等支援事業、先ほど質問がありましたけれども、現在、経済状況が悪くて、非常に興味を持っている人が多いということですが、説明会において、どれぐらい所得がありますよと、そういう具体的なことを出して説明しているのでしょうか。心配なのは、仕事さえあればいいというような状況で、何か仕事があればということで入って、現実問題として、作業班でも非常に厳しい所得ですし、特に林家はもっと厳しいわけですし、入ってきてもすぐやめるという可能性も非常に高いと思うものですから、どういう説明をしているのかなと思ひまして、わかっている範囲でお願いします。

○楠原山村・木材振興課長 先月ありました就業相談会では、森林組合ではこんな仕事をしているんだよと、森林組合の作業班の人はこんな仕事をしているというような説明が主であります。委員おっしゃいましたように、当然そこには雇う事業者がないとなかなかマッチングはできないわけではありますが、現在、就業相談会では、伐採は素材生産事業者が中心になってやっている、造林とか下刈りは森林組合が中心になっている、仕事の内容、賃金がどれぐらいだとかいうのを説明しております。ただ、先月の会場にもハローワークの方にも来ていただいて、ブースを設けまして、具体的な求人情報はハローワークのブースに行って聞いていただくというような仕組みでやっております。

○松田委員 今回の副委員長の質問に関連して、鳥獣害の捕獲で猿のことについて伺います。先ほど猿が年間800頭捕獲という数字だったと思うんですが、もう少し内訳を詳しくお教えいただけますか。

○飯干自然環境課長 19年度の実績、お答えします。多いところから、延岡市154頭、西都市107頭、宮崎市157頭、串間市130頭、以上です。

○松田委員 その捕獲状況なんですが、射殺とか生け捕りとかあると思うんですが、どうなっていますか。数字は出てますか。

○飯干自然環境課長 具体的には出ておりません。

○松田委員 提案ですけれども、延岡でも猿の被害、特に北浦は多いんですが、どうしてもハンターが猿を撃つのは嫌だという現状は十分わかっていらっしゃると思います。おりで捕獲する方法も結構有効的だというんですが、おりで捕獲した後、殺す処分になっているわけですよ。この部分で地元から要望があったのが、例えば、青森県はニホンザルという天然記念物だからこそできると思うんですが、青森県で生け捕りされた猿を上野動物園が引き取ってくれるということがニュースに出ておりました。県内でも、今、猿山はどこにもないんですけれども、動物園内に、あるいは川南遊学の森あたりに猿の捕獲地をつくれれば、捕獲するほうも少し気が楽になるんだがという意見が出まして、余り現実的ではないと思うんですけれども、実際、猿を引き取ってくれるような施設というのは、近いところでは高崎山というのが思い浮かんだりするんですが、ないものでしょうか。

○飯干自然環境課長 ずっと前までは、大学農

学部の獣医とか、医大なんかも買ってたような時期もございました。ちょっと古い話になりますが、熊本県の業者が金沢大学なんかは何十万とかで売って禁止になりました。宮崎県でとれた猿をよその県に持っていくと遺伝子の問題もございまして、大学の先生たちもやらないというようなことを伺っております。

○松田委員 そういった理由ですと、幸島に猿を島送りにするというのも不可能なわけですね。

○飯干自然環境課長 そう考えます。

○松田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点、数字だけお教えいただきたいんですが、林道づくりモデル事業の事業量7市町村と明示してありますが、この7市町村をお教えください。

○徳永森林整備課長 今、7市町村については検討中でございます。

○松田委員 わかりました。決まり次第お教えいただきたいと思えます。

○徳永森林整備課長 外山委員の国有林面積でございますが、17万7,000ヘクタール、県内の森林面積が58万8,000ヘクタールでございますので、30%は国有林ということでございます。以上でございます。

○宮原委員長 ここで、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時14分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

その他の報告事項という点であったようですから、ここで質疑を受けたいと思えます。

○坂口委員 委員会資料の21ページ、幾つか

んですけど、まず、事後公表に移られた目的ですよね。積算努力を促すとともに、積算せずに入札してくる人たちの排除というのが一つあるんですけど、今もこんな業者が現にいるのか。これに関して、例えば検証のところ、予定価格を超える者が増加してきて、積算せずに入札するような業者の排除。超えた人は積算していないと定義づけているんですけど、予定価格超が0.8者のプラスということだけ、予定価格をオーバーした人たちは、率的に制限価格をどれぐらい上回っているんですか。

○徳永森林整備課長 予定価格がどれぐらいというのをまだつかんでおりません。

○坂口委員 例えば、予定価格を、率にして数パーセント超しても、とにかく1円超してもそれは排除組ですよ。ここのところが、本当に積算しているのかしていないかの根拠が余りにも乱暴過ぎると思うんです。というのが、一番下の入札不調と不落というのがありますよね。これは工事でも委託でもですけど、途中で業者から指摘されて予定価格を見直した事例というのは結構あるんじゃないですか。これは事後でも事前でもですよ。今回の予定価格はどうもおかしいんじゃないとか、ここのところどうなっているんですかと質疑が出て見直したところが、これはうちの設計が違っておったわなという事例というのは結構あるんじゃないですか。

○徳永森林整備課長 環境森林部におきましては、そういうことがあって入札中止したという事例はありませんが、他の部局におきまして数件あったということは聞いております。

○坂口委員 通達が出ますよね。こういう設計でこういうミスがあったから今後気をつけるように。結構同じ過ちを繰り返しているのが多い

んです。例えば、森林整備課長だからあれですけど、機械の分解、運搬、組み立てなんかは抜けて、指摘を受けて予定価格を変えるというのは結構あっているんです。予定価格を一たん決めて変更したというのは結構あっているんです。事前のときは、業者さんが見積もれば、これはおかしいかと即わかりますよね。事後公表になってからは、8,000万、4,000万、2,000万前後の金額のときに指摘があっていると思うんです。なぜかという、8,000万、4,000万、2,000万は上下のランクを混合で公募できるんですよ。特Aもいいですよ、Aクラスもいいですよ、8,000万以下のときは。この近辺のときは両方ともいいですよと公告されたものに、積算していくと8,000万以上かかっている、おかしいよなど、これにAが入るというのはあり得ないよなどということ、どう見ても8,000万を超すんじゃないかという質疑が上げやすいですよ。やっていくと気がついてそうでしたということになる。でも、これが7,000万とか6,000万だと、県の設計がどうあると、そういう物件で1,000万も2,000万も予定価格が間違っているということはあるから、気づかない例が出てきていると思うんです。そういうデメリットが一つありますよね。

だから、そういうことで予定価格をオーバーしたものがこの中には含まれているということ、想定しないと、県の予定価格はそれぐらいまだ不安定なんですよ。唯一無二じゃないんですよ。見えずにオーバーしてしまって、1円オーバーしても失格にされるんですよ。これが積算していない不適格業者と定義づけるところに大きな問題があると思うんです。これ改められませんか。

○徳永森林整備課長 確かに、私もずっと現場

を担当してきましたけど、現場を十分把握せずに、見るべきところを見らずに発注してしましまして、施工が始まってからわかったと。通常はそれにつきましては設計変更で対応するんですが、下げたものを上げるというのは非常に理屈が要ることがありまして、全部が全部設計変更なされたかということ、そうでもないだろうと。そういうのは当初からわかっていたんじゃないかと、対外的な検査も受けますから、全部が全部設計変更なされたということは、なかなか言いづらいところがあるんだろうと思います。

今、こういう状況であれば、例えば重機の選定にしても、ここは小型なのか大型なのかと迷うときは、小型のほうで見ておいて、実際できるのであれば安いほうに設計変更すると、そういう流れをある程度つくる必要があるんじゃないかということ、それに向けて、どういうやり方があるか、検討委員会をことし立ち上げまして……。先ほど坂口委員が言われることに対応するには、あいまいなところはある程度上のほうで設計をして、実際にはそこまで必要ないとなれば、下げることについてはそれほど設計変更の理由も必要ないだろうと思います。そういう方法も一つの方法じゃないかなと考えておりまして、それを見直すという話は、今のところそういう方向で対応したらどうかと、私は思っておるところです。

○坂口委員 それは発注者側の便利のいいテクニックですね。僕が言っているのは、それもあるんですけど、まず一つには、予定価格をオーバーした人は、これは不適格業者だよ、見積もりをしてないよと検証で定義づけられているから、それは間違いですよということ。県が間違っていることがあって見えなくなってきた

た、事後公表で。事前のときは見えていた。たまたま指摘をされて、県が、うちが予定価格を間違えてたなど、入札を延期したり、落札予定者と契約せずに再入札をしたり（これは公共三部の中で言っているんですよ）、対応しているのは、8,000万のときの特AとAの混合とか、4,000万のAとBの混合とか、CとDの混合とか、混合での一般競争入札のときに、うちがいけるわということをやった。これは特AとAの物件だからちょっと小さいから何でもやろうかと特A、Aがそれぞれ積算していきますよね。どうしても8,000万超すと、どんなにやっても超す。これはどうしてもおかしいよな。8,000万超せばAが手が出せるわけがないのに、公告ではAもいいとなっている。気づきやすいというのはその節目だけなんです。8,000万に極めて近い、4,000万に近い、2,000万に近い。ここらで指摘されているということは、平均的にずっとあっていて、例えば県の予定価格が3,000万ぐらいの工事だったとします。3,010万とか3,000万5,000円とか、違っていても気がつかずに公募してくるということです。県は3,000万5,000円というのは不適格業者と、積算もしてないよと検証で定義づけているということです。だから、これは県の間違いじゃないか。

そして今言われたように、高く見積もつといて安くするというのは、一つにはいいかもわからないけど、いまだに最低制限価格付近での入札者がまだまだあるということです。1件の物件で3.6業者は近辺で入札してきてますよ。これは1円で失格する業者がいるんですよ。1円で受かる業者もいるんですよ。気がつかないまま、予定価格が5,000万で100万違ってたとします。10万でもいいんです。80%で4,000

万でいった。3,999万9,000円で来た。その人たちは失格、4,000万の人がぎりぎり。4,020万の人は負けちゃった。4,000万が落札されました。もしそのときだれかが指摘して、県が組んが予定価格が何十万か高くなっていけば4,000万の人も失格ですよ。そういうケースが幾つかあっているから、物すごく危ないことを県はやってますよ。契約してはいけない人と契約をやって、そういうことが見えてきてないから、これは納得できない検証結果を出されてますよということ。

だから、県のミスに気づきにくくなった。予定価格を県が間違えてたものを、事前公表のときはたくさん指摘があつて気づいていたけど、事後になって、県は気づかなくなりましたということもここには検証結果として上げるべきです。それははっきりしているんです。オーバーした人が不適格業者じゃない可能性は十分あるんです。正しい可能性が。だから、この検証はだめですよ、こんなの委員会で出したら。これは取り下げを要望します。指摘すればたくさんあるんですよ。

○徳永森林整備課長 確かに、これは結果だけを見て検証している部分はあるんだろうと、中身の金額の面もあり。先ほど言いましたように、予定価格が100%パーフェクトだということはないので、そういう部分も恐らくあるので。

○坂口委員 それは言いわけです。だから、ここに書くとすれば、事前と事後によって何が変わったかということです。こういう数字の違いが出ました。試行の検証した結果のところですよ、県がミスに気づきにくくなったということも業者から指摘されて、設計をやり直したら、県が間違えてました。入札を延期しました。入

札をやりましたというのが一つここに書かれていないとだめですよ。それから心配されることは、本来なら契約相手になり得ないはずの人と契約をしている可能性が出てきます、事後公表になったら。気づかないから、指摘される率が低くなればですよ。仮に指摘すれば予定価格を変えてやるんですよ。100万なら100万上がったとします。それで80%で競争したら80万ぐらいですよ。1円の線で失格を出すわけですから、予定価格を知らないままに積算をしてきて、正確な積算をした人が、最低制限価格すれできてたとするじゃないですか、合格ラインで。その人より、80万以内に低くなっている人と契約するんですよ、県は。その範囲内にいる一番安い人と。でも、これは県が正しい設計をやっていたら、本当は失格の人たちです。不適格業者なんです。そこと契約をすることに気がつかなくなりましたというのをまずここに。

これを議会に報告するという事は、僕らは納税者、利用者側の立場で審査する。ここは何も発注者と受注者のどちらに軍配を上げようかという場じゃないんですよ。税がどう行使されて、どういいものがつくられているかという場なんです。そこにこんな報告書を上げられたんじゃ、余りにもお粗末ですよということを言っている。だから、これを取り下げなければ、これから指摘していくところはたくさんありますよということ。こんな検証をやっているのはだめですよということです。

それと、今の入札制度がいかにもまだまだ欠陥品かということが見えてくるんです。せっかく事前をやって事後をやったわけですから。それが言いたいんです。だから、これを取り下げる気はないですかということと言いたいんです。これを報告されると、僕らはここで何らかの決

着つけなきゃだめですもん。こんな報告だめですよと。

今の1問だけ返事してください。そういう可能性ありますか。失格業者と契約したけど気がつかないという可能性は。

○徳永森林整備課長 制度上は、我々発注者側としましては、予定価格というものは正ということを前提でやっておりますので。

○坂口委員 それはわかっているんです。

では、最低制限価格、本当は84%ぐらいになるかもわからないけど、80%とします。計算しやすいから。7,000万で80%だと5,600万が最低制限価格ですよ。5,600万円で契約をして、5,610万円ぐらいの業者がいたとするじゃないですか。5,610万の人は負けてますよね。だから契約されてないですよ。それをある人が県の設計書どおり設計したら、7,000万の予定価格は県は間違えてますよ、7,050万ですよということがあっているわけです。この前も、21トンのブルでの締めつけを単なる締め固めでやっていて、運搬費も分解も組み立ても入ってなくて、そこで150万ぐらい違った物件があるんです。そういうこと頻繁にあるんです。ところが、正確な予定価格が組まれていれば、最初から7,150万でやられているじゃないですか。最低制限価格どんなになりますか。150万の80%だから120万で5,740万なんです。5,700万の人は失格なんですよ、本当は。でも契約して工事をやっていて、そこで県が気がついたときは、それは工事はできないでしょう。おたくは失格でした、本当はあの人でした、予定価格の積算に間違いがありましたということ。でも、そういうものが見えなくなっているという極めて危ないものがまた見えてきたということが認められないですか。

○徳永森林整備課長　そういう案件がもしあっても、入札前にあれば、委員のおっしゃるとおり中止をして、設計書の組み直しをしてもう一度やるんだらうと思います。気づかずに契約してしまったときには、実務的にはそれを設計変更して上げてやるんだらうと思います。それが正ということであればですね。先ほど委員がおっしゃるように、それが本当に間違いであることがわからない場合は、それが確かに計算どおりなんです、県といたしましてはそれが正ということに契約したら、契約が正として動くということだらうと考えます。

○坂口委員　そうじゃないんですよ。具体的に言います。構造物を撤去して、そこに骨材を持ってきて埋めて平地にするという工事が、県が7,950万ぐらいで予定価格を考えて、特AとAの混合でやりますよという公告をやったわけです。業者さんが見積もったら、8,000万超すからAが入るのはおかしいという指摘があって、やったところ8,000万を超したんです。でも、もう公告しているからまた下げる工夫しますよね。何らかの工夫をやって下げて特AとAでやった。下げなくて特Aだけに切りかえる、どちらも同じことですけど、変えた。指摘が正しかった。入札をして、入札に参加する人が気がついたから、しかもその前に気がついたからよかったんです。それは8,000万を前後してたから気がついたわけです。判断基準があったから。8,000万超せばうちはいけないはずだ、8,000万超せば特Aだけのはずだ、おかしいよなど、予定価格は示してないけど判断基準があったから気がついたわけです。同じようなことが7,000万であったときはだれも気づかないということです。気づけば失格だけど、気づかなければ失格でなくてそのまま行ってしま

う。そのとき気づいている業者さんも、7,000万じゃなくて7,200万ぐらいで正しい設計をやっているわけですよ。その人はとれないんですよ。だから、そういうものが見えてこなくなる方法ですよということぐらいはうたうべきじゃないのと言っているんです。部長、わかりますか、僕が何を言っているか。そのことなんです。

○高柳環境森林部長　委員のおっしゃるのはよくわかります。たまたま8,000万で特AとAの境にあるから、8,000万超せば特Aだけじゃないかということで、特Aが入ったときにおかしいじゃないかということで気づく可能性がある。ところが、7,000万とか6,000万になると気づきにくい。事前であれば間違いに気づく可能性は非常に高いんだけど、事後になったらそういうのがなかなか見えにくい。ですから、最低制限価格で決めたやつが、予定価格が動けば、契約というのはおかしいじゃないかということは十分理解できます。

○坂口委員　理解できますよね。8,000万のときはそれが指摘があるんですよ。7,000万のときは指摘がなくて、業者さんは正しい積算をして、予定価格を7,200万ぐらいでしっかり組んで、それが7,000万で特AとAの境界が決めてあったら、その人は当然指摘するんです。指摘したら7,200万になっちゃうんです。その人は指摘する判断材料がないから、県も正しいと思っているから、7,200万で予定価格を組んでいるはずだと思うから7,200万で応札するわけですね。ところが、県は7,000万の人と契約しちゃってるんです。正しい設計をしたら7,000万の人は失格なんですよ。最低限度の仕事品質が確保できない業者と契約をしても気づかないんです。そういうものが8,000万でも、4,000万

でも何ぼも現に出ているということは、その中間帯でも出ていると推測するのが自然じゃないんですか。自然でそういうことがあるとすれば、法律上物すごく際どいことを県はやっているんじゃないんですかということ。だから、そんな際どいことは議会に報告してくださいよということを行っているんです。わかんないですかね。わからなければこれで引き下げます。僕の考えは説明不足ですか。

○徳永森林整備課長 おっしゃっていることは十分理解をしております。発注者側としましては、そういう間違いのないやり方をどうしていくかというのが我々に課せられたことだろうと思いますので、それはそれで対策を打っていくということが一番——完璧でないことは事実として起こっていますので、ただ、発注者側としては、そういうことがないように、ゼロに近いように、どうすればそうなるのか検討していくことが必要だというふうに思っております。今、委員がおっしゃったようなことが起こり得ることは十分理解しておりますので、予定価格というものをそういうことが起こらないようにするかというのが、今からの課題だろうなと思っております。

○坂口委員 起こり得ないようにするために努力をしていくし、そういうことを繰り返さないようにしていった精度を高めるのが課題だと言われるけど、今、特に総合評価なんかが始まってから後、積算、設計にミスがありましたから、この点とこの点とこの点は十分検証してくださいねというのが技術企画課から常に出てますよね。同じことが何度も繰り返されているわけですよ。ということは気づいてないわけですね。だから精度は高まらないと見たほうがいいんですよ。同じ指摘が出ているということ。だ

から、技術力、精度を高めて完璧なものをやろうということには限界があると思ったほうがいいと思うんです。

ここでちょっと見えないですけど、9月1日という節目は総合評価に入った節目でもあるんですよ。落札率が0.9%上がりましたよという分析になっているけど、0.9%だったら1,000万の工事で1万です。これは総合評価方式ではるかそれを上回る評価しているから、総合評価方式の最低制限価格から少し上がりだした、落札率が上がりだしたという総合評価方式の効果と考えたほうがいいですよ。これは事後公表にしたからの効果じゃない。そんなのたくさんの中にあるんですよ。嫌になってくるでしょうから言わないけど、そういうものだということ、これは取り下げられるのが一番いいんじゃないのか。上げるとすれば、僕が指摘したことについてしっかり説明をして、それがそうでなければここで理解させてほしい。そうならここにそいつらを列挙して、議会ですから、ここは。報告してほしいというのが、今の指摘なんです。

○徳永森林整備課長 この報告事項を取り下げるとは、環境森林部だけで判断する話ではございません。報告事項ですので、もう少し分析を加えて、もう一度報告するかにつきましては、三公共で検討させていただきたいと思えます。

落札率につきましても、委員がおっしゃるように、事後公表によって落札率が上がったというふうには判断しておりませんで、総合評価とかいろんな面で上がったんだろうというふうには認識しております。分析する時間がちょっと足りなかった部分はあると思えますので、三公共と調整をいたしまして、もう一度これで出す

ということになるかもしれませんが、一応三公共で検討してみたいというふうに思っております。

○坂口委員 ぜひお願いします。でないと、委員長報告に僕はお願いすることになるんです。今のような指摘が正しいか正しくないかもわからないし。報告があれば、委員長報告の中に僕なりのことと説明と報告に入れてもらいたいと思いますから、かなりシビアな問題だと思うんです。

今の総合評価も簡単に言われたけど、これもやろうと思ったら出るんですね。総合評価で逆転した物件があるでしょう。それは確実に総合評価効果なんです。0.数%というのはそこには貢献していると思うんです。だから、それも本気で検証しようと思えばそういうものがここに出てきてなきゃおかしいんです。委員会で報告されればですね。だから、これは下げられたほうが聡明だと思うんです。上がってきたらまた議論しなきゃならないですもん。議会はそんなに軽いところじゃないです。以上です。

○宮原委員長 今言われるように、環境森林部だけで判断がつくということにはなりそうにありませんので、公共三部で十分話をしていただいて、今、坂口委員からありましたように、取り下げられるのか。もしくは、それだけの説明がちゃんとできる状況があるのかというところを含めて検討して、また報告をいただくということでよろしいですか。部長、よろしいでしょうか。

○高柳環境森林部長 今のお話を踏まえて検討したいと思います。

○宮原委員長 常任委員会があと3日間残っていますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

それで坂口委員よろしいですか。

○坂口委員 はい。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時46分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。3点について資料請求がありまして、資料も届いております。レジ袋の件について、木材の輸入の関係、森林環境税の用途の3点について、それぞれ担当のほうから説明を求めます。

○堤環境管理課長 午前中、満行委員から質問のあった、レジ袋を製造している県内の事業者の年間の売上高でございますが、平成19年の7月1日から20年の6月30日までの売上高は29億円となっております。全体額に対するレジ袋の割合は16～20%ぐらいということでございます。この会社は、九州、四国、中国、近畿地方の中小のスーパーマーケットを販路にしているということでございまして、細かい資料がございませんので、宮崎県分についてはわからないという状況でございます。また、会社の話では、大手のスーパーは、レジ袋は輸入しているということだそうです。以上でございます。

○飯干自然環境課長 森林環境税用途事業について説明いたします。

お手元の資料の一番上に間違いがございまして、「㊦」に丸がついておりますけど「㊧」の

ほうに直していただきたいと思います。担当課は自然環境課と森林整備課で対応しております。

事業の目的ですが、平成18年度から導入した森林環境税を財源として、県土の保全、水源の涵養など県民等が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して森林環境の保全に関する事業に取り組むということになっております。

予算額が2億5,249万9,000円、事業期間が平成18年度から平成22年度、事業主体は、県、市町村、ボランティア団体等となっております。

税収の使途ですが、①県民の理解と参画による森林づくりの推進、②公益的機能を重視した森林づくりの推進、ということになっております。

(5)に体系表をお示ししております。上から4つの①がソフト事業でございます。②の公益的機能を重視した森林づくりの推進がハード事業ということになっております。事業名は、①県民の理解と参画による森林づくりの推進では、森林づくり応援団育成・支援事業、森林環境教育推進事業、㊦水と緑の森林づくり推進事業、②公益的機能を重視した森林づくりの推進では、水を貯え、災害に強い森林づくり事業、わが町のいきいき森林づくり推進事業、荒廃溪流等流木流出防止対策事業、花粉の少ない苗木生産等促進事業、以上の7事業を実施することとしております。以上です。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、外材の輸入状況等ということで、B4横の資料をお配りしております。「木材(用材)需給と自給率の推移」ということでグラフが示してございます。この中で右から2番目の平成19年のところを見ていただきますと、日本全国で8,238万立

方の木材需要がありますが、そのうち、薄い網かけですが、外材が6,374万立方、国産材が1,864万立方という実績であります。現在、自給率は22.6%ということで、平成17年に20%を超えておりますけど、そこら付近を境に、率としましては国産材が多く使われ始めてきております。

1枚めくっていただきまして、主な輸入国がありますが、左のほうで大きく丸太と製材品、合板に分けてありますが、丸太で見ますと、上から3行目の欄、米材が19年は297万3,000立方、その2つ下、北洋材、これはロシア材であります、403万9,000立方。ですから、日本へ入ってくる丸太は米材、ロシア材、南洋材が中心です。表の中ほどの製材品につきましては、19年で見ますと、米材が270万5,000立方、特徴的には、欧州材(ロシア材を除くヨーロッパ材)が263万7,000立方、ヨーロッパから地中海を渡ってやってきております。以上であります。

○宮原委員長 それぞれ要求のありました資料はそろっていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○長友委員 森林環境税の予算額が2億5,249万9,000円となっておりますけど、これは1年間で入る税収ということになりますか。

○飯干自然環境課長 本年度の税収見込みが2億9,000万程度ございますが、そのうち徴税費用が1,500万ほどかかります。それに運用利子が15万ほどで、積立額は約2億8,000万円となります。3,000万円近く余裕額があるんですけど、納税額の増減がございますので、予備費ということで考えております。

○長友委員 事業期間が18~22年度となっておりますけれども、事業の表を見てみますと、ト一

タル2億5,249万9,000円となっています。これは、18～22年度にこの2億数千万の金を毎年使うということですよ。

○飯田環境森林課長 はい、そのとおりでございます。

○宮原委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですから、環境森林部の当初予算関連議案全般についての質疑を受けたいと思います。

○野辺委員 森林・林業長期計画ですが、これは前の元気みやぎ創造計画のときに上位計画とのずれが出てきて、その後、新みやぎ創造計画とは大きくずれてきたと思うんですが、やはり上位計画との整合性をとる必要があると思いますが、その辺について問題点が起こっておるかということはないのでしょうか。

○飯田環境森林課長 新みやぎ創造計画につきましては、現在あります「みやぎ森林・林業活性化プラン」、いわゆる「森林・林業長期計画」が子供という形で入っていますので、特段ずれることはないということでございます。創造計画の中に取り入れたということです。ただ、平成16年度に計画を策定しておりますので、平成17年度から26年度までの10カ年ということで、今回、21年度に計画改定を行いますので、創造計画についても十分踏まえながら、今後作成していきたいと考えております。

○野辺委員 部門ごとの長期計画がありますよね。農政のほうも出ているんですけど、新みやぎ創造計画は4カ年計画ですから、上位計画との整合性をとる必要はないと理解していいんですか。

○飯田環境森林課長 とる必要はないということではなくて、今の創造計画の中に活性化プランを取り込んでやっているということです。森

林・林業部門については、活性化プランを創造計画の中に取り込んでやっていくという流れでございます。

○坂口委員 大事なことだと思うんです。10カ年計画は今のところどうなっているのかなど。実際、10カ年計画動いていないんじゃないかと思うんですけど、特に、10年後の担い手をどうするだとか、経営体をどうするだとかいう数値目標の設定ですよ。せっかく長計の中で入れ始めて、それに向かって年事ごとの進捗をずっとやってたけど、そういうのが——この4カ年の計画は根っこがマニフェストなんでしょうけど。僕も非常に問題意識持っていたんですけど、そこに対しての考え方というのは基本的にはどんなにされているんですか。10年計画とマニフェストとの整合性、長期で地味に取り組んでいかなければいけないものとか、長計での数値目標とマニフェストの整合性とか、4カ年計画だけがひとり踊っているような心配を持っているんですよ。そこらはどんなぐあいになってるんですかね。

○宮原委員長 ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、間もなく4時になりますので、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、引き続き審議を行います。

○飯田環境森林課長 本県の総合長期計画、いわゆる知事の「新みやぎ創造計画」ということになるわけですがけれども、これはおっしゃるとおり、本県の目指す姿を明らかにすることで知事のマニフェストというのがございますので、それを具現化するための「新みやぎ

創造計画」でございまして、計画期間は平成19年度から22年度までの4年間となっております。この2つの計画の関係でございすけれども、新みやざき創造計画の施策の基本方向を明らかにする分野別施策の中で、活性化プランが部門別計画として位置づけられておりますので、活性化プランに基づき具体的な施策の展開を図っていくということでございます。

○長友委員 先ほどの森林環境税につきまして、今、宮崎市のほうで地域コミュニティ税等につきまして議論がなされておりますけれども、住民の関心というのは、こういう非常に厳しい経済状況になってきて、税の使途がはっきり見えて、その効果がしっかり見えることが非常に大事になってくるわけですね。一部聞くとところによると、森林環境税が導入されたときには余り大きな騒動も起こらなかったがというようなことやらありまして、今どうなっているんだろうかということやらあるものですから、できましたら、こういう事業が税に基づいて行われて、その効果が県民に返されてくるということが見えたほうがいいと思いますので、その辺はまたよろしく願いしておきたいと思いません。

それから、3月末を迎えて、新聞等の見出しを見ますと、失職者が100万人を超えるんじゃないかとか、いろいろな数値が踊ってまいります。したがって、今非常に大事なことは雇用対策ということになってくるわけです。ここにも森林の仕事担い手新規参入等支援事業がありまして、AZMホールでの説明会も新聞等で報道されておまして、素早い対応をされているなというふう感じたんです。しかし、今お話がありましたように、山の作業といってもそう簡単なものじゃないと。また、今後生計を立てて

いくような部門が森林組合等に入っていけば別ですけれども、自分で山林をやるということになってくれば、なかなか大変なことだろうと思うんです。しかしながら、全治3年というような言葉もありますから、緊急的にでも雇用の場があってほしいと。事故に遭わないように山林の抱えている諸課題の一助にもなればいいと、雇用とですね、ということで大事になってくると思うんです。

そこで、予算の中に地域活性化生活対策基金というのが27億円ぐらい積まれているわけですが、これの使途については今から決まっていくことになろうかと思うんです。それが使える事業のメニューというのもある程度制約されているかもしれませんが、環境森林部として、その辺についての考え方というか取り組み方、この辺のお話し合いはまだなされていないのかどうかお聞きしたいと思います。恐らく6月議会等に上がってくるかもしれないし、極端な場合は臨時議会みたいな感じになるかもしれませんが、その辺について何か検討されていないか。

○飯田環境森林課長 今、先生がおっしゃいました27億につきましては、県民政策部のほうで調整というか洗い直しというか、そういうことでやっている段階でございまして。

○長友委員 それで、要望しておきたいと思うんですけれども、これが本当に雇用効果が生まれるように、環境森林部としても取り組める事業があれば、ぜひとも積極的に、予算が今後編成されるに当たって取り組みをお願いしたい。先ほどありましたように、皆さん方が計画されている林務行政とマッチしていればなおいいと思うんですけれども、当座、この2～3年間でもしのげるのが大事になろうかと思いたすの

で、ひとつ取り組み方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○飯田環境森林課長 今、先生のおっしゃった趣旨を踏まえまして、部としても取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原委員 有害鳥獣対策と鳥獣保護対策、相反することを同じ課でやっているわけですが、鳥獣保護というのは、さっきありましたように、レッドデータブック等々の関係で絶滅危惧種の鳥獣を保護しようとかあるんですが、この考え方を明確に教えてもらいたいと思うのは、有害鳥獣対策、今度、2月15日までの猟期が3月15日まで延びたんですかね。イノシシが多いからなのかシカが多いからなのか。その辺も含めて、保護すべき鳥獣と、駆除すべき有害として指定する鳥獣との考え方の違い。名前がわかれば、特に有害鳥獣というのは今のところ3つでしょうか、そのあたりの考え方を明確に教えてほしいんですが。

○飯田自然環境課長 一般的に有害鳥獣として農作物に大きな被害を与えているのが、猿、シカ、イノシシ、それから鳥ではカラスです。最近ではカワウ、ヒヨドリです。

県では、どのくらい生息しているかということで、猿とシカとイノシシについて生息調査をやるんですけど、イノシシの場合は生息数の把握の方法が決まっておられません。シカの場合は、ふん粒法ということで、実際にシカのふんをあるブロックに分けてやっているんですけど、1キロメートル四方に5頭以上生息しておれば捕獲を促進してやっていくと。公園とか自然公園は守る地域ということで、1キロメートル四方2頭を目安にしております。それから猿については、今、県央地区と県北地区で群れと個体数の調査をしております。21年度は県南

地区をやるんですけど、頭数がはっきり見えてきますと、どのくらいが適正かという計画をつくっていく必要があると考えております。以上です。

○蓬原委員 有害鳥獣という定義は、農作物、あるいは木の芽を食べるとか幹を食べるとか、人間様が収益を上げるものについて害を及ぼすと。猿はシイタケをもぐとかいろいろあるわけですね。カラスは生活に悪さをするということ。カワウは川の魚を食べ過ぎるんでしょうか。それとヒヨドリはなぜ害鳥なのか。その辺のところを教えてください。

○飯田自然環境課長 順番が前後するかもしれませんが。カワウは、淡水漁業組合がアユを放流されますけど、それを一網打尽で食べてしまうということで、県下全域ではございませんけど、特に五ヶ瀬川あたりで多いようです。ヒヨドリは、冬に渡り鳥でやってきますけど、ミカンなどのかんきつ類、白菜、冬にとれる野菜類の被害が多いと言われております。

○蓬原委員 人間の生活保全のためということですね、平たく言えば。

鳥獣保護、レッドデータブックとの兼ね合いもあるでしょうが、宮崎県として一番やるのはキジとコシジロヤマドリということですね。そのほかに何かあるんですか。

○飯田自然環境課長 特にこれ以外に保護をしなくてはいけないのは考えておりません。

○蓬原委員 今、温暖化がどんどん進んでいまして、渡り鳥がそのまま居ついてしまうとかいろいろ問題があるようですね。温暖化によってだんだんと生態系が変わってきて、害獣になるような生態系の狂いみたいなのが起きないように、今考えておかないといけないことというのはないんでしょうか。

○飯干自然環境課長 日本全国で考えるべき問題であろうかと思えますけれども、宮崎県では、指定希少野生動植物ということで42種類の植物と動物をとったらいけないよとしています。その中ではニホンカモシカ、ヤマネ、鳥類ではコアジサシ、ヤイロチョウ、両生類ではベッコウサンショウウオ、それから河口におりますアカメという大きな魚、それからサダマイマイという7種類の動物を保護しております。

○蓬原委員 わかりました。

ちょっと目を転じて海ですが、サンゴ礁対策をやっておられますね。サンゴ礁保全事業補助金40万、これはどういう事業をやるかということと、一般的に環境森林部でやっておられることで、山、内陸が主ですよ。海の水質、あるいは不法投棄でも地上だったら目につきますが、海というのはわかりづらいわけですよ。このあたりの環境森林部として、行政上は海についてはどういう配慮をしておられるんですか。これは農政水産部なんでしょうか。海の世界、例えば水質保全というときに、川の水質、地下水についても監視されてますよね。海の水質、このあたりはどうなっているか。

○堤環境管理課長 海についても、陸から影響を与えるような区域については、AとかBとか類型指定をして常時監視をしております。

○飯干自然環境課長 サンゴ礁につきましては、南郷町で事業をやっています。サンゴを食害するヒメシロレイシガイダマシという種類があるんですけど、これをダイバーが年間20~30キロぐらい採取して保護に努めております。

○外山委員 さっき聞けばよかったです、ここで聞きます。針葉樹を植え過ぎたという反省から、広葉樹をまぜていく必要があるという

ことで、そういう方向に行っておるんですが、将来、針葉樹と広葉樹の割合はどのくらいが理想的と考えておられますか。

○徳永森林整備課長 今、61%ぐらいが人工林になっておると思いますが、昨年、森林整備指針をつくりまして、山の尾根の乾燥したところについては広葉樹に戻して、中腹あたりを人工林にしていったときに42~43%が針葉樹になるという試算はしたんですが、将来、広葉樹と針葉樹を幾らにするという目標は掲げておりません。指針に基づいてやった場合42%ぐらいだったと記憶しております。

○外山委員 森林崩壊というか災害が多く起こっておるところが、急斜面に針葉樹を植えたがために、根が下にいかずに起こってきたというのが実例としていっぱい出てますね。今後、急傾斜の針葉樹を伐採したときに広葉樹にしていく。例えば民間の方がまた針葉樹を植えようとするようなときに、県としては、強制力はありませんが、何らかの方向づけをしないと混交林がきちっとできていかないと思うんですが、そこ辺のところはどういうふうにお考えですか。

○徳永森林整備課長 そういうこともございまして、先ほど森林環境税のお話が出ておりましたが、災害の起こりやすいところとかダムの上とか人家裏を中心に、森林環境税を使いまして広葉樹に転換していこうということで実施しております。平成20年度は56ヘクタールの森林を切った後、広葉樹に転換しました。今後災害が起こりそうなところにつきましては森林環境税を使ってこういう転換をしていきたいと思っておりますが、最終的に、自分の山に杉を植えるのか広葉樹にするかというのは、個人のものですから、そこは理解を求めていくしかないなど

いうふうを考えておるところです。

○外山委員 例えば広葉樹をシイタケのほだ木なんかに使われる方がいいだろうけど、広葉樹を植えても金にならない、将来は杉の木のほうがいいと思えば、杉を植えられると思うんですよ。そここのところの調整というか、そこ辺は非常に難しいと思うんですが、県の考え方をしっかり山林所有者に理解してもらう努力というのが、これから大事になってくるんじゃないかと思うんです。

○森計画指導監 今おっしゃったような考え方がございますので、県としましては、森林を水土保全林と森と人との共生林、資源循環林と3つに区分しておりますが、今、資源循環林が大変多くなっておりまして、いわゆる杉、ヒノキの人工林が64%ぐらいになっておりますけれども、将来的にはこれを46%ぐらいに落としていきまして、水土保全林とか森と人との共生林を順次ふやしていくように、政策的に誘導していこうと考えております。

○外山委員 参考までにお聞きをしたいんですが、山で木を切ったときに使えない木が大分あると思うんです。今、パルプ材として使われておるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 従来、広葉樹がよくパルプ材に使われておりましたが、今は、もちろん広葉樹も出ておりますが、非常に県内からの広葉樹のパルプは減少しております。ただ、今技術が上向いて、針葉樹からもたくさん紙をつくっています。宮崎からは針葉樹パルプを相当、熊本の製紙会社、あるいは四国に出荷されております。

○外山委員 製紙メーカーによって、針葉樹を使うメーカーと針葉樹をほとんど使わないメーカーがあると聞いておりますが、日南の王子製

紙は針葉樹を使うメーカーですか。

○楠原山村・木材振興課長 王子製紙の日南工場は、広葉樹を使って非常に上質な紙をつくっていらっしゃるしまして、杉などの針葉樹は使っておりません。

○外山委員 杉、ヒノキをパルプに使う場合は、熊本の日本パルプに行ってるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 私たちが今聞いていますのは、針葉樹は、八代の十條製紙、それから四国のほうで王子製紙絡みのところもつくっていらっしゃるかと聞いております。

○外山委員 針葉樹はももとはパルプ材として使ってなかったですね。針葉樹を使う特別な技術というか特許というか、そういうものがメーカーによってはできてきたということですか。

○楠原山村・木材振興課長 今申し上げたのは杉のことなんですが、松材はよくパルプ材に使われておりまして、広葉樹と針葉樹は繊維の長さが違うと言われていまして、強度を必要とするものとか、使う樹種が違っております。特に日南工場は、広葉樹と、オーストラリアのユーカリがたくさん入ってきていると聞いています。

○外山委員 杉なんかをパルプの原料として持っていった場合、お金になっているんですか。

○楠原山村・木材振興課長 現在、トン当たり3,700~3,800円という値段で取引がされております。大手の製材工場は、柱をとった残りの3割ぐらいはパルプになっていくんです。丸太を1立方買ってきまして、6~7割が製材品になって、残り3割はパルプである程度引き取ってもらう。それでも使えない分は燃料とかになっていくんですが、パルプで安定的に取引さ

れるというのは大きくなっております。

○外山委員 この議会ではパルプ材としての議論というのはほとんどしたこともなかったし、聞いたこともなかったんですが、結構プラスに作用しておるというのを、きょう始めて聞きました。結構です。

○蓬原委員 221ページですけど、木のある暮らし創出推進事業、「木育」という言葉が使っておりまして、私は初めて見ました。難しい内容を聞くんじゃないんです。「食育」という言葉が、今、法律ができたりしてかなり浸透してきました。ここにきて「木育」という言葉、目新しい言葉として印象に残ったものですから、木育という言葉でいろいろやっていくというのはいいんじゃないかなと感じましたので、食育に対抗するわけじゃないんだけど、もっといろんなところで木育という言葉を使って、そのことで木の需要拡大を図っていくみたいなことがいいんじゃないかと思ったので、部長の壮大な考えがあればと思ったんですが、突然ですから……。食育に対する木育。

○高柳環境森林部長 木育という言葉ですが、県産材の需要拡大というのは、本県はこれだけの豊富な資源がありますので、これをいかに有効に活用して、本県の経済力あるいは林業、それが山村地域の振興につながるかということで、資源をいかに活用するかというのは大きな課題になっております。新エネルギーの問題にしてもそうですし、バイオマスにしてもそうだろうと思うんですが、ある意味ではキャッチフレーズという視点も今後検討していく必要があるかなと思っています。今後、木育もひとつ大いに参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。

○飯干自然環境課長 先ほど蓬原委員から御質

問がございましたシカの捕獲のことなんですけど、私、勘違いをしておりましたので、訂正させてもらってよろしいでしょうか。

目標の生息密度を、保護を優先する地域、例えば国立公園、国定公園、鳥獣保護区では1キロメートル四方5頭をめどにすると。それから農用地や林業地、いわゆるシカをコントロールする地域を1キロメートル当たり2頭として、被害の防除、生息環境の管理、個体数の管理をやっていくというふうにしております。訂正させていただきます。

○楠原山村・木材振興課長 先ほど八代の工場を十條製紙と言いましたが、日本製紙です。申しわけございません。

○黒木副委員長 韓国向けの輸出が2倍になってきたということですけども、今の経済状況によって、細島港に行きましたら、びたりと輸出向けがとまったという話を聞きました。それから中国木材の進出に関しましても時期がはっきりしないような状況になってきました。これは景気の状態によってはまた新たなスタートが切られるのではないかと思うんですけども。

有馬先生にお尋ねしたいと思っておりますけれども、将来的に住宅着工戸数も減少するということが予想されております。いろんな使用方法を含めて、杉の将来性、可能性について、お考えをお伺いしたいと思います。

○有馬木材利用技術センター所長 杉の将来性ということでございますけれども、資源問題が基本でございます。この資源問題が、ただ単に木材という資源だけではなくて、エネルギー問題なんかとも絡んできているわけでありまして。そういうことを考えますと、少なくとも、木材資源というものを持っている日本、特にこの宮崎の役割というのは、資源の一番重要な位置づ

けに位置していると思っております。そういう点では、経済的に厳しい状況があることは十分考えられることでありますけれども、少なくとも資源という視点から考えますと、この重要さというのは落ちることはないだろうというぐあいに考えられます。

そのときに、どういったところから影響が出てくるかということは、現在の場合には、どうしても国際的な問題、景気の問題でかなりいろんなものが厳しさを生じていることも事実であります。ただ、いま一度考えなくちゃいけない視点は、資源というものを見据えて考えなくてはいけない時代に入ってきていると思っております。

そういうことから考えますと、木材資源が生産できる場というのはそう多くないんです。特に宮崎、南九州の位置づけというのは、日本国内においても極めて重要な資源の位置づけにある。またそういう土地を持っているということだと思いますし、現実にもその実力があつた。それは幾つかの理由がありますけど、気象条件がありますし、土地の条件があります。もう一つは、そこを維持してきた先人たちの知恵というのがここにはあつた。しかもそれを生かすためにやってきた、例えば林道の整備などを考えますと、かなり大きな役割をこの宮崎は持っていると思っております。

それがどういった展開をするかといったときに、今後、住宅着工は当然減ってくると思えます。人口も減ってまいりますし、空き家が15%ぐらいありますので、住宅着工という点から考えますと徐々に減ってくることだけは間違いないです。ただ、それでは建築が本当に厳しい状況にあるかとなりますと、決して皆さん方がいい居住環境を求めることをあきらめたわけでは

ありませんので、まだまだ居住環境としては上げなくてはいけない状況にあらうかと思えます。そういったときに、居住環境を上げる場合の資材として考えて、しかもその資材が持続性を持っているかどうか。それからエネルギー、地球環境問題などを総合的に考えたときに、木材の位置づけというものが下がることは恐らくないだろうと思えます。そのときに、どういった手だてをもって商品として提供できるか。これが山側あるいは木材側の果たすべき役割ではなかろうかと思っております。

そういう点では、住宅だけではなくて、現在、宮崎でも非住宅の建築物に木造建築が展開してきておりますし、土木なんかも展開してきております。先ほど例がありましたけれども、韓国ではむしろ杉は非住宅で受け入れられているという状況でございます。そういうことを考えますと、木材の位置づけというものが、私は木材利用技術センターというところにおりますので、ひいき目かもしれませんが、決してひいき目ではなくて、木材推進、木造推進ということが——御承知のとおり、最近、長期優良住宅普及促進法ができましたが、あの中でも、木材、特に国産材の利用を推進しようというのが全会一致で認められて始まっておりますので、そういうことから考えますと、資源として非常に重要な位置づけになると思えますし、宮崎、特に南九州が果たす役割というのは極めて大きいだろうと思っております。

○松田委員 副委員長の質問に関連して伺います。宮崎県が有する知的財産権ですが、先ほど先生がおっしゃった木材利用技術センターが持っていたらっしゃるんですけど、過去に特許取得をしたものが幾つぐらいございますでしょうか。

○有馬木材利用技術センター所長 15だと思えます。

○松田委員 その中で、実際経済効果を生んでいるような事例はありますか。

○有馬木材利用技術センター所長 これは大変重要な御指摘だろうと思っておりますが、ただ、私どもの特許取得の目的には幾つかございます。その中で特に重要なのは、木材を使う場合の展開をどこかがやるときに、邪魔しないように、あるいはとられないようにというプロテクトの意味というのは非常にございます。したがって、それで直接経済効果を生むというよりも、むしろ、何かをやられたときに、えらくお金になってしまったと。ところが、私どものところがとってなかったがために、皆さんが不利益をこうむることがないように、こういうパテントが非常に多うございます。したがって、直接、工場を始めるというのは比較的少ないような感じがいたしております。

具体的な例を申し上げますと、最近出している私どものパテントの中には、今まで廃棄物的に扱われていたものを生かすというような、例えば杉を乾燥するときに蒸気として捨てているやつがございしますが、その中から杉のにおいの成分を取り出す、それを使って新しい製品をつくる、こういうようなものもあります。これは今まで捨てていたものに役割がある。積極的に使っていこうというパテントの類に相当しますのは、接合関係です。木材をつなげる関係のもの、展開をしようというパテントだろうと思っております。独占するためではなくて、むしろ皆さんに使っていただくために出しているものが多いと御解釈いただければと思っております。

○松田委員 先ほどの杉の精油、以前新聞で、

ゴキブリの忌避剤の可能性があるというのを見ましたが、そういったものを使っての消臭剤とか、伊豆大島がやっております和菓子の原料としての桜の葉っぱ、あるいは千葉県だと思えますが、日本のイチョウの葉が米国の製薬企業から高値で取引されている、あるいは高知県の葉っぱビジネス等々ありますので、建築材として需要が望めないのでしたら、身近なところで研究等々進めていただきたい、このように要望いたします。ありがとうございます。

○宮原委員長 ほかにございせんか。

それでは、ないようですので、その他で何かございせんか。

○野辺委員 先ほどいただいた資料について伺いたいんですが、外山委員からもありましたが、広葉樹のチップ材が大量に入ってますが、丸太、製材品、合板のほかチップ材は別ということですね。これは木材だけということですか。

○楠原山村・木材振興課長 そのとおりです。チップは19年で丸太換算で約2,550万立方ほど入っております。8,000万強の中の2,500万立方は外国からのチップ、紙用が入っております。

○野辺委員 北洋材はロシア材が大半だと言われました。米材とか南洋材はずっと減ってきておりますが、丸太で考えてみますとロシア材は余り減っていません。そこで、先ほど申し上げたんですが、ロシア材の関税が近く80%に引き上げられると、ほとんど入ってこないという記事を読みました。そうなる国産の自給率が一挙に30%を超えてしまうということになると、日本の自給率の面から価格等で相当な変化が出てくると思うんですが、その辺の諸外国の関税についての見通しは、林務次長さんにお聞きしたいんですが、わかりませんか。

○寺川環境森林部技術担当次長 諸外国の関税はわからないんですが、北洋材（ロシア材）につきましては、御指摘のように、本来であれば、この1月に針葉樹丸太を80%に引き上げるということが1年間延期をされたということで、そのアナウンスが大分きいておりまして、20年につきましてはかなり減少してきております。したがって、ロシア材については21年度以降もかなり減っていく形になるだろうと思われませんが、かわりにとってはなんです、円高が進んだときもありまして、今、若干おさまっておりますが、特に欧州材の製品とかホワイトウッド、レッドウッド等がどんどん入ってくるような情勢になってきておりまして、なかなか国産材時代が素直に来ないという中で全体の需要が減っていくということで、課題がいろいろあるという状況は引き続きあるかと思えます。

関税はロシアでは大きく変わっておりますが、他国ではそんなには大きく変わっていないんじゃないかと思えます。

○野辺委員 まだなかなか厳しい状況にあるということだと思えます。わかりました。

先ほどの針葉樹のチップは、福島港から八代に送っておるんですが、これとおが粉の割合はどんなになってるんでしょうか。畜産の関係で。

○楠原山村・木材振興課長 おが粉の量は把握しておりません。基本的には、製材工場で製材する段階でできるおが粉のほとんどは畜産農家に行っていると言われております。つい最近ですけど、高原町かどこかだったと思うんですが、のこくずの需要が非常に高まっているものだから、余り使われていない安い材とか製材工場の端材、板切れを買ってきて、わざわざのこく

ずをつくって販売されているところもあります。つい先般も、相当の融資を受けられまして1万立方単位での増産体制にしてのこくずをつくるところもあります。ちょっと古いデータで16年のデータですが、県内では7万4,000トンぐらいおが粉が生産されております。

○野辺委員 大きな工場ではないと思うんですが、県内には端材をおが粉にする工場があちこちあるんですね。だから、杉材のチップとの比較、チップが3,000何ぶとか言われましたよね。おが粉はどれぐらいになるのか。また教えていただきたいと思えます。

次長の話でも、国産材時代の到来はなかなか厳しいという見通しでもあるようでありましてけれども、近い将来に国産材時代が来るということを期待しながら、ひとつ林業行政に取り組んでいただきたいと思っております。

○蓬原委員 一点だけ。山の売買というか権利移動が、県内は傾向としてどうなっているかを知りたいんです。田舎におりますと、代々移ってきて権利も錯綜して、だんだんと地元になくなって、中には自分の山がどこにあるかさえ知らない、持っていることさえ知らない。そういうことがあって権利移動ができにくいという状況があります。一方では、私どもの身近なところでは、島津山林という殿様の大きな山があって、何千ヘクタールという山が売買をされた。総合農林とかいう東京のほうの会社のようなのですが、将来的には炭酸ガスの排出権取引等の関係があって、企業が山を買う傾向にあるやに聞いています。地元で心配されたことは、将来、外国の企業が山を買えるのか。極端なことを言えば、中国は大変なバブルでしたけど、中国の企業が、自分のところは山がない、今伐採に歯どめをかけている。日本の山を買う。その

ときどうなるんだ。責任がないから山が物すごく荒れるんじゃないか等々心配があったんです。農地の場合は農地法でしっかり守られているし、5反歩以上の農業者台帳を持たないと買えないというのがありますから、日本人じゃないと買えないということになるんでしょうけど。

質問の第1点は、山の権利移動、売買というのがどういう状況に宮崎県はあるのかということ。島津山林に端を発したことで、山が安い中で、山を持っている企業や地主さんが大変な赤字を出したり、お金にならない。山づくりも金がかかる、売ってしまおうというようなことで、大きな取引がされてしまうことが傾向としてある。それにCO₂の排出権取引等々が絡んできた場合に、日本の場合、外国籍の企業が山は買えるのか。農地は買えませんよねという話なんです。その辺の法的なことと、2点教えていただくとありがたい。

○寺川環境森林部技術担当次長 売買の状況ですけれども、大きな売買が幾つかあったというのは聞いておまして、今おっしゃったように島津山林が日本総合農林に買われたというのも聞いております。あとは、個人で伐採をするときに、素材生産業者に山の立木を売るわけですが、土地ごと買ってくれということで、素材生産業者の一部に集積がされていると。その業者は、植えて次世代の山をつくる場合が多いので、それは森林資源としてそんなに心配する状況ではないと、大ざっぱに考えております。

外国については、勉強しないとわかりませんが、今のところは規制があるとは聞いておりませんが、外国の企業が買ったという事例も聞いたことはございません。

○蓬原委員 例えば、長崎県の対馬、釜山から大変近い。あそこから釜山の火が見えるところですが、今、竹島とかいろいろ絡んで、対馬も韓国領だと言い出して、ただでさえも韓国から来られている方は非常に多いし、交流もあるんだそうです。文化的にも過去影響を受けている。最近では韓国の人たちが対馬に宅地を買っているのかどうか、そこまではわかりませんが、だんだんと土地を買い占めて、そのうちここは韓国領だと言い出すんじゃないか、そういう説もあるんで、もし日本の山を外国の企業が買いきり始めたときに、先ほど、宮崎県の山は安全だ、安心だ、将来性があるんだと言いながら、実際はそこを収奪していく外国の企業が買った場合に、果たしてそれが宮崎県のためになるのかなということがあるので、ぜひそこ辺は調べていただいて教えていただくとありがたいと、希望しておきたいと思います。

○松田委員 エコクリーンプラザ問題でお伺いいたします。今回の議会でも、公社理事長の告訴、県の告発ということで大変物議を醸したんですが、きのう宮崎市議会のほうで、宮崎市から公社のほうに派遣している職員を3年ぐらいをめどに順次引き揚げるといような答弁があった、このように新聞報道を見ました。これが本当に引き揚げということになったら、エコクリーンプラザの運営にどのように影響を及ぼすのかお伺いいたします。

○道久環境対策推進課長 宮崎市から派遣職員、現在7名いらっしゃいます。以前から、宮崎市のほうとしては、運転が始まった場合には市の派遣職員を減らしたいという意向は持っていらしたということは、我々のほうも承知いたしております。先般もそういうお話を宮崎市のほうからお伺いをいたしました。ただ、私ども

のほうとしては、現在、公社の運営体制をどうするのかといったあたりが今後検討されると。その検討を踏まえて対応を考えてもらいたい。また、私どものほうとしても一緒に協議をさせていただきたいというふうにお話を申し上げたところでございます。

○松田委員 市の答弁の根拠になったのが、他県の事例を調査いたしまして、他県の同等の施設ですと、県とプロパーの構成で運営しているということだったそうですが、県のほうがプロパーを養成するということも考えられるのでしょうか。

○道久環境対策推進課長 そのお答えをいたします前に、1つだけ申し上げておきたいと思えます。新聞報道によりますと、市のほうが調査いたしまして回答いただいた14施設について、ほとんどの施設が県とプロパーでやられているというふうな報道だったと思えますけれども、私どものほうが調査した結果では、指定センターとして指定されているのが19ございます。そのうち実際に稼働しているのが10でございます。その10につきまして——きょう資料をお持ちしておりませんので正確なところは申し上げられませんが、ほとんどが産業廃棄物を処理しているところ。一般廃棄物の許可は受けているんですけれども、現実的にはほかのところでは焼却されたものを持ち込んで最終処分しているような施設、または全く一般廃棄物の許可を持っていないというようなところがほとんどでございます。その結果として、現実的には県の職員と県OB、またはプロパーの職員で構成されているところがほとんどであるというのが、私どもの調査結果でございます。

それから、御質問のプロパーを育てていくかどうかにつきましては、確かにその考え方もあ

ろうかと思えます。ただ、問題として、私どもが認識いたしておりますのは、エコクリーンプラザにつきましては、15年間ということを経元の方に御理解いただいておりますところでございます。既に3年半経過いたしておりますので、今後、プロパー職員として雇ったとしても、その後どうなるのかといったあたりがございすものですから、そこらあたりも踏まえてこの問題については対応していかなければならないと考えております。

○松田委員 了解いたしました。ありがとうございます。

いけません、次から次、この問題に関しましては不安要素が出てくるものですから、県民、市民が動揺、また新たな疑問を持たないように、早くの対策とその広報のほう、徹底をお願いしたいと思います。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、先ほどありました、その他の報告事項の「予定価格の事後公表について」、まず公共三部で一つの方向を示さないと次の委員会に進めないと思っておりますので、農政水産部、県土整備部と調整をしていただきまして、あす10時から再開ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、あす10時から引き続き委員会を再開いたしたいと思いますので、本日のところは、以上で環境森林部を終了させていただきます。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時54分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は10時から、その他の報告事項の結果をいただくということで再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、所管する課のみが出席するということが、よろしくをお願いをしたいと思います。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会は終了させていただきます。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後4時54分散会

平成21年3月11日（水曜日）

午前9時59分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原義久
副委員	長	黒木正一
委員		外山三博
委員		坂口博美
委員		蓬原正三
委員		野辺修光
委員		満行潤一
委員		松田勝則
委員		長友安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳憲一
環境森林部次長 （総括）	森山順一
環境森林部次長 （技術担当）	寺川仁
部参事兼 環境森林課長	飯田博美
計画指導監	森房光
自然環境課長	飯干利廣
森林整備課長	徳永三夫
山村・木材振興課長	楠原謙一
木材流通対策監	河野憲二
工事検査監	濱砂金徳

農政水産部

農政水産部長	後藤仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田二郎

農政水産部次長
（農政担当）

伊藤孝利

農政水産部次長
（水産担当）

太田英夫

部参事兼
農政企画課長

岡崎吉博

農水産物
ブランド対策監

郡司行敏

地域農業推進課長

上杉和貴

担い手対策監

山内年

営農支援課長

吉田周司

農業改良対策監

佐藤吉史

消費安全企画監

八反田憲生

農産園芸課長

串間秀敏

畜産課長

押川延夫

家畜防疫対策監

山本慎一郎

農村計画課長

原川忠典

国営事業対策監

桐山和人

農村整備課長

矢方道雄

工事検査監

西重好

水産政策課長

桑原智

漁港漁場整備課長

那須司

漁港整備対策監

今西宏美

総合農業試験場長

村田壽夫

県立農業大学校長

米良弥

畜産試験場長

荒武正則

水産試験場長

関屋朝裕

事務局職員出席者

議事課主査

大野誠一

政策調査課主査

坂下誠一郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

予定価格の事後公表について、再度執行部の説明を求めます。

○徳永森林整備課長 昨日、委員会報告事項の予定価格の事後公表につきましては、委員会で

の御指摘を受け、公共三部で検討を行いました。検証に不十分な点がありましたことから、一部内容を見直し、委員会資料の21ページを差しかえさせていただくことにいたしました。

その内容であります。2の試行の検証の(1)積算せずに入札する業者等の排除を「入札の状況」ということで状況だけをあらわすことに改めるとともに、その下の建設工事の上段の丸につきましては、積算せずに入札するような業者の排除に一定の効果が認められるという表現をしておりましたが、この表現につきましては削除いたしまして、報告とさせていただきます。以上でございます。

○宮原委員長 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○徳永森林整備課長 それでは、訂正いたしました内容につきまして、もう一度説明をさせていただきます。

委員会資料の21ページをごらんください。訂正する前ですが、2の試行の検証の(1)のタイトルが「積算せずに入札する業者等の排除」がどうだったかということを検証するということがタイトルをうたっていました。これを「入札の状況」という表現にしております。その下の「建設工事」、差しかえ前は、「事後公表価格帯においては、予定価格超過の者が増加しており、積算せずに入札するような業者の排除に一定の効果が認められる」と報告いたしましたが、今回、訂正いたしまして、「事後公表予定価格帯においては、予定価格超過の者が増加している」ということで、今後時間をかけて内容について検証していきたいと考えております。以上でございます。

○宮原委員長 再度、丁寧に説明をいただきましたが、差しかえの分、御理解いただいたで

しょうか。

では、質疑があれば出していただきたいと思います。特段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようでありますので、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時12分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成21年度当初予算関連議案等について、部長の説明を求めます。

○後藤農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、早速でございますけれども、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側の説明項目をごらんいただきたいと思っております。今議会にお願いしております平成21年度当初予算に係る議案等についてでございますが、Ⅱにございますように、本日、農政水産部からは、議案といたしまして、議案第1号から72号までの7件と、委員会報告事項2件を予定いたしております。

それでは、議案第1号から11号までにつきまして、部全体の概要につきまして御説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。説明項目のⅠの部分でございますけれども、「平成21年度農政水産部予算編成の基本的な考え方」を先に御

説明申し上げたいと思います。平成21年度の当初予算編成に当たりましては、農水産業・農漁村を取り巻く情勢及び課題等について、1及び2のところで整理いたしておりますが、農政水産部といたしましては、3にありますように、本県農水産業を取り巻く「向かい風」と「追い風」を的確にとらえながら、高コストに耐え得る収益性の高い生産構造へ転換していくために、1つには、環境・人・技術・農地をフルに活用しながら、2つには、原点に立ち返りまして、生産現場に軸足を置いた機動性のある産地対策を実行することによりまして、農水産業者の所得向上と生産拡大を進めまして、これにより農水産業を核とした地域経済の活性化を図ることを基本方針といたしております。

右側、2ページになりますが、具体的な取り組みといたしまして、中段にございますように、1つ目には、所得向上につながる生産・流通販売システムの構築による農水産業の収益性の向上を図りますために、具体的には、その下に掲げてありますように、みやぎきブランド対策の強化、流通・販売等の改革や農商工連携の一層の強化、農業法人等の経営力強化や他産業の参入を促進してまいります。

2つ目には、地球温暖化への対応と自然エネルギーの有効活用による環境負荷低減のために、1つにはハウス暖房等において脱石油型エネルギーへの転換や、本県に大量にある木質、畜ふんなどのバイオマス資源の活用を促進してまいります。

3つ目には、輸入資源への依存度を低減し、食料供給力をさらに強化しながら食料自給率向上に貢献するために、具体的な取り組みとしては、飼料米や米粉の生産拡大、水田裏等をフルに活用した農産物の生産拡大、さらには食物残

渣等のエコフィードの利用促進を進めてまいります。

4つ目は、本県農業・農村の基盤を支える人材、土地などの農業資源を有効に活用していくために、担い手づくりや多様な人材の活用を図ってまいりたいと考えております。2番目には、総合的な人づくり、具体的には、みやぎきモデルの食育あるいは地産地消の推進等の応援団ということになるかと思っております。3番目には、優良農地の面的利用集積と耕地利用率の向上を進めてまいりたいと考えております。

さらに、一番下の段に、各施策の柱ごとに関連します平成21年度の主な新規事業を列記いたしております。お目通しいただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思っております。第六次宮崎県農業・農村振興長期計画及び宮崎県水産業・漁村振興長期計画に位置づけられました、柱ごとの重点推進分野をお示しいたしております。

4ページをごらんいただきたいと思っております。平成21年度当初予算についてでございます。

(1) 平成21年度歳出予算課別集計表につきましては、その上に掲げております、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」から議案第10号、11号、72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」を一括してこの表に計上いたしております。なお、上の4、議案第72号につきましては、御案内のとおり、国の第2次補正予算に伴う雇用・就業機会の創出のための予算として追加上程するものであります。

まず、この表でございますが、議案第1号の一般会計予算につきましては、表の左側から3列目、平成21年度とありますA欄の当初予算額

の網かけをしております部分、一般会計の合計の欄にございますように405億9,790万円をお願いいたしております。また、議案第10号、11号の特別会計予算につきましては、同じ列、A欄の下から2段目の合計欄にありますように5億8,065万9,000円をお願いいたしております。

次に、議案第72号の一般会計の追加補正予算等についてでございます。表の左から4列目B欄、補正額の一般会計の欄にありますとおり、地域農業推進課におきまして623万1,000円の増額補正をお願いいたしております。この結果、当初予算額と補正額を合わせました一般会計予算額は、表の中ほどC欄、補正後の額の一般会計の網かけしております合計の欄にありますように406億413万1,000円となり、対前年比95.7%となっております。また、特別会計を合わせました農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の段の網かけの欄にありますように411億8,479万円となりまして、対前年比95.8%となっております。

以下、ただいま申しました当初予算の詳細、この資料の5ページ、6ページにあります債務負担行為、7ページの議案第21号、8ページの議案第27号、9ページの議案第35号、11ページからの委員会報告事項「これからの農業大学校のあり方について」及び「予定価格の事後公表について」につきましては、各課長から説明させていただきます。

私からは以上です。よろしくをお願いいたします。

○宮原委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課の審査を行います。農政企画課から順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○岡崎農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の青いインデックスのところ「農政企画課」、281ページをお開きください。農政企画課の平成21年度当初予算は一般会計のみで、23億660万4,000円をお願いいたしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

めくっていただきまして、283ページをお願いいたします。まず、一番下段の（事項）農業情報・技術対策費の9,204万8,000円についてであります。めくっていただきまして、284ページの2の産学官連携による宮崎県農水産試験研究機能発揮促進事業につきましては、産学官連携による共同研究体制を整備し、より重点的、戦略的な技術開発の加速化を図りますとともに、現場ニーズに基づく緊急性の高い28件の研究課題に取り組みますことにより、本県農水産業の優位性の確立を図るためのものであります。

次の新規事業、地域産業活性化を担う農畜水産試験場機能強化事業は、本県の試験研究を担う試験場と商業・工業関係者等とのマッチングの場の設定、意見交換を行いますとともに、各試験場で1週間の試験研究ウィークを実施し、公開講座や体験講座などを開催するものであります。

次に、その下の（事項）新農業振興推進費の5,085万4,000円についてであります。2の地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業につきましては、昨年6月、総合農業試験場内に設置いたしました農水産業温暖化研究センターを

中心に、産業界や大学などとの連携を進めながら、温暖化影響緩和対策の実証やCO₂削減等に向けた温暖化防止対策などを実施することといたしております。

次に、3の新規事業、「農・水産業振興長期計画」後期計画策定事業及び4の新規事業、農業所得向上のための新たな農・食産業システム構築事業につきましては、後ほど別冊の平成21年度予算案の主な新規・重点事業説明資料で御説明いたします。

次に、その下の（事項）新みやぎきブランド推進対策事業費の4,296万円についてであります。3の新規事業、環境と健康に寄与するみやぎきブランド新戦略構築事業につきましても、同様に後ほど御説明いたします。

次に、最下段の（事項）総合農業試験場管理費の2億7,928万6,000円から、めくっていただきまして、286ページの最後の（事項）農業研究機能高度化推進対策費の60万3,000円までにつきましては、総合農業試験場の本場外4支場等における管理運営費用や試験場で行う試験研究費用などであります。

それでは次に、お手元にお配りいたしております「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。めくっていただき、目次の欄は、本日、各課長が御説明いたします新規・重点事業の一覧を掲載いたしております。また、次の1ページから3ページまでは、農業及び水産業の長期計画の施策体系に基づき、その柱ごとに各事業を整理しており、網かけの部分の事業が、次の4ページ以降の説明資料となっております。

それではまず、4ページをお開きください。事業名、「農・水産業振興長期計画」後期計画策定事業についてであります。

1の事業の目的ですが、本県農水産業の総合的な振興方向を示す長計ビジョンとして、平成17年度に第六次宮崎県農業・農村振興長期計画並びに水産業・漁村振興長期計画を策定しておりますが、平成21年度に中間目標年次を迎えますことから、近年直面している課題等に対応し、高コスト構造からの改革を図るため、後期5カ年の指針となる後期計画を策定するものであります。予算額は652万4,000円で、事業期間は平成21年度の1年間であります。

次に、事業内容であります。①から③に記載してありますとおり、プロジェクト班を設置し、農政審議会の諮問・答申、さらには農業者等への意見聴取を実施するとともに、前期計画の実績と課題を踏まえた分析・評価を行い、その検証結果等を踏まえ、平成26年度を目標とする後期計画を策定することといたしております。

なお、具体的な策定スケジュールにつきましては、次の5ページの下段に示しておりますけれども、当長期計画の改定につきましては、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づきまして県議会の議決が必要でありますので、環境農林水産常任委員会におきまして、定例会ごとに適宜報告してまいりたいと考えております。

次に、6ページをお開きください。事業名、農業所得向上のための新たな農・食産業システム構築事業についてであります。

まず、1の事業の目的ですが、他産業からの多様な視点や革新的な技術を融合させた新たな生産・流通システムへの構造改革を進めていくために、農業関係者以外の民間等も巻き込んだ検討を行い、これまでの既成概念にとらわれない新たなシステムづくりの提言を行うものであ

ります。予算額は386万円で、事業期間は平成21年度の1年間を考えております。

具体的には、7ページの資料の左下にありますように、他産業からの新たな視点や革新的な技術を導入するために、大学や経済界、流通業界等の各界の専門家等で構成いたします「新たな農・食産業システム検討会議」を設置し、今後の本県農業の構造改革を進める上で、例えば、円の中心に列記してあります、生産技術、販売流通、新産業創出等における新たな課題等（円の中心よりちょっと外側）につつまして横断的なプロジェクトにより検討し、「儲かる農業改革プラン」を策定、農業者や関係機関、関係業界等に対して提案することといたしております。そして資料右側のように、次年度以降の次のステージ2では、この改革プランに基づき、新たな発想、革新的な技術を取り入れながら、産地の主体的な取り組みを促し、各産地に波及していくことをねらいといたしております。また、ステージ3では、県の各施策の集中による効果的な施策の展開により、もうかる宮崎農業への構造改革を実現していきたいと考えております。

次に、めくっていただき、8ページをごらんください。事業名、環境と健康に寄与するみやざきブランド新戦略構築事業についてであります。

1の事業の目的ですが、全国的に高まりつつあるみやざきブランドの認知度を生かした農産物の有利販売による農家所得の安定確保に向け、これまでに構築した残留農薬検査体制などの安全・安心への取り組みをベースに、「環境」と「健康」をキーワードとした新たな販売対策の構築に取り組むことといたしております。予算額は1,182万5,000円で、事業期間は平

成21年度から23年度の3年間であります。

事業内容は、9ページの資料の下段にありますように、1の「機能性分析を活かした販売戦略の構築」では、これまでの機能性成分の分析結果を販売戦略に活用するため、表示方法や機能性成分の含量確保のための栽培法の検討、さらには、今後新規に登録される農薬などの分析手法の開発による安全・安心への取り組みを強化してまいります。

次に、2の「環境貢献（CO₂削減）をキーワードにした販売戦略の構築」では、二酸化炭素の排出量表示、いわゆるカーボンフットプリントの導入を検討するなど、環境対策への取り組みを消費者へアピールし、ブランド力の向上に取り組んでまいります。またあわせて、安定的な取引を確保するための契約取引の推進に、関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

主な重点事業等については以上であります。

続きまして、「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。提出議案第27号になりますけれども、内容につきましては、別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の8ページをお開きください。まず、改正理由であります。当該施設は、現在、南郷町に設置されておりますが、平成21年3月30日の日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴い、施設の位置の表示を変更するものであります。

改正の内容は、宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場及び宮崎県南那珂農業改良普及センターの位置を、「南那珂郡南郷町」から「日南市南郷町」に変更するものであります。

施行期日は、合併期日であります平成21年3

月30日であります。

農政企画課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○上杉地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の287ページをお開きください。地域農業推進課の当初予算額は、一般会計で33億999万6,000円、特別会計で1億6,795万9,000円、合わせまして34億7,795万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

同じく、21年度歳出予算説明資料の289ページをお開きください。一般会計でございます。まず、中ほどの（事項）農業会議・農業委員会費1億4,765万2,000円についてであります。これは、県農業会議や各市町村農業委員会が実施する農地の利用調整や新規参入者、農業法人等に対する指導活動促進のための国からの交付金等であります。

次の（事項）青年農業者育成確保総合対策事業費1億712万7,000円についてであります。このうち、次のページの4農業大学校を核とした農業・農村を支える人づくり総合事業は、農業大学校を核として、消費者と生産者の交流促進により、農業・農村及びその担い手の応援団を育成するとともに、新たな就農意欲の掘り起こしに取り組み、チャレンジ精神のある、たくましい実践力を備えた人材育成の強化と、それらの者の積極果敢な挑戦を支援するものであります。

なお、後ほど、本事業に関連しまして、今後の農業大学校のあり方について、報告事項として御説明をいたします。

次の（事項）女性農業者育成総合対策事

業1,020万4,000円についてであります。これは、農業・農村の担い手育成・確保の観点から、女性農業者を対象とした各種研修会の開催等により資質向上を図るとともに、女性農業者の経営参画を促進するなど、活気ある農業・農村づくりの推進を図るものであります。

次の（事項）中山間地域活性化推進費10億1,478万8,000円についてであります。これは、中山間地域等におきまして、農業生産の維持を図りつつ農業・農村の持つ多面的機能を確保するとともに、耕作放棄の防止を図るため、集落等に対する直接支払い等を実施するものであります。

次に、（事項）農業経営構造対策事業費4億519万円についてであります。これは、地域の担い手となる経営体の育成・確保を図るため、生産・加工・流通等の施設を総合的に整備するもので、平成21年度は宮崎市のトマトハウス等5地区の実施を計画しております。

次に、（事項）担い手育成総合対策事業費2,802万9,000円についてであります。291ページをごらんください。このうち、3の第58回全国農業コンクール開催支援事業につきましては、本年7月に本県で予定しています第58回全国農業コンクール全国大会の開催を支援するものであります。

次に、（事項）農業大学校費2億6,899万1,000円についてであります。これは、これからの本県農業を担うすぐれた農業経営者や農業指導者を養成するための研修教育や、県民の農業に対する理解を深めるための体験学習等を行うものでございます。

次に、（事項）構造政策推進対策費2億3,000万9,000円についてであります。このうち3のみやざき優良農地面的集積推進事業と4

のみやざき発・業務用農産物生産拡大事業につきましては、後ほど別の資料で御説明をいたします。

次に、（事項）農地保有合理化事業費 6 億 853 万円についてであります。これは、農地流動化の推進施策である農地保有合理化事業に取り組む、県農業振興公社、JA 等の農地保有合理化法人の事業推進費及び事業に要する経費であります。

次に、293 ページをごらんください。農業改良資金特別会計でございます。（事項）就農支援資金対策費 1 億 6,795 万 9,000 円についてであります。これは、就農希望者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子により貸し付けを行い、就農促進を図るものであります。

次に、お手元の「平成 21 年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。

10 ページをお開きください。宮崎優良農地面的集積推進事業についてであります。

まず、1 事業の目的ですが、農地の面的な利用集積による規模拡大を推進するため、農地の担い手への面的な集積を推進する面的集積組織を全市町村に整備し、農地の利用集積や保全活動を支援することとします。

具体的な事業内容につきましては、次のページの事業フロー図で御説明いたします。まず、左上の 1 面的集積推進組織整備事業では、農業委員会と JA 等農地保有合理化法人が一体的に機能する①の「面的集積組織」を整備し、コーディネーターの配置や、②の県プロジェクトチームによる活動支援を行います。

①の面的集積組織は、フロー図左下の 2 面的集積基金事業で造成する基金を活用し、フロー図右に示しております、新しい委任・代理方式

による農地の権利移動に取り組みます。具体的には、面的集積組織が、例えば土地持ち非農家や後継者のいない高齢農業者から農地の貸し付け等について委任を受け、これらの者に代理して農地の利用者へ面的にまとまった形で貸し付けを行い、仮にすぐに利用者が見つからない場合には、JA 等農地保有合理化法人が農地の保全管理を行います。

次に、フロー図下の 3 基盤整備活用事業では、担い手への農地の面的な集積を効果的に進めるため、①の新規基盤整備型の国営かんがい排水事業地区等と、②の再整備型の、過去に基盤整備を行ったものの分散錯圃が進んだ地区や、園芸ハウスの団地化に取り組む地区を重点地区として、土地改良区等の活動を支援することとしております。

続きまして、次の 12 ページをお開きください。みやざき発・業務用農産物生産拡大事業についてであります。

まず、1 事業の目的ですが、食品加工企業等が JA や農業法人との提携や農業参入を進めていることを受け、多様な農商工連携の案件を具体化する体制を整備するとともに、業務・加工需要に対応できる農作業受託組織を育成することとします。

具体的な事業内容については、次のページの事業フロー図で御説明いたします。フロー図上段の産地育成推進事業では、本県が業務・加工用需要に対応した戦略品目を選定するため戦略品目検討委員会を設置するとともに、下段の農業活性化ワンストップ窓口整備事業により、多様な農商工連携を具体化する窓口を農業振興公社に設置し、戦略品目検討委員会の事務局として整備します。

次に、フロー図右側の生産組織育成支援事業

では、①の支援事業により、実質的に水田を預かっている農作業受託組織を、裏作を活用した業務・加工農産物の担い手として誘導支援するとともに、②の支援事業により、農業参入を志向する建設業等と提携し、業務・加工農産物生産に取り組む食品加工企業や農業生産法人の活動を支援いたします。また、③のリース事業では、これら農作業受託組織が必要とする農業機械や施設を県農業振興公社がリースする場合に支援を行います。

次に、フロー図左側の契約販売促進事業では、食品加工企業等との新しい契約取引を拡大していくために、農業団体と農業法人等が連携した販売ロットの確保や施設等の共同利用活動を支援するとともに、商談会や商品開発、試験販売等を支援することとしております。

次に、資料がかわりまして、お手元の「環境農林水産常任委員会資料（当初）」の5ページをお開きください。地域農業推進課から1件の債務負担行為をお願いしております。表の一番上の欄ですが、県農業振興公社が農地保有合理化事業による農地取得等を行うために必要な資金を金融機関等から借り入れるため、損失補償として5億2,200万円を限度に債務保証を行うものであります。

続きまして、資料がかわりまして、お手元の「平成21年2月定例県議会提出議案（議案第72号）」の51ページをお開きください。地域農業推進課の追加補正予算額は、一般会計で623万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、追加補正後の地域農業推進課の特別会計も含めた合計予算額は、一番上の右から3番目の欄ですが、34億8,418万6,000円となっております。

具体的な事業内容は、大変恐縮ですが、もと

の資料の「環境農林水産常任委員会資料（当初）」の10ページをお開きいただきたいと思います。宮崎農商工連携力調査事業についてであります。これは国の緊急雇用創出事業を活用した事業で、本県の農業法人等を直接訪問し農商工連携の案件を調査するもので、県農業会議に調査員2名を雇用するものでございます。

続きまして、最後となりますが、委員会報告事項について御説明をしたいと思います。同じく「環境農林水産常任委員会資料（当初）」の11ページをお開きください。「これからの農業大学校のあり方について」でございます。農業大学校のあり方につきましては、昨年、部内に検討会を立ち上げるとともに、関係者を含めた有識者会議を設置して検討を行い、このたび基本的方向を取りまとめたものでございます。

資料左側をごらんください。農業大学校をめぐる情勢は開学時から大きく変化しており、農業大学校のあり方について、これら時代の要請にこたえるよう、今回、検討を行ったものでございます。

次に、農業大学校の現状等につきまして、入学生の充足率等は、他県と比べまだ高いところでございますが、決して楽観できるものではなく、アンケートによると、総じて、就農に向けて真に役立つ実学について徹底した教育を期待していることから、これらの期待にどうこたえていくかが課題であります。

そこで、左側下段の「時代が求めている農業大学校の姿」について、その役割を「就農に自信と誇りの持てる学校」として掲げ、農業を職業として選択し、実践的なレベルアップを求め進学してくる者に、本県農業の中心となる担い手として徹底した実践教育を施すとともに、就農へと確実に導くことに集中して取り組むこと

とします。

この具体的な仕掛けづくりが右側となります。まず、養成課程につきましては、農業を職業として選択したあらゆる者にとって魅力あるものとなるよう学科を見直すこととし、あわせて、学校教育法に基づく専修学校化を図ることとします。また、専修学校科により4年生大学への3年次の編入が可能となることから、高度な知識等を有する農業実践者の輩出に結びつくことが期待されます。一方、これまで指導者要請を担ってきた専攻科につきましては、近年、進学希望者も減少していること等もあり、その役割を終えたとして、来年度、平成21年度の募集を最後とし、平成25年度からは廃止を考えております。

次に、研修センターにつきましては、これまでの農業実践塾のノウハウを活用し、さらに研修内容を強化する計画であります。また、附属施設である農業科学公園において、地域と一体となって、農業科学館やうまい館等の施設を有効的に活用し、農業・農村の理解促進に取り組むこととします。

さらに、一番右端の欄にあります。確実な就農へとつなぐ仕組みの確立等により、意欲ある農業者への支援機能の強化を図ることとします。また、教員の一層の資質向上等教育体制の充実も図りながら、新規就農者年間270名の中心となる105名の着実な育成を図っていくこととしております。

以上が具体的な仕掛けづくりであります。資料の中に「H21新規」とマークされている部分が、先ほど御説明いたしました平成21年度新規事業として取り組む部分でございます。

地域農業推進課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田 営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の295ページをお開きください。営農支援課の当初予算額は、一般会計分で24億5,289万5,000円、農業改良資金特別会計が2億570万円、合わせまして26億5,859万5,000円をお願いしております。

それでは、具体的に内容を御説明いたします。

297ページをお開きください。中ほどの（事項）農畜水産物加工体制確立対策費の2地域農産物加工推進モデル事業622万2,000円についてでございます。当事業は、農村女性等が生産・加工・販売関係者等と連携して地域農産物を活用した加工開発に取り組む体制を構築し、企業体として自立を目指す産業振興型加工グループへの誘導・育成に向けた総合的支援を行うことにより、加工活動を通じて地域産業の活性化を図るものでございます。

次に、（事項）新農業振興推進費のうち、2の改善事業、みやざきモデル食育・地産地消推進事業につきましては、後ほど重点事業等説明資料により説明をさせていただきます。

298ページをお願いいたします。3の地産地消拠点施設整備事業3,600万円についてでございます。当事業は、安全・安心な食の確保や農産物等の鮮度、低価格、本物志向等が求められる中、生産者と消費者が顔の見える関係で地域の農産物等を購入できる直売施設の整備を支援するものであります。平成21年度はJAのべおかが取り組む予定となっており、この施設を拠点に地産地消への取り組みを促進し、多様な担い手を活用した産地づくりを推進することとしております。

次に、（事項）協同農業普及事業推進費のう

ち、3の新規事業、目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦についてでございますが、これも後ほど別の資料によって説明をさせていただきます。

次に、（事項）農業改良普及活動特別事業費のうち、1活力ある担い手・産地をつくる普及活動強化事業912万6,000円についてでございます。当事業は、地域を支える担い手の育成、革新的な技術導入支援、集落営農の推進等の課題に的確に対応するため、直接農業者に接する普及指導員の能力向上を図るとともに、普及指導協力員の活用により、農業者ニーズの多様化や高度化に対応した円滑な普及活動を展開するものでございます。

次に、299ページをごらんください。（事項）農業経営改善総合対策費のうち、1の元気な農家をつくる経営健康診断事業3,852万2,000円についてでございます。当事業は、本県農業を支える経営改善意欲の高い農家群に対して、将来の経営の目標となる経営革新プランの作成や、毎年の計画と実績を定期的にチェックする経営健康診断の実施、及び経営コンサルティングに基づく重点指導の実施により、本県農業の担い手の育成・確保及び経営体の強化を図るものでございます。

次に、（事項）農業金融対策費についてであります。当事業は、各種農業制度資金の融資の円滑化を図るための利子補給等に要する経費であります。このうち1の利子補給金・助成金の（7）農業経営基盤強化資金につきましては、資金需要が堅調に伸びていること等を勘案し、融資枠を前年度より10億円増の50億円に設定しております。

次に、300ページをお開きください。（事項）災害資金対策費のうち、2の改善事業、宮

崎県農業安全・安心対策資金利子補給金についてでございます。この利子補給金は、不慮の災害や予期し得ないような経営環境の急激な変化及び家畜等の伝染病等により農家経営に影響を受けた農業者を支援することを目的として、農業者が緊急に必要とする資金を効果的に融通するための利子補給金であり、融資枠を15億円に設定しております。

次に、（事項）環境保全型農業総合対策費のうち、2の「宮崎産なら安心」産地体制確立事業1,799万8,000円についてでございます。当事業は、本県農業全体を環境保全重視の農業に転換しつつ、農産物の品質、安全性及び信頼性向上を図るため、エコファーマーの認定や環境保全型農業技術の集団的な取り組みを推進するとともに、適正な農業生産工程管理手法、いわゆるGAPの導入を支援し、消費者が「宮崎産なら安心」とする産地体制の確立を図るものであります。

次に、301ページをごらんください。（事項）重要病虫害防除対策事業費のうち、2の野生猿被害防止総合対策事業1,624万2,000円についてでございます。当事業は、中山間地域から平たん地まで広範囲に拡大している野生猿等による農作物被害を防止するため、モデル地区を設置し、野生猿対策専門のアドバイザー等の診断に基づく地域ぐるみでの被害対策の実証及び検討を進めるとともに、県内全域を対象に低コストで効果の高い鳥獣被害防止施設の導入を支援するものであります。

次に、（事項）農産物高品位生産指導対策費の1農産物安全・安心日本一推進事業2,293万4,000円についてでございます。本県が消費者から信頼される食料供給県として重要な役割を担うため、ポジティブリスト制度に的確に対

応するとともに、適正な農薬使用の推進と安全・安心な農産物を確保する産地体制の確立を図ってまいります。

次に、302ページをお開きください。農業改良資金特別会計でございます。（事項）農業改良資金対策費2億570万ですが、担い手が農業経営の改善を目的として新たな分野にチャレンジすることを支援するための無利子の資金として2億円の融資枠を設定しております。

次に、新規・重点事業を御説明いたします。資料がかわりまして、お手元の「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」をお願いいたします。

14ページをお願いいたします。みやざきモデル食育・地産地消推進事業であります。

当事業は、農業県宮崎にふさわしい食育・地産地消を推進するため、民間等と連携した幅広い活動や地域ごとの課題に迅速に対応できる推進体制の再整備を図るとともに、県民の自発的かつ継続的な取り組みを支援するものであります。

具体的には15ページをごらんください。当事業では、食育・地産地消を推進するに当たってさまざまな背景や課題が生じている中、宮崎ならではの食育・地産地消の一体的な推進を図るため、推進体制の充実・強化として、「みやざきの食と農を考える県民会議」の構成員に、民間企業等を初め幅広い分野からの参画を誘導するとともに、これまで育成してまいりました食育推進リーダーを核に地産地消推進協力員のネットワークの構築等に努めることとしております。また、市町村段階におきましても、地域に根差した継続的な取り組みの定着を図るために、新たに推進体制を整備することとしております。

次に、具体的な活動内容につきましては、食育・地産地消推進大会の開催等による県民への意識啓発に努めるとともに、農業高校等の県有施設を食育活動の拠点施設として位置づけ、各種体験学習等を実施する宮崎ならではの食育の推進や、学校給食における地域食材の安定供給体制の構築や、「地産地消こだわり料理の店」の取り組み促進など、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。予算額は1,647万円をお願いしております。

次に、16ページをごらんください。目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦であります。

この事業は、収量・品質の向上、生産コストの削減等による農家所得の向上を図るため、各地域に課題解決のためのモデル部会を設置し、県と経済連で構成するトータルサポートチームが重点的に支援を行うとともに、地域では、普及部門とJA等が連携し支援を実施するものであります。

17ページをごらんください。具体的には、地域の課題に合わせたモデル部会を県内に25程度設置いたします。内訳といたしましては、早急に収量や品質の改善が必要で緊急的対策を要する部会が10部会、省エネルギー資材や低コスト技術の検証を実施し、ひいては経営費を削減して所得向上を図る中期的対策を実施する部会が13部会、また、脱石油の取り組みを検証する部会が2部会となっております。これらのモデル部会に対し、営農支援課広域指導担当と経済連技術主幹が連携し重点支援を行うとともに、地域でもサポートチームを組織しあわせて支援することで、農家の技術力アップ、指導員の指導力向上を図ってまいりたいと考えております。また、モデル部会でのデータを活用した低

コストマニュアル及び低コスト経営指針を作成し、地域への迅速な波及を行うことで、地域全体の農家の所得向上を目指すものであります。予算額は715万円をお願いしております。

最後に、債務負担行為について御説明をいたします。

環境農林水産常任委員会資料の5ページをお願いいたします。債務負担行為の追加になります。営農支援課分であります。これは、平成21年度における農業近代化資金等の各制度資金の融資に対する、21年度以降に必要な利子補給額を債務負担行為として設定するものでございます。

営農支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮原委員長 説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○満行委員 農政企画課284ページ、新農業振興推進費、2 地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業3,590万円、どんどん温暖化するというので、その対応をするということなんでしょうけど、水稻の被害等がかなりあったわけですが、日南、西都、周りも見てまいりましたけど、昨年。そういったものもこの中に入るのかどうか。お願いいたします。

○岡崎農政企画課長 水稻ということだけでは入れてないんですけれども、そういうものも入れた温暖化の状況については、すべてこの中でやるというふうにしてございます。

○満行委員 イメージが浮かばないんですけれども、モデル実証事業というのは、いろんな作物を一緒に扱うということですか。この事業の中身を教えてください。

○岡崎農政企画課長 この中の事業でございますが、1つ目には、宮崎県版の温暖化のシミュ

レーションを行いまして、気象、あるいは水産では藻場の状況などをやっています。2つ目には、温暖化による影響の現地調査ということで、近年の温暖化によります農水産業への影響の把握を、普及担当、各試験場等と一緒に調査して影響を把握してまいります。同じく水産におきましては、藻場の調査ということで、県内の藻場の繁茂状況の実態を調査していくということでございます。

それから、技術開発のプロジェクトといたしましては、研究課題の公募をいたしまして、今年度、「温室暖房への地熱利用ヒートポンプの応用」、それから「温暖化による水産養殖と漁業資源の影響と将来展望」という2課題を決定いたしております。

それから、産学官連携技術の開発実施ということで、1つ目には、施設園芸のプロジェクトということで、木質ペレットハウス暖房機の普及に向けた検討などを行っております。2つ目には、バイオマスの利活用プロジェクトということで、畜ふんペレットハウスの暖房機の開発支援などを行っております。3つ目が、バイオディーゼル燃料サイクルの構築ということで、菜種とかヒマワリ、ナンヨウアブラギリ等のバイオディーゼル化システムの燃焼試験や適地試験を行っております。4つ目といたしまして、新たな産学官連携技術の開発実施ということで、新たな技術の開発に向けた現場ニーズ、企業、大学のシーズのマッチングなどを行っているところであります。

○満行委員 口頭では全然浮かばないんですけど、委員会説明資料というのはないんですか。

○岡崎農政企画課長 後ほどわかりやすいものを配付させていただきます。大変失礼しました。

○宮原委員長 いろんな事業を説明していただきましたから、資料をまた出していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○満行委員 (事項) 新農業振興推進費は今年度5,000万なんです、昨年1億6,000万、1億1,000万減っているのは何か別な事業を削ったわけでしょうか。

○岡崎農政企画課長 大きな要因が2つございます。1つは、このうちの1億4,000万は、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業というのをこの中に入れていたんですが、21年度は実施に入ったということで、地域農業推進課の事業のほうに移管したというのが大きな理由でございます。

○満行委員 環境と健康に寄与するみやざきブランド新戦略構築事業、これはカーボンフットプリントの導入検討となっているんですけど、今、各メーカーがこれを取り入れようという前段ですよね。行く行くは全部の商品にという話なんだろうけど、まさか農産物にこれを取り込もうという発想がわからなくて、これは画期的な取り組みであると思うんですが、全国的には農産物にシールをつけるという動きがあるのか。そこをお聞ひします。

○郡司農水産物ブランド対策監 カーボンフットプリントにつきましては、直訳をしますと「炭素の足跡」という意味で、地球温暖化対策の一環として注目されている取り組みです。御指摘のように、経済産業省が中心になって検討しているんですが、この検討と同時並行で農水省においても同じような取り組みがなされております。資料にありますように、今、この検討の中では、排出量をどのように算定するのか。農産物についてもこのような検討がなされておまして、表示についても、削減率を表示する

のか、あるいは総量表示かというようなことで検討がなされております。

今、この動きにつきましては、農産物につきましてもエコプロダクツ2008というのが2月に行われまして、その中では、トマトや加工食品についても試みとして表示したような事例がございまして、その流れからいくと、3月4日から新聞では日清食品とかカゴメが既に商品の試験販売を開始されたという記事がありますけれども、近々、農産物についてもそのような取り組みになるのではないかと。県としては、この対策にいち早く参加することによって、環境に貢献する県としてのイメージを高めてブランド力の強化に資していきたい、そんなふうを考えているところです。

○満行委員 何でもですけど、ラナンキュラスみたい日本一を目指す。だれがつくったか、そういうネーミングもあるので、ぜひそういうふうにやってほしいなという気持ちは十分あるんですけども、ただ、ハウス園芸等が後で出てくるので、関連があるから今質問しているんですが、そういう意味でいくと、かなりの重油を真冬にたきながら、環境に全く優しくないことを一方ではやっている宮崎なので、この整合性ですよね。私が言うのも変なんですけど、旬の野菜を出す、なおかつ温暖な日照時間の長い宮崎で出すということは、この表示からいくと他の産地より優位には立つんだろうと思うんですけども、いかんせん、ハウスの話を考えるとなかなか厳しいのかなと。その整合性はどうか。ハウスのブランドの価値をどう認識されるか。お願ひします。

○郡司農水産物ブランド対策監 今御指摘のとおり、露地の野菜とハウス栽培のものを比べると、重油を使っている分、CO₂の排出が多い

というのは現実だと思いますけれども、冬場の野菜の生産ということで考えれば、同じ時期に、他産地に比べ重油の消費量は少ないという現実がございます。この時期に、ほかの供給を考えると輸入ということになるんですけども、輸入と比較しても、本県の二酸化炭素の排出量は他産地よりも少ないということも言えるのかなと思ったりしています。また、さまざまな環境対策の取り組みにより二酸化炭素の排出量を削減していこうという取り組み、これは昨今の重油高騰の中で取り組んでおります木質ペレットの取り組みやヒートポンプの取り組みもでございます。削減率の数値表示ということになれば、私どもの県でも十分戦っていける戦略になるのではないかと、そんなふうを考えているところです。

○長友委員 301ページ、野生猿被害防止総合対策事業というのが1,600万円相当ありますけれども、これは地域とか規模というのは大体どんな感じになりますか。

○吉田営農支援課長 20年度は宮崎市、都城、西都、延岡、日之影とか、県下全域にわたっておりますし、21年度も同じような御要望をいただいているところでございます。

主に野生猿につきましては、県と市町村で2分の1ずつ出しまして、地元で御迷惑をかけないように進めておりますし、今、特措法が通りました国が事業が入れられるようになっております。計画がちょっと進んでいないんですが、この特措法で取り組みますと9割の補助、2分の1の補助なんですけど、市町村が出された2分の1に対して8割の特別交付金が返ってきますので、実質、地元の市町村は1割を負担すれば取り組めるという事業も入っていますので、大型なものは国の補助事業で取り組んでいただい

て、少し小さいところ、きめ細やかなところは県単でやらせていただくかというふうに考えております。

○長友委員 その一つに、どこかで見たんですけども、電気さくの電気に太陽光発電を使ってモデル的にやってみようというのがあったと思うんです。そういう試みは考えておられないのかどうか。

○吉田営農支援課長 これも普及センターのほうが、国の10分の10の実証事業もございまして、展示等ができることになっておりますので、そういうところでいろいろ検討させてもらえばと思っております。

○長友委員 技術的には、それでどれぐらいカバーできるかというのはわからないんですけども、電力の関係、あるいはコストの関係です。ただ、宮崎は太陽光が豊富だということでもありますから、もし採算がとれるようなことであれば研究もしてもらいたいと思います。

○吉田営農支援課長 ぜひ検討させてもらいたいと思います。

○長友委員 それから重点事業等説明資料の11ページ、みやざきの優良農地面的集積推進事業、そこで農地の面的集積を進めて活用していくということになれば、データベース化というのが必要だろうと思うんですけども、本県の場合どの程度進んでいるのか、どんな感じで進んでいるのか、わかれば教えてください。

○上杉地域農業推進課長 先日、一般質問のときもあったかと思うんですけども、ことしの4月から全国農業会議所のほうがデータベース化システムを本格的に稼働することになっております。それで、本県の状況ですけれども、まさしく今、地元の農業委員会のほうに、貸したい人、借りたい人の情報を集めて、それを全国

農業会議所のほうに送るような作業をしているところでございます。

○長友委員 宮崎県の農地についても、今おっしゃった機関でホームページ等に公表されるという感じになるわけですか。

○上杉地域農業推進課長 システムが本格的に稼働すれば、貸したい人、借りたい人という形でアクセスすることができます。貸したい人は、場所や農地の広さをデータベースに登録をして、こういうのがあるのでだれか借りてくれということができるようになるということでございます。

○長友委員 もう一点、議案第72号、農商工連携力調査事業ということで、金額的に623万円でありますから、雇用といっても余り大した効果はないなと思ったんですけれども、2名2期ということで、これは期間的には半年ぐらいを2期という感じなんですか。

○上杉地域農業推進課長 半年ごとに2掛ける2の延べ4人ということを考えております。

○長友委員 農業法人の数もたくさんあると思うんですけれども、大体その期間ですべての農業法人に対しての調査は済むということですか。

○上杉地域農業推進課長 今、宮崎県に農業法人が560法人ほどございますけれども、この560法人について、訪問して、できる限り協力をしていただいて情報収集するといったことを考えております。

○外山委員 299ページの農業金融対策費について、ここで聞いていいかどうか、各課にまたがりますが、営農支援という立場からお聞きをしたいんですが、今、農家の経営が非常に厳しいということが言われていますが、普通の企業であれば税務申告をしますのです、赤字か黒字

か、赤字企業がどのくらいというのはわかるんですが、農家の場合は個人経営が非常に多いわけですが、ほとんど青色申告はしておられると思うんですが、数字面からいって、農家の経営の実情、実態はどういうふうにとらえておられますか。

○吉田営農支援課長 個別の農家の話になるとなかなか難しいんですが、私どもふだんから普及センターを通じて、地域の青色申告の皆さんの中に入って経営健康診断事業等もやっておるんですが、要するに赤字になって後で困ってどうこうするというのではなくて、その以前に経営を安定させてもらうような方向で取り組みたいということでやっておりますし、今までの負債等につきましても、経営コンサルその他等で回復をさせてはきておるところでございますが、個々の農家のこととなりますとちょっとですね。

○外山委員 単年度だけでは実態はわかりませんので、過去3年ぐらいを見て、農家の経営が赤字か黒字か、その辺の実態はどうなんですか。

○吉田営農支援課長 農家にアンケートといたしますか、今どういうふうですかというのをとってみますと、野菜等は、昨年からことしにかけて、重油が高騰したときを相当心配されたんですが、最近の状況を見てみますと、重油も少し落ちつきましたのと、青果物等の価格が安定しておりますので、それほど悪くはなってないんじゃないかと思っております。

○外山委員 私が聞いておるポイントについての答弁ができんようですから、角度を変えて聞きます。いろんな資金を融資してますよね。この資金の回収不能とか不良債権は、ここ3年ぐらいどんなになっていますか。

○吉田営農支援課長 最近の信用保証協会等のあれでいきますと、どちらかというふうにふえておりません。順調にお返しいをいただいていると思っております。

○外山委員 ということは、不良債権というか貸し倒れはほとんどないというふうにとつていいですか。

○吉田営農支援課長 過去の改良資金等で負債が残っている分はございますが、近年、債権が滞っているのがふえているということはないと思っております。

○外山委員 J A等関係団体が融資しておる分がありますね。これも同じような状況ですか。

○吉田営農支援課長 信用保証協会のほうで債権管理をずっとしておりますので、その分は減っております。

○外山委員 農家の方々に聞くと、非常に経営が厳しいということを言って、中で過去何人か脱落して、大きな債務を抱えて、家、土地まで売って整理をせざるを得ない、そういう実態もあるわけです。農業経営の実態が、今の話、融資面から聞くとそんなに心配した状況じゃない。しかし、農家の方の雰囲気から見れば、非常に大変だなと。何かギャップがあるんですが、具体的にいろんな資金の借り入れ申し込みがあるときには、当然その経営実態調査をしますよね。調査するのは普及所が中心になってやるんですか。

○吉田営農支援課長 市町村に金融部会というのがございまして、案件ごとに、私ども普及センターも当然入りますし、関係機関が入って審査をして融資をさせてもらっております。

○外山委員 商工業の場合は保証協会が大概かみますよね。農家の場合は保証協会経由というのはあるんですか。

○吉田営農支援課長 農業の保証協会がございまして、無担保無保証で借りられるように、円滑な融資ができるように、県からも信用保証協会のほうに支援をしているところでございます。

○外山委員 一般的に我々の意識の中にあるのは県の信用保証協会、これとまた別個に農業向けの保証協会という組織があつて、この出資の一番の大もとは県が全部負担してやっておるということですか。

○吉田営農支援課長 農業信用保証保険制度というのがございまして、農業者の方がこういう制度資金を借りる際に、農業信用基金協会の機関保証を受けるということで、先ほど言いましたように、担保とか保証人に依存することなく借り入れができるようなことでお願いをしております。69億ぐらいの出資金を持っておりまして、その中で円滑な資金貸付ができるような制度を持たせてもらっております。

○外山委員 そうしますと、こういう制度融資を実行する場合は、ほとんどこの保証協会を経由して融資を実行しておるということですか。

○吉田営農支援課長 J Aさんあたりは、この保証がとれないと、逆に言うと貸さないというような感じですか。要するにこれで保証をつけております。

○外山委員 商工関係の保証協会の貸し倒れという償還不能で、今、こういう景気ですから、保証協会の負担が膨大にふえてきておるんですね。農業関係の保証協会の貸し倒れに対する負担というのは変わっていないんですか。

○吉田営農支援課長 先ほども言いましたが、代位弁償した件数を申してみますと、17年度、18年度が28件ございました。19年度は35件あったんですが、平成20年度は10月末で5件程

度ということで、それほど多くはないというふうに認識しています。

○外山委員 今、話をずっと聞いておりました、意外に宮崎の営農者というのは健全経営というか、きちっとした基盤でやっておられるような説明ですよ。そうであるなら安心できるんですけれども、経営の基盤が大丈夫だと言えるのか、非常に厳しいというふうになるのか。

○吉田営農支援課長 基本的には農業は厳しいんだらうとは思っております。そういうことで今度、新規事業もお願いしていますけれども、より農家に密着して、農家の手取りを上げるための技術支援といえますか、先ほどちょっと言いましたけど、価格は確かに青果物等上がっておるんですが、悪天候というか天候不順で生産力が落ちて、結果として上がっているところがあります。私どもの県を見ても、幸いにして、昨年度から比べても量的にそれほど落ち込んでいないように感じていますので、ぜひここは収量、生産力を上げて、先ほどありましたように本県は温暖で有利な位置におるわけでございますので、省エネを図り反収を上げて、しっかりそこは打って行って農家経営を安定させたいと、そういう意味で、普及センター挙げて技術支援に取り組んでいる。また、金融の御相談にも個別に応じている状況にあると思っています。

○外山委員 大体実態はわかりました。当初からずっと話が出ておりますように、社会の大きな変化に合わせて農業情勢も変わってくる。これから農業のあり方も当然変わってくるわけですから、これから時代がどう変わっていくかということや、これを常に農家の方に認識をしてもらって、どういう農業経営をやっていくかというのは、今までより以上にそういう意識が必要に

なってくると思いますので、全庁挙げてひとつ相談に乗ってもらったり、指導をお願いしておきます。

○岡崎農政企画課長 今、営農支援課長が申し上げましたけれども、非常に本県の農家は頑張っていると思っています。しかしながら、今、外山委員からも御指摘ございましたとおり、最近の肥料高、飼料高とか、全国的な、あるいはグローバルな環境のもとで大変厳しい状況下にあることも、これまた事実でございます。したがって、最初に部長が申し上げましたとおり、今年度の事業に当たりましては、そういう向かい風、それから農業の持つ魅力、あるいは産業としての農業の可能性、そういう追い風を十分に把握しながらやっていきたいと思っていますし、先ほど御説明しましたように、21年度に新しい長期計画の後期計画のビジョンを策定いたしますので、その中でも十分分析をしていきたいと考えております。

○坂口委員 常任委員会資料の1ページ、今後の基本的な考え方の説明の中で、本県の農業を高コストに耐え得る収益性の高い生産構造へ転換していくという説明があったんですよ。今までの本県の農業、数十年前は、感覚的に、宮崎にはよその県からかなり農業の視察が入っていたと思うんです。だから先進県だったと思うんです。ところが、その当時は生産額は余り自慢せずに、全国でも中程度だったと思うんです。それを意識して、生産性だ、規模拡大だ、効率化だと言ってきて、全国で8番になり、6番になり、3,000億を超しということで、それを前面に出して優秀だ優秀だということや、これをずっと言い続けてきているんですよ。全国中程度だったころの農家所得を見るとトップ集団なんです。ところが、今は最下位と言っ

ていいぐらい、農業を前面に出している県では農家所得は低いんです。これは何を意味するかというと、とにかく頑張っ物をつくれと、たくさん売れと、そのかわりあなた方の所得はないよと。だから、一発間違ったら倒産だよというのが、代位弁済とか、倒産したときは何もかもなくなって保証人までやってしまうという今の実態なんですけど、これはそういった流れを変えろということなんですか。それとも、それを持続しながら残る人だけを残らせるということか。この基本的な考え方というのはどういうことを意味するんですか。

○伊藤農政水産部農政担当次長 委員からお話ありましたように、本県の農業、どっちかといいますと、米からどんどん変わってきて、まさに施設集約型、畜産、施設園芸を中心に生産額を伸ばしてきたということで、産出額も中位から5位、6位までどんどん上がってきたという実態がございます。

一方では、農家経営を見ますと、1戸当たりの産出額もでかいんですけども経営費もでかい。産出額も北海道に次いで2番目にございます。いわゆる販売額もでかいんですが、経営費のほうも北海道に次いで2番目と。トータルで見ると所得は何番目かといいますと、50万以上の販売農家で見ますと全国3位ぐらいという形になっています。そういう意味では、施設集約型に切りかえてきて、投資もして、金額も大きくて販売額も大きいんですけども、所得もまあまあ取ってきたということは言えるかと思いません。

今後は、そこの構造を、低コスト化といいますか、コストを下げながら所得を確保していくかという構造に変えていくことが非常に重要ではないかということで、今回、所得をまずはき

ちっと確保できるような、特に50万円以上の販売農家は200万程度の所得しかございません。ただし、主業農家で見ますと、大体500万を超えています。1万2,000~3,000戸の主業農家（昔の中核農家）で見ますと500万超えています。こういう農家は厳然としていらっしゃるということで、今後の流れとしては、主業農家を中心に地域農業を再編しながら、コストを下げながら所得をきちっと確保していくことが大事じゃないか。油も上がり飼料も上がりという中で、もう一回経営を見直して所得を確保するような生産構造に変えていくことが重要じゃないかということで、今回、こういう形で施策を打ち出しているということでもあります。

○坂口委員 専業農家というか認定農家というか、その分はそれでいいと思うんです。ところが、宮崎の農業を支える、その最たる畜産、宮崎牛なんか見てみても、それを底支えするのは兼業農家、1種、2種なんですよね。これが飛んだら成り立たないんです。ところが、僕自身の感覚で言えばそれを捨ててるんじゃないかという気がするんです。所得は本当低いんですよ。農外所得で何とか生活しているということですね。それから、家計の支出のいろんな見方をすると、例えば生命保険をどれだけ全国で頑張っ掛けているかとか、遊興娯楽費をどれだけ辛抱しているか、教育費がいかに少ないかという分析をやったとき、宮崎の農家に一体何を考えさせながら農業をやらせているのか。生命保険の掛金が、無理してでも全国で高いというのは考え物ですよ。何を最終的に腹決めさせているか。だから、本当に今の考え方でいいのか。勝ち残った組を勝たせるのは確かにその方向ですよ。年間2,000万ぐらい上げるところもあるんですから。だけど、今、次長も言われた

ように、北海道と対比されたけど、1人当たり、1戸当たりの面積だけです、北海道に負けているのはですね。同格もいたけど。単位面積当たりも全国1、労働時間も全国1、1人当たりの生産額も全国1、だけど、生活のレベルなんですよ、僕が言うのは。そここのところをこういった基本的な考え方の中に持った上で整理しないと、これは勝った人だけなんですよということですね。ここで説明を求めるところまでは、きょうはいきませんが。

そんなことを頭に置きながら、例えば重点事業等説明資料の9ページ、「機能性分析を活かした販売戦略の構築」とか上げられてますよね。今の流れの方向で、先進県あたりではこれで成功している事例とか人寄せまでいっている事例もあるんです。「機能性成分に着目した栽培法の検討」なんていうのが入っているんですけど、一体どこで機能性成分を研究して行って、それが薬事法なりいろんな法律の壁をどう越えて、どこまでうたって、宮崎の有利な点はどこにあって、そういったときにターゲットをどういう品目に広げていくのか。決して農政水産部内で完結できるものじゃないと思うんです。試験研究機関一つとっても、ハーブ類の機能性成分をやっている野尻、そういったところをどこが抱き込んで、だれがリーダーシップをとって、どう整理して取り組んでいくのかということです。中途半端にこれをぶち上げて飛びつかせると、また農家は投資をして行って、投資が回収できないままに方向転換を余儀なくされるというようなことで、一つの方向を出すときは相当慎重に言って、今の温暖化とかCO₂削減とかもそうですけど、今、投資をやれば何百万か要るんです。そして数年間で償却しなきゃということ、税制上の問題と。実際、農

家はそれをやる時は何十年スパンでしか回収できないようなコスト計算ですよ。重油たくとペレットとどちらが得か。10年使えば何とかとんとんかなというときに、信用保証制度の話も出てたんですけど、あくまでも税制上の償却期間、それに1年か2年の猶予期間を認めれば上等ですよ。融資対象期間。コストは合わないですよ、農家がやる計算と、実際、税制とか制度資金の償還期間を見たときですね。そんなのをどう投資をしてやって、今、次長が言われるように優秀な農家、リーダーつくっていくんだ。農業の火を絶対消さずに。希望を持たせるんだということと、それを支えるためになくしちゃならない小規模な農家をどうやるんだがセットでないと。この後で日向夏に絡めようと思ったんですけど、マンゴーを売るんだとか日向夏を売るんだとか、売れて売れて売れ切っているものばかりをやっていて、売れないものをどうするのかという視点がないと思うんです。だから、基本的な考え方の中にそこらはどう入っているのかという説明をしていただきたいなということで尋ねます。

○伊藤農政水産部農政担当次長 坂口委員が言われるとおりに思います。中核農家というか、優秀な農家だけで農業が成り立っているとは思っていません。今説明した事業の中でも、水田裏の露地野菜も昔は大根とかいろいろありましたけれども、今、余り裏作をつくらない、利用率も下がっているというようなところもございまして、今後は業務用、都城が特に焼酎用カンショとかいろいろやっています。小規模な農家も含めて集落法人を立ち上げて、経営として何十町歩というような集团的な取り組み、あるいは何百町歩という法人も出てきていますけれども、そういった取り組みの中で小規模な農

家もきちっとやっていくべきじゃないかということで、12ページにありますように業務用農産物を水田裏等を活用して集団的に参画していただいて、核となる農家も必要ですけれども、業務用需要にも対応できるような生産をやっていただくような取り組みも取り込みながら、全体としての所得を確保していくことが大事じゃないかと思っています。

○坂口委員 本当そこら思うんですね。行き詰まるところは生活のためにやっているわけですから、農業をやっている人たち、1種、2種も含めて。生活がどうなんだ、家計の状況がどうで、苦労しているなら苦労しているで、どういうやりくりをやらされているのかということまで見て、その生活をよくするために、大規模な農家はどうやっていくんだこうやっていくんだと。県の農政であったり、長計に向けての一つずつの進捗であったりせんといけないと思うんですよね。だから、余り小さい点にばかり目をつけて、生産額を上げさせよう上げさせよう、そのために何が必要と突っ込んでいくんじゃないくて、その結果何を求めているかということ、いい生活を確保してあげようというところにかないと、コストばかりつぎ込ませていっているような気がして。

加工野菜にしてもそうです。一時期、畑作土地利用型、契約型ということで、品種改良までセットでやっていったですよ。色だ、形だ、栽培のしやすさだということ。その後、生産があのかのときの目標と照らしたときどうなっているのかということ、それはもう終わってしまったような感じなんですよね。そこが肝心だと思うんです。長計の中でやっていったものを、何年後にはこれをどれだけの作付をやって、どれだけもうけて、営農累計までやった長計の中での農

家所得をどう確保させるんだ。だから、最終的な農家の生活がどうなったんだということまで見ないと、どんどん時代を追わないと、負けてそこで淘汰されるんですけれども、農家の所得はどうなっているかなという意識が何かないような気がしてですね、この基本的な考え方という中に。どうも出てこないような気がしたものですから、これはこれでやめておきますけど。

○松田委員 何点かお伺いします。

まず、委員会報告事項の中の農業大学校のあり方の部分で1点お伺いします。去年のこの委員会で外山委員がかなり詳しく突っ込んで農業大学校のことをお聞きになられまして、位置づけが、農業大学校というのは農業改良助長法に基づく研修施設だということを知ったのを覚えております。専修学校化ということが先ほど出ました。21年度入学生がストップして、25年度から専攻科廃止というふうに向ったんですが、専修学校化はいつぐらいからをめぐりにしているのかお伺いします。

○上杉地域農業推進課長 専修学校化につきましては、平成22年度からを想定しております。

○松田委員 そうしますと、それに対する費用はどのような計上をしておりますでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 専修学校化するには、学校教育法上、国または都道府県が設置する学校が専修学校化する場合には、特段の認可は必要なくて、「この学校が専修学校化する」とすればなります。そういうような手続ですので、専修学校化するためにどれぐらい費用が出るのかというのはよくわからないところがあるんですけれども、いずれにしましても、専修学校化した場合には、ほかの大学の3年次に編入することになりますので、ほかの大学との関連

で、取得できる単位とか整合性をとれるような形でカリキュラムの見直しをしていかないといけません。その関係に必要な手続が発生しますので、そこら辺でどのぐらい費用が要るのかということになるかと思えます。

○松田委員 了解しました。

スムーズに名称が変わるといふふうにとらえたんですけれども、その場合、県内の高校生が、実際、県外の農業専門学校等にどれぐらい行っているのかというデータはおとりでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 ことしの状況ですけれども、2名ほかの県の農業大学校に行っているという状況です。

○松田委員 わかりました。2名というのは意外と少なかったなと思うんですが、県外に出ていく高校生の動向も踏まえながら募集活動を広げていただきたい、このように思います。

また、農業大学校の姿ということで、「就農に自信と誇りの持てる学校」、「就農」というふうに帰結すれば、まさにもうかる農業という部分に行きつくんだらうと思うんですが、委員会資料（当初）の1ページから伺っていきます。予算編成の基本方針というところで、「向かい風」と「追い風」というキーワードが出てきました。追い風のところが2つあります。この中で、よく県外の農業関係者から聞く追い風が知事を発端とする宮崎ブーム、これを使わない手はないんだが、宮崎県はPRがおくれているというようなことを聞くんですが、今、知事が「ブームから定着へ」というふうに言っている今の宮崎ブームを、ここで言うところの追い風としてとらえることはなかったのでしょうか。

○岡崎農政企画課長 今、松田委員の御指摘の

あった部分が、「みやざきブランドへの注目」ということで表現してございます。

○松田委員 ブランドへの注目、確かにそうなんですけれども、実際、宮崎ブームでマンゴーとか地鶏というところは喧伝されて、それ以外はという格差が大きいようなことを聞いているんですが、改めて伺います。みやざきブランドへの注目現象が起こった中で、どの品目が格段に、確かにこのみやざきブランドに乗ったなど言える品目になりましようか。

○郡司農水産物ブランド対策監 ブランドの認知度向上の調査をやっているんですけれども、その中で19年度と20年度を比較しますと、全国平均で宮崎の認知度は12.4%から19.7%ということで、7.3ポイントほど上昇しているという状況です。1年で7ポイントを超えるというのは、分析機関によると非常に大きいということです。品目ですけれども、最も特徴的なのが、19年度27.4%であった完熟マンゴー「太陽のタマゴ」が1年間で71.6%と、一気に45%も向上したということが代表例になるんですけれども、どうしてもマスコミへの露出度が多かった完熟マンゴーとかみやざき地頭鶏、宮崎牛、日向夏あたりが認知度も50%を超える状況になっております。もう一つ言えば、「みやざきブランドを一つも知らない」といった回答が19年度は29.6%あったのが、20年度には10.1%と、3分の1になるという結果も出ております。一方、野菜類については、なべて10%前後ということで、それほど認知度が上がっていないと。先ほどお話にもあったように、品目によって差があるという実態がございまして。

○松田委員 ありがとうございます。

今、認知度のポイントを示していただきましたが、その認知度の向上が実際、販売、売れ行

きに直結しているという事例はどれぐらいありますか。

○郡司農水産物ブランド対策監 ブランドについては、宮崎産品の購入度というものはかつておりました、これが昨年26%程度であったものが、ことし35.5%という数字が速報で入っています。1年間で10%伸びるといえるのは、実際の購入行動につながっているということが言えるのかなと思っております。ただ、やはりこれも一つ言えることなんでしょうけれども、注目度という話ですが、これまで潜在力が非常にあった商品については、光が当たる中で爆発的に売れてきているという現実はありますけれども、一方、注目されることで、少しでも産地に問題があると、そこが逆にたたかれるというような事案もありまして、注目されるということの光と影を見た昨今ではないかなという気はいたしております。

○松田委員 今まで10年、20年にわたる県関係者、生産者の努力がようやく実って、そこに知事という光が当たったの相乗効果だというふうに私たちも認識をしております。今出てきました、ブームが起こればそれに対するという見方もありましたが、マンゴーは他県でもかなり、宮崎県に追随するよというような動きも見聞しております。台湾のほうもそうです。関西地方の県でもマンゴーに大変着目しているようですが、マンゴーに関して言えば、他県の動向、リサーチはなされておりますでしょうか。

○郡司農水産物ブランド対策監 マンゴーについても、他県の状況については把握しながら、新しい取り組みもいろいろやりながら、商品力の向上に努めておるところです。今の市場の分析では、「太陽のタマゴ」という基準以上のものについてはトップブランドということで位置

づけができていないかと思っております。と同時に、この商品が非常に有名になる中で、他産地のマンゴーも価格を引き上げているという現状があるようで、沖縄さんからも、「先に宮崎が頑張ってくれば、後は引き受けます」なんていうことも言われるので、そういう意味ではカテゴリー全体の力は上がってきているということも言えるのかなと思ったりしているところです。

○松田委員 大変、マンゴーというのは各県が注目をしております、一時のミカンみたいな状態にならないといいなと思っております。トップブランドとしての地位を確立できるよう、維持できるよう御努力をお願いしたいと思います。

次に行きます。重点事業等説明資料のほうで参ります。4ページ、「農・水産業振興長期計画」の中でポイントになるのが「高コスト農水産業からの脱却を目指した構造改革」ということで、よく見てみますと、プロジェクト班の設置とか意見聴取活動といった、専門家あるいは生産者との意見交流ということになるかと思うんですけども、具体的に高コスト農水産業からの脱却というのは、木質ペレットとかヒートポンプとか先ほどからも出ておりますが、どこ辺をポイントにしているのか詳しくお聞かせいただけますか。

○岡崎農政企画課長 基本的には、今、委員がおっしゃいましたように、木質ペレット、いわゆる石油等のエネルギーからの脱却というのが一番のねらいになっております。一方で、使われていない、例えば水田裏の農地の有効活用というのも、ある意味では資源の有効活用、高コストへの脱却ということで連携していると思いますので、そのあたりを総合的に見ていかない

といけないと考えています。

○**松田委員** 同じ資料の5ページに提示してあります農業産出額の推移というところです。昭和60年と平成19年の推移が対比してあります。宮崎県の順位が16位から6位に上がった。しかしながら、産出額が約2,000億弱落ちていきます。昭和60年から平成19年の約20年の間に、産出額を伸ばしたもの、落としたものというのがあるんじゃないかと思うんですが、それがわかればお教えをいただけますか。

○**伊藤農政水産部農政担当次長** 端的に言いますと、畜産、野菜これがぼんと伸びて、米のウェートがかなり減ったということでございます。畜産なんか非常に伸びているというのが実態であります。

○**松田委員** ありがとうございます。

米というところで参ります。12ページになります。みやざき発・業務用農産物生産拡大事業ということで、「業務用」というカテゴリーが出てまいりました。すべての品目に行き渡るかと思うんですが、その中でも重点的にこの産物が業務用として消費量が伸びるんじゃないかという目星、検討等はつけていらっしゃいますか。

○**上杉地域農業推進課長** 今回の業務用農産物生産拡大事業の中で戦略品目というのを決めていくことになります。資料の13ページに、戦略品目検討委員会というのが真ん中にございますけれども、その中で今後伸ばしていく戦略品目を検討します。今後の話ですので、具体的にどれが戦略品目になるかまだ決まっていないんですけれども、候補としては、業務用加工野菜として、春ニンジンとか新タマネギ、キャベツ、白ネギ、カリフラワー、ブロッコリー、そういったものが戦略品目になり得るのではないかと

というふうに今のところ考えております。

○**串間農産園芸課長** 青果物の家庭消費向けが減少して、加工業務用向けが55%を占めるという時代になっております。そして野菜で言えば、家庭で消費するのは98%が国産なんですけれども、加工業務用になりますと32%が輸入になっておるという状況ですから、加工業務用の野菜を重点的にこの事業で取り組んでいきたいと考えておるところです。特に、この事業組み立てに当たって、カリフラワーとかブロッコリー、今言われましたニンジンとかキャベツの寒玉系とか9品目ほど候補として上げて、先ほど言いました委員会で検討していきたいと考えておるところでございます。

○**松田委員** 次、14ページに参ります。みやざきモデル食育・地産地消推進事業、地産地消が叫ばれて長いんですが、事業内容の③学校給食地域食材活用促進事業ということで、学校給食における地産地消というのはかなり前から叫んでおります。延岡でも一校一農なんてことをやっているんですが、これは毎回委員会でも聞くんですけれども、安定供給体制の中でメインとなる品目がありましたらお教えいただけますか。

○**吉田営農支援課長** 品目は幅広くやっていかなくちゃいけないんでしょうが、例えば土もの類とか、先ほどありましたタマネギとか、要するに加工・業務用だろうと思います。ただ、今までは各中学校、小学校にある程度の補助をして入れてくださいというのをやってたんですが、今回は、県下に4つのモデル校を置いてそこに重点的にやろうと。例えば延岡あたりではミカンをある農家とか、そういう感じでありますので、そういうことも含めて地域のJA、農家と一緒にやれることをやりたいので、

品目はいろんなものに広がっていくんじゃないかというふうに期待しております。

○松田委員 先ほど20年間で売り上げを落とした米というものがりましたが、宮崎県で米飯給食の完全化、これは議会でも何回か出ております。えびの市が取り組んでおりますが、そういった部分に米を供給するという。もう一つ、これは課は違うんでしょうが、魚ですね。地元の魚が食べたいけれども、小骨が多いとかコストの面、あるいは安定供給の面で魚がなかなか安定して学校給食に上ってくることが少ない。冷蔵施設、冷凍施設等々の関係もあるんでしょうけれども、そういった部分も考慮しながら、ますます米飯給食あるいは地場産が給食に登場しますように、御努力、御配慮いただきたいと思っております。以上です。

○宮原委員長 まだあるようでありますから、もう12時になりますので、1時再開ということで休憩をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後12時0分休憩

午後1時1分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

○岡崎農政企画課長 午前中、満行委員のほうから要求のありました資料につきましては、今お手元のほうに差し上げておるところでございます。概要につきましては、21年の予算案の概要の後ろのほうに載っておりますので、これをつけております。それから、先ほど私のほうから口頭で説明いたしましたものをB4、2枚で取りまとめておりますので、ごらんいただきたいと思っております。以上でございます。

○宮原委員長 説明がありましたが、よろしいでしょうか。

では、質疑を受けます。どうぞよろしく願います。

○野辺委員 ちょっと教えてほしいんですが、県下の農業委員の数はどれぐらいか。

農業委員の役割は、3条、4条、5条の許可の審査等もですが、農業情勢が変わってきて大変重要な役割を担っていただいております。最近の農業委員の主な役割というのはどういうことでしょうか。

○上杉地域農業推進課長 農業委員会の農業委員の数につきましては、昨年、選挙がございまして、昨年の8月1日現在で554名となっております。そのうち選挙による選挙委員が404名、学識経験者などいわゆる専任委員が150名という内訳になっております。

農業委員の役割ですが、御案内のとおり、農地法に基づく3条許可が農業委員会の許可になっております。その他、例えば転用の場合には、農業委員会は進達か何かする業務があったと思っておりますけれども、農地行政全般について、引き続き業務を行っているところでございます。

今後の農業委員会の業務ですけれども、御案内のとおり、今通常国会に農地制度改革法案が出されておまして、その中で農業委員会の果たす役割が極めて重要な位置づけになっています。具体的な例は耕作放棄地対策です。今、農地パトロールなどの日常的な業務は農業委員会がやっておりますけれども、今回、農地法案の中で、毎年1回耕作放棄地の調査を必ず農業委員会がするといったような権限が位置づけられておりますので、今後、農地制度を実施する現場部隊として農業委員会は極めて重要な位置づけになっています。片や、市町村合併が進んでおりますので、農業委員会が働く区域が広がっ

ています。定数が削減になったり、農業委員会交付金が三位一体の改革でどんどん減らされている中で、国のほうも、農業委員会の機能をそのまま発揮するためには何らかの対策を打たないといけないという危機感はあるところです。

○野辺委員 県の農業会議ですよね。いろんな事業等にも農業会議というのが出てくるんですが、県の農業会議の主な役割、それと市町村の農業委員会との関連がよくわかっていないものですから、教えていただきたいと思います。

○上杉地域農業推進課長 市町村の農業委員会は、御案内のとおり地方自治体の独立行政委員会という位置づけになっております。都道府県農業会議というのは、農業委員会法に基づいて設置されております特別な認可法人です。解散規定とかもなかったと思いますけれども、特別な認可法人という形になっております。県の農業会議の業務は、どちらかといえば、いわゆる建議です。具体的に言えば、国への建議など、法令上の業務というより建議とかを行うのが主流な業務になっております。

県の農業会議と市町村の農業委員会との関係ですけれども、上下の関係というのは農業委員会法上は位置づけてなかったと思います。指揮命令監督関係にはなかったと思います。ただ、同じ農業委員会系統組織として、市町村の農業委員会を、必要に応じていろいろな情報提供を行うとか、事実上の指導みたいなことはやっていると考えております。

○野辺委員 農業会議のメンバーの中に代表の農業委員会会長が入っていらっしゃる。ほとんど入っていらっしゃるということではないんです。代表が入っていらっしゃる。

○上杉地域農業推進課長 県の農業会議の会議員は、基本的に市町村の農業委員会会長がなら

れておりまして、それ以外に、農協や農業共済連合会の学識経験者という形で入っていただいております。

○野辺委員 先ほどの外山委員の御意見ですが、課長から、今、農業の融資の償還は順調にいったおると言われたんですが、実態はそうなのかなというのがあるんです、正直言います。私の周りにも、結局、農業保証協会の裏づけがないと、資金を流しておったためにそうなったのかもしれませんが、JA等が負債整理という形で離農させたり、処分をさせられた農家というのは結構いるんですよね。そういう面からすると、順調に償還なされておるといのは、実態を正確に把握されていないんじゃないかなという気もするんですが、そのあたりどうでしょうか。

○吉田営農支援課長 確かに厳しい農業情勢なものですから、今まで借り換えというか負債整理の資金も出しています。ただ、畜産の関係が相当厳しいようですが、私どもの課で扱っている負債整理資金については、タイムラグがあるんだらうと思うんですが、去年、ことしにかけては、燃油高騰その他で、例の300万、2回目600万まで出していいよという無利子の緊急支援資金等も出しまして、そちらで救っていると。そういうのがあって負債整理資金がそれほど出ていないというのはあろうかと思います。従前の改良資金の直貸の時分のものでありまして、農協も入り、個別に求償していつている部分もあるわけですが、資金等につきましては、厳しい経済情勢の中では、猶予期間を延長して対応させてもらっているという状況にはございます。

○野辺委員 ということは、改良資金の範囲内の答弁だったということですか。

○吉田営農支援課長 全体的にもそうですし、ただ改良資金は直貸の部分があるので、1億近く持っていて、それ等につきましては直接農協等も挟んで保証人の方々とも御協議をさせてもらっているという場面があるという話でございます。

○野辺委員 ということは、JAから、農業信用保証協会の裏づけのない資金は余り貸し出してないということになるんですか。

○吉田営農支援課長 近代化資金も一応70億の枠を構えていますが、今年度も50数億ありますし、19年度の保証の申し込み件数も667件、20年度で466件ということでやってございます。それとL資金につきましても、当初40億でしたのを55億まで伸ばすというようなことで、私どものほうでは代位弁償もしっかり保証をつけて資金需要には対応させてもらっていると思っております。

○野辺委員 そこで、改良資金ですが、去年は余り活用されてなかったと思っているんです。この資金は原資は国のほうですね。だから会計検査の対象になるというので、近代化に回ってしまうのが多いと思うんです。しかし、せっかく無利子の資金ですから、1,700万が限度だったと思いますが、これは国のほうで決まっておるんですか。例えば、大きくこれを3,000万とかして、活用する人がいなければ、どうせ会計検査が来るのであれば、大きな資金だったら借ろうかなというのもあると思うんですが、その辺は。

○吉田営農支援課長 確かに改良資金は無利子でございますし、大いに借りてほしいと思っております。枠は決まっておるんですが、ただ、御承知のように平成19年から、500万を超えるものについては3年間無利子という近代化等L

資金がありますので、どうしてもそちらが優先されたんだろうと思っています。短期の運転資金であれば、私どもが出しました300万もございましたんですけど、そうはいつでも2億のうち、今年度7,000万の需要がございました。ヒートポンプその他無利子でお使いをいただきましたし、補助残の融資にもお使いをいただきました。無利子の資金というのは非常に貴重なものがございますから、21年度も2億円の枠でお願いをしているところでございますし、この活用は大いに図っていきたいと考えております。

○野辺委員 余計なことだと思うんですが、議案第27号、環境森林部でも出たんですが、4月1日から「南那珂郡」というのはなくなるんですよね。だから、南那珂農林振興局とか南那珂農業改良普及センターというのは、今後、「宮崎県南部」とか「日南・串間」とか名前を変えていかんとおかしいことになると思うんですが、その辺はどうなるんですか。

○岡崎農政企画課長 総務部のほうで最終的に決断することになると思いますけれども、今、委員の御指摘のようなことも踏まえて今後検討する必要があるかと思えます。ただ、「南那珂」という名前もまた捨てがたいのかなという気はしております。

○蓬原委員 農業大学校の今後のあり方というのはわかりましたけど、ちょっとお尋ねしておきたいんですが、農業大学校のあり方についての検討の中に5つ問題がありまして、「背景 各県農大校の厳しい現状」とあるんですけれども、何が厳しいんですか。

○上杉地域農業推進課長 「各県農大校の厳しい現状」と申しますのは、例えば、全国的な流れとしてなかなか生徒が集まらない背景があります。そういったものを踏まえているところで

ございます。

○蓬原委員 平成22年、専修学校化するという
ことだったですね。何のために専修学校化をす
るんですか。

○上杉地域農業推進課長 今回の見直しの中で
考えておりますのは、まず、農大校の位置づけ
は何なのかということをしっかり考えないとい
けないと思います。農業者になるための実践的
な教育を徹底してやりたいというところでござ
います。そういった中で、今、専攻科というも
のがございますけれども、専攻科につきまして
は、もともと改良普及指導員の受験資格が取れ
るといったメリットがあったので人が入ってい
たところがありますが、なかなか人が集まらな
い中で、実践教育に徹底するというので、こ
のたび廃止の方向性を打ち出しました。1～2
年間実践教育をする中で、さらにステップア
ップした専門的な知識を身につけたいといった
者が出てきた場合には、専修学校化をすること
によって、ほかの大学の専門的な3年目、4年
目に入学できるような道をつくったらよいのは
ないかと。なおかつ、就農キャリアカルテとい
うのをつくりまして、将来的には宮崎県に就農
する形で戻ってくるようなシステムを同時につ
くることによって、新規就農につなげたいとい
うところでございます。

○蓬原委員 新規就農ですよね。実際、農業の
後継者になる人を育てるという目的がもともと
あって、入ってくる人たちが少ないから、何か
魅力をつくって、さらにステップアップした上
のほうの学問的なことをやるような専修学校化
することによって人を集めよう。言うならば農
業のホワイトカラーをつくるための養成学校に
なってしまう傾向にあるんじゃないかというこ
とですよね。だから、現場で農業をする後継

者、田んぼを耕して作物をつくるんじゃない
で、失礼な言い方だけど、机の上の農業者をつ
くるだけで、結果的に実践的農業者をつくるこ
とにつながらなくなっていってしまう傾向があ
るんじゃないか。そしてこの「厳しい現状」と
いうのは、とりもなおさず、この農業大学校と
いう組織を残さんがための組織改編であって、
本来の目的とするところの、農業者をつくる、
宮崎県の農業を次につないでいく人たち——現
場という言い方は失礼だけれども、そういう人
をつくることになっていかないと、学問的に一
生懸命する人がいて、結果的には農業者は育た
ない、いわゆる間接人員だけがふえていく農業
ということになってしまっていて、このあたりはど
うなのかなという疑問を感じます。年間2億幾
ら使いますよね。このあたりの考えはどうなん
ですか。

○上杉地域農業推進課長 我々がこれを検討す
るに当たって、御指摘のような、例えば専修学
校化することによって、ほかの大学に編入する
ことを目的として農業大学校に入って、編入し
た結果、就農しないのではないかと、そういった
弊害が生じるのではないかと懸念もあつた
ところでございます。

ただ、基本的に、就農に向けた実践教育とい
う位置づけを明確にして、今後、就農に向けた
徹底した教育をやっていく中で、さらに勉強し
たいという人が出てきた場合には、そういう人
たちの道を閉ざすのではなくて、ほかの大学に
進ませることによって、なおかつ、就農に向け
た一貫した就農キャリアカルテ等に基づいた、
いずれ戻ってくるようなシステムを整えること
によって、両面から就農を支えるという考え方
でこれを仕組み化したところでございます。

○蓬原委員 卒業生の中で、実際就農している

人というのは、ここに5割ぐらいと書いてありますけど、5割ぐらいですか。

○上杉地域農業推進課長 現在の状況ですと、平成20年度につきましては51%です。全国平均が30%台なんですけど、比較的全国的にも高い中に位置づけられております。

○蓬原委員 手段と目的ということを私、いつも考えるんだけど、次の世代の農業経営者をつくるということが一番の目的であって、その手段としての農業大学校。ところが、えてしてこの人間社会というのは、手段が目的化してしまって、農業大学校という組織がある、歴史ができた。これを何とか残さないといけないというふうに動いてしまって、目先を変えて組織を変えて、その組織の存続が目的化してしまう。組織が肥大化していつてしまって、本末転倒というか、本来の目的から外れて組織の存続を図ることが目的化してしまうということがあると思いますので、あくまでも農業大学校の目的とするところは、後継者、就農者をつくるということを絶対忘れないようにやってほしいということを強く要望しておきます。

○上杉地域農業推進課長 御指摘、極めてごもっともなところで、我々といたしましても、とにかく位置づけは、就農に向けた徹底した実践教育を行う場と考えておりますので、就農に向けた仕組みをしっかりとつくってフォローアップするような形でやっていきたいと、御指摘を重く受けとめてやっていきたいというふうに考えております。

○米良県立農業大学校長 せっかくでございますので、思いを込めてお話をさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、これまでの農業大学校は、先ほど申し上げましたように、指導者養成と農

業経営者養成を2本の柱でやってまいりました。農業経営者の育成というのも、基本的には農家の子弟を育てていくということが大前提に従来からやってきております。ただ、今の状況を見ますと、農業後継者も少なくなってきた。あるいはいろんなところから農業に参入する機会もふえてきた。こういうものを勘案して、将来の農業経営者は、もうけて自立できる農業経営者を育てる学校にしたいということで、この見直しを図ったところでございます。そういった意味では、求める学生像として、一番下のほうに書いておりますけれども、農業を職業として選択した学生、これは農家、非農家を問わず、こういう学生を積極的に受け入れて、そして農業者としての基本的な訓練をしていきたいと考えております。

ただ、いろいろ勉強する中で、例えば花とか果樹を自分のところで育種していきたいとか、多様な品目を探していきたい、あるいは企業化を今後していきたい、そういうニーズもございますから、すべてを農業大学校でカバーすることはできませんので、その選択肢の一つとして4年生大学に進学できる道もあったほうがいいだろうということで、専修学校化というのが出てきたところでございます。そういった意味では、先ほどから委員もおっしゃいましたように、この学校の目的というのは、これからの農業経営者を育てるということに集中してまいりたいと思っております。

○外山委員 先ほど松田委員、それから蓬原委員、質疑がありました農業大学校、この前、私も委員会でちょっと取り上げたんですが。この前も言ったと思うんですが、農業大学校の敷地が100ヘクタールちょっとありますね。求められる新しい大学像を見ていくと、やっぱり学校

ですよ。畜産科があるから家畜も要る、飼料作物つくる畑も要る、実践圃場も要りますが、あそこをずっと校長に案内してもらって見て回ったとき、多分、今の流れで職員の数も減っておると思うんです。あそこは大学として使う必要があるところ以上の広大な広さがある。その管理がなかなかできない。大学のものだから管理をほっておくわけにいかないの、先生とか職員の人たちが、本来する仕事とは別個にそういうところまでやらざるを得ない。この広さが負担になっておるような気がするんです。だから、適正な広さに区切って、あとは別個に利用するとか、管理をどこかがやるとか、そういうことを考えないと非常に負担じゃないかと思うんですが、どうですか。

○米良県立農業大学校長 おっしゃるとおり、農業大学校を入れて103ヘクタールほど敷地がございますけれども、その中で現在、10ヘクタール程度の未利用地がございます。これはもともと農業大学校の学科用の用地ではなくて、アグリトピア構想に関連する事業で使う予定で確保しておいたものでございますので、今直接には使っておりませんが、先ほど課長の事業の説明の中でもありましたように、今後いろんな新しい技術の導入とかを、農業者あるいは関係者と一緒になって実証するとか、新たな使い道というものも、農業大学校の学部とは別に、県畜センター等含めて考えていきたいというふうには考えております。

○外山委員 校長としては、そんなに要りませんとはなかなか言えないでしょうが、畜産科があるから家畜は必要だろうけど、多頭数養う必要はないと思います。このままだと大学の職員の方々がね——あその裏のほうへ行ってみると管理ができてないんですよ。今のように農業

大学に全部任せておいたら負担が大き過ぎると思いますから、農政全体でこの100ヘクタールの使い方の検討をしていただくように要望しておきます。

○上杉地域農業推進課長 今回の新規事業の中でも、例えば農業大学校における最新技術のデモンストレーション機能、デモをするような形で使うとか、または既に就農した人たちが最新の技術を自分の経営規模で実証する取り組みができるか検討しています。そういったものをやりながら敷地を有効に活用したいと考えております。

○坂口委員 専修学校化したら、運営は、教育委員会ではなくて農政水産部ということになるんですか。

○上杉地域農業推進課長 今までどおり農政水産部となります。

○坂口委員 前から課題になっていた、教育委員会サイドでの農業高校ですよ。あそこは中学校からの募集が……。卒業しても直接農業に従事するのはごくわずかというのがある。後で総括で聞こうと思っていたんですけど、海員養成校も、漁業サイドのほうで同じように悩みを抱えていると思うんです。そんな中で産業開発青年隊は指定管理者にぼんち行ってしまったということで、農大校をどうするかという問題も大きい問題ですけども、ことごとくが時代の変化によつてこなかったというところが大きい反省材料としてあるんじゃないかと思うんです。

具体的に、農大校で聞くんですけども、7割ぐらいが農業高校から来る子供たちだということで、そこからより入りやすく、高校の専攻科みたいなコースに持っていこうという工夫もあるんでしょうけど。県内の場合は、すべての

市町村が「農業は我が町の基幹産業」と言っているんですね。あそこにどの町からはいつも多いとか、日之影あたりも毎年1人ぐらいずつ入る。空白のところはことごとくゼロなんです。その町が、農業が基幹産業だ、最重要産業だと言っていないかという、そうでないし、人材育成とかリーダー育成とか言っているんです。市町村との連携、あなたの町で将来モデル農家として、あるいは今後地域を引っ張っていくような経営者として指導しようというような人たちをぜひうちに送り込まないか、期待にこたえる教育をやれますよというようなものが果たしてあったのかなというのと、もしないとすれば、その工夫を1回市町村としっかりやり合って、反省すべきは反省して改善をしていくという工夫をもう一工夫やらないと、どうも今、蓬原委員が言われたように、集めやすいように、出しやすいようにということで。

専攻科にしても、あそこで具体的に役に立つよなという、一つには資格があるんですけれども、どういう資格を取らせてたのか。農業改良普及指導員。今、農業改良普及職というのが行政の中でどういう位置づけかといったら、これは将来ない方向ですよ。資格を生かすという点ではですよ。人工授精師はやってるんですかね。これなんかもやったにしても、自分が看板出そうとしたときに、ストローがもらえる、もらえないという整理はどうやるんだとかですね。

だから、今指摘されたように、だれをどう育て、何に貢献させようとするのか。特に市場が全然マッチしてないんですよ、やっていることと。だから、そこらを踏まえてこういう見直し案をつくったのかというのと、そこを避けてつくれば、また新たな考え方も同じことを繰

り返すと思うんです。そこらはしっかり検証された上での間違いはないという方向なんですか。これは。

○米良県立農業大学校長 まず、市町村等との関係ですけれども、今でも推薦入学が半分以上ございます。それぞれの高校から推薦いただくんですけれども、推薦状には市町村長の意見をつけることにしております。ただ、その意見もそれぞれの部署で書かれるというのが現状でしょうから、委員おっしゃいましたように、今後は市町村の中で、自分ところの農業を担う人材、あるいはこれからの担い手をどうするか、どう育てていくのか。これは農業団体とも一緒になって検討して、小中学校のときから囲い込んで、高校と連携して確保していくというようなことをしていきたいと考えております。そういった意味で、農業高校との連携強化にも努めていきたいと思っております。

ただ、今の保護者や学生のニーズがどこにあるのか、その辺をアンケート調査した結果、技術を徹底して学びたいというのがございますけれども、そういったものが今の農業大学校の中で満足できるような状態になっているのかどうかということも反省をしまして、今、少子化の中で、専門学校とか学生の奪い合いになっている厳しい状況がございます。そういった意味では、農業を魅力ある産業としてやっていくという農業全体の政策とも絡めながら、将来の担い手を幅広く集めていくということもやっていかなくはないんじゃないかなというふうに思っています。

○坂口委員 本当そこだ思うんです。さっきホワイトカラーなのというのもあったけど、ホワイトカラーかブルーカラーか。教育委員会と目標が違うんだということで、農政サイドでやっ

ていく学校だとなればブルーカラーかなと思うんですけど。

農業高校の推薦を市町村長がすると。だけど、農大校に行きたいとなったら、「町長の判こをもろてこい。推薦で入れるが」というのが現実なんですよ。そうじゃなくて、「うちの町からはぜひこの生徒を農大校に進めてくれ。これは将来うちの人材なんだ」というような逆が機能するともっと違ってたと思うんです。だから、入りやすいための推薦じゃなくて、育てる人はだれなのか、その人を受け取るための推薦の工夫が一つなかったのかな。そうすると結果的に、農業高校からじゃなくても、資質があれば、首長さんが推薦すれば、全く違うところから入れるという工夫も今まであってよかったんじゃないのかなということなんです。それらも今後生かしながら、もうこれに移行されるんでしょうけれども、中身を大事にしていきたいという気がするんです。

○松田委員 同じく農業大学校のあり方で、校長に伺います。海外研修生の受け入れ、これは何回か質問が今まで出ました。知的財産権とか種苗の関係があつて難しいという答弁をいただいたように記憶しているんですが、実際、県内でも海外研修生を受け入れている民間団体は多いございます。これから先、海外研修生の受け入れについてはどのようなお考えかお聞かせください。

○米良県立農業大学校長 海外研修生の農学部への受け入れというのは今までないんですけども、農業者への研修をやる部署として研修センターというのがあります。そちらのほうでは要望があれば受け入れられることになっておりますし、これまでも16人ほど受け入れた経緯がございます。いわゆる農家の中に入っていく農

家研修制度とは別に、いろんな技術とか情報を学びたいというのであれば、いつでも受け入れられる状況にはございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようでありますので、以上で、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時40分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

これより、農産園芸課、畜産課の審査を行います。農産園芸課から順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、2課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○串間農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料303ページをお開きください。農産園芸課の当初予算額は21億2,595万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

305ページをお開きください。まず、中ほどにあります(事項)農産物流通体制確立対策費であります。4の新規事業、みやざき発・業務用農産物生産拡大事業ですが、先ほど地域農業推進課長が「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」12～13ページで御説明した事業のうち、④の契約販売促進事業分について、農産園芸課で計上したものでございます。事業内容は、先ほどの説明のとおり、農業団体と農業法人等が連携し食品加工企業等との新たな契約取引の拡大を支援し農家所得を確保するもので、予算額は1,150万円をお願いしております。

す。

続いて、8の新規事業、みやざき農産物鉄道輸送拡大推進事業ですが、農産物輸送の主流であるトラック輸送から、鉄道輸送の利用を促進し輸送コストの削減を図るとともに、鉄道輸送利用促進に必要な集荷体制や販売先の集約化等も推進し、恒久的に利用可能な体制づくりを支援するものでございます。予算額は393万4,000円をお願いしております。

次に、306ページをお開きください。一番上の（事項）強い産地づくり対策事業費であります。この事業は、国の強い農業づくり交付金関係の事業でありまして、農産物の高品質化、高付加価値化、低コスト化等の生産条件の整備促進、産地活動の強化を図るため、野菜や果樹及び畑作物の産地競争力強化対策整備事業として10億4,371万7,000円をお願いしております。

次の新規事業、（事項）挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業費については、資料により後ほど説明いたします。

続いて、（事項）新みやざき園芸産地再生事業費についてであります。この事業は、施設野菜で重要な産地内の技術伝承と規模拡大による後継者確保に着目した支援を実施し、施設野菜産地の維持・拡大を図るためのものであります。1,608万円をお願いしております。

続いて、下から2番目の（事項）活動火山周辺地域防災営農対策事業費についてであります。この事業は、桜島の降灰による農作物への被害を防止するため防災営農施設の整備を行うものであります。降灰防止、降灰除去施設等整備事業として5,397万3,000円をお願いしております。

なお、309ページにあります活動火山対策農地保全整備活用事業費につきましては、事業内

容は本事業と同様ですが、国の農地保全整備事業を活用するものでありまして、別事項で計上しております。

次に、戻っていただきまして、307ページ、（事項）みやざき米政策改革推進対策支援事業費についてであります。この事業は、米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、地域の特色を生かした水田農業経営の確立を図るため、関係団体の指導推進体制の整備、水田農業の担い手育成のための条件整備、さらには、市場ニーズに応じた米の生産体制の整備などを進めるためのものであります。予算額は9,197万円をお願いしております。

次に、（事項）元気みやざき園芸産地確立事業費についてであります。この事業は、認定農業者など意欲ある担い手を中心に産地の構造改革を推進し、輸入に打ち勝つ競争力のある産地を確立するために、低コスト化や高付加価値化、効率化に向けた施設・機械整備や産地育成を図るものであります。予算額は1億4,491万1,000円をお願いしております。

次に、一番下の（事項）青果物価格安定対策事業費についてであります。4の新規事業、野菜産地が連携した生産・販売体制強化事業ですが、この事業は、生産販売体制の強化を進めることで生産者の所得を向上させることを目的として、計画出荷に取り組む野菜産地に対し補てん率の強化を行うものであります。予算額は1,500万円をお願いしております。

続いて、308ページをお開きください。中ほどの（事項）花き園芸振興対策事業費についてであります。これは、本県の特性を生かした花き総合産地づくりを目指し産地体制の整備を図るとともに、新品目のオリジナル品種開発・普及や生産組織の充実強化、県産花きの需要拡大

を推進するものであります。予算額は2,876万円をお願いしております。

続きまして、(事項)果樹農業振興対策事業費についてであります。宮崎を代表する果樹となりました完熟マンゴーの栽培技術を確立するとともに、日向夏などの特産果樹の条件整備を進め、安全・安心なブランド確立を推進するものであります。新規事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業につきましても、資料により後ほど説明します。予算額は3,679万6,000円をお願いしております。

一番下の(事項)茶業奨励費についてであります。2の新規事業、みやざき茶品質向上対策事業ですが、みやざき茶の品質向上を図るため、みやざき茶推進会議において、熟練技術者による加工技術向上対策や近赤外分析計を利用した生葉品質向上対策に取り組むとともに、高品質茶等の販売戦略を検討することにより、荒茶単価の向上、ひいては茶生産農家の経営安定を目指すものであります。予算額は330万3,000円をお願いしております。

次に、(事項)特用作物生産改善推進費についてですが、葉たばこ、原料用カンショの特用作物を主幹作物とする土地利用型の農業経営体に対して、経営基盤強化を支援し、畑地帯における特用作物の生産振興及び農家経営の安定向上を図るものであります。予算額は734万1,000円をお願いしております。

最後に、(事項)食糧管理対策費であります。1の新規事業、県産米粉生産利用体制整備事業についてですが、米の消費拡大や食料自給率の向上を図るため、農商工連携による米粉の新たな需要創出を図るとともに、本県に適した米粉用の多収品種による契約栽培の推進や、本県産米粉の生産体制の整備により、県産米粉の

低価格化と安定した供給体制の確立を目指すものであります。予算額は500万1,000円をお願いしております。

それでは次に、21年度の新規・重点事業について説明させていただきます。

お手元の「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」18ページをお開きください。まず初めに、新規事業、挑戦!みやざき施設園芸産地改革事業についてであります。

重油価格高騰を受け高コスト構造に陥っている施設園芸を、持続的生産が可能な環境に優しい脱石油型農業への転換を促すものであります。

右の19ページに示しておりますとおり、本県の施設園芸は、重油高騰による所得の減少、高温性品目が多い生産構造、普及が進まない省エネ設備等の問題があり、さらに重油を使用しない技術の展開と代替エネルギー技術の導入が必要となっています。

まず、さらに重油を使用しない技術の展開として、省エネ化促進支援事業により、骨材が不要な内張り空気膜カーテン等の新しい技術による省エネ設備の整備や循環扇等の一体的導入支援を実施します。また、重油を使用しない品目・作型への転換を図るため、構造転換促進支援事業により、作型変更や新規導入品目に必要な機械等の導入支援によるモデル産地育成を実施します。さらに、代替エネルギー技術の導入を図るため、クリーン園芸促進支援事業により、バイオマス熱源などの新暖房機の実証や、モデル的に導入された新暖房機への支援を実施します。あわせて、普及が進みつつあるヒートポンプや木質ペレット加温機等の導入につきましても、NEDO事業等を活用してまいります。

本事業により、重油高騰に負けない園芸産地

育成が図られるとともに、品目転換を目指すモデル集団の育成と経営改善が図られるものと考えられます。

事業期間は21年度から23年度の3年間で、21年度の予算額として5,850万円をお願いしております。

次に、20ページの宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業についてであります。

本県の果樹産地は、生産者の高齢化等により果樹園の遊休化が進んでいる一方、市場価格の伸び悩みの中で生産費の高騰等が大きな負担となっていることから、果樹産地の構造改革と省力・低コスト果樹経営の確立を進めるものでございます。

事業内容につきましては、他県との競合が少なく、本県原産である日向夏を核にしまして、受粉作業が不要な日向夏の品種や、加工・業務向けの梅の新品種などの導入支援による、省力で低コストな経営を進めます。さらに、鮮度保持のための低温貯蔵庫などの導入による流通面の整備を進めることとしております。

あわせて、本県における認知度は高いものの、宮崎市内で発見されて以来180年の歴史にもかかわらず、まだまだ県外での販売には苦労しております日向夏につきまして、需要拡大のための活動支援や流通コストの低減を進めてまいります。さらに、需要が拡大しつつあります加工・業務用に向けた栽培をユズや日向夏で進めてまいりますこととしております。

事業期間は、平成21年度から23年度の3年間で、21年度の予算額は700万円をお願いしております。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○押川畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の311ページをお開きいただきたいと思っております。畜産課の平成21年度当初予算額は、一般会計で37億7,343万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明していきたくと思っております。

313ページをお開きいただきたいと思っております。下から2番目、(事項)畜産経営環境保全事業費であります。1の耕畜連携による資源循環型農業確立事業の1,784万2,000円についてであります。この事業は、良質堆肥による安全・安心な農畜産物生産のための堆肥舎整備や、マニュアルスプレッダー等の堆肥散布機の導入に取り組むこととしております。また、畜産環境アドバイザー等の養成を図り、家畜排せつ物の適正処理や指導を推進し、環境に配慮した資源循環型農業を展開していくものでございます。

次に、2の良質たい肥生産利用機能強化事業の2,558万3,000円についてであります。この事業は、耕種農家の堆肥の多様なニーズに対応できる家畜排せつ物の堆肥化処理技術や、的確な情報、迅速な供給体制を整備し、堆肥の利用促進を図るものであります。

次に、314ページをお開きください。下段の(事項)肉用牛改良対策費であります。1の肉用牛総合改良推進事業の4,938万4,000円についてであります。新規事業の(6)宮崎牛資質向上緊急対策事業2,720万につきましては、後ほど主な新規・重点事業の説明事項の中で説明させていただきます。

次の(7)の新規事業、全国和牛能力共進会連覇対策事業531万8,000円についてであります。この事業は、平成24年に長崎県で開催される第10回全国和牛能力共進会での連覇に向けた事業でありまして、21年度は4月早々に県推進

協議会を立ち上げまして、出品牛作出のための計画交配や飼養管理の指導に取り組んでまいりたいと考えております。県としましては、生産農家や関係団体、行政が一丸となって再び日本一を勝ち取ることにより、宮崎牛の知名度をますます高めていきたいと考えております。

次に、2の優秀種雄牛安定確保対策事業の1億4,483万3,000円についてであります。この事業は、本県肉用牛生産の基盤である繁殖雌牛の改良や、優秀な肥育素牛を生産するために、候補種雄牛の発育等を見る直接検定及び候補種雄牛の産子による産肉能力等を見る後代検定などを実施いたしまして、すぐれた種雄牛を安定的に確保するための事業でございます。

次に、4の改善事業、DNA情報を活用した「宮崎牛」育種改良定着化事業497万8,000円についてであります。この事業は、肉用牛の脂肪交雑に有効なDNAマーカーを利用して、基礎雌牛や種雄牛の的確な選抜及び改良速度を速めようとするものであります。

次に、その下の（事項）肉用牛生産対策費であります。3の肉用牛繁殖基盤強化対策事業の1億1,078万1,000円についてであります。この事業は、遺伝的能力の高い繁殖雌牛の県内保留推進や、受精卵移植技術を活用した改良促進により肉用牛生産基盤の強化を図るものであります。

次に、一番下の（事項）酪農振興対策費であります。316ページをお開きください。7の酪農経営活性化事業の4,421万2,000円についてありますが、主な事業は、学校給食用牛乳の安定供給や食育の推進等によりまして、県産牛乳の消費拡大並びに飲用牛乳の定着化を図っていくものでございます。

次に、下の（事項）養豚振興対策費でありま

す。3のエコフィード活用促進事業の1億3,082万5,000円についてであります。この事業は、飼料自給率の向上及び生産コストの低減のため、食品残渣等の未利用資源を飼料化する2施設を整備していくものでございます。

次に、4の肉豚生産効率化施設整備事業の1億38万についてであります。この事業は、川南町を中心とする養豚グループが、母豚300頭、肥育豚1,500頭規模の施設を建設し、グループ内では母豚2,100頭規模の一貫生産体制を整備していく事業でございます。

次に、下の（事項）養鶏振興対策費であります。3の改善事業、「みやざき地頭鶏」全国トップブランド対策事業の1,072万8,000円についてであります。この事業は、みやざき地頭鶏の品質や販売をさらに強化し、ひな供給を50万羽から80万羽生産体制を目指しまして、さらに全国トップブランドまで押し上げることを目的にしております。昨年10月に生産者みずから設立しました「みやざき地頭鶏事業協同組合」が行う品質管理や販売強化の調査、指導、PRの取り組みに対する支援、それから、みやざき地頭鶏普及促進協議会が行うブランド体制の戦略方針の決定、生産農場や指定店等の基準策定等の検討を行う支援をやってまいりたいと考えております。

次に、317ページをごらんください。（事項）食肉鶏卵流通対策費の3の改善事業、宮崎県産牛肉流通販売対策事業1,327万8,000円についてであります。この事業は、従来、よりよき宮崎牛づくり対策協議会により進めてきました宮崎牛ブランドづくりに、新たな取り組みと海外戦略を加え、さらに宮崎牛のブランド向上を図るものであります。また、宮崎牛以外の県産牛肉を活用したブランド化に取り組むグループ

にも支援をしてまいりたいと考えております。

次に、（事項）飼料対策費の4の新規事業、飼料自給率向上対策事業の689万7,000円についてであります。この事業は、集落営農やコントラクター組織が、農地集積や耕作放棄地の利用及び堆肥の活用により、低コストで効率的に飼料用米等の飼料作物の生産拡大を図り、飼料自給率の向上と輸入飼料に依存しない畜産経営を目指すものでございます。

次の5の新規事業、エコ資源を活かした「宮崎の畜産」創造事業720万につきましましては、後ほど主な新規・重点事業説明資料の中で説明させていただきます。

次に、一番下の（事項）公共畜産基盤再編総合整備事業費であります。1の畜産基盤再編総合整備事業の6億1,808万4,000円についてであります。この事業は、飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成を図るため、西諸地区及び霧島南部地区の都城地区、それから西都・児湯地区、宮崎中央地区で草地整備や牛舎整備などを行うものであり、21年度は、1ヘクタールの草地改良と22件の牛舎及び関連施設等を建設してまいります。

次に、318ページをお開きください。一番下の（事項）家畜衛生技術指導事業費についてであります。7の新規事業、産業動物関連獣医師確保対策事業222万5,000円についてであります。近年のペットブームを背景に、新卒の獣医師の約半数が小動物臨床志向にありまして、産業動物の診療等に従事する獣医師が不足している現状がございます。このため21年度から、インターンシップなどの就業体験、修学資金の給付を行いながら産業動物獣医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、（事項）家畜保健衛生所費でありま

す。3のみやぎきの畜産を衛る家畜保健衛生所機能強化事業の1億92万8,000円についてであります。委員の皆様には、2月19日に宮崎家畜保健衛生所にお出かけいただき検査等を見ていただきました。バイオハザードに対応した検査機能の強化が図られたところとございまして、21年度は解剖棟を建設してまいりたいと考えております。

次に、資料がかわりまして、「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の22ページをお開きいただきたいと思います。宮崎牛資質向上緊急対策事業についてであります。1の事業の目的のところに書いてございますように、地域の繁殖雌牛群をレベルアップするため、各地域に「宮崎牛資質向上地域協議会」を設置しまして、低能力雌牛群を優秀な繁殖雌牛群に更新させることで、宮崎牛の資質向上と子牛価格の低下防止を図っていこうというものでございます。

23ページのフロー図を見ていただきたいと思います。真ん中の下段の事業主体は、先ほど申しました宮崎牛資質向上地域協議会となっております。地域の繁殖雌牛の繁殖成績や産子成績をデータベース化していく状況をつくっていきたくております。地域の雌牛の改良を図っていく中で、左の項の下段に示しました、子牛市場価格を低下させる原因となっております。遺伝的能力の低い雌牛を緊急的に更新していこうと考えております。更新につきましては、真ん中の上段に示しておりますように、県とJA等が2分の1負担して基金を造成してまいります。1頭当たり5万円を助成する仕組みとなっております。22ページの（4）事業内容の②牛群レベルアップ促進事業で取り組んでまいりたいと考えています。

こういう取り組みによりまして、フロー図の右に記載しておりますように、繁殖雌牛や子牛の資質向上が図られ、県内でも一番高い宮崎中央農協のように、子牛が高値で取引される体制を早期に構築していこうというものでございまして、事業費2,720万を予定したところでございます。

次に、24ページ、25ページをお開きいただきたいと思っております。エコ資源を活かした「宮崎の畜産」創造事業についてであります。

資源循環型社会の実現を目標に、畜産分野での取り組みといたしまして、本県が有しております家畜排せつ物などの豊富なバイオマス資源を活用して、資源循環型農業と環境に優しい宮崎の畜産を進めてまいりたいと考えております。

事業内容でございますけれども、25ページのフロー図をごらんいただきたいと思っております。下段の①新エネルギーの開発事業では、家畜排せつ物の焼却、メタン発酵によりまして、熱、電気、ガス等のエネルギー化の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、上段②の食品リサイクル事業では、食品工場やコンビニエンスストア等から出る食品廃棄物を家畜の飼料としてリサイクルするエコフィードを促進するために、簡易な施設整備やエコ飼料による銘柄豚づくりに取り組むグループを支援してまいりたいと考えております。事業費は720万を予定しております。

なお、中段③の資源循環促進事業につきましては、既定事業の中で対応してまいりたいと考えております。

畜産課の主な事業につきましては以上でございますが、次に、債務負担行為につきまして御説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。一番下の項、畜産課の欄でございますが、1つ目は、平成21年度に金融機関が宮崎県農業振興公社に整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償をするものでございます。2つ目と3つ目は、平成21年度における畜産特別資金融通助成事業等の利子補給につきまして、期間及びその限度額を設定するものでございます。4つ目は、先ほど御説明しました新規事業でございますけれども、平成21年度産業動物獣医師確保修学資金給付事業におきまして、獣医系大学の学生に給付する修学給付金の債務負担をお願いするものでございます。

畜産課は以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○宮原委員長 説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○満行委員 305ページ、農産園芸課の（事項）農産物流通体制確立対策費の⑧みやざき農産物鉄道輸送拡大推進事業ですけど、ここに書いてあるとおりでと思うんですが、環境の問題とかいろいろあるだろうとも思いますが、これに入るのかどうかかわからないんですけど、トラックの速度規制があって、その対応がこの中に入っているのか。1から8までありますけど、8の説明と、速度制限の対応がこの中にあるのかお尋ねします。

○串間農産園芸課長 この事業の内容には含まれておりません。内容は、今まで農業団体が5,000トン程度鉄道輸送をしていたんですが、こういう時代ですので、1万トンを目標にプラス5,000トン積み上げをやらせてもらおうと、その積み上げの分について運賃助成になるように予算を組んでおるところでございます。

○満行委員 農産園芸課の予算の中には、トラック輸送のスピードリミッター対応というのはないということですね。

○串間農産園芸課長 はい、ございません。

○満行委員 次、306ページ、㊦挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業費、戻りますけど、農政企画課の先ほど説明いただいた3,600万円の地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業、20年度の成果が上がっており、21年度も引き続きやるのかなと思うんですが、ここにまた省エネ促進等で3,000万出ているんですけど、これとの関係はどうなっているのかなと思うんですが、農政企画課の部分は実証実験とかモデル事業で、これは実際の支援ととらえていいのかお伺いします。

○串間農産園芸課長 そのとおりでございまして、農政企画課については試験研究段階、開発という側面が強いと思いますが、我々のほうは現場で普及に向けた取り組みというふうに整理をしております。

○満行委員 その説明資料18ページ、事業の目的に「重油価格高騰を受け、高コスト構造に陥って」云々となっているんですけど、高コスト構造なので、コストを下げるといってこうなっていると思うんですが、右の19ページを見ると、重油の使用量が多い、環境に優しくないの、「環境に優しい脱石油型の園芸への転換」というふうになるわけですよ。説明では、高コスト構造の対応というのじゃないと思うんです。実際、バイオマスの木質ペレットとかエアコンというのは、加温機は2倍、3倍もするという状況もあって、高コスト構造は変わらないというか、さらなるコスト構造なので、それを落とすために補助事業をする事業というふうに見ればいいんでしょうか。

○串間農産園芸課長 現在は油価格は65円と、ピーク時に比べるとかなり落ちついておりますが、将来をにらんだときには、国際機関でもかなり高くなるという予測も出しておるところもございまして。例えば今後の方向性の①のところに導入しやすい省エネ設備というのがありますが、まさにこれは、低コストな資材を入れて油代を下げ低コスト化につなげようという話であります。また、バイオマス等については、初期投資は高いものの、年度当初の常任委員会でも報告いたしましたように、85円程度ではペイするというようなデータが実証圃で出ておりますので、環境に優しいエネルギーでもあり同時に、将来をにらんだ低コスト化に向けた取り組みというふうに我々はとらえております。

○満行委員 代替エネルギーというか、加温機、暖房機の価格というのはかなり高いわけですよ。驚くぐらい値段が高いので、どこも自前で入れられない。更新するときには補助事業をもらわないととてもやれないという状況だと思うんですが、85円でペイするというのは、補助を入れて85円でペイするという計算ですか。

○串間農産園芸課長 補助金はなしで試算しております。

○満行委員 そのことはまた聞きますが。

307ページの青果物価格安定対策事業費、1の事業は1億9,000万ほどなんですけど、全部で2億7,900万、これは県単ですね。これは国庫の事業じゃないんですね。自前で県としてやるという事業でよろしいんですね。

○串間農産園芸課長 これは国庫と県単と書いてあります。例えば1の野菜生産出荷安定資金造成事業は、指定野菜、流通量も多くて大事な野菜、キュウリとかピーマンなどですが、それは国が60、県が20、生産者が20という負担割合

で資金を造成しましょう。その分の県の積み増し分をここに1億9,000万上げてあります。一番下の5は純粋の県単で、県と経済連、農協、市町村、生産者でそれぞれ積みましょう。県の分が4,060万という整理でございます。

○満行委員 畜産課315ページ、肉用牛生産対策費、寄附金が1億入っているんですけど、この事業とこの1億円の関係をお願いします。

○押川畜産課長 この1億円の寄附金につきましては、家畜改良事業団から受ける寄附金でございます。この寄附金を活用いたしまして、肉用牛繁殖基盤強化対策事業の中で優秀な雌牛の保留確保を図っていこうというところでございまして、15万円で666頭の保留対策費を打ってございます。

○満行委員 寄附する側に何かメリットがあるということですか。

○押川畜産課長 このメリットと申しますと、宮崎県の肉牛改良の基礎となります350頭を基礎雌牛群と設定してございます。この中から県内の繁殖雌牛群の改良も行っていきますし、産子から種雄牛をつくってまいりますので、そういったところでメリットがあります。

○満行委員 316ページ、養豚振興対策費、エコフィード活用促進事業1億3,000万ですけど、エコフィード活用促進事業というのは養豚に限るんですか。

○押川畜産課長 ここでエコフィード活用促進事業と申しておりますのは、焼酎かす等を使って液状のものを流していく施設をつくって、養豚施設で使うという形になっておりますから、ここの事業の中で整理させていただいております。

○満行委員 それで、国2分の1、事業主体2分の1はわかるんですが、国2分の1、市町村

2分の1というのはどういう事業なんですか。

○押川畜産課長 市町村の事務費を10万円ほど予定しておりますので、こういったものでございます。

○松田委員 お伺いします。306ページ、強い産地づくり対策整備事業で3つあります。野菜・果樹・畑作物産地競争力強化ということがうたってありますが、具体的にどのようなことで産地競争力を強化するのかお聞かせください。

○串間農産園芸課長 産地競争力強化は、今回の事業はほとんどが低コスト化につながったものが多いんですけども、低コスト耐候性ハウスとか、契約販売の取り組みとか契約的な産地育成、それと品質向上対策、この3つに整理されております。

○松田委員 低コスト化はこの絵にもうたってあるんですが、もっと具体的に、どうやったら低コスト化につながるのかお教えいただけますか。

○串間農産園芸課長 今回の事業費との関連で申し上げますと、低コスト耐候性ハウスの希望が大半を占めております。品目はマンゴーが多いんですけども、鉄骨ハウスに比べて7割程度のハウスということで、低コストのハウスをつくっている。

もう一つ、付加価値をつけると言いましたけれども、補正のときに断念したところもあると言いましたが、その農業団体が産地に加工施設をつくってやっていこうと、その周辺に原料野菜をつくっていこうという取り組みがありまして、それが1年おくれましたけど、それがとしこの事業の中に、再度チャレンジで希望計画で上がっております。加工的な取り組みで契約

的な取り組みでやっていくということでございます。

○松田委員 低コスト化は、低コストハウスへの助成が今回の主体だということですか。

○串間農産園芸課長 主体になっております。

○松田委員 次、同じ306ページ、新みやざき園芸産地再生事業費の施設園芸農家の2世代による家族経営を実現するために整備支援ということは、施設園芸農家に限って2世代家族経営を支援する事業になりましょうか。

○串間農産園芸課長 本県の主力であります施設園芸、キュウリ、ピーマンといった農産地で、後継者にしっかり技術を継承しながら2世代経営により産地を維持発展させていこうという趣旨の事業でございまして、そのためには技術研究会なるものをつくって勉強会をやって、例えばピーマン農家の御子息がよそから帰っても、順調に研修を受けながら引き継いでいって産地が維持拡大していくという趣旨の事業でございます。施設野菜でやっております。

○松田委員 後継者の育成とか技術の継承というのは全課にわたることかと思うんですが、畜産課のほうは、同じような、2世代ということに特化した事業等々行っておられますでしょうか。

○押川畜産課長 2世代を意識した事業は展開しておりませんが、従来、両親が肉用牛経営されていて、それを息子さんが継承されるというような形の中で、畜舎建設とかの支援はやっていくという形はっております。

○松田委員 309ページ、桜島の降灰がきのうからニュースに出ておりますが、活動火山対策、これはエリアが限定されているというふうに聞いたんですが、この事業費の適用されるエリアをお示してください。

○串間農産園芸課長 南那珂地域と北諸県地域になっております。

○松田委員 昨年もエリアの拡大等についての要望があったように覚えているんですが、何か前進、進展はありましたでしょうか。

○串間農産園芸課長 この事業につきましては、3年間の整備計画というものを樹立しまして、国に承認をもらって、その整備計画にのっとり事業を実施しております。第9次整備計画が20年度から22年度になっておりまして、そういった御要望等については23年度から第10次計画に向けて検討を進めなければいけないだろうと考えます。そのときのポイントとしましては、産地における被害率が10%というものがクリアできることが条件となっております。

○松田委員 同じく309ページ、食糧管理対策費で県産米粉の普及・定着というのが大きく出ておりました。500万ですね。今、県産米粉はどういったところが需要が多いんでしょうか。

○串間農産園芸課長 県内で30トン程度の実績があるんですが、そのうち25トンは学校給食用の米粉パンでございまして。残り5トン程度は普及啓蒙のためにいろんな加工施設で使ってもらったり、試作品を提供したり、そういったことで使っております。

○松田委員 319ページの家畜衛生技術指導事業費の7産業動物関連獣医師確保対策事業ということで、産業動物獣医師が不足だという御説明がありました。実際、どれぐらいの数で推移しておるんでしょうか。

○押川畜産課長 本県獣医師の就業状況で申し上げます。平成18年と平成6年との比較という形で見ていただきたいと思うんですが、公務員の場合には、平成18年が203名でございまして、平成6年との比較は31名マイナスになって

おります。それから産業動物診療に携わる獣医は82名でございまして、マイナス24名という状況がございまして、それから、犬猫診療に関しましては85名いらっしゃいまして、30名ほどふえているという現状がございまして。現在、1,000名程度の獣医師が出てまいりますけれども、その半数が小動物に行かれるということでございます。また、獣医学部に入ってくる学生も女性がかかなり多くなってきているという状況の中で、大動物に従事する獣医師が少なくなってきているというのが現状でございます。

○松田委員 将来性を見据えて獣医師確保の対策が必要だということで、この予算を組まれたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○押川畜産課長 宮崎県は畜産県でございますから、やはり産業動物獣医師をきちんと確保していかなきゃいけないというのは大きな課題だろうと考えております。また、我々公務員関係も、先ほど申し上げましたように非常に少なくなってきていると。今後、団塊の世代がやめていきますと、公務員でも50歳以上が半数に上っております。そういったものも確保していくというところも視野に入れた対策というふうに考えております。

○松田委員 最後に314ページ、肉用牛改良対策費の中で第10回の共進へ向けた全国和牛能力共進会連覇対策事業、勝たんならんための事業なんですけど、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるんですか。

○押川畜産課長 基本的には、9回全共も、今の段階から、どの牛を出品させようということとで具体的に交配から入っていきます。そういったものもやっていくためにも、3年前から始めていかなきゃいけない。種つけして子を産ませて、その牛が肉になる段階まで持っていくとい

うところは、今の時点でスタートしていくという話ですから、きちんと今から体制づくりをやっていかないといけない。それと、連覇をしたいということでございまして、今回は、選ぶもとなる牛群の枠を広げて、大きなところからいい牛を選抜していこうという気構えでやっていこうという考えを持っています。また、受精卵移植技術を取り入れながら、より選抜の形を進めようとか、よくしていこうかというような取り組みを具体的に始めようとしております。

○坂口委員 関連してお尋ねしたいんですけど、産業動物関連の獣医師確保ですよね。1つには、ニーズに物すごく偏りがあると思うんです。必要な獣医師さんの数を何ぼか予測すると。というのが、突発的に伝染病関係が出たときには、短期間で集中的に必要なになるとか、食肉衛生関係での常時必要とか、相手方に合わせた必要とか、物すごくニーズに変動があるのと。公的な立場からでしかいけない部分と市場原理でいく部分とで、市場原理の調整というのはなかなか難しいと思うんです。そこらのところをどうクリアするかというのはすごく難しいと思うんですけど、幾らこれで獣医師さんたちの卵を育て上げて、食うパイがなければ、そこで成り立たないことになりますよね。

あとは、県の職員の人たち、市町村の職員の人たちが、どこまで公務員の中で確保できるかということと、情報を持つという意味での資質とか技術力とか、常にリアルタイム型で対応できるような高度な部分から、検査なら、昔、見て判断できてた、今でも大丈夫だというレベルのものまで幅も広いし、ニーズが時と場合によって変わっていくという難しい部分があると思うんですけど、これへの対応というのは

ひとつ考えないといけないんじゃないかなという気がするんですけど、どんなですかね、そこらのところは。

○押川畜産課長 例えば、共済組合等に勤められている獣医さん方を見ますと、先ほど申しましたように、県職員と同じように50歳以上が半分という状況に来ていますので、その方たちがやめられても10年ぐらいはやっていただくというところがございますから、その間に解決する部分があるだろうと考えています。宮崎県としては現状の畜産状態は維持していくように努力してまいりたいと考えておりますから、こういう状態の中でどれだけの獣医さんが必要なのかきちんと共済連あたりと話し合いながら、じゃ確保をどうしようかと。共済連あたりも、この事業の中で同時に取り組んでいくという形になっておりますので、そういった対応をしていく。

それから、先ほど申し上げられました、家畜伝染病が発生したときの獣医の対応という形になりますと、例えば今回、愛知県で発生しましたけれども、我々から言わせれば、対応の仕方が少し甘いんじゃないかなという感じを持っています。我々が口蹄疫の経験に基づきまして、おととしの鳥フルに対応させていただいたときには、早急にばつと公務員の獣医が集まって陣頭指揮をやる。その配下に置く人間も県職員の中である程度訓練しておいたというところが今回につながったんだろうと思いますので、そういった訓練は中でやっておくべきかなと。それを外にいらっしゃる獣医さんにも少し広げていくというところもやっておかないと、我々だけでは対応できない部分が今後は出てくる可能性もございますから、そういったところも前向きに検討していきたいと考えています。

○坂口委員 例えが余りにも違い過ぎるかもわからんけど、消防ですよ、人海戦術のときもあるし、長期戦もあるし、プロフェッショナルが必要なときもある。まず、職員消防というのが常設でありますよね。場合によっては消防団がある。あるいは自営組織みたいなまで加わるとか、ニーズと質に応じて柔軟に、しかしながら肝心なときは対応できているよというような考え方と、その中で専門的な訓練が必要な人、そうでない人というのがあってやっていかないと、物理的な限界があるんじゃないかなという気がしたものですから、また今後そこらを研究していただいて。

○押川畜産課長 例えばプロイラーの場合には、インジケータごとにそういったものができるような体制もあるんじゃないかと考えております。役割分担という世界が今後できると考えておりますから、例えば、西都市の消防団とか、日本ホワイトファームさんの消防団とかいう形でつくっていくことも可能じゃないかなと考えておりますから、その辺の検討もあわせてやっていきたいと考えております。

○坂口委員 引き続いて畜産課長に、さっきのに補足して教えていただきたいんですけど、肉用牛繁殖基盤強化対策事業で15万円を666頭対象、改良事業団に寄附するメリットはということで、そこにつながるから成り立つという説明だったんですけど、ここのところをどう判断するか難しいと思うんですけど、結局、家畜改良事業団のDNAにつながるものしかメリットにならないか対象にならないという枠の中で、今、子牛価格もブロック別にすごく差が出て、児湯郡あたりはなかなか大変なんですよ。そこをたぐっていくと、ストローの配給が地域限定にならざるを得ないというのと、本県の場合

合、育種を事業団一本でやっているということで、民間ブリーダーが育っていない。育っていないところで、話が戻りますけど、受精師あたりも経営がやれない、極端に言ったら世襲制でしか今後いかないんじゃないかというぐらい狭き門。家畜の獣医さんもですけど、受精師とセットでなら、ひょっとしたら山間部でも成り立つかもわからない。そこらも含めて、長い目で本県の畜産を今後維持発展させていくために——この仕組みを変えるというのは冒険でもあるし、今までしっかりしたもとの管理してきた品種なり育種というのが成功してきたの日本一には間違いはないんですけど、でも、仕組み的にちょっと疲労しかけているかなという気はするんですけど、そこを何かお感じになっていたら、今後の考え方とか聞かせていただけると。

○押川畜産課長 寄附金の問題、こういった形の貢献という話になってまいりますけれども、基本的には種雄牛は県有牛でございまして、県有牛であれば県が全部とっちゃっていいんじゃないかという話になっていくだろうと思えます。ただ、事業団を設立した背景というのは、今後、宮崎の肉用牛をどうやっていこうかというところから始まっているだろうというふうに思っております。各地域で個人的にやられていた種雄牛を全部県に一本化してしまったという経緯がございます。そういった流れで県有牛という制度ができ上がってきました。事業団の立ち上げのときには、果実は事業団の運営に使っていただいて結構ですというシステムでずっと来ていて、精液が1本500円で長くやってまいりました。であれば、ランクによって分けていくべきじゃないかというような形で、5,000円の精液ができたり、1,000円の精液が出てきたり、500円の精液。それは農家から

集めてきたお金という形になりまして、それを県のほうに寄附いただくという形になってまいりましたので、そういったところで、県がいただいて、県内の肉用牛の改良に使えるような形で基礎雌牛をきちんと整備していこうというような形でお返しして、その中からまた種雄牛ができ上がってくるというような形で回っているんじゃないかなと考えております。

そういう事業団設立の背景から、かなり世襲制のものもございまして、3世代に移っているところがございます。宮崎牛がこうやって統一しやすかったのは、その精液の流れ、宮崎牛づくり体制がこの三角でぴしっとでき上がっていたからだと考えておりますが、これだけ農家の方たちの技術力もついてきた中では、人工授精をやられる農家の方もいらっしゃるもので、そういったところの取り扱いを今後どうしていくかもひとつ検討していかなければならない問題ではないか。それとあわせて、家畜改良事業団の今後の方向性、こういった形で運営していくのかというの、40年がたとうとしておりますから、そういったものの検討を今後していくべきじゃないかと考えております。

それから、山間地域は非常に肉用牛が少ない、そういったところで獣医さんたちも少ない、なかなか獣医だけではやっていけないというところも確かにございます。診療施設と人工授精施設という形でやっていただければ、ある程度の収入をもって経営ができるという場面もできてくるんじゃないかと思っておりますので、そういったものもやっていくスタイルではあるかなと考えています。いずれにしても、これまで先人が築かれた宮崎牛づくりの形は、いい悪いは別として、長い年月の間に、先ほど民間が育ってきていないというお話もございまし

たので、そういったものも含めて検討する時期には来ているんじゃないかなと、私も考えているところがございます。以上でございます。

○坂口委員 本当に今言われたように、この前、宮日「牛歩」に出てたですけど、年1産、10カ月300キロですよ、経営の境界が。それを目指すと、近くにいて種つけできるタイミングを的確に判断できる体制整備、現に山間地の高齢農家が年間に1頭か2頭の子牛を小遣いがわりにというのが、まだまだ本県の畜産を支えているという現実をしっかりと見ていく必要があるのかな。

今、言われたようにブロックごとのストローを今後どうするかの問題ですけど、県が開発はしてきたんですけども、やっぱり民間ブリーダーなんですよ。県外から500万ぐらいの可能性の高い雄牛を買ってきて種雄牛に育てていく。しかしながら、10年に1本しか出ないわけですから、民間が開発した5,000万の牛を買ってきてストローを配っている、仕組み的にはそうだと思うんです。形が県が開発しているとなるけど。だから、宮崎は民間ブリーダーのノウハウを反映してきていることには間違いないんですよ。実態の上では、仕組みの上で、完全に県行政が、あるいは団体とという見かけになっているけど。なおかつ、今、こんなぐあいで地域差が出始めたわけでしょう。今回、外からの雄牛の子牛買いはやらないんですよ。昔みたいな。

○押川畜産課長 一応500万ほど予定しております、いけば購入してこようというような形は考えております。

○坂口委員 どちらにせよ、買わない方向がたん出たのかなと思うんです。買うなら買うで、いけばということでしょう。いい牛を買う

じゃないとだめだと思うんですね。今まで確率が10分の1なんですよ。5,000万で買うのと一緒になんですよ。500万で安い牛を買ったっていうけど、そうじゃないんですよ。5,000万。しかも買った牛は何年間か、判定でだめだとなるまでは飼養管理の経費がかなりかかっているんですよ。だから、億を超えるような種牛なんですよ。実際つながれているのは。そこを考えたときに、民間でこれだけのいろんなものを持っている人たちがいる。実際それで飯食っているわけですから。そのノウハウを生かす生かさないというのは大きいと思うんです。その選択眼の中に、必要だと、1頭買おうというときに、500万で全国のどの牛を買ったらいいのかという情報の収集とか整理、ここらも含めてぜひ大きく判断を見直すというか、一たん検証して、また同じ方向でもいいんです。それも含めた大きい節目に来ているんじゃないかなという気がするものですから。

○押川畜産課長 委員おっしゃいますとおり、私といたしましては、宮崎県の雌牛のレベルといえますか、種雄牛をつくっていくレベルはかなり高くなってきていると判断しています。今回も予算化はしておりますが、具体的にそういったことをきちんとやっていこうという対応ではございません。各地域の改良を進める方たちの集まり、肉用牛部会とか組織がございしますが、こういったところでいろんな検討をされて要望されるということであれば、それには対応していきたいと考えております。

今、各県との精液を交換し合って種雄牛をつくっていかうかというような動きも具体的に出てきておりますから、そういうものを活用しながらやっていけば、500万円使う必要はないんじゃないかなというふうにも考えております。

○坂口委員 よろしく願いをしておきます。

引き続きいいですか。農産園芸で308ページです。教えてほしいんですけど、一番上のバイテクの対策事業費の中の優良種苗利用促進事業というのと、下のほうの花き園芸振興対策、どちらもバイオ苗に係るものかなと思うんですけど、この違い、特に苗の供給についての違い。上は試験研究の分野だけになるんですか。

○串間農産園芸課長 まず、バイテク種苗増殖総合対策事業費の優良種苗利用促進事業のほうですけども、わかりやすく言いますと、1が試験場の隣にありますバイテクセンターの運営費でして、あそこで健全育成した種苗を増殖して産地の農協に配付するわけですが、その一手前の総合農試で育種保存、親株保存、バイテクセンターに持っていく前の部分を2の優良種苗利用促進事業で行うという流れになります。

○坂口委員 これはバイテクの総合対策事業の中の1と2の違いですね。

○串間農産園芸課長 そうです。

○坂口委員 バイテク苗を農家に普及していくというのが、花き園芸振興対策事業の中のランキュラスとか、これはバイオ苗だと思うんですけど、これとの違いがどんなになっているのかを。

○串間農産園芸課長 今だ！ランキュラス日本一産地づくり事業につきましては、バイテクセンターからもらった苗を、高千穂なら高千穂の農協あたりが農家に渡す前にもう一回増殖をして——ランキュラスは1個から3個にしかふえないという非常に増殖率が悪いので、それをいかに産地でふやして安い球根を農家に提供するかという部分と、そのほかに、ランキュラスはハウスでつくりますので、ハウスの整備とか、そういったものまで花き園芸振興対策の

中で組んでおります。

○坂口委員 その中の苗の部分だけ、バイオの部分だけ見ていきたいんですけども、こっちは県から生産者に直渡して、一方は農協からの委託を受けて、苗を何個うちでつくってあげましょうという受託関係か何か成り立って、また農家に渡っていくという仕組みなんですか。ランキュラスは。

○串間農産園芸課長 ランキュラス苗は、バイテクから直でやりますと非常に球根代が高くて農家の負担が非常に大きいので、ワンクッション置いて増殖をして渡そうという仕組みにしております。

○坂口委員 そこなんです。非常に高い、とりわけメリクロンあたりからとる苗というのは、これが出荷されたときはどれぐらいの生産量が増えるという逆計算やってくるから、もうけのほとんどはバイオ苗の Patent 代で取られるというようなことが結構あるんですよ。シンビなんかそうなんです。同じ管理をやって同じコストをかける。でも、高く売れる花は苗が1本1,000円もそれ以上もしてたり、安いのは200円ぐらいだったり、その中でオリジナルを何とかやっているのもあるんですけど。その工夫が生かせないか、農家の利益につながるような。難しい話ですけど、開発やって登録で押さえて供給していくというもの。このところでメリクロンあたりの Patent 料をそれから排除してあげれば、かなり有望なものはあるんですよ。そこにかなり持っていていかれている部分がある。ランキュラスはたまたま成功したわけですよ。だから、大衆花の切り花できれいな花が販売できるようになったと思うんですけど、全体に見れないかなという気がするんですよ。全体は限界があるでしょうけど、もう

ちょっとこれを広げて、先ほど言われた、ハイコスト、ハイ生産だったでしょう、基本的な考え方が。小所得でしょう。やっぱり所得、利益を広げてあげる。ラナンキュラスは民間に任せたら、球根なら何十円単位かもわからんけど、苗で花を咲かせる直前までばっとやるぐらいだったら、100円、150円あるいは200円ぐらい要ると思うんです。そここのところの技術料、パテント料として持っていかれる部分、うまい部分をとにかく農家に持ってこれないか。これで終わられるのか。横並びをずっと見て、こういうことで農家支援になるものがあれば、積極的に今後介入していかれるのかということです。

○串間農産園芸課長 御指摘の点は、今農協ということになってはいますけれども、検討する必要があると思います。ただ、ラナンキュラスの事例で申し上げますと、種苗の育成者から直接買うともっと高くなったんだろうと思うんですが、幸い、県内在住の育成者と県との話し合いがうまくできておまして、提供していただくことで、そこでもかなりコストダウンに成功しておりますので、そこ辺も含めて検討させていただきます。

○坂口委員 そこもあったんです。例えばシクラメンなんて小林には日本一の人がありましたよね。遊んでましたよね。もたもたしている間にキリンビールにとられてしまった。そういうのがあるから言っているんです。だから、今後の検討課題としてやってほしいということです。

果樹生産ですよ。日向夏、マンゴーと上がっていますが、日向夏の説明資料をいただいたから。ここで、宮崎ならではの果樹産地をつくらうというタイトルのもとで、中身は他県との競合がないから日向夏なんだという説明な

んですよ。競合に勝てるようなものにやっていると、この分野なら競争せんでいいからという消極的なものなのかなと。宮崎ならではのいうなら、違う意味だったと思うんです。宮崎の土地の広さとか、まだまだ優秀な技術力とか気候とか、そんなものを有利に生かしてやっていくぞかと思ったら、原種が宮崎で、120年の歴史を持って、よそと競争せんでいいから日向夏なんだという説明だから、それじゃなと思って。

○串間農産園芸課長 実は、全国にミカンがだぶついて、ミカン園転という言葉がありまして、全国的にブーム的に改植の対象品目が不知火、いわゆるデコポンになっているという状況もありまして、数年後にはまたそれが暴落するんじゃないかという懸念があります。そういうときに、日向夏というのは我が県の財産でありまして、非常に価値のある品目だと考えております。午前中に「宮崎ブーム」ということがありましたが、この宮崎ブームをまだ生かし切っていないというのが実態でございます。先ほど認知度は高いと言いましたが、購買につながっておらないというのが実態です。といいますのは、昨年度の実績でも経済連は県外送りを19%しか扱っていない。ほとんどが県内市場です。ことしは裏年にかかわらず豊作型ですから、地元市場でやや安い傾向にあります。やはり県外に一般消費でどんどん打っていくような体制をつくりたい。今まではブランドということで、贈答用の初荷を化粧箱でという非常に限定的なものだったんです。それを大衆がどんどん食べるように持っていきたい。それを県内の産地に結びつけたい。

それと、贈答用は贈答用としてあって、一般用があって、もう一つは、宮崎大学医学部の産

婦人科の先生が骨粗鬆症に効く成分があるということを発表されました。我々と宮大農学部、医学部と一緒に研究会をつくりまして、これは一つの材料だと、絞るかすからでも医薬品ができるという段階になっています。そういった追い風もありますし、ジュースにしてもいいということですから、加工用と贈答用と一般用という3つのすみ分けができて、一般用と加工用は非常に低コストで大規模栽培に結びつく、受粉も要らないということですね。非常にこれは起爆剤になると考えていまして、昨年12月に第1回研究会をやりまして、継続的に医学部と連携をとって進めていきたいと考えております。こういった材料を宮崎ブームに乗っけて全国に浸透させていきたいと考えておるところです。

○坂口委員 その宮大の先生には、骨粗鬆症ですけど、そういう視点から見れば、マンナム成分が多いからですよ、蒟蒻畑の何とかじゃないんですけど、あの白皮はマンナム成分があるから、肥満とか、ダイエットになりますよというのも先生に教えてあげるといいですよ。これは余談ですけど。

宮崎で現に経営として果樹農家が生産している果樹で、なおかつ県内消費を県外から輸入しているもの、例えばナシ、ブドウ、県外からたくさん来てますよね。ここらは一般的にやろうと思ったら県内どこでもできますよね。逆に、宮崎でどうしてもできない果樹、だから県外に頼らざるを得ない。県外がどうしても生産ができずに宮崎に頼っているもの、これは大まかにどんな状況になってますか。輸出をして輸入している、輸入して輸出している、輸出のみ、輸入のみというのが、100あるとしたら何割ぐらいでしょう。漠然でもいいんですけど。

○串間農産園芸課長 宮崎でできないのはリンゴとかだろーと思いますけれども、日向夏で言いますと、日向夏は宮崎県内でも寒地ではできないわけですね。す上がりということ。

○坂口委員 それは聞いてないですよ。

では、結論を言います。宮崎はほとんどの果樹ができるんですね。サクランボなんか劣化を避ければできるんです。リンゴもリンゴ狩りもあるんです。だから、ほとんどできるんですよ。できるけれども、県内消費分ですら生産していないということですね、宮崎の果樹は。だから、力を入れれば、もっともって県内だけでも消費できる分に生産をつなげられるんじゃないか。そんなときにマンゴー、当時から売り切れていて規模拡大をどうやるかというやつがあつたですよ。それで「宮崎、果物」というイメージつくったのは大きいと思うんです。ここで日向夏でなくても、ほかに生産できているものはいっぱいある。ブドウでも開発はワインまでいったじゃないですか。そういったものもあるけれども、高齢化と後継者がいないというものに行政がちょっとここで目を向ければ、このブームに乗っかって何とかやれるんじゃないの。せつかくできるもので技術も持っているものを、今後、県外に頼る輸入県になるのか。それともちょっと力を入れて輸出県になれないのか。

ここでこれだけのタイトル「宮崎ならでは」と打ちながら、他とは競合しない、宮崎だけしかやらない。まだ日向夏は県内でも食べない人いるんですよ、余り詳しく知らずに。今、お医者さんにも相談した、骨粗鬆症にいいんだ。コンニャクはなぜやせるかといったら、マンナム成分ですよ、消化も吸収もしないからです。日向夏なんて皮のまま食べるじゃないですか、あ

れはマンナムですよ。だから、そういう工夫を出して、もうちょっと幅広く、先ほどのラナンキュラスでも一緒ですけど、農家が知恵を出し合いながらいろんなものを作ってきてますよね。外山先生は京野菜のことを指摘されたこともあったんですけど、そんなのはいっぱいあるんですよ。これ横並びで見て、よし、今思い切れば、宮崎のブドウは県内生産にいけるぞとか、これは県外に明け渡さんとしようがないという判断もやりながら、これを県内で持っていくためには今後何が必要だ。それはだれがどういったぐあいに役割分担するのか、行政、生産者、団体、流通、それに乗っかったり加工乗っかったりして連携もやっていくというわけでしょう。今後どうやるんだというものがあってもいいんじゃないんですかということを行っているわけですよ。だから、日向夏の小さいところにこだわっているんじゃないんです。考え方の一つが日向夏ただただで。

○串間農産園芸課長 日向夏にこだわらず幅広く検討してみないとかんということだろうと思いますので、そのように検討していきたいと思います。ブドウとかナシ、カキ、リンゴ等は観光園で今は成り立っていますけど、将来性をにらみながら検討を幅広く進めていきたいと思っています。

○坂口委員 ぜひそこらはですね、ちょっと何か足りんからだけで、実際、今、ミラクルフルーツとかサクランボでも劣化しないものとか、北方の桃とか日本一早いとかいっぱいあるわけですよ。 「宮崎ならでは日本一早い」とか、さっき言われたように、全国厳しい中で農大校で専門の学生を教育する機関まで持っている、宮崎ならではというのはたくさんあるじゃないですか。そういうもののならではであっ

て、ほかのところが持っていないから独占市場だよというんじゃ、僕らの感覚では違うな。だから、消極的か積極的かのならでは判断で、ならではを積極的に、東国原知事がいるぞというのも宮崎ならではかもわからないし、そういうことを今後もう一回、高いところから鳥瞰してもらって何かを講じてほしいなと思うんですよ。これは要望でもいいです。

○串間農産園芸課長 肝に銘じて検討していきたいと思います。

○宮原委員長 まだあるようですが、3時になりましたので、10分間ここで休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

午後3時0分休憩

午後3時8分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を受けます。

○松田委員 先ほどの日向夏談義に関連して伺います。当初予算の20ページ、日向夏県外需要拡大対策事業で300万円、2つ項目があります。県外需要のための活動支援、もう一つが流通コスト低減のための取り組みを支援ということですが、この2つ並べるとほとんど300万がコスト低減のために使われるのかなと思うんですが、内訳、比率はどのようになっていますでしょうか。後ほどでも結構です。

次に移ります。21ページに、事業の主なイメージ、「日向夏を核とした省力低コスト経営の確立 成功の鍵は、生産と販売が一体となった取組」というふうに大きくうたっているんですが、今、地域固定型の野菜、果樹等で築地の市場等で注目を浴びているブランドというカテゴリがあるのは御存じでしょうか。例えば野菜というと、ほとんどどこも供給過多になって

新しいブランドをつくるのが難しいんですけども、その中で、官民一体となってこういった路線で売ると成功事例が出ているといった分野があります。

○串間農産園芸課長 サクランボとかは非常に目についていると思っております。

○松田委員 「京野菜」という言葉が先ほど出ました。それから大阪も取り組んでおります。あと加賀野菜、能登野菜といった伝統野菜というんでしょうか、そういったものが大変頭角をあらわしているんですが、日向夏も野菜とは別に伝統産物になるかと思えます。そういったブランドの箔づけとして伝統的な宮崎県の産物という売り方もあるんじゃないかと思うんですが、宮崎県で伝統野菜といった範疇に当てはまるような野菜、果物、日向夏は当然そうだと思いますけれども、調査とかはなされておりますか。

○串間農産園芸課長 伝統野菜につきましては、野尻町にあります地域作物センターが窓口になりまして県内の産地を調査しまして、有望なものはあそこで選抜したり育種して産地に返すという取り組みをしております。代表的なものは西米良村の米良大根、いわゆる糸巻き大根ですね。それから東臼杵郡の地キュウリ、イラカブ、それから沿海地帯で名高いのは佐土原ナス、これは全国の育種親に昔使われたほどの優秀な品種でございます。それが見直されて、今地場で売られて、非常に味がいいということで好評いただいております。

○松田委員 日向夏は伝統野菜の範疇に入りますでしょうか。

○串間農産園芸課長 伝統的な果樹ということでは、立派に通用するんじゃないかと。やはり「日向」という名前をいただいているわけですから。

それがもとになって、高知県に行って枝がわりで小ぶりの「小夏」になったり、静岡に行って「ニューサマーオレンジ」、そちらが先に関東市場を席卷したために、宮崎は180年の歴史にもかかわらず後塵を拝しているというような状況ですから、一生懸命やらないかんタイミングではないかと、最後のチャンスではないかと考えているところです。

○松田委員 九州でしたら晩白柚、文旦（ザボン）といったものも歴史的背景をかなりうたいながら売っていますので、日向夏もうんちくを見ながら楽しめるような果物として販売のPRをしていただけたらと思います。以上です。

○外山委員 305ページの農産物流体制確立対策費、新規事業のみやざき農産物鉄道輸送拡大推進事業、この委員会でもちょこちょこ貨物輸送の必要性ということが議論になってきて、ここで初めて県の事業として新規事業で、おくれればせながらというか、ちょっとおくれたと思うんですが、非常に必要な事業だと思うんです。そこで、輸送拡大ということはどういうことをイメージしておられるんですか。

○串間農産園芸課長 青果物におけるJR貨物の利用実績は、過去3年を見てもみますと、経済連扱いで4,000トンから6,000トンの幅、平成19年度が5,072トン、平均的に5,000トン程度で、モーダルシフトと言われる中であっては横ばいで来ております。今回の事業ではこれを倍増、1万トンにしていきたい。この上積み5,000トンを輸送拡大というふうにとらえまして、そのためには、今までなぜできなかったか。コンテナを満杯にするとか、オフレールの佐土原に4時までに着かないといけないので、集出荷場で前倒しの作業が要るとか、いろいろ課題がある。それを解決する一助の事業等もしたいとい

うことで、上積み分について運賃助成をしていきたいということでございます。

○外山委員 これは事業者がJR貨物株式会社ですね。事業者がその気にならないことには、こっちだけでは輸送がうまくいかないんですが、JR貨物の認識はどうなんですか。

○串間農産園芸課長 JR貨物としては、まだ余裕があるということでどんどん運んでくれという姿勢ですから、それは大丈夫だと思います。

○外山委員 阪神、大阪市場まで運ぶときに、トラック輸送と時間差はどのくらいあるんですか。

○串間農産園芸課長 関西の場合ですと、トラックが14時間、JRコンテナですと24時間かかっております。10時間長くかかるということなんです。

○外山委員 東京まで行くとどのくらいになりますか。

○串間農産園芸課長 トラックですと京浜まで20時間、JRコンテナですと30時間強、やはり10時間ほどJRコンテナがかかるということになっております。

○外山委員 10時間ぐらいおくれるということは、運ぶ農産物の種類の限定がありますよね。急ぐものはこれじゃ向かない。そこで、JR貨物で輸送していくときに、スピードアップは、JR貨物は限界なんですか。

○串間農産園芸課長 在来線優先ということで、貨物貨車自体をスピードアップするのは非常に難しいという状況のようでございます。

○外山委員 そうであるならば、運ぶものが限定されるということがありますが、時間をかけてもいいものがいっぱいありますよね。そこで、今、延岡から発着してますよね。県央部に

貨物駅をつかっていけば全然違ってくると思うんです。これはJR貨物との話でしょうが、その辺の将来展望はどういうふうに考えておられますか。

○串間農産園芸課長 荷主側としては、物流懇話会で企業等も含めていろいろ検討されていますが、JR側としては、今の積み荷が6割程度であると、まずこれを満杯にしてくれという言い方をされています。それを受けて物流懇話会でも、民間企業、農業団体をあわせて、まず物流をふやそうというような動きになっておるということでございます。

○外山委員 県央部に持ってくるとしたら、貨物を積みおろしする駅が要りますよね。北九州のJR貨物に一度行っていろいろ現場も見だし、話も聞いてきたんですが、もしそういう貨物駅をつくるとしたら、地元負担というか、県なり市なり農業団体等々、運ぶのは農産物だけでもないですよ。JR貨物としては、荷物が集まるめどが立ったときに投資までのっていかどうかということはどうでしょう。

○串間農産園芸課長 JR貨物のほうで検討されておるのが、駅を佐土原に復活する場合に、整備費に1億円、運営費に1億円、2億円かかるという試算をしておるようでございます。検討開始するには、その前の段階として、先ほど申しました6割の貨物を満杯にしてくれと、それからそういう検討にいくだろうという姿勢でございます。

○外山委員 整備費に2億円というのは、えらい安いですね。広大な土地が要りますよ。JR貨物が積算して2億円、だったらすぐでもできます。

○串間農産園芸課長 佐土原駅の復活ということでの試算となっております。

○外山委員 ということは、佐土原駅に相当広い眠った敷地があるということですか。

○押川畜産課長 全然私、関係ないんですけども、佐土原駅は、昔、日通の後ろのほうはコンテナ基地でございまして、あそこで積みおろしをやっていました。それであれば、1億円ぐらいでいけるんじゃないかと私は考えておりません。

○外山委員 私は、最低何十億か、下手すると100億ぐらい金が要るのかなと思って、つくりようよという話はしなかったんですよ。今の話聞きましたら、その気になれば、JRとしても、既存の日豊線を走ってくるだけですから、別に金がかからない。県だけでも2億円出すよと言ってもいいぐらいの金額ですよ。これ以上議論してもしょうがないから、JRと少し突っ込んで、県央部につくるときにはどのくらいの荷物を集めればいいのか、つくるといふ一つのプログラムというか計画を想定しながら、ぜひ検討をしてみてください。以上です。

○蓬原委員 309ページ、特用作物、葉たばこと原料カンショなんですが、林務でキノコのことを特用林産物と言います。特用作物というのは、要するに食用以外の嗜好品、たばこと原料カンショ、焼酎、これを限定して特用と呼んでいるか。まず言葉の解釈を教えてください。

○串間農産園芸課長 カンショの中では、原料カンショ、焼酎カンショが特用作になりますし、葉たばことかお茶、そういったものになります。

○蓬原委員 お茶を入れた3つだけが特用ですか。

○串間農産園芸課長 本県で生産に入っているのはそれぐらいになっております。特用作物で統計とっておりますのはですね。

○蓬原委員 特別な用途ということでしょうね。

それで、たばこと原料カンショなんですが、熊本に抜かれて2番になったというお話。かなり減反も進んで、農家も減っていきつつある。反収も昔からするとかなり下がっていると。特に健康増進法ができてかなり向かい風である等々あるようですね。この前、地元でたばこをつくっている若い農業青年8人にうちに来てもらっていろいろ話を聞いたんですが、ここに、葉たばこ、原料カンショと書いてありまして、彼らは、たばこだけでは最近どうもうまくいかないの、一緒にカンショをつくっているようでした。あと野菜、園芸ですね。大体原料カンショが主だったんですが、葉たばこの現況と、将来どうなるんだと非常に不安を持っていますよね。昔は60万、70万。今は35万だとかいう話で、昔は何千万農家というのがいっぱいいたんですけども、かなり今売り上げも下がっている。そのために農家も減っているということなんですが、これからどういうふうにしたばこというのは向いていく、あるいは国の政策というのはどうなっていくんでしょうか。

○串間農産園芸課長 確かに言われるとおおり、3年続いて気象災害等の影響を受けて、反収減、品質低下ということがありました。ことしは、一昨年、その前よりはよかったですけれども、やはり気象災害の影響を受けて思ったほどの生産が上がらなかったという実態でございまして。それを受けまして、来年度の作付農家戸数も895戸と、やはり減少傾向が続くようになっております。ただ、今県とJTの事業で全戸アンケート調査をやっておるんですが、その辺で拾い出してみますと、こういう年でもすべてがAタイプで非常に反収を上げている例もあ

ると。個人差が非常に大きいというのがアンケート調査結果で出ております。それは病害対策だけでなく、品質、収量含めてですけれども。土地利用型の非常に大事な作物でありますから、そういったデータを分析しながら、優良事例等をフィードバックしていきながら生産対策についても万全を期していきたいと思っております。

ただ、気象災害の一つで疫病が非常に大きい問題でしたけれども、これにつきましては新しい農薬も使えることになりましたので、一つは朗報がありました。意外に、堆肥づくりとか基本的なつくり方も個人差が非常に大きかったので、その辺は指導をもう一回徹底する必要があるかと思っているところでございます。

○蓬原委員 ということは、反収が下がったというのは、自然条件だとか災害だとかであって、政策的に買入れ価格が下がったとか、そういうことではないんですね。

○串間農産園芸課長 買入れ価格につきましては、来年の買入れ価格が26年ぶりに3.52%引き上げるということで、例えば本葉のAタイプでキロ単価が80円引き上げられると、これも一つの朗報ではないかと思っています。

○蓬原委員 わかりました。引き上げられる方向で行くということですね。全国ベースでいくと、最終的にたばこになったときに5兆円ぐらいの税金を確保できるんですが、先ほど言いましたように健康増進法との関係がありますよね。葉たばこ生産ということについての逆風ですよね、このあたり厚生労働省との関係があるんでしょうけれども、このままずっと葉たばこ生産が将来にわたって続けられるのかという見通し、5年先になるか10年先になるかわかりませんが。というのは、今、たばこを一生懸命つ

くっていらっしゃる若い人たちは、将来に備えてやらないといけないわけですね。そのために、昔は葉たばこだけだった人たちが、カライモをつくったり、芋つくったり、ゴボウつくったりしているわけですよ。リスク分散を図り始めているわけですけどね。いろいろ語ってみると、機械もかなり大がかりな物すごい機械を入れているわけですよ。将来ずっと続けられるのか、後継者はどうするんだ、自分の子供に継がせるかということまで出てくるわけですね。そのあたりの見通し、どうなのかということをお尋ねしたいんです。

○伊藤農政水産部農政担当次長 私もたばこを吸うものですからあれなんです、基本的には、全国的にたばこの面積はかなり減ってくると思います。これは、需要状況、周りの環境含めてなってくると思うんですが、ただ、今話がありましたように、JTと耕作組合、生産者団体との安定面積構想というのがございまして、その枠の中でたばこの生産をやっていくという方向になっています。今申し上げましたように厳しくなることは間違いはないんですが、JTとの間では、規模の大きな将来的に意欲を持ってやろうとする農家を残していこうという考え方になっています。何年前か、高齢農家あるいは小規模農家を中心にやめていただくという形で廃作奨励金を出すという話がございました。基本的にはそういう流れがあると思うんですが、ただ、きちっと経営として意欲のある農家は残していくという考え方になってくると思います。

本県の実態を見ますと、多いときは2,500ヘクタールぐらいあったんですが、今、2,000ヘクタールの1,000戸を切ったという状況がございまして、1戸平均で見ますと2ヘクタールご

ざいます。ここ3年ぐらい収量が悪くて30万ぐらいにしかなくなっていませんけれども、平年作でいきますと40~50万はとれます。となると2ヘクタールで800~1,000万、所得率がたばこの場合は6割あると言われていいますので、たばこだけで大体600~700万の所得があると。我々サラリーマン以上の所得があるという状況がありますので、基本的には意欲のある農家をきちっと残していくという方向での展開になってくると、そういう方向で県としてもきちっと経営として成り立つたばこ農家をつくっていく方向で展開していきたいと思っています。

○蓬原委員 関連して、カンショについて、一生懸命つくって1反12万だそうです。1町つくって120万。地域限定になりますけど、高城にカライモを貯蔵する施設がある。貯蔵が悪くてかなり芋が腐れたということもあるんだそうです。そのせいなのかどうか分かりませんが、いわゆる価格安定ということ、芋をつくります。苦勞するわけですが、出す日によって、芋の確保量によって値段がかなり変動するという話を聞いていまして、焼酎ブームの中で今こうやってカンショをつくっているわけですが、カンショの価格安定の対策は何かあっているのかなということを感じましたので、やっておられればお知らせください。

それと、この前、鹿児島島の焼酎メーカーの社長に聞くと、全国的に焼酎はサチュレーションの状況に来たと、一応これで満杯だろうと。カライモの需要もこれからちょっと減っていくんじゃないかというような見通しの話も聞きました。たばこをつくりながらカライモをつくっている。ところが、価格が安定しないと、労多くして何とかで、なかなか経営上も大変だということになるわけですが、特用カンショの価格安

定策はやっておられるでしょうか。

○串間農産園芸課長 原料用カンショは2つありますが、でん粉原料用については価格安定対策が昔からの制度としてございます。焼酎原料用につきましては、実需者と生産者団体の契約取引で推進しようということをやっておりますので、業者との安定的な契約取引を推進していきたいと考えております。

○蓬原委員 わかりました。

では、話を変えます。同じサツマイモなんですけど、今、都城で「すいおう」というポリフェノール成分を含んだ芋があると。琉球大学の先生がそれされて。これを一生懸命つくって、お茶にして、いわゆる健康食品、健康ブームの中でこれを売り出そうとやっている人がおります。他産業への転換ということもあって、建設業からそちらに移管してかなりの広い面積で「すいおう」をやっておられるんですが、これは葉っぱにそういう成分が含まれていて、食用にもなると。こういう健康飲料とか健康食品用につくる作物、カライモはカライモなんですけど、葉っぱです。こういうのも、あなた方が行われる宮崎県行政の特用作物の対象になるのかどうか。

○串間農産園芸課長 「すいおう」については、都城の畑作園芸支場のほうでいろいろ試験をしてまして、葉っぱで食べられるという試験成績を出しております。今言われたようなお茶にするということになりますと、十分特用作物としての位置づけになると思っております。

○蓬原委員 そうなった場合に、販売ですね。そうすると商工観光労働部かもしれませんが、販売戦略というのはなかなか大変なんですけど、そのあたりについての援助といいますか支援、そういうことも農政水産部としては考え

られるのでしょうか。

○串間農産園芸課長 県内で農家の方が一生懸命つくった品を加工して販売するという事ですから、農商工連携とか6次産業化という言葉もある時代ですから、十分検討に値する話ではないかと考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、以上で、農産園芸課、畜産課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時42分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの松田委員の農産園芸課に対する質疑があったようですので、答弁を、農産園芸課長。

○串間農産園芸課長 先ほどの松田委員の宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業の質問で、事業内容の①と②の内容はどう違うのかということでした。①の生産対策につきましては、生産コスト削減につきましては、加工・業務向けの苗木等の導入に対する支援ということでございます。②の事業につきましては流通対策のほうで、流通コスト削減のためのPRなりソフト活動の支援ということで、違いがあるということでございます。

○宮原委員長 これより、農村計画課、農村整備課の審査を行います。農村計画課から順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、2課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○原川農村計画課長 農村計画課でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の321

ページをお開きください。農村計画課の当初予算額は52億7,196万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料の323ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)公共工物品質確保強化対策費でございますが、1,341万8,000円をお願いしております。これは、公共工物品質を確保するため、施工体制監視チームによる施工現場の重点点検を実施し、適切な現場指導を行うことにより、発注者及び受注者双方のさらなる技術力の向上と適正な品質の確保を図るものであります。

次に、下段の(事項)公共農村総合整備対策費でございますが、1億7,567万8,000円をお願いしております。これは、農業生産基盤と農村環境基盤を計画的かつ総合的に整備するための計画策定や農業の一層の発展を図るため、総合的に整備された国営造成施設等を適正に管理するものでございます。

まず、1の農村振興整備計画につきましては、県営中山間地域総合整備事業を実施するための実施計画を策定するものでございます。

次に、2の国営造成施設管理体制整備促進事業につきましては、土地改良区が管理する国が造成した施設の管理体制の強化と、国が造成した農業用ダム等の操作体制の整備を図るものでございます。

324ページをお開きください。次に、3の基幹水利施設管理事業につきましては、市町村が管理するダムなどの大規模な国営造成施設に対しまして、農業用水の安定供給や農村地域の防災、環境保全等の機能強化を支援する事業でございます。

次に、中ほどの（事項）国土調査費でございますが、7億6,310万円をお願いしております。これは、土地に関する最も基本的な調査である地籍調査事業を実施することにより、土地所有に関する権利の保全や明確化を図るものでございます。

次に、（事項）土地改良計画調査費でございますが、5,687万6,000円をお願いしております。これは、土地改良事業に関連する各種調査や事業計画策定に関する事業でございます。

まず、2の県営ほ場整備等計画費補助につきましては、県営土地改良事業の計画を策定している市町村へ助成する事業でございます。

325ページでございます。9の新規事業、みやざき優良農地面的集積推進事業、及び10の新規事業、農業用水の自然エネルギー利活用促進事業につきましては、後ほど別冊の「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。

次に、（事項）大規模土地改良計画調査費でございますが、1,212万8,000円をお願いしております。これは、大規模な土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発推進を行うものでございます。

次に、（事項）土地改良事業負担金でございますが、35億2,552万4,000円をお願いしております。まず、1の国営土地改良事業負担金につきましては、大淀川左岸地区外6地区の国営土地改良事業に係る県及び地元の負担金でございます。次に、2の緑資源機構事業負担金につきましては、都城区域の緑資源機構営事業に係る県及び地元の負担金でございます。

次に、（事項）農地調整費でございますが、473万7,000円をお願いしております。これは、農地の売買や賃貸借などその権利移動に係

る利用関係の調整を行うことにより、優良農地の確保を図るものでございます。

次に、（事項）農業経営基盤強化事業事務費でございますが、686万4,000円をお願いしております。これは、自作農財産（国有農地等・開拓財産）の管理・処分及びこれに伴う債権の管理、徴収事務等を行うものでございます。

次に、主な新規・重点事業を御説明いたします。

お手元の重点事業等説明資料の10ページをお開きください。みやざき優良農地面的集積推進事業についてでございます。

地域農業推進課のほうから全体の事業内容が説明されたところでございますけれども、2の事業の概要、（4）事業内容の③基盤整備活用事業の最初のポツでございますが、「畑地かんがい整備を契機とした農地の利用集積に取り組む土地改良区を支援」について、農村計画課で予算計上したものでございます。

事業内容は、農地の面的な利用集積を効果的に進めるため、国営かんがい排水事業地区で土地利用調整等を支援することで、需要に即した高度な畑かん営農の実現を目指すものでございまして、予算額は880万円をお願いしております。

次に、26ページをお開きください。農業用水の自然エネルギー利活用促進事業についてであります。

1の事業の目的でございますが、農業用水の自然エネルギーとしての利活用を促進するため、マイクロ水力発電のタイプ別の課題検討や技術手引などを作成し、農業用水の管理者である土地改良区等への情報提供や啓発普及を行うものでございます。

27ページの上の「現状・課題」にありますよ

うに、本事業では、採算性等の課題や技術的知見の不足、さらには水利権協議等の諸手続などを検討する必要があると考えております。このことから、具体的には、その下の（１）にありますように、地形条件、施設配置、さらには諸手続等や需要施設との接続課題などを組み合わせ、タイプ別にその可能性及び技術的課題の検討を行います。また、（２）にありますように、検討委員会を設置しまして、発電タイプ別の技術検討において専門家の助言を受けながら、県内普及のための課題や技術手引等の検討を行います。これらの取り組みの成果を踏まえながら、市町村や土地改良区とも連携し、国庫補助事業を活用した施設整備の検討を進めていくこととしております。

26ページの2の事業の概要にありますとおり、予算額790万円をお願いしております。事業期間が平成21年度から22年度となっております。

農村計画課の当初予算につきましては以上でございまして、最後に、常任委員会資料の13ページ、14ページに「予定価格の事後公表について」を添付しておりますが、昨日の環境森林部の説明に対する委員会での御指摘を受け、公共三部で検討を行い、一部内容を見直し、13ページを差しかえさせていただいております。内容につきましては、環境森林部より御説明があったと思いますので、この場での説明は省略させていただきます。

農村計画課からは以上でございます。

○矢方農村整備課長 農村整備課であります。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の327ページをお開きください。農村整備課の当初予算額は157億5,781万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

329ページをお開きください。2番目の（事項）公共農村総合整備対策費であります。これは、農業・農村の一層の発展を図るため、農業生産基盤や農村環境基盤を総合的に整備するもので、7億3,921万8,000円をお願いしております。その中の2農村振興総合整備事業では宮崎市の佐土原地区外3地区で、4の中山間地域総合整備事業では小林市の須木地区外5地区で実施することとしております。

次に、330ページをお開きください。3番目の（事項）農地集団化事業促進費であります。これは、農用地の集団化や土地改良財産の譲与を促進するもので、11億129万5,000円をお願いしております。その中の3県営土地改良事業換地清算金であります。これは、換地の結果やむを得ず生じた不均衡や不平等を補完するため、土地改良法の定めにとり金銭の支払いや収受を行うものであります。

次に、331ページをごらんください。1番目の（事項）県単土地改良事業費であります。これは、小規模団地の土地基盤等を整備するもので、5億5,518万8,000円をお願いしております。その中の1県単土地改良事業であります。これは、国庫補助の対象とならない農地や農業用施設等の整備を行うものであります。

5の農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明をいたします。

次に、その下の（事項）公共土地改良事業費であります。これは、用水路や排水路の新設・改修及び圃場整備等を行うもので、60億2,943万1,000円をお願いしております。

その中の3県営畑地帯総合整備事業につきま

しては、後ほど別冊の資料で御説明をいたします。

その下の4県営経営体育成基盤整備事業では、都城市の東水流地区外17地区で実施することといたしております。

次に、その下の(事項)公共農道整備事業費であります。これは、農業経営の近代化及び農村環境の改善を図るために農道の新設、改修を行うもので、20億2,335万円をお願いいたしております。

332ページをお開きください。1の県営広域営農団地農道整備事業では、串間市の沿海南部4期地区外3地区で、また、2の県営基幹農道整備事業では、清武町の船引2期地区外6地区で実施することといたしております。なお、この事業は、国の事業再編に伴い、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(通称農免農道)が廃止され、基幹農道整備事業が創設されたものでございます。

次に、その下の(事項)公共農地防災事業費であります。これは、農地や農業用施設の崩壊侵食及び自然災害の発生を未然に防止するため、排水路やため池等の整備を行うもので、15億7,450万5,000円をお願いいたしております。2の県営特殊土壌対策事業では都城市の月野原第2地区外5地区で、5の県営ため池等整備事業では宮崎市の備後上・下地区外18地区で実施することといたしております。

次に、333ページをごらんいただきたいと存じます。下の(事項)耕地災害復旧費であります。これは、農地・農業用施設の災害復旧事業費として29億5,909万1,000円をお願いいたしております。

続きまして、平成21年度の新規・重点事業について御説明をいたします。

別冊の「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の28ページをお開きいただきたいと存じます。農地・水・環境保全向上対策事業であります。

この事業は、社会共通資本である農地・農業用水等の資源や環境を良好な状態で保全するため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援するものであります。営農支援課と合わせまして1億6,197万9,000円をお願いいたしております。

次に、30ページをお開きいただきたいと存じます。県営畑地帯総合整備事業であります。

この事業は、畑地帯において、水を活用した大規模な産地づくりや施設園芸の導入など、多様な営農形態への対応を図るために畑地かんがい施設などを整備するもので、24億6,645万円をお願いいたしております。平成21年度は、宮崎市の七野・八重地区外23地区で実施することといたしております。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。

資料がかわりまして申しわけございませんが、別冊の環境農林水産常任委員会資料の6ページをお願いいたします。農村整備課の欄の、まず、土地改良負担金償還平準化事業であります。これは、土地改良区が借り入れる農業基盤整備資金の償還を後年度に繰り延べる際に発生する利子について、国、県が助成するものでございまして、限度額として59万2,000円をお願いいたしております。

続きまして、下の県営基幹農道整備事業の2件であります。限度額として合計5億円をお願いいたしておりますが、和田2期地区、北今泉3期地区とも、21年度から22年度までの工期で

発注予定の橋梁上部工に伴うものでございまして、限度額としてそれぞれ1億5,000万円及び3億5,000万円、計5億円をお願いいたしております。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。議案第21号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」であります。

今回の改正内容は、県営土地改良事業の事業再編等に伴うものであります。

2の改正の概要をごらんいただきたいと存じます。1つ目は、新たに事業を実施することに伴う事業名、負担率の追加によるものでありまして、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」及び「農地集積加速化基盤整備事業」を本県で新たに実施するもので、それぞれ第3号、第8号に条文を新設するものであります。

2つ目は、国の補助事業廃止に伴う削除によるものであります。現行の第3号「基幹水利施設補修」及び第8号「緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備」を削除するものであります。

3つ目は、国の事業再編に伴う事業名変更や名称等の整理であります。国の事業再編に伴い、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業が廃止され、基幹農道整備事業が創設されたことに伴いまして、現行の第18号「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備」を「基幹農道整備」に変更し、あわせて事業名称等の整理を行うものでございます。

施行期日は、21年の4月1日からであります。

最後に、9ページをお開きいただきたいと存じます。議案第35号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、平成21年度農政水産関係建設事業に要する経費に充てるために市町村負担金を徴収することについて、土地改良法第91条第6項等の規定により、議会の議決に付するものであります。このページに載せております20の事業について、それぞれ右側に記載した市町村負担金を予定しております。なお、この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となる市町村の意見を聞き、同意を得ているところでございます。

農村整備課につきましては以上でございます。

○宮原委員長 ありがとうございます。

説明が終了しましたが、質疑はあす10時から受けたいと思いますので、本日のところはここで終了させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時6分再開

○宮原委員長 委員会を再開します。

あすの委員会は10時から、農村計画課、農村整備課の質疑から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後4時6分散会

平成21年3月12日（木曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	黒木 正一
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	蓬原 正三
委員	野辺 修光
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	長友 安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田 二郎
農政水産部次長 （農政担当）	伊藤 孝利
農政水産部次長 （水産担当）	太田 英夫
部参事兼 農政企画課長	岡崎 吉博
農水産物 ブランド対策監	郡司 行敏
地域農業推進課長	上杉 和貴
担い手対策監	山内 年
営農支援課長	吉田 周司
農業改良対策監	佐藤 吉史
消費安全企画監	八反田 憲生
農産園芸課長	串間 秀敏
畜産課長	押川 延夫

家畜防疫対策監	山本 慎一郎
農村計画課長	原川 忠典
国営事業対策監	桐山 和人
農村整備課長	矢方 道雄
工事検査監	西 重好
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	山田 卓郎
漁港漁場整備課長	那須 司
漁港整備対策監	今西 宏美
総合農業試験場長	村田 壽夫
県立農業大学校長	米良 弥
畜産試験場長	荒武 正則
水産試験場長	関屋 朝裕

事務局職員出席者

議事課主査	大野 誠一
政策調査課主査	坂下 誠一郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

昨日、農村計画課、農村整備課からの説明を受けたところで終わっておりますので、委員の皆様から、ただいまより質疑を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○蓬原委員 農村計画課の農業用水の自然エネルギー利活用促進事業について、マイクロ水力発電の導入に向けた課題の検討、利活用検討委員会では3年間かけてやるとなっています。確かにこれを導入する場合は、水利権等々あって簡単にできないことは承知しています。ただ、発電という技術そのものはかなり汎用的な技術であって、くるくる回るのを発電機で発電するわけですから、3年もかかるかなという気が、一晩つらつら寝て考えるに、むしろ1年ぐらいで結論出して、2年目からは実施に移るというぐらいあってもいいが、検討というのは何を検

討するのか、なぜ3年かかるのか、そのところを教えてくださいたいんです。

○原川農村計画課長 資料は重点事項の26ページ、27ページでございますけれども、事業の実施期間は21年度と22年度の2カ年を予定しております。

27ページでございますように、農業用水路を活用したマイクロ水力発電の場合、幾つかのタイプがあると思っております。5タイプやりたいと思っております。その中で、初年度は3タイプ、2カ年目に2タイプということをおもっています。一方で、今、国のほうが農業用水路を使ったマイクロ水力発電の建設を補助する事業を来年度に制度要求しておりますので、2カ年待つんじゃなくて、初年度3タイプである程度成果が出ましたら、22年度から国の補助事業のほうにのせていきたいと思っております。

○蓬原委員 去年の11月ごろでした。東京電力の子会社の方がお見えになりまして、古川代議士の紹介もあったんですが、私どもの都城盆地、串間、小林のほうも入っていたかと思いません。そういう話がありましたので見に行きました。私は三股町ですから、3カ所ほど見に行きましたけれども、結果としては、串間のほうを環境省が対象としてやるんだという報告を東電のほうから受けています。なぜ東電かというのは、いずれ完全自由化になりますよね。ということは東電さんもこちらのほうにそういうものをつくって、自由化に備えて水路を利用した発電をやろうということのようなんですが、さっきも言いましたように技術的には確立された世界で、発電の会社というのはあるわけだから、行政が検討することと、実際設計というのは機械的にばっとやっていけば済むことであって、そこあたりの兼ね合いというのがもっと早くで

きないかなと思ったんです。一番問題になるのは水利権だとかが問題であって、技術的にはいっぱい発電の技術というのはあるわけだからと思ったんでこの質問だったんですが、実現の可能性の見通しというのは、22年度からやるということであればどのように考えておられるか。可能性の見通しについてお聞かせください。

○原川農村計画課長 今、委員のほうから御指摘ありましたけれども、発電そのものの技術については民間のほうである程度蓄積があるというふうに聞いています。ただ問題は、採算性の問題とか、農業用水路なので年じゅう水が豊富にあるというわけでもございません。水田の場合は夏場は比較的ありますけれども冬場は水が少ない。効率が若干悪いということで、採算性の問題とか、技術以外の検討する課題が多いんじゃないかということで、タイプ別にいろいろ検討していきたいと思っております。

○蓬原委員 わかりました。どういう結果が出るか楽しみにしておきたいと思えます。

もう一つ、お願いしておきたいのは、マイクロといっても、結構大きな採算性を言うような発電ですから、今いろいろ話があるのが、超マイクロというか、マイクロのマイクロ、小さな水路を利用した、例えば風力を利用したコンマ何キロワットの風力発電とかありますよね。ああいう感覚で、非常に小さな、自転車の発電機よりもちょっと大きいけれども、簡単な、近くにある水路にぽんと沈めて、その水路を利用して発電して街灯をともしとか、デモンストレーション的な発電になるけれども、そういうものも開発しているところなどに広めていくというのも、こういう御時世ですから、おもしろいんじゃないかなと思っております。企業局の技

術屋の皆さんとはプライベートではそういう話をしていまして、できたらそういうことも将来的に検討の中に入れていただくとおもしろい結果が出てくるんじゃないかなと思いましたが、提案ということで、ついでながら話をさせていただきました。

○長友委員 基本的なことで、国土調査費が7億余りついておりますけれども、これはどれくらいの進捗率か。また、どれくらいまでかかりそうなのか。概略でいいですが。

○原川農村計画課長 地籍調査の進捗率ですが、20年度末で約59%でございます。20年度の進捗率が1.4%でございますので、仮に20年度の事業量で計算しますと、あと30年程度ということでございます。

○長友委員 それから農地調整費、農地管理情報の調査、これは農業委員会等を中心にいろいろな情報というのは集まっているんじゃないかと思っておりますけれども、どんな感じで調査して整理されていくということになりますか。

○原川農村計画課長 (事項) 農地調整費の3農地管理情報調査費につきましては、国からの委託事業になっておりまして、それを県が実施しているということでございます。内容としましては、実際、農地の権利移動については農業委員会がいろいろやっております。農地転用についても農業委員会、これは県のほうの同意が要るわけでございますけれども。そういうものをきちんと取りまとめて国に報告するという事業内容でございます。実態調査でございます。

○長友委員 これはデータベース化というか、それにのせていく、関連させていくというようなものではないんですね。

○原川農村計画課長 県内の権利移動、農地転用の実態を調査して国のほうに報告して、国の

ほうでデータ整理をされているというような内容でございます。

○長友委員 その下の標準小作料改訂事業というのがありますけれども、これは全県下の小作料は基本的なものが出ていますか。

○原川農村計画課長 標準小作料の額につきましては地域地域で違いますけれども、標準小作料を定めるということは農地法に規定してありますので、定めることは全県やっております。

○長友委員 その差というのは、地価とかいろんな経済状況があるんでしょうけれども、幅的にはどれくらいありますか。例えば10アール当たりで。

○原川農村計画課長 県内の平均でございますけれども、水田で言えば上田、中田、下田というランクがありまして、上田の場合が約1万5,000円、中田の場合が約1万1,000円、下田の場合が7,500円程度でございます。

○坂口委員 教えていただきたいんですけど、330ページ一番下の段の換地処分等促進対策事業、土地改良法に伴うというやつですけど、これは具体的にどういうところに対してどんな性格で使っていくことになるんですか。

○矢方農村整備課長 県営で行う土地改良事業につきましては、県と地権者の間で換地の清算事務をやるということが法に規定されておりまして、今回お願いしているのは、処分を抱えている圃場整備をした9地区でございますのでございます。

○坂口委員 換地に係る事務費の部分、結局事務費になるんですね。

○矢方農村整備課長 換地は、土地の用途とか地積、等位と減歩率でやっていくわけですが

ど、その条件に合わないときには不均衡や不平等が出ますので、その分の足したり引いたり分の清算額ということでございます。

○坂口委員 換地で場所が移動するのは、基本的に等価交換でしょうけど、そのときの価格面での差が生じたときの調整費みたいな感じなんですか。

○矢方農村整備課長 そういうことになると思います。

○坂口委員 結局、最後の年度あたりにそういうことで終わっていくということ——予算が前もってわかるのがなぜかなというのがあってです。そういった調整というのは最後の最後の詰めで、それなりの理由があってですね。財産の交換ですから、多寡があっては絶対いけないことです。個人の財産に公金が入ってもいけないことです。そうすると、最後の最後で理論立てられたところに入っていき性格かなというのが一つ。それがあらかじめ、9月ごろから始まるヒアリングの中で、予測がどんぐあいになされるのかなというのが、今の方法わかりづらかったから、事務費に係る部分かなと思ったりして尋ねたんですけど。

○矢方農村整備課長 圃場整備の場合、最終的に換地の処分という事務がございます。最終年度になろうかと思えますけど、その換地の処分の公告が終わった後に清算金が生じますので、その分の清算金ということで、今回、予算を計上させていただいております。

○坂口委員 9地区がほぼ最終年度になってきていると、実際の作業は最後になってくるということなんですね。

○矢方農村整備課長 そういうことでございます。

○坂口委員 それから、工事関係で332ページ

の農道関係です。結構大きいから、特に改修あたりですけど、これには舗装工事のたぐいは入っているんですか。

○矢方農村整備課長 公共農道整備事業につきましては、改良、改修すべての農道の整備費が入っております。

○坂口委員 これは舗装工事もあるんですか。農道の打ちかえ工事ですね。

○矢方農村整備課長 舗装工事も当然入ってございます。

○坂口委員 本当は県土整備部なんだろうけど、その中の打ちかえでの切削して舗装をまた新たにやる、切削オーバーレイというたぐいの工事はあるんですか。

○矢方農村整備課長 ここに計上いたしております事業につきましては、新たに改良したり新設する事業でございますので、基本的にはそういうことはございません。

○坂口委員 これは新たな部分とすれば、舗装の切削オーバーレイ工事なんかは農政水産部でも持たれることはあるんですか。切削して舗装を打ちかえるという。

○矢方農村整備課長 補助事業の中ではそういうたぐいはやっていないと思います。

○坂口委員 とにかくカットして舗装をやり直す工事は、農政水産部では持たれないということではないんですか。

○矢方農村整備課長 事業の中ではやっていないと思っております。

○坂口委員 伝わっているのか伝わっていないのかわからんですけど、道路でも舗装でも耐用年数、劣化してきますよね。そのとき打ちかえることが必要になってくるけれども、もう打ちかえはやらない、農政サイドでは舗装を新たに修繕することはないんですか。

○矢方農村整備課長 基本的には、県営で事業した場合は、市町村に財産を譲与いたしまして、管理のほうを市町村でやっていただくことになっていますので、そういう維持管理の部分については市町村の分野かなということで承知いたしております。

○坂口委員 農免農道なんかもそうかな。切削の機械を使うような工事は農政サイドでは持たれないんですか。水産方も含めて。

○今西漁港整備対策監 漁港関係の事業では、切削での舗装というのはございません。

○坂口委員 切削の機械を使う事業は農政サイドでは持たれないですかね。

○矢方農村整備課長 そうでございます。

○坂口委員 戻って、323ページです。真ん中あたりの公共工事品質確保強化事業に関してです。まず、1,300万は工事検査のための推進機構での監視強化への委託事業費ということではないんですか。

○原川農村計画課長 県土整備部のほうに予算を分任しまして、施工監視チームを置く建設技術推進機構と県土整備部が一括して委託契約している分でございます。

○坂口委員 2名で1,341万8,000円、林務と同額ですよ。林務と農政で4人出して合計8人体制ということですけど、監視を強化することで、現場の監視になるわけですけど、どういう現場を監視されることになるんですか。

○原川農村計画課長 この監視対象となる工事の要件が幾つか決まっております、例えば1次下請者が元請契約の過半を占めているとか、等級上位の業者が下請の業者になっているとか、一定の基準以下で落札された工事とか、発注元がその他必要と認めた工事、そういうものを対象としてやっております。

○坂口委員 発注元が必要とする判断の中で、今のは、一つには半分以上を下請に出す工事ですね、最初の条件が。その次は、いわゆる上請というような表現をされるやつ。3番目が、落札率が一定以上に低かったということですね。客観的なのは3番目の落札率かなと思うんです。半分以上下請に出したからといって監視の強化の必要が出るかという、一括下請防止法なり建設業の登録制度なりに保証されたものを、県が書類審査してオーケーを出していくわけですから、その時点でオーケーですよ。だめなときはそこでとまりますよね。今度は、自分より大きいところに出したと。よく上請批判されて、いかにも違法的な表現されるんですけど、そうじゃなくて、むしろそのほうが、品確あたり、専門工種なんかについては、実質的な関与が元請業者ができれば何も問題ないですよ。だから書類審査で終わることですよ。そこになぜ監視強化をあえて——これは新規、最近始まった事業ですよ。全く以前なかった、新たな投資が始まったわけですね。そこに一つ疑問生じるから、客観的に言えば、落札率が低い工事は、これはやばいかなと。あらゆることが今まで起こってきて、現実にやばい工事ですよ。監視を強化しなきゃならない。むしろそのところかなと思うんです。客観性、今の説明を聞いて。なるほど必要だなと思えるのは。

それで、公共三部で、昨年度、これが立ち上がった年、あるいは2年目に入ってでもいいんですけど、何カ所ぐらい対象箇所はあったんですか。対象箇所の中で、価格が安いからということで対象にした工事現場というのが何カ所あるんですか。

○原川農村計画課長 農政水産部の平成20年度1月末時点の依頼件数で見ますと、362件依頼

件数がございます。その中で落札率が一定以上少なかったものが351件でございまして、今委員が指摘されたとおり、価格の面で対象になった工事がほとんどということになっております。

○坂口委員 その中で監視をやった箇所が何カ所ありますか。

○原川農村計画課長 通常、依頼がありまして、その翌日に施工監視チームがやっております。そういう意味で言いますと、1月末に依頼があった件数に対して2月までにやった割合が、農政水産部では88%となっております。

○坂口委員 結局、品質を確保するために必要な監視強化でしょう。それが、ここの現場危ないんだよなとってその翌日に行く、翌月に行くとしたとき、現実にその現場に時間的に、延べ人日でもいいです。1つの現場でどれぐらい見られるわけですか。2人で80何%も見れるとなると。

○原川農村計画課長 基本的にはチームとしまして2人1組で1日でございます。

○坂口委員 2人1組で1カ月に300カ所見れますか。

○原川農村計画課長 済みません。先ほどちょっと説明が足りなかったと思いますが、今年度2月までに点検した延べ数が362件の88%ということでございます。

○坂口委員 余りくどくなってもいかんから。工期というのは最短3カ月ですよね、長いのは1年ですよね。

○原川農村計画課長 債務負担行為をとらない工事については1年以内。

○坂口委員 それはどうでもいいんですけど、1日で終わる工事じゃないですよ。何月何日のどのときにやる工事が危ないんだよというの

をわかっていて監視されるわけなんですか。1日行っているか行っていないかの計算だと思うんです。1年365日ですから、休みがかなりあるわけですから、今のは帳じりが合わないと思うんですよね。

○原川農村計画課長 長い工期の中でいつ行っているかということにつきましては、下請業者を含めまして現場での施工体制が確立した時点とか、工事が最盛期ということで。機構のほうに聞きましたら、工期が半分行ったか行かないかぐらいのときが実際多いと聞いております。

○坂口委員 それじゃ品確とつながらないと思うんです。施工体制は組んでお互いが施工計画を協議するわけですから、その時点でそれが組まれていますかと、本当にそういう体制ができますかということぐらいか、どういう体制組みましたかという検査しかできないと思うんです。ピーク時といえれば一番工事がふくそうするときなのか。どういう定義でピークをいうかもわかりませんが、肝心の工事が詰めに入った時点かわからないけど、とにかく300数十カ所を300何日しか出ないということは、フル稼働しても1日に1現場しか見れないということで、言われたように債務負担を含めれば3年。1つの現場の工期平均が5～6カ月だと思うんです。150～160日あるいは200日の中で1日行って品質の確保が強化できますかということです。品質を確保するために監視が役に立っていますかということです。どんな思われますか。

○原川農村計画課長 現在、計8名でやっております。農政水産部については計2名でやっております。現実的な問題として、数カ月の工期の中で、対象件数に選ばれたら当然100%を目標にやっていかなきゃいけない。日数の関係もあるということで、十分かと言われれば、もっ

と日にちをかけて複数回やるほうが確かに効果は上がると思っています。ただ現時点は、抜き打ちで行きまして幾つかの改善を指示しているという状況でございます。

○坂口委員　そういうレベルじゃないと思うんです。精神的なことを聞いているんじゃないんですよ。品質を確保しなければならんというのは行政の義務ですよ。法律でもそれをしっかり義務づけてるんですよ。今の話では、品質の確保というのは、1日抜き打ち検査をやったからといって確保できるものじゃないというのは素人にでもわかりますよ。まして求めに応じてとなれば、現場を休んでいればどうしようもないから、その日行くことが相手は何らかでわからないと、行って無駄足を踏むような、極めて窮屈な中でそんなばかなことをやっちゃいかんし、そのときは元請も下請もしっかり現場にいらると、あらゆることをあんたらに点検することがなければ、行って無駄足なんて、足りもしない人が。

長くなるからよしますけど、一般競争入札を始めた。そして競争が激化しました。このままじゃ、彼らはまともな工事をやってくれるのかな、心配が出た。監視しなきゃだめじゃないか、監視チーム組んだ。とてもじゃないけど、これをやろうとしたら本課体制より要りますよ。あらゆる現場、段階的に確認にも行かんといかん。そんな予算、県民が許すわけがない。我々は一般競争入札で安くいいものを提供してもらおうと勘違いをさせているから、県民に。そうじゃないんだ、極めて危ないことを我々はやり始めたから、今まで以上の監視、専門家が必要ですよということが生じた。ほうっておくわけにはいかんから何人かずつ出し合おうかと、1,000万か2,000万の金でやってみよう

か。10人雇用できるわな、8人だわな、やろう。抜き打ちやれば相手がぴりぴりするが。常に緊張するかもわからんが。やった結果、点数はどうですか。我々が関与したんだからよくなってますよ、平均が75点が80点に上がったか、70点が80点に上がったかわからんけど、完成検査というのは客観的なものじゃないですよ。しかもまだまだ入ってますよ。マークシートじゃない。それがゆえに業者からクレームが来て見直したら、自己評価した点数のほうが高かったですね。専門家がやったのを変えますよという事例もあるじゃないですか。質疑応答で点数を変えてしまったのも。それぐらいこれは根拠のない検査なんです。品質の確保はできてないです。

だから、やるとすれば、そういうことの必要のない適切な価格で受注させるように何らかの誘導策を考えるか。これはあくまでも金は考えない、幾らかかっても行政としての品質の確保、責任を果たすんだという体制をとるか。どちらかしかないと思うんですけど、これ深刻な問題と思わないですか。これから先何十年も使っていく施設、受益者も受益負担をやって信頼して受け取っているんですよ。何年かたっただめでしたわとエコクリーンみたいなことでもいいんですか。しかも起債なんかを踏んでいるのは、20年かかってこれから税金で払っていくんですよ。その間にエコクリーンみたいなことが起こってもいいんですか。監視体制を何十人、何百人でとる必要が僕はあると思うんですけど、監視をなくすとなったら、今の入札制度の過当競争、品質が確保できる制度を即実行する必要があると思うんですけど、どうですか。これは要望じゃ終わらんですよ。見解を聞いておきます。

○原川農村計画課長 今まさに委員が御指摘のとおり、特に農政水産部でやる工事につきましては、事業費の一部に農家の方の負担というものがございます。また、できた後、農家の方みずから管理していただくという部分がございます。そういう意味で、まさにきちんと品質があるものをつくらなきゃいけないということは、我々発注者の責務だと思っています。

それで、今、委員の御指摘がございましたけれども、競争が激化して価格が下がっているという話がございます。最低制限につきましても、国のほうも今、いろんな経済状況を考えて見直しの方向を検討しております。我々も施工監視の品質の確保というのも、今の入札契約のあり方の一つの重要なパーツとして、全体の中できちんと公共三部で検討していかなきゃいけないことだと強く認識しております。

○坂口委員 国の見直しは、それは一つで理由にはなる思うんですね。その前に、そういう危険性があるということは認識しておられるんですかということです。最低制限価格に入る前に。今の価格じゃいけないなど、監視しなきゃとんでもない、保証できないなという認識があつての、本当に必要に迫られた新たな財政出動ですかということです。この監視体制の強化というのは。

○原川農村計画課長 特に近年、公共投資の額が激減しております。それに伴って競争性がかなり高まっております。さらに、最近は特に経済状況が厳しいということで、建設業の経営もかなり苦しくなっていると思います。そういう経営が苦しい中では、やはり品質の面というのは懸念が大きいということで、この施工監視チームを含めて品質の部分については、まさに力を入れていかなきゃいけないと思っています。

○坂口委員 それは通常の行政の範囲でやれないことなんですか。他県もそういうことを始めていますか。あるいは、本県が従来どおりのそういう心配のない人たちを事前に選んで指名で出していたら、そういうことは必要になってきますか。一般競争入札に移行したことが引き金じゃないんですか。社会情勢がどうだろうと、業者の経営がきつかりと、そういうものを事前に審査をなささいということをやっていますよね。品確法ではあえてうたってますよね。事前審査の義務を行政、発注者に課していますよね。だから、変な業者に入札に参加させるなよ、受注機会を与えるなよ、事前に審査をしていて、しっかりした人たちで談合を排除しながら競争させて、適正な価格で契約をなささいということをやっているでしょう。だから、今言われた社会情勢の変化とか、業者が厳しくなってきたから何をするかわからんといったら、そういう業者は事前に排除しなきゃならないですよ。競争に参加させたら。だって、予定価格そのものが、ごく一般的な条件のもとで、平均的な業者が平均的な技術力を持って正しい施工条件の反映された設計なり予定価格の中でやっていけば、これで経費は出ますよという金額を予定価格に組んでいるわけでしょう。逆に言ったら、それでしっかりやりますよという業者を事前に審査して、だから、その一つとして基礎的な審査、判断材料に経営事項の審査、ランクづけというのをやるじゃないですか。そして競争させなさいというから、それは理由にならないと思いますよ。そういうことじゃこの予算は通らないと思いますよ。その前に責任を果たしなさい、そういう社会情勢の変化に対応できる人たちで参加させてから仕事を任せなさいとなると思うです。全都道府県やって

ますか。これは低入札に対しての監視強化でしょう。予算を認めることが難しくなると思いますよ、そういう理由だったら。もっと知恵を出せ、銭を出すなど言いたくなると思います。

○原川農村計画課長 この施工監視チームでございますけれども、平成19年度から取り組んでおります。先ほどよその県の状況、質問があったと思いますが、これについては長崎県のほうではやられていると思っています。17年3月に品確法ができました。発注者としての責任が明確になったということ、あわせて19年度からの一般競争の導入、それに伴って競争性の高まりと落札率も下がってきている。そういうもろもろの背景で、これを19年度からやっているということでありまして、確かに全体の入札制度の中で落札率が下がっている中で、この監視チームだけで品質が確保できるのかということはあると思いますけれども、発注者の責任として、何らかの形で品質を確保するための体制というものは必要ではないかと思っております。

○坂口委員 だから、その必要があるということ認めているんですよ、僕も。原因は一般競争入札、とにかく落札率によって判断していくということが基本でしょう。先ほど310何件とか言われたけど、平成19年度は202カ所やっているんですよ。それが次の年100になったというのは、僕はそのことを指摘して、それが軽くなってきただけじゃないかなという気がします。落札率はそう変わってないですもん。

その中で、さっき言われたような元請だ、下請だが決まってどうのこうのというのは、余りにも合理性を欠いた判断基準ですよ。どういう工事をやられるかというのを現場に行ってみて、悪いところを正させる以外に手抜きを防止するというのはいないわけですよ。品質を確保

するというのは。書類ではできないですよ。だから、現場に行くことですよ。肝心なときに。配筋本当にやっているのか、あるいはステコンは打ったのか、あるいはセメントのかき上げのときは表面はちゃんと接着剤入れたか、モルタルを敷いたか、高圧洗浄やったか、そういうところを見ていくのが品質の確保ですよ。あるいは代理人は常駐しているか、法律を守っているか。

ところが、そういうことをやった、そんな現場の代理人でさえ発注元に打ち合わせに呼んでいるじゃないですか。「現場代理人は工事の現場に常駐させなければならない」と自分らが義務づけ、法律で求めておきながら、「代理人はちょっと出てきてくれ、あの現場どうなっているんだ」と呼んでいる。工事とめてますか、そのとき。とにかく大変な状況に、作業量はふやしたわ、品質には心配が出たわ、ノイローゼ、パニック寸前になっているということですよ、今。

だから、品質の確保なんて、僕は信用しないですよ。1回行ってから、「やっているか」「やっています」、「よきにはからえ。検査は半年後だな。また来るよ」「よかったよかった」、そんな甘いものじゃないですよ、品質の確保は。だから、品質の確保の必要性が出てきたんだから、責任を果たすためにしっかりした監視強化チームを必要なだけやれ、効果のないようなことならよせと言っているんです。効果があるなんてだれも思わないですよ。今のような状態なんですよ。1年目は200数カ所必要な現場があって、102カ所しか行ってないんですよ。それも1日しか。それを今度は300何カ所ということは、ちょっと現場が減ったと考えてもいいですよ。300何カ所行けだしたというこ

とは、平成19年より頻度が落ちたということですよ。それだけ監視強化の人たちの技量が1年で上がったということを言いたいかわからんけど、その人たちは30年間、特に中で検査畑をやってきた人たちですよ。工事が裏表から見える人たちだから、1年経験積んで技量が上がったなんてものじゃなくて、左うちわでそのことができるぐらいの人たちですよ。だから1年目でフル稼働していると思うんです。そして落札率で決めるというのが客観的で、ことごとくの対象物件がそれぐらいになっていくと思うんです。工事箇所は。そんなになっていくと思うんです。だから、そこをどうやるんだ、これで本当に県民の皆さん安心ですよ、競争させましたですから安くできましたよと言えるのか。しかもこれは県単でしょう。長崎と宮崎ぐらいだったら、単費でしょう。補助金はもらわない、単費は要りでしたけど、国のお金は節約してあげましたよ。そういうことを今県民にしっかり伝えるべきですよ。公共事業のあり方の大転換期に来てですね。それはこれで終わっておきますけど。

その中で総合評価方式を導入されたですよ。これはやばいなど、余りにも安くなりだしたなど、何とか上げる方法はないだろうかということの一つ含んでいると思うんですよ。点数に差があれば、入札が安い人と高い人を比べてみて、評価点を加算してポイントで出して、この人のほうが評価点が高くなった。この人が価格的には高いけど、評価点が高いからこの人が契約相手ですとやったわけでしょう。ところが、それはかさ上げにならないでしょう。現実的には最低制限価格をねらってきますよね。おれが最高だ、あいつが最低だ、50点差があるから、1億のときに500万ぐらい高く入れてもおれに

来るわなんて甘い世界じゃないです。あれとおれは50点差があるけれども、49点のやつがだれかおるかもわからん。1点差しかないから、やっぱり最低制限価格だなどこが来るから、独占市場になっていく危険性を持って、しかも最低制限価格は余り遠ざけられない。やっぱりそこでぎりぎりで行くしかないということで、価格は上がらなかったと思うんです、結果的にですね。

そこに、いわゆる品確法ですけども、物は価格だけじゃないですよ、いろんな要素を総合的に評価して契約してもいいですよ。だから、価格が逆転することもありますよという精神ですから、今までの予定価格より高い人と契約しますよ。そのためには県民に、技術力でこの人よりいいものをつくれる業者なんです、過去の実績を見ると。そういうことも監視しなきゃだめなわけですよ。この人は過去の実績が80点あった。70点だった。現場代理人も80点の技術力を持っている。70点の技術力しかないところよりこちらがいい品物をつくるだろう。だから、高いけどこの人を相手に選びましたということだから、その80点の仕事をさせなきゃだめなわけですよ。税がたくさん出されているんです。おれは安くやりますよと言った人、しかも最低制限価格を割っていない人よりも高い人と契約しているわけですよ。だったら、その高くなった分を県民に還元しなきゃだめですよ。工事の品質とか地域貢献で。ISOを評価します。ISOの現場指定はやってないじゃないですか。資格を本社が持ってますよ。障がい者評価します。これは社会で雇用の評価はあってもいいかわからんけれども、雇いで評価するならほかにもまだいっぱいありますよ、評価すべき雇用貢献というのは、県政に対しての。で

は、バリアフリーの設計やってないじゃないですか。障がい者の人たちのノウハウを生かす、貢献させようとするれば、その現場はバリアフリーにすべきです。そしてら県民はそのサービスを受けられます。高く発注してもらっただけの。だから、全然中に整合性がないんですよ。

そういうことはいいとして、総合評価で、あんたには高く発注したからその分いい仕事してもらいますよという視点からも、監視強化なり指導が要るじゃないですか。その視点はどうなっているんですか。せっかくつくったこういうチームに。でないと県民納得しないですよ。あんたのほうがいい、こういう理由だということ。高い人と契約しているんですから。それはどうしたの、現場でそうなったの、だれすらわからんとですよ。それじゃ納得できないと思うけど、せっかくつくった監視チームで、そういうことが見れる人たちですよ。なぜ総合評価に対してそういう評価をしないんですか。工事の品質の確保で、今言われたようなことでの確保より、むしろ総合評価的な視点からのほうが具体的に貢献できるかもわからないですよ。だけど、そういうことは入ってませんわ。それは絶対必要と思わないですか。高い人と契約するなんてとんでもない、目からうろこがはげるぐらいのことなんですよ、納税者側にとったら。一体どうするのといったとき、高くやっただけのいいものをつくらせますよというものが無いとだめなんですよ。でも、それは全然担保されてないですよ。

○原川農村計画課長 今、総合評価について幾つか御意見いただきました。一つは、落札したものにつきましては、総合評価やっても、実際の結果から見ますと、やっぱり最低制限付近に

張りついているということで、一件一件の工事については逆転が起こっているケースもございしますが、総体として率が高くなっているかといったら、確かに委員がおっしゃるとおりでございします。そういうことで逆転が起きているということは、一番低いところより高いところと契約することになることも事実でございします。

それで、農政水産部のほうは19年度に8件、総合評価をやらせていただきました。20年度は、全体400程度発注している中で64件やっております。1年前に委員から指摘されまして、農政の事業というのは一般土木と違うから、その辺をきちんと踏まえて評価項目も考えるべきだということで、ことしから農政独自の総合評価の評価項目をやっていきました。そういう中で試行で改善すべき点は改善すると。ただ、現在も評価項目についてはいろんな御意見いただいております。今後、まさに量的にもふやしていかなきゃいけないし、中身も改善していかなきゃいけない。そういう過程の中で、施工監視チームの現場での点検のあり方もそことリンクさせた形で充実していかなきゃいけないと思っております。

○坂口委員 だから、結論づけて言うと、特に受益者負担事業というのは、受益者自体も高い金で契約させられているんですよ。なおさら農政は総合評価に対しての責任は重いと思うんです。しかしながら、そこから出てくるものは、一つには最低制限価格を離れることができないということですよ。まず独占市場になっていくということです。一番点数の高い人が一番有利な入札ということ。それは当然ですよ、そういうものを評価して入札。でも、結果としてそれは工事に反映されてないとなれば、そこは問題ですよ。あんたが一番総合的に見て

いいだろうから、高くてもあんたが選べる。そういう意味での公平性を確保した競争だからやりなさい。そこが最低制限価格でくれば独占になるということですよ。しかもこの前やったトンネルのように、コストのかかる提案は標準型ではないんだ、高度技術提案型なんだ、法律の趣旨からいってもそうなんだと言うけど、あえてやられてあそこに上げられた提案というのは、直工で7,000万も8,000万も、あるいはそれを超すかもわからない。経費まで入れれば1億数千万超したと思うんです。そういう新たなコストがかかるものも評価対象として提案させた。一方では、我が国の法律では会計法で、予定価格を発注者がつくって、それは固定しとけと、上げることはならんぞと言いながら、品確法なんかをつくったものだから、地方は混乱してしまって、価格も上げられるんだ、設計価格に反映することができるんだ。一方では設計価格を変えないという中でやったから、一番点数のある人が点数をもらおうとしたことが、逆に最高の提案、これ以上ないよというぐらゐの提案、世の中にこれ以上の提案はあり得ないよというコストのかかるものまで含めてやったから、結果は何かというと、最低制限価格ぎりぎり品質が本当に大丈夫なのというようなものをやった上に、まだそれから1割近くも下のほうで新たに設計すれば。だから、失格も失格、大失格の人たちと契約をしてしまったということですよ。ああいうコストのかかる提案は。法の趣旨から言ったら。そういうことを平気でやっているんですよ。そういったガス抜きのために監視強化チームをつくって、しっかりやっていますよとかやっているというのが現実。

だから、僕はこのことは国土交通省にも、標準型提案と高度技術型提案の違いを国交省は

ちゃんとしなきゃだめだと、法解釈が要るということを前もって言っていた。半年ぐらゐおくられて、どうもこれはいけないかなど。しかし、メンツがあるからだめだということは言っていない。今の最低制限価格のあり方だって明治23年ですよ。それを会計法が縛っているから県もようやらないわけでしょう。国土交通省がどうもそのことはまずいよなとようやく動き始めて、それを見直そうという空気だけは伝わった。それはいけるかなということで県は飛びつこうとしたけど、4月1日からやる保証もなければ、90という保証もないんですよ。財務省とのまだにらみ合いです。会計法、予決令、地方自治法での80%は取っ払ったから国に倣ってもいいかなで。昔は国に倣ってなかったんです。80~60%の範囲内の工事、製造に限るだったんです。それを取っ払った。だから、地方の独自性は地方自治法の中でやられているけど、会計法の決める85~66.6%、10分の8.5から3分の2範囲内、それ以上・以下はそこにはめ込めというものがこわくてやれない。やる必要が出てきたわけですよ。理論立てられたわけですよ。証明できるわけですよ。会計法も会計検査院も怖くはないわけです。会計検査院が指摘した都道府県が何ぼかありました。特に農政は間接補助事業なんかで団体なんかのごつとりやられたものもありますよ。最低制限価格を高く設定し過ぎだということで。それは理論的に証明できなかつたからですよ、説明できなかった。会計検査院というのは、適切な補助金を的確に計上して的確な法にのっとりやつかどうかですよ。この数字より高いから返せじゃないです。それは県はできなきゃおかしいですよ。一般競争入札をやって最低制限価格をはめるということになれば、そういうことは

わからない、でもやっちゃうではだめなんです。それが整って初めて責任が持てるんです。

4月1日に見直さなかったら県は先行してやりますか。90%でやっていて、国土交通省が95%と言ったらどうされるんですか。89%だったらどうされるんですか。また合わせるんですか。最低制限価格というのは、これ以下ではだめだと、自治法にのっとった運用の中でぴちっと法にのっとって決める数字ですよ。よそ様に合わせるんじゃないんですよ。だから、自治法の中では、都道府県によって同じ工種、工事金額のものが、最低制限価格が変わっても、A県、B県で率が違った。しかしそれは違法性はないんだと、自治体の考え方でいいんだということをちゃんと許してますよね。

だから、最低制限価格でしか張りつかない、そこで手抜きをされる心配がある。ああ、これはもう自治法の精神にもとる、最低制限価格はそういう心配がないところで決めるとなっているんですから。ちょっと問題が出てきた。監視強化が出た。とてもじゃないけれども、責任持てる体制じゃないよ。どうしようか、今のままじゃ県民に説明できるお金の支出じゃないよな。じゃ、納得してもらえだけの体制組んでしっかり確保しようとか。もういいと、責任は持たないぞと、やりっ放しでやれ、これなくすか。2つに1つじゃないと中途半端過ぎると僕は思うんですけど、率直にどうですか、これで責任持てますか、今やっていることに。僕は余りにもいいかげん過ぎると思うんです。県民喜んでますよ、2割も安くできだしたと。あっぱれあっぱれと、頑張れ頑張れと喜んでる。まさか子供が使うときにこの道路が壊れるとは思わなかった。橋が落ちる可能性があるとは思わなかった。しかもそんなお金を裏で使ってい

るとは思わなかった。どうしたことなのと怒りますよ。そういう予算なんですよ、これは。だから、僕らはこれを通過させるか、断るか判断困りますよ。ここでしっかりそれに対しての説明を果たしてもらわないと。

○原川農村計画課長 できた施設の品質をしっかりと確保するという意味で、引き続き県としても責任を果たしていかなきゃいけないと思っております。そのために、ある一定の要件に該当する——今は価格がほとんど決まっております。そういう工事につきましては、引き続き県が、今、機構のほうでも公共事業の経験も豊かな技術力ある人が8名おりますので、その方を使った形で県としての責任も果たしていかなきゃいけないというふうに思っています。

ただ、今、委員からいろいろ御指摘あったように、その能力のある方をどういうふうに使って、どういうふうなチェックの仕方をすればより効果が上がるのかというところは、我々自身でどうするかとは言えませんが、公共三部の中でそういう問題意識を持って、より効果が上がるようにこの予算が使えるように考えていかなきゃいけないと思っております。

○坂口委員 今のは何ぼ詰めていってもここで説明できるものじゃないというのはわかっているから、これでよしますけど、そういう状態だということですね。監視体制の強化は余りにも中途半端だから、僕はここを充実される必要があると思うんですよ。責任を持つためにも。そのことを説明すればいいわけですよ。こういうことで必要だということ。

どういうことかということ、結果的に、報告、きのうも事後公表の検証結果の差しかえもありましたけど、不調、不落というのがたくさんあったじゃないですか。不調、不落なんていう

のは、今のように80%で入札してきて、そこで1円を競争している中で、ある工事に限って、すべての一般競争入札で来る何十社という業者全員がそれより2割高いところよりもまだ高くなってしまうと。これは業者が間違いじゃないと思うんです。県が予定価格を間違っていると思うんです。だからそんなことが起こる。まして不調なんていったら、そんなばかなことかわり合わんと、今、パイが少なくなって仕事がないから業者は苦しい言われたけど、そんな中で、嫌、こんなもの手出さないぞというのは、縦覧される設計図書を見たときに、こんないいかげんなことでやれるかよと、とんでもないぞということでだれも手を出さない。だから不調になってしまうか。不落になってしまうのは、そんなのに手を出してしまったと。これだけかかるわな、それ全部、あんたらが通常やるより2割以上高く入れてしまった——予定価格をちょっと超しているだけなんでしょうけど。現実的には、それだけ競争して仕事を奪い合う中で、予定価格まで上の値段を入れるということは、それがことごとく業者の責任じゃないと僕は思うんです。だって、県が予定価格を間違えていた事例というのはたくさん、これは認めないとしようがないわけですから。こういう間違いがあった、ああいう間違いがあったというのがちゃんと通知来ているでしょう。それを出して問題あるいは誤りを共有しようということで。各部がそれを持っているということは。そのトータルもちゃんと内部では把握されていると思うんです。

不調、不落が起こっている中で、結果的にはその工事はやっている。小手先を使ってやりますよね。ちょっと工夫を凝らして正しい設計にして予定価格を見直して再度やってみたり、

義務づけている配置予定技術者、現場代理人を条件を変えて持たせたりとか、ランクを2段階下まで入れさせるとか、そういう工夫をやっているけど、こういう問題が出てきたということは、小手先で逃げてはだめなわけですよね。何が問題だったんだ。

さっき切削オーバーレイの話をして、切削機がないかといって、こちらでないと言われたからいいけれども、今後舗装を打ちかえる必要が出てくる思うんですけど、県内にはあの機械は1台しかないんですよ。それをことごとく県内の最寄りの土木事務所からの距離でしか運搬費を見てないということ。こんなことをやっていると、それで覆ってしまうということですよ。落札者がですね。調査をして、一番近くにある機械をその期間中に運び込めるかどうかによって発注者側は積算をしていかなきゃならんわけですよね。船舶なんかはそうやっておられますよね。最寄りの港にないとき。そんなものが一つある。

それと、今度は明許繰越とかいろいろなものとか、特に農政あたりは工期の都合で夜間仕事をせざるを得ないことが前もってわかっている現場もあるでしょう。これだって通常の労務費とか歩掛かりを適用されているけど、あらかじめ施工時間を予測して、その施工時間、夜間作業させるなら夜間の労務単価、あるいは夜間のもろもろの必要な経費を見て発注しとかないと、今のような状況で、ただでさえこんな値段で工事ができるのかよ、手抜きせんかよという心配がある中に、まだ新たに設計漏れというものがたくさんあったり、解釈違いがあって、それ以上の金が見えるとしたら、まだまだそういう心配は本当は潜在してるんです。そこにたった8人体制ぐらいで1日しか行ってなくて満足して

いると。これは絶対満足しちゃいけない、品質確保はできてないと思うべきです。これは真剣に考えて、この方針をあくまでも貫くんなら、そういうことを起こす物理的な条件を排除してあげるか。それができなければ、しっかりした監視体制を何十人かかろうと早急に組むべきだと思うのですがね。その責任があると思うんです。部長もこれに対して三部で真剣に検討してほしいと思うんですけど、そういう必要性は感じられたと思うですよ。どんなですかね、部長。聞いておられて。

○後藤農政水産部長 今いろいろ御指摘ございました。確かに一般競争入札を導入した結果、品確をどういうふうに進めていくかということでのこの事業ができていますわけですけども、御指摘のように半端な体制で運営されて、しかも目的を達しないということであるならば、当初の目的に沿うような形の進め方が今後必要になってくるだろうと基本的に思います。

ただ、委員、御指摘のように、農政だけというお話ではなさそうでありますので、しばらくお時間をいただければと思います。

○坂口委員 本当なら県土整備部で言うべきことですけど、委員会がここのし、公共を持っておられるから今言ったんですけど。

とにかくそういう状況だったんです。一般競争入札への移行というのは何だったのかということ、官製談合を排除しようということだけだったんです。談合をなくそうと、迫られた具体的な理由というのは。官製談合は起こすにも起こせないし、あり得ない状況にはなれたんですけど、そのほかで、最も肝心な、いい品質のものをいい業者と契約をして、一番有利な価格で県民に寄与していこう、税金を使うのに最も県民のためになる支出の仕方を図ろうという前提

に、そのための一つに談合をなくそうというのがあるんです。だから、その大前提というのは、しっかりした品質のものを設計書どおりの仕事をさせて、一番安い業者に、しかもそれができることがあらかじめわかっている業者に契約者となってもらって工事を履行してもらおう。そこがないがしろになっているわけですよ。結果、業者は倒産をするわ、品質は確保できているかどうかわからないわ、いつ何が起こるかわからんわと。やるべきことはやれなくて、そのやるべきことを達成するためのたった一つの手段ですよ。公平に競争させようという。それだけは確かにしっかり確保できたと思うんですよ。しかし、それは自己防衛じゃないですか、我々がそんなことに巻き込まれるのを防ごうという。税金納めた人、使用した人、そんなのは二の次、三の次、枠の外だというのが今の実態です。これは物すごい反省を僕は促しますよ。責任を果たしてないです、行政は。自分らの保身を図ってます。20年先、30年先まで金を払い続けたり、安全だろうと思ってそこを使う人たち、できたから、後は標準的な維持管理費しか要らないだろうと思っていたら、突発的にぼんと、あるいは耐用年数が来る前に使えなくなりました。ひびが入りましたとなってですね。

何が今起こっているかということ、課長にこまでは言いたかないけど、例えば防眩工事なんていうのも一律85%下にしてる。これなんて会計検査院とけんかすれば一番説得しやすい工事ですよ。防眩工事が85%でできますか。原価割れ価格でしょう。建設業法の第19条の4に違反しているでしょう。こんなものでも理論武装できないんですか、検査院と。やっぱり怖くて85%以下にと。結果的に何が起こるかといえ、

全部85%で計算していったから、材料代から1円まで出ます。くじ引き回避できないです。ドンゴロスの何とか負債と僕は田舎で言うんですけど、1カ所ふさげばまた次から水が漏れる、こんな状況です。自分たちは安全なところにおいて、談合にはひっかからんぞ、それだけです。これは猛省を促します。遅くとも4月1日からのここに対しての改善は求めておきます、ここで。プロ集団ですから、専門家ですから、それができないわけがないですよ。以上で終わります。

○宮原委員長 坂口委員から十分意見は出たと思いますが、部長のほうからもありましたように、農政水産部だけではなくて公共三部にまたがることだと思いますが、ここでそういう提案がありましたので、品質の確保ということも重要だと思いますし、入札改革の中で県内の建設業が置かれている現状というのも大変厳しい。きちっとした方針が出ない中で、建設業を営まれている方にとっては非常に不安な中で仕事をやられながら、下手すると、受注されながらも倒産に追い込まれているという状況があるという話も聞いておりますので、そのあたりを公共三部の中で十分検討していただいて、坂口委員のほうから4月1日からということもありましたが、速やかに改革できるところは改革していただいて一つの方針を立てていただきますよう、お願いしておきたいと思います。

そういうことで、とりあえずよろしいでしょうか、坂口委員。

ほかにございませんか。

○野辺委員 2～3お尋ねします。332ページの県営ため池等整備事業、これはどういう整備をやるんでしょうか。ちょっと教えていただけませんか。

○矢方農村整備課長 ため池につきましては、緊急的に整備の必要な箇所ということで5カ年計画を立てておりまして、その中から計画的に整備に取りかかっているところがございます。

○野辺委員 災害が起こったための事業ということじゃないわけですね。起こり得る可能性があるということですか。

○矢方農村整備課長 災害が起きた場合につきましては、災害復旧ということで整備の方法がございます。このため池等整備事業で行っているため池につきましては、それぞれ市町村の中から緊急的に整備の必要な箇所ということでの計画に基づいたものから整備を進めているところがございます。

○野辺委員 1件当たり2,000万ぐらいかかっておるみたいですけど、しゅんせつの要望も結構あるんですが、これらは対象になるんですか。

○矢方農村整備課長 事業の中ではしゅんせつは対象になっておりません。ただ、県単事業の中でしゅんせつの部分を手当てしてはおりません。

○野辺委員 土砂が堆積して用を足してないという箇所を結構聞くんです。県内には相当あると思うんですが、畑かん事業とかでパイプライン引いて、こういうため池はだんだん少なくなっているんでしょうか。

○矢方農村整備課長 基本的には、水田地帯の場合は水利組合等で管理を続けていらっしゃる場所もありますが、都市部等につきましては、転用等で農地の面積が少なくなったり、国営かんがい排水が来たとか、そういった事情もございまして廃止される部分もございます。

○野辺委員 そういう場合、環境との問題ですが、水辺空間というか、いやしの水辺みたいな

感じでの事業というのはないんですか。

○原川農村計画課長 補助事業といたしまして、ため池を親水空間として整備する事業はございます。ただ、今、宮崎県では700ぐらいのため池がありまして、その中で老朽ため池も結構ございます。そういうため池が仮に台風とか来たときに決壊しないように、事前に補強・補修するというニーズが現段階では高いということで、制度としてはございますが、基本的には老朽ため池の補強・補修を中心に事業を実施しているということでございます。

○野辺委員 漏水とか、さっき言いました土砂が堆積しているという要望が結構多いんですが、県営ため池整備事業では事業費としてどれぐらいから上の事業になるんですか。

○矢方農村整備課長 県営事業の場合は、危険ため池で800万以上でございます。

○野辺委員 負担を見ると、ほとんど地元は10分の1か10分の0.5になっています。ただ、いろいろと相談を受けた中では、地元の負担が多くて、結局は断念したというのが結構あるんですよね。そこの事業費が少なかったためだと思うんですが、そういうのを救済というか、該当させる事業はないんですか。県営のため池整備の下の事業といたらどういう事業がありますか。

○矢方農村整備課長 国庫事業にのらない場合については、県単事業のため池の事業が、先ほど申し上げましたしゅんせつも含めてできるようにはなっております。

○野辺委員 332ページの上のほうの県営シラス対策事業で串間市第2秋山地区外2地区というのはどこでしょうか。

○矢方農村整備課長 秋山第3地区と灰ヶ野地区でございます。灰ヶ野地区は宮崎市でござい

ます。

失礼いたしました。3地区はすべて串間市でございます。第3秋山地区と上本城地区でございます。

○野辺委員 332ページの一番上の広域農道が、説明の中では、今後、県営基幹農道整備事業に変わると言われたんですが、その辺もう一回。

○矢方農村整備課長 広域農道が変わったわけではございませんで、以前、農免農道と言っておりました事業が、揮発油税が道路特定財源ということでございましたが、今度一般化されるということで、国のほうの事業制度が農免農道整備事業から基幹農道整備事業に変わったということでございます。

○野辺委員 広域農道はかなり延長が長いんですが、基幹農道整備事業というのは制約があるんでしょうか。

○矢方農村整備課長 延長の縛りはなくなりました。ただ、受益面積が50ヘクタール以上ということと車道幅員が4メートル以上というのが、以前の農免農道の事業の採択基準と同一でございます。

○松田委員 331ページ、県単土地改良事業の中で3点お伺いします。説明の1県単土地改良事業2億2,700万、長いことこの事業続いていると思うんですが、採択基準はどうなっているのかお教えいただきたいと思えます。

○矢方農村整備課長 採択基準は、受益面積が1ヘクタール以上、関係戸数が2戸以上ということでございます。

○松田委員 国庫補助のある事業もあったかと思うんですが、1ヘクタール以上で受益面積何ヘクタールまでの縛りというか、県単ですと何ヘクタールまでというのは明記されているんで

すか。

○**矢方農村整備課長** 基本的には国庫事業の下限値がございますので、上限は縛りはかけておりませんが、補助事業で救えない分を事業化したいと考えております。

国庫補助事業の部分が、かんがい排水事業で申しますと20ヘクタール以上ということになっておりますので、その未満ということになるかと思っております。

○**松田委員** 20町歩以下で2戸以上の該当区域ということでしょうか、今年度何地区ぐらいを想定していらっしゃるのでしょうか。

○**矢方農村整備課長** 97地区ほどを21年度にお願いいたしております。

○**松田委員** 後ほどその地区をお教えいただきたいと思っております。

最後になります。いつぐらいまで県単独土地改良事業というのが継続されるのか、めどはついておられるかお教えいただきたいと思っております。

○**矢方農村整備課長** 農業・農村整備事業につきましては、大きさとか地域の実情とかございますので、大きいところは国庫補助事業によりますし、その部分で救えない部分については県単事業で整備していくということであれば、終期は今のところ考えておりませんが、計画的な事業の執行に努めていきたいと思っております。

○**松田委員** 単独改良事業といいますと、圃場整備とか排水路の整備、暗渠といったようなことが主になるかと思うんですが、県内どこに行きましても大体圃場整備というのは進んでいるような感じがいたします。国庫補助、県単でどの程度までをめどにというのが出てないものなんでしょうか。

○**矢方農村整備課長** 圃場整備事業につきましても、県内の水田の整備率を見ても、20アール以上ぐらいで考えますと41%程度でございます。以前、10アール区画とか8アール区画でやられた耕地整備事業につきましては、7割とか8割ぐらいの整備率になっているのではなかろうかと推測いたしておりますが、条件が許せば、生産コストを下げられるためにも、担い手に集積するにしても、面の広がりを進めていくことが必要ではなかろうかと考えております。

○**長友委員** 初歩的なことで、議案第35号の市町村負担金についてですが、これは議案として上がってきておりますけれども、例年に比べて負担率が変化するということはあるんですか。

○**矢方農村整備課長** 基本的にはほぼ一緒でございますが、今回、改正して率の変更が生じたものにつきましては、5番目に掲げております経営体育成基盤整備事業におきまして、「100分の10以上100分の20以下」ということでございましたけど、「100分の1以上100分の20以下」に変更させていただいた1カ所がございます。

○**長友委員** これは変更もできるということですが、負担率を決めるときの法的な根拠、また今言われた経営体育成基盤整備事業、非常に幅がありますね、100分の1から100分の20以下ということで。どういう基準でこうなっているのでしょうか。

○**矢方農村整備課長** 法的な根拠につきましては、土地改良法あるいは地方財政法の規定によりまして、その事業で直接利益を受けるような市町村から負担金を徴収して、その事業の財源の一部に充てることができるということになっておりまして、事前に市町村長から、当該年度の事業に対して負担の同意を求めているという

ことでございます。

○長友委員 そのときに、100分の1以上100分の20以下となると幅があるので、取り組む市町村の財政状況とかいろんなことで、そこの話し合いでそのときによって変われるということですか。

○矢方農村整備課長 やる年度の事業の内容等もありますし、市町村の財政状況等もございますことから、それぞれの市町村の首長さんから意見を聴取して今回の議会に上程させていただいているということでございます。

○長友委員 本来、各自治体で行う事業というのは、県が行うということで負担をお願いしなくちゃいけないということになるかと思うんですけど、負担金の問題につきましては、今、知事と国のほうでいろいろ問題が起こったりしておるものですから、我々がこれを採決して、市町村負担金これでいいですよという判断を下すときに——市町村との話し合いは十分できた上で提案されていると思うんですけども、できるだけ根拠がはっきりしておったほうがいいなということでお尋ねしたという状況でございます。

これで市町村は納得をされているわけですね。

○矢方農村整備課長 そういうことで首長さんからは同意を得ておりますから、今回、議会のほうに上程させていただいたところでございます。

○満行委員 農村計画課、小水力発電、私も質問させていただきました。期待をしておりますので、成果が上がるようによろしく願い申し上げます。

323ページ、農業振興費、農業振興地域整備促進事業、この事業の概要についてお伺いしま

す。国の補助なのか交付金なのか、そのあたりも含めてお願いいたします。

○原川農村計画課長 農業振興地域整備促進事業につきましては国からの委託事業でございます。都市計画法上の市街化区域、もう一方で農振法上の区域がございます。都市計画法は国土交通省、農振法は農林省がやっております。その線引きの調整が国同士で必要だということでこの調査がございまして、実際の調査が県のほうに委託されているということでございます。

○満行委員 委託事業ということは、契約書を作成する、そして県は県の実績調書も作成をしないといけないと。事務的には書類を作成して保存ということになるわけですね。

○原川農村計画課長 国と委託契約を結びます。当然、成果品についても国に報告するとともに県のほうでも保存しておりまして、県の中でもその成果を各市町村の都市計画法と農振法の線引きの調整に使わせていただいております。

○満行委員 この予算、16万で委託契約をしないといけないのかという問題提起をしたいんです。16万円のためになんかの書類をつくらないといけない現状はあるだろうと思いますが、無駄ゼロじゃないんですけれども、こういうのは交付金でも交付税でも移行できないのかなと、これがなければ都道府県は国が期待する事業はしないよということにはならないと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

○原川農村計画課長 委託契約を結ぶという事務手続はございます。この事業の内容につきましては、先ほど申しましたとおり、市街化区域と農業振興地域の線引きの調整ということで、それが国の機関同士行われると。そういうこと

で国が必要だということで県に委託をお願いされていると。実際県においても、これは各市町村の線引きの調整に有効に活用できますので、これはむしろ県にとっても有効な事業ではないかと思っております。

○満行委員 325ページに農地調整費、4標準小作料改訂事業というのがありますけれども、これも国の委託でしょうか。

○原川農村計画課長 これは国の委託じゃなくて、国費100%の事業でございます。

○満行委員 これは補助事業ということですか。

○原川農村計画課長 そうでございます。

○満行委員 4万3,000円のために、1億だろうと10億だろうと同じ書類はそろえないといけないと。当然これは保存も期限も切られているわけで、それなりに扱いもしないといけないので、これを申請をしないといけないのか。4万3,000円を県単でやれば、それだけ事務手間も省けるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○原川農村計画課長 これについても国の事業でございますけれども、県から申請してやっております。標準小作料につきましては、農地法に基づいて標準小作料を設定しなきゃいけないということで、各農業委員会が3年に1回見直しをやっています。それに対する事務経費でございます。現在、農地法の改正が議論されております。その中で公的に決める標準小作料を廃止しまして、実勢の借地料を広く情報提供できるようなシステムに変えるということで改正が議論されておりますので、この予算の執行については、当面、その結果が見えるまで保留したいと思っております。

○満行委員 事業は実施してもちろんいいんで

すけれども、補助金ということは、国に対して補助申請をして、実績報告をつくって、完了の報告書をつくって保存するという、すごい手間がかかるわけですよ、4万3,000円のために。補助金を申請しなければ、自前でやればそこまで煩雑な手続も不要だと思うんです。とりわけこれが法律に基づくものであればこそ、しっかりやらないといけないことはわかっているわけで、申請をしないとこの事業ができないということではないかと思うんですけれども、国からやってくださいと言われて申請をしているというのも自治体にはいっぱいありますよね。そういう部類なのかなという思いがあって聞いているところです。

○原川農村計画課長 少額の国からの補助金でございますが、これは100%ということで、仮に国の補助金がなくても3年に1回改訂を行わなきゃいけない農業委員会が存在します。それについてはかなり公的な価格ということで、県のほうもいろいろ事務的な指導をやっております。仮にこの事業がなくても県はやらなきゃいけない。今、地方分権でいろいろ議論されておりますけれども、現時点では100%いただけるということで、県としても財政面でもいいことだろうということで使わせていただいております。

○満行委員 ぜひ見直しの方向でですね、煩雑なことは、大変ですから、皆さん方の職場もですね。書類が山積みになっている現状だろうし。きょうは予算なのでもうあれですけども、本当は19年度実績とか20年度実績の帳票を見たいんです。たかだか4万3,000円けれども同じ書類がないといけないわけで、大変だろうと思います。ぜひ来年以降、見直しも含めて検討いただければありがたいなと思っていま

す。以上です。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようですが、先ほど331ページの県単土地改良、松田委員のほうから97地区の事業箇所をとということでありましたが、出せますか、後ほど構いませんが。

○矢方農村整備課長 後ほど提出させていただきたいと存じます。

○宮原委員長 要望ですので、よろしく願いをします。

それでは、ないようですので、農村計画課、農村整備課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

これより、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を行います。水産政策課から順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は、2課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の335ページをお開きください。水産政策課の当初予算額は、一般会計で16億3,071万2,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で2億700万円、合計で18億3,771万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

337ページをお開きください。初めに、中段（事項）漁業基本対策費の説明欄2の離島漁業再生支援交付金事業1,935万5,000円についてでございます。この事業は、農業の中山間地域直

接支払制度の水産業版と言えるもので、本県では延岡市島野浦島の漁村集落が対象となっております。離島集落の維持及び離島漁業の再生を図るため、離島集落が行う植樹、魚つき林の整備、海岸・海底清掃などの漁場の生産力向上に関する取り組みや低未利用資源の活用など、創意工夫を生かした新たな取り組みなどを支援するものでございます。

次に、（事項）水産金融対策費の説明欄1の漁業近代化資金利子補給金1億940万9,000円についてでございます。この事業は、基幹漁業の振興、担い手の確保等本県が推進する重要施策を資金面から支援する漁業近代化資金貸付のための利子補給金でございます。

次に、338ページをお開きください。一番下の（事項）水産物流通加工対策費の説明欄3、次のページになりますが、「みやざきの魚」販売力強化・情報発信事業934万9,000円についてでございます。この事業は、本県水産物の付加価値向上と販路拡大を図るため、消費者評価の検証に基づくブランド認証品等の効率的な販売方法の検討及び効果的な情報発信への取り組みを支援するものでございます。

その下の説明欄4の魚価確保のための新しい流通づくり推進事業518万4,000円についてでございますが、この事業については、後ほど別の資料で御説明いたします。

次に、（事項）地域漁業経営改革対策費1,404万円についてでございます。地域漁業の活性化を図るため、地域の漁協、意欲ある担い手グループ等が相互に連携し、地域漁業全体として行う新たな操業・生産体制の導入による収益性の向上や経営の規模拡大に向けた取り組みを支援するものです。

次に、340ページをお開きください。一番上

の（事項）漁業取締監督費 4 億1,791万1,000円についてでございます。まず、説明欄 3 の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金 2 億8,000万円でございます。この事業は、財団法人宮崎県内水面振興センターに運転資金として無利子の短期貸付を行うものでございます。なお、同センターの財務状況等が改善してきていることから、昨年度より3,000万円減額してお願いしております。

次に、4 の密漁防止体制強化対策事業9,021万7,000円についてでございます。この事業は、内水面の秩序維持や流通の適正化を図るため、県が行うシラスウナギの密漁取り締まりの補助的業務及び「うなぎ稚魚の取り扱いに関する条例」に基づく立入検査等の補助的業務を内水面振興センターに委託するとともに、センターがみずから行う内水面秩序維持に関する取り組みを支援するものでございます。

次に、（事項）水産業試験費 1 億4,068万3,000円についてでございます。これは、水産試験場の本場及び小林分場の試験研究に関する経費でございます。水産資源の持続的利用や消費者ニーズに合った安全・安心な水産物を供給するため、資源の効率的な利用技術、種苗生産技術、藻場造成技術及び鮮度保持技術など29の課題に取り組みたいと考えております。

次に、342ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計 2 億700万円についてでございます。この特別会計につきましては議案第11号として提出させていただいておりますが、このページで説明させていただきます。

沿岸漁業改善資金特別会計は、沿岸漁業改善資金助成法の規定に基づき昭和54年に設置したものでございます。この資金は、沿岸漁業従事者等に対しまして、経営等改善資金、生活改善

資金及び青年漁業者等養成確保資金を無利子で貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は 2 億600万円をお願いしております。

次に、新規事業について御説明いたします。

お手元の主な重点事業等説明資料の32ページをお開きください。魚価確保のための新しい流通づくり推進事業について御説明いたします。

右の図をごらんください。まず、漁業の現状でございますが、魚価の低迷、燃油価格高が続く中、魚価にコスト上昇が反映していないなど、漁業を取り巻く情勢は依然として厳しいものとなっております。そこで、資料に記載しておりますように、産地と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築を図り、漁業者の所得を確保したいと考えております。

右側の事業の内容でございますが、1 の調査検討事業では、漁連などで構成する魚価確保対策調査検討協議会を設置し、専門家のアドバイスを受けながら新たな販売モデルを検討・決定し、2 の実証事業において、1 で決定された新たな販売モデルの実証試験を実施します。また、1 の調査検討事業では実証試験の評価と改善策の検討も行うこととしており、モデルケースの実証と評価及びこれらを踏まえた改善を繰り返すことにより、新たな販路確立を図ることとしております。なお、新たな販売モデルといたしましては、県漁連または漁協が実施する直接販売、漁協間の連携による安定的な供給体制をもととした販路開拓、加工業者との連携による付加価値向上や販路開拓などを想定しております。

左のページの 2 事業の概要をごらんください。予算額は518万4,000円をお願いしております。事業期間は 3 年間で、補助率は、調査検討事業、実証事業ともに 3 分の 1 です。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の6ページをお開きください。上から2つ目の枠の水産政策課のところに掲げてございますが、平成21年度漁業近代化資金利子補給外4件について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

歳出予算説明資料の338ページの「みやぎきの魚」販売力強化・情報発信事業のところで、私、「934万4,000円」と申し上げなければいけないところを「934万9,000円」と申し上げてしまったようでございますので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○那須漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

お手元の平成21年度歳出予算説明資料の343ページをお開きください。漁港漁場整備課の平成21年度の当初予算額は、一般会計で39億6,852万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

345ページをお開きください。下から2つ目の(事項)漁場保全対策費の471万8,000円でございます。これは、漁場環境に影響を及ぼす水質汚濁などを監視し漁場環境の保全を図るほか、改善事業でございます4の養殖安全ランクアップ事業では、持続的な養殖生産と安全な養殖魚の供給を図るため、養殖漁場の実態調査や生産管理状況調査の実施、漁協が行う環境モニタリングの指導を行うとともに、養殖魚の魚病蔓延防止や医薬品適正使用に関する巡回指導の実施などを行うものでございます。

次に、346ページをお開きください。(事

項)内水面漁業振興対策費の6,618万6,000円でございます。これは、内水面における漁業資源の維持を図るため、アユやウナギ、ヤマメ等の稚魚の放流を行うほか、改善事業であります2の健全な内水面域づくり実践事業では、内水面域の持つ漁業生産力や多面的機能を十分発揮させるため、内水面資源や生態系の維持回復に係る啓発普及や、新規技術を導入した外来魚駆除等の実践活動を支援するとともに、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止のための指導・監視対策や、発生時の回収処理等の迅速な対応を図るものでございます。

次に、(事項)栽培漁業定着化促進事業費の1億466万5,000円でございます。これは、「つくり育て、管理する漁業」を推進するため、財団法人宮崎県水産振興協会において、マダイ、ヒラメ、カサゴ等の種苗生産や放流を実施するほか、藻場の回復試験のための事業を実施するものであります。

なお、新規事業でございます5のカワハギ量産化技術開発事業につきましては、重点事業といたしまして後ほど別資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費の2億6,357万3,000円でございます。347ページをごらんください。これは、ロケット実験に伴う影響緩和のための漁業用施設整備に対して助成するもので、昭和21年度は南郷地区の水揚げ荷さばき施設整備などを予定しております。

次に、下から2つ目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費でございます。これも後ほど別資料で御説明いたします。

次に、348ページをお開きください。2つ目の(事項)県単漁港維持管理費の1億2,283

万3,000円でございます。これは、漁港区域内施設の維持補修や航路、泊地のしゅんせつを行い、漁港施設の機能回復を図るものでございます。

次に、349ページをごらんください。（事項）水産基盤（漁港）整備事業費でございますが、これも後ほど別資料で御説明いたします。

次に、350ページをお開きください。（事項）公共海岸保全漁港事業費の1億3,850万円でございます。これは、津波や高潮等から漁港区域内の海岸を防護し、国土の保全と背後地住民の民生の安定や財産の保全を図るもので、平成21年度は、土々呂漁港外4港において護岸や陸閘等の海岸保全施設の整備や耐震調査などを行うものでございます。

次に、一番下の（事項）漁港災害復旧事業費の1億7,422万8,000円と、次のページの（事項）水産施設災害復旧事業費の6,859万4,000円でございます。これらは台風等で災害が発生した際の調査費や復旧工事費に要する経費をそれぞれ計上させていただいております。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、平成21年度の新規・重点事業について御説明いたします。

別冊の「平成21年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の34、35ページの見開きをお開きください。カワハギ量産化技術開発事業でございます。

35ページの資料で御説明いたします。まず、県内海面養殖業の現状でございますが、ブリ、カンパチを中心に生産されておりました、近年、カンパチでも単価がキロ当たり700円台と総じて安く、養殖経営は厳しい状況にございます。そこで、今回取り上げましたカワハギで

ございますが、単価がキロ当たり2,500円前後と高く、カンパチなどでは商品サイズになるのに2年程度かかりますけれども、やや小さいながら1年で300グラム前後の商品サイズに成長するという特徴がございます。しかし、その稚魚は天然種苗に現在依存しておりまして、本格的な養殖生産に結びついていないのが現状でございます。水産試験場では、平成18年からカワハギの種苗生産技術開発に取り組みまして、数百尾程度の生産に成功し、一定の基礎知見を得ることができております。しかし、カワハギの卵は、マダイやヒラメ等の浮上する卵と異なりまして、砂地などに付着して産みつけられます。また、ふ化した稚魚の口が小さいために新たな小型生物餌料の生産技術導入が必要で、量産化への新たな課題がございました。

そこで今回、右に示しました3点について、カワハギ量産化技術を開発しようと考えております。まず、一番上の高品質卵量産化技術開発でございます。大量の受精卵を安定的に確保するための親魚養成技術の開発、及び高いふ化率で品質の高い受精卵を確保するための技術開発を行います。

次に、種苗量産化技術開発でございますが、小型生物餌料の生産技術を導入し、その餌料を用いた量産化技術の開発を行います。すべての魚種で言えることですが、ここが一番のポイントとなります。カワハギ養殖の大量生産時の初期減耗防止技術の開発に全力を集中したいと思っております。

次に、ある一定の数量が生産できたら、養殖魚としての種苗性の評価を行います。これは一般的な養殖飼育と同じように海上生けすでの飼育を行い、病気の発生、成長・形態異常等の確認を行うものでございます。

期待される効果でございますが、安定的な種苗の供給が可能となれば県内養殖業の振興につながります。また、ほかの魚種との混合養殖を行うことで経営の多角化が図られまして、こぼれたえさや生けすの付着生物を食べるというカワハギの特徴から、養殖環境の向上にもつながるものではないかと考えております。

なお、前後しますけれども、隣の34ページに示しておりますように、予算額は1,200万円、事業期間は平成21～25年度の5年間、事業主体は県でございますが、熊野江にございます県水産振興協会に委託し実施する予定でございます。

続きまして、36、37ページに移ります。水産基盤整備事業でございます。

37ページの資料で御説明いたします。まず、左の漁港整備事業でございます。1つ目の安全と機能性の高い漁港整備では、漁業者の財産保全、港内の静穏度確保のために防波堤や岸壁等の整備を行うほか、既存施設の長寿命化では、老朽化施設の更新コスト平準化や縮減を図るために、漁港施設の機能保全計画策定や機能保全工事を行います。また、働きやすい漁港づくりでは、高齢漁業者や女性漁業従事者の作業負担軽減のために、浮き桟橋や暴風さく等の整備を行うとともに、次の快適な漁村生活環境の創出では、緑地広場や漁業集落排水施設等の整備を行うものでございます。

次に、右の漁場整備事業でございます。1つ目の効率的な漁場の整備では、安定的な漁獲や燃油等のコスト削減を図るため、高層魚礁や浮き魚礁を用いた漁場整備を行うほか、基礎生産力の向上のための漁場整備では、えさ環境の向上や資源の増大を図るため、マウンド型魚礁による増殖場整備を行うこととしております。

具体的には、36ページに戻りまして、2の(4)事業内容にありますように、①の地域水産物供給基盤整備事業では、地域の水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、都井漁港外1漁港において防波堤や岸壁等の整備を行うこととしております。

また、②の広域水産物供給基盤整備事業では、広域的に水産物の生産及び流通の拠点整備を図るため、日向灘地区におきましてカツオ、マグロ等を対象とした魚礁の設置、また、川南漁港外6漁港におきまして防波堤や岸壁等の整備を行うこととしております。

さらに、③の水産物供給基盤機能保全事業では、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化を図るため、北浦漁港外5港におきまして漁港施設整備のための調査や整備を行うこととしております。

そのほか、④の漁港環境整備統合事業、⑤の漁村再生交付金事業、⑥の漁業集落環境整備事業、⑦の港整備交付金事業の事業により漁港施設の整備を行うこととしております。

なお、2の(1)に示しておりますが、平成21年度の予算額は、これらの7つの事業を合わせて27億1,830万円をお願いしております。

最後に、議案第35号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

委員会資料の9ページをごらんください。漁港漁場整備課分は、下の表にありますように、水産基盤整備事業と海岸保全漁港事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することにつきまして、地方財政法第27条第2項等の規定により議会の議決に付するものでございます。この負担金の設定に当たりましては、あらかじめ対象となる市や町の意見を聞き、その結

果、異論がないとの回答を得たものでございます。なお、負担金の割合は、両事業とも事業費の10分の1としております。

それから、先ほど種子島事業で間違えまして、平成21年を「昭和」と言いました。あわせて訂正いたしておきます。

漁港漁場整備課は以上でございます。失礼いたしました。

○宮原委員長 説明が終了しましたが、12時でするので、質疑は午後を受けさせていただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後12時0分休憩

午後1時0分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

水産政策課、漁港漁場整備課の説明が終わったところでありますから、委員の皆様からの質疑を受けたいと思っております。

○外山委員 2点聞きたいんですが、1点は、水産政策課、338ページの水産物流通加工対策費に関して、魚の需要が低迷しておるし、価格が上がってこない。一番大きな原因は、魚離れというか魚に人気が出てこないというところが非常に大きいと思うんです。魚の嗜好を上げていくには、学校給食で魚を子供たちに食べてもらう、そういうところから入っていくのが一番大きいと思うんですが、給食の現場で、「宮崎は水産県で魚がいっぱいあるから、何で使わないか」という話をしますと、外国から入ってくるものは大体カットしてすぐぱっと調理ができる切り身なんかになっておるが、宮崎県の魚を使おうと思えば、丸のまままで仕入れて給食の現場で調理をしなくちゃいけない。ところが、給食の現場も人件費その他でそういうところまで

はなかなか手が回らないですね。だから加工した魚が入るようになれば相当使えると。

ですから、宮崎の魚の需要を上げていくためには学校給食に使う。そのためには、県内の漁連あたりが加工場を持って魚を3枚におろすなり切り身にして納品できるような体制。調べてみると、鹿児島、長崎あたりが、漁連が中心になってそういう加工場を持ってね。ですから学校で使う給食用の魚は相当宮崎なんかよりも多いんですね。そういうところに目をつけて、加工した切り身が流通する。そうなれば、一般家庭の主婦なんかも、今、丸のまま買ってきて調理を自分ところとするというのは、ある程度年配の方はしますが、若い人はほとんど、出刃包丁も刺身包丁も多分ないでしょう。まな板までないという家もあるようですからね。そここのところに切り込んでいくというかね。民間では宮崎県の場合そういう動きはないんです、残念ながらね。門川の業者1社だけ、魚のミンチをつくって少しやっておるところはあるようですが、ほとんどの民間でも魚を加工するという意識がないというか、そういう業者がない。そここのところを何とかできんものかなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○桑原水産政策課長 この問題に関しましては、以前、委員のほうから、学校給食と県産水産物消費拡大という観点から調べてみてはどうかという御助言をいただいて、その後、関係市町、漁協、女性部、栄養教諭の方々とも意見交換もしながら、本県におけるどういう課題があるのかということについて調べているところでございます。

その中で、今委員からおっしゃったような問題は確かにあるわけございまして、まず、さばくほうに関しましては、学校の調理場ではさ

ばくような行為はしていないようでございまして、骨を除去するとか内臓等をきれいに除いておくとか、すべて加工した上で持ち込んで、基本的には包丁等でさばくことなしに、加熱したり味つけをする直前の段階まで処理して持ち込むと、衛生上の観点からそうしているということでございました。

そのために、今委員のおっしゃったような前処理ということが必要になるわけでございます。前処理ということに関しまして、今現在行っている漁協もありますし、民間の業者もあるようでございます。漁協でやっている場合は、直販レストランがあるところとか、一定の加工処理施設を持っているような漁協では一部取り組まれておりまして、地元の魚を仲買から買って、地元の魚屋さんがある程度さばいて処理をして学校におろしているといったケース、こういった形で取り組まれているようでございます。現時点そこでとどまっているケースというのは、処理のために相当手間がかかる作業でございますし、学校給食の魚といいますとおかげの単価自体が定まっております。本県の場合のみならずと思いますけれども、漁獲する時期と好・不漁の問題があって、保存しておく冷蔵庫、冷凍庫等の施設が必要であるとかいった課題が幾つかあったようでございます。

課題はすぐわかるわけでございますが、解決ということになると、対応策を考えていかなければいけないわけでございますが、そのことにつきましては、課題の抽出自体は大分できたわけでございますので、再度関係者とも話をしながら、対応策があればいいんですけれども、少なくとも現状をまとめた上で現場に知らしめていきたいと考えております。

○外山委員 魚普及という意味では大事なとこ

だと思えますから、今言われたようなことを関係の皆さん方頭に置いて、漁業関係者、学校関係者、常に協議をしてもらうように要請をしておきます。

ついでだからちょっと言うておきます。総括の範囲に入りますが、農産物も同じなんですよ。これも学校現場に聞くと、カットして、できたら2次加工までしたものを入れてもらえば相当使えると。宮崎県は地産地消を言っておるけど、学校現場ではもっと使っておるかと思ったら、全国で13位ぐらいですね。宮崎は大生産県でありながら10番にも入らないぐらいの学校現場の使用ということは、納品体制が欠けておるということで、農政サイドの方もぜひ頭に置いて前向きに検討していただきたいと思えます。

○八反田消費安全企画監 学校給食についてですけれども、魚については従前から、メヒカリ、アユ、チリメン等が活用されています。つい最近の動きといたしまして、学校給食会のほうでマグロメンチカツという新しいメニューを開発いたしまして、3月16日、今度の月曜日に学校給食会の交流会で学校に行きまして、そこでPRをするということになっております。

○外山委員 次に、340ページの試験研究費に関連してちょっとお尋ねをしたいんですが、つくる漁業という方向に漁業もシフトしてこざるを得ない、そういうふうになってきておりますね。そこで、この前も坂口委員がちょっと話に出されました、高付加価値の魚類、例えばイセエビとかアワビ、ウナギ、こういうものをいかに養殖できるかというところに入っていく必要があると思うんです。アワビについてはもうありますよね。宮崎県やっとするのかな。ところが、大きくなるまでが難しくて、このくらいま

ではできるけど、大きいやつはなかなか難しいと。いろんな条件があるんでしょう。イセエビも、この前、三重の水産試験場に行きまして現物を見てきました。ところが、ふ化まではして、ちょっと小さいんですが、これが大きくなるところの技術がなかなか難しいという話をしておりました。それから、宮崎県にとって大きなのはウナギのシラス、稚魚ですね。これが宮崎でふ化して育てることができれば物すごい財産になると思うんです。ウナギのいろんな問題が一举に解決しましたらね。ウナギの試験は水産試験場ですか、それとも小林、担当はどっちでしょう。

○関屋水産試験場長 ウナギの人工種苗生産技術につきましては、国の独立行政法人の水産総合研究センターと静岡県が取り組んでおまして、数尾という単位では、養殖した親の卵を成熟させて、それから卵をとってふ化させて成魚まで育てることについては一応成功しておりますが、まだ本当にわずかな量にとどまっております、これが採算ベースに合うような段階に至るまでにはまだかなり時間がかかるのかなと。非常にハードルの高い課題でありますので、先生がおっしゃったように価値の高いものではあるんですけれども、1県で取り組むには難度の高い課題かなというふうに考えているところでございます。

○外山委員 難しいからまだ実現がしていないんでね。ということは宮崎県では全然やったこととはないということですか。

○関屋水産試験場長 下りウナギなど天然ウナギがどのような成熟度合いにあるかという調査はしておりますけれども、それから先については取り組んでおりません。

○外山委員 私は、困難なものであればあるほ

ど、それを追いかけていく姿勢が大事だと思うんですよね。だから、国がやればいいというものじゃない。三重県はちょっとやっておるといような話だったのですが。

○関屋水産試験場長 静岡県でございます。

○外山委員 宮崎はウナギ県だし、ぜひ本格的に取り組んでもらいたいです。そしてウナギの子供が生まれるのが南洋のほうの海だということであれば、宮崎県は立派な調査船がありますからね。今行っていないのかな、赤道直下まで前はカツオ、マグロの調査に行っておりました。あそこ辺まで行く船があるから、そういうのに研究者が乗って、何回でもウナギを追いかけて行って、そういう研究から入って、生態を調べて何とかこれを物にしようという——ここにも若い職員の方がおられるから、だれかそういう夢を追いかけてみたいなというそういう人材をぜひ出してほしいと思うんですよ。できないじゃなくて、日本で一番先に宮崎県が実現する、そういう意欲と夢を持ってウナギの研究にも取り組んでほしいんですが。

○関屋水産試験場長 せんだって国のほうで、さっきお話がありましたように、産卵前後の成体を捕獲したわけですけども、これについても莫大な経費をかけて調査研究なされているわけです。今、国が力を入れて取り組んでおりますので、その研究の推移を見守りながら、それを県で取り組むかどうかについてはまた研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いたします。

○外山委員 費用のことはあるにしても、宮崎県の中でできる研究はあると思うんですよ。川に行けばいっぱいおるわけだから。それから調査船に乗ってウナギを追いかけていくとか、ぜひこれは要望しておきます。テーマとして、

ずっと私も議員でおる間は言っていきますから、お願いいたします。

○関屋水産試験場長 私ども非常に関心を高く持っておるわけですが、国における研究の進展も今のような状況でございますので、その辺の情報を収集しながら研究してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○坂口委員 今、ホルモン注射をやって産卵、ふ化まで成功したですよ。白鳳丸が懸命になって国を挙げてやっているのがプランクトン調査、餌料調査思うんです、究極の目的というのは、もちろん全体生態系だけ。親ウナギまでホルモン処理で産卵させたのをふ化させて成鰻までいったというのは、実際そこまでいったウナギはいるんだったですかね。僕はいないと思ってたら。

○関屋水産試験場長 詳細には覚えておりませんが、まだ量的には多くありませんけれども、成鰻までいったという情報を得ております。

○坂口委員 僕の認識違いかな。今一番進んでいるのは、この前の親ウナギ数尾ですよ。それと、前のほうでは生後3日目のシラスを何百匹か一遍に捕獲したことがあるんですよ。それが画期的な1回目だったんですよ。マリアナ海溝で3日以内というのを黒潮の速さ等で特定、それで証明づけられた。画期的だと言われたのが、腸内容物、最初のえさが何か。そこでプランクトンが特定できなかつたというところまで、卵に近いほうはですね。その後の記録は、人工給餌をしたやつは40日前後、それは更新されたかもわからないけど、その時点でのえさがマリアナ海溝で産卵するサメの卵の乾燥粉末だったと思うんです。その後進んでいるということですか。

○那須漁港漁場整備課長 私、養殖研に行つて

現物を見ました。そのとき研究者の方から見せていただいたのは、これくらいの大きさのやつで、これが育つたやつですということで、数尾が水槽の中におりました。ですから、今委員がおっしゃいましたように、通常のマダイとかヒラメとかのじゃなくて、粉末ですね。ちょっと細かい話ですけど、レプトケパルスというのは口とは全然違うんです。歯みたいなのが出ているんです。プランクトンの小さいのを食べるんじゃないで、食いちぎるような習性。海底の深いところにおるから、プランクトンとかじゃなくて、そういう食性が少しずつ解明されて、ヒラメとかマダイの餌料系列の延長上じゃなくて、全く新しい形での種苗生産だというふうに聞いております。私たち種苗生産に携わった人間からすれば、極めてすばらしい技術だと思っております。

○坂口委員 代替の栄養源によって、48日ぐらいのが更新されて5匹ぐらいまた新たにやっただらうなと思うんです。言われたように、レプトケパルスになる前に数日間は丸なんです。丸がレプトケパルスに変わって1カ月ぐらいしてつくわけですから、変わり目での歯が何を意味するか、そこに研究者は興味を持っていると思うんです。やっぱりプランクトンと思うんですよ。そこらで県の調査能力の限界、それと白鳳丸が今まで何十億投資してきてやっとなかということですよ。その役割分担というのは、もうちょっとしっかり説明が要るんじゃないかなと思ったですね。

それとか、水研機構だったですか、国の特別な事業で、成功したら返しなさいよ、だめだったらチャラにしてあげますよ。丸紅か何かのベンチャーに何億だか貸してえさを見つけさせえつけをやらせた。だから、そういうレベルだ

ということはやって、その中で今質疑されたことに対して、県はウナギの先進県としてどういふことをやっていこうというので。今の体制は僕も中途半端と思いますよ、宮崎のウナギに関してはですね。今のはちょっと僕もわからないことを聞いたんですけど、スイッチ切りかえておきます。

○松田委員 何点かお伺いいたします。

まず、337ページ、漁業基本対策費の中で離島漁業再生支援交付金事業、延岡市の島野浦島で特定で運用していただいて、ありがたく思っております。これは何年事業で、あと何年残っているのかお教えいただけますか。

○桑原水産政策課長 この事業は平成18年度から21年度までの実施でございます。

○松田委員 最終年度を迎えるんですが、この事業の対象となるのが、植樹であったり、魚つき林の整備、あとは海岸清掃と伺ったんですが、今、島野浦の地元で望んでいるのが、魚つき林へ行く進入路、道路がないということで希望が上がっております。魚つき林の整備という一環で、リヤカー道程度でいいという話なんですが、道路整備することは可能でしょうか。

○桑原水産政策課長 道路という言葉自体の定義は難しいところがあるんですけども、現在、委員御指摘のとおり、里道といいますか遊歩道に近いようなものを地元でつくられているところがございます。今おっしゃられた、いわゆるメインの道路といいますか、通常の主要幹線道路に接続していかどうかということでございますけれども、これは以前、もしかしたらお答えしたかもしれませんが、地元のほうから本当につけたいんだとか交差させたいんだという話があれば、私どものほうに言っていただければ、関係部署のほうにそのような話をつなぐ

というふうなことを考えておりますけれども、地元のほうからそこまで県のほうには上がってきてなかったような状況でございますので、その後特段の対応はしておりません。

○松田委員 地元のほうではまだ、どこに上げていいかがわからずに、地元の常会の中で話かとどまっている程度なんですけど、これが県の事業、あるいは公共の事業でできるのであれば、土地を提供してでも早く道をつけたいといった声も聞いておりますので、声が集約できるように私も地元で諮りますが、声が上がってきたときには対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○桑原水産政策課長 道路関係の規制がよくわからない部分がございますので、話をまずお伺ひした上で、関係部署のほうに、この事業を使ったそのような話があるということを伝えてまいりたいと考えています。

○松田委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に参ります。339ページ、水産物流通加工対策費で、水産物のブランド化や消費拡大等に要する経費で、3「みやぎの魚」販売力強化・情報発信事業と、4の新規事業、魚価確保のための新しい流通づくり推進事業の違いがいまいちわからないんですが、お教えいただきたいと思ひます。

○桑原水産政策課長 まず、「みやぎの魚」販売力強化・情報発信事業でございますけれども、中身は、ブランドの認定とか、地産地消に近い部分、例えば地元の漁協が行う直販レストランとか、地元の魚のPRといった部分でございます。4の魚価確保のための新しい流通づくり推進事業と申しますのは、その域を少し超えまして、例えば大手の量販店、市内にも地元の

スーパーマーケットとチェーンがあるスーパーマーケットでございますけれども、そういうところを念頭に置いて新しい流通をモデル的に構築いたしまして、魚価確保、漁業者の所得確保を目指していこうという事業でございます。

○松田委員 「みやぎの魚」販売力強化のほうはプロモーション事業ととらえておられて、その中に流通も入っているのかと思ったら、流通のほうには力を入れずに、ブランドづくり、地産地消といったところが主力だったというわけですね。

○桑原水産政策課長 流通は念頭に置いておりましたけれども、県内に限って申しますと、今おっしゃったような比較的漁村に近い部分に焦点を置いて事業が実施されてきたという経緯がございます。

○松田委員 資料のほうで魚価確保のための新しい流通づくり推進事業、こちらの図を見ますと、一番右の事業の内容、まず調査検討事業ということが先に立ちます。その中で魚価確保対策調査検討協議会というのがメインだと説明の中で受けたようにとらえておられますが、この中心となるのが漁連さんということでした。漁連は今までこういったことを再三再四繰り返してきて、今からこういうことを受けても、どうい知恵が出るんだろうかといった声も聞こえてくるんですが、こちらの検討事業のメインの協議会は漁連メインでやっていくことは変わりないのでしょうか。

○桑原水産政策課長 漁連が中心になることは御理解のとおりでございますけれども、この中に、先ほど申し上げた流通とか小売業者さんとの関係におきまして、直接取引に関するアドバイザー的な経費でございますとか、また、県内の大手量販店さん等との関係、いろんな話し合

いの場の構築でございますとか、そのようなことも含めて行おうというふうに考えておりますので、漁連のみが単独で考えて実施するというわけではなく、ほかの有識者の方々の意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。

○松田委員 流通の部分で外せないのが直販の大手スーパー等々もありましようけれども、やはり宮崎県にとってみますと、大阪、それから築地の魚市場というのが外せないと思います。北浦あたりの漁連も独自に乗り込んでいって販路を開拓しているんですが、これから漁連、漁業者任せじゃなくて、県の担当者もますます市場のほうに売り込みをかけるという意気込みはありますでしょうか。

○桑原水産政策課長 直接的な民間部門での販売自体は、本来、漁業関係者の方が自主的な取り組み、みずからやらなければいけない問題というふうに思っておりますので、直接県職員が販売を行うといったようなことは考えておりませんが、この事業の中の県推進事務費のほうで県の旅費も見ていただいております、県のほうも先進地域の調査等行う中でいろんな助言はしてまいりたいと考えております。

○松田委員 県としてブランドづくりに今取り組んでいらっしゃるようですが、今までいろんなブランドをつくりましたよね。カンパチ、灘アジ、金鱧、サバといったもの、次から次に新しい魚のブランド化でうれしく思っているんですが、そういうブランドを宮崎県の職員が市場のほうに携えてプロモーションをかけるということはなさらないということですか。

○桑原水産政策課長 県の水産部局のほうといたしましては、直接というわけではございませんが、このような事業の活用を通じましたり、

知事の情報発信力等を通じましていろんな助力をしているところでございます。

○郡司農水産物ブランド対策監 プロモーションに関してはもちろん民間のことなんですけれども、農産物でも、県も一緒になってPRするというところで信頼感が生まれたりすることはありますので、漁業についても、課長が今おっしゃったように、トップセールスの場合とか、我々も一緒になって売り込みをするとかいう場面は、今後機会を見てチャレンジしていきたいと考えているところです。

○松田委員 東京で、宮崎県産ショップのKONNEを中心に宮崎県の農産物は大変知名度が高くなったんですが、海産物に関しますと、どうしても加工品しか置けないスポットなものですから、お隣の広島県と比べても宮崎県は海産県だというイメージがあんまり都民の方にはない認識をしております。そういった意味において、海産物に対しましてもプロモーションの一層の御努力いただきたい、このように思います。

次に参ります。346ページ、栽培漁業定着化促進事業の中で2つお伺いします。4の藻場回復支援事業、かなり長期にわたって藻場回復を図ってこられたんですが、私たちも去年、視察でウニの対策とかいろんなことを伺ってまいりました。実際、藻場の回復に回復支援事業はどれぐらい寄与しているのでしょうか。

○那須漁港漁場整備課長 今、委員おっしゃいますように、藻場の回復については本県も重点的に力を入れてやってきているつもりでございます。しかし、現実問題としては、藻場が昔ほどの回復が進んでいないのが現状でございます。今の段階では、まず現状を知ることをごを大きな柱にしておると、積極的に藻場をふ

やす方法としては、本県に昔からございますクロメとかホンダワラの仲間の種をとってそれを海に展開していくということで、基本的には藻が付きやすい藻場礁の開発を含めて取り組んでおるところでございます。

○松田委員 現状というお話がありましたが、地元では、藻場が育たないいろんな原因が取りざたされておりますが、県としては原因分析をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○関屋水産試験場長 藻場が減少する要因というのはいろんなことが考えられるんですけれども、私どもがずっと観察した中では、植食動物、つまりウニとかアイゴ、ブダイ、イスズミによる食害が大きいと考えております。最近、冬期の水温が高目に動いているわけなんですけれども、海草類というのは低いときに成長しますので、成長するタイミングに食害に遭うか遭わないかが非常に大きい問題だと思っております。そのうちウニにつきましては、今大分研究が進みまして、こういう構造物でこういうところに入ればかなり回復ができるということまである程度見えてきております。ただ、魚類については、大群で押し寄せてきて一気に食害を受けるものですから、それについてはなかなか対策が難しく、魚の生態的なもの、どういうところで食べられやすいのかとか、いつ魚群が来るのかとか、定置網があるところでは食べられにくいとか、湾奥の水温が低目に推移するところはある程度残るといようなこともございますので、生態、実態をよく観察して調べた上で、どういう方法が有効に対策がとれるのかを今検討しているところでございます。

○松田委員 ウニの対策につきましては、先年度、画期的な発明を水産試験場のほうで拝見したんですが、地元では、昔ながらの藻じゃなく

て、ワカメとか、今、北浦のほうでシーズンを迎えましたヒジキをかわりに使ったらどうかという声も聞かれるんですが、そういった取り組みというのは可能性ありますでしょうか。

○**関屋水産試験場長** 海況の変動というのが非常に大きいものでなかなか難しい点はございますけれども、ヒジキについてはいろいろな県の研究がなされておりますけれども、養殖という面では成功例もありますので、そういうところの技術も収集しまして、これが本県でどれだけ応用できるかということについては検討してまいりたいと思っております。

○**松田委員** 検討に値するということは、可能性としてはなきにしもあらずというか、そのようにお考えいただくというふうにとらえてよろしいですか。

○**関屋水産試験場長** 藻場の回復というのは非常に大事なことだと思っておりますので、どの種類に限られるということではございませんので、可能性があるものについては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**松田委員** 藻場に関連しまして魚礁ですね、こちら長い取り組みになるんですが、魚礁に大変多くの予算をつぎ込んでおります。結果としてはどのような成果が出ているのかお教えいただけますか。

○**那須漁港漁場整備課長** 魚礁につきましては、従来から海底に置く形のコンクリートとか高性能魚礁がございます。もう一つは浮き魚礁、カツオ、マグロを中心とした表面に置くやつと中層に置くやつ、大きく2つございますが、沿岸の魚礁につきましては、本県はどちらかという海岸線が単調ですので、そういった形での魚礁の効果というのは大きいし、それによって沿岸の一本釣り等の有効な漁場になって

いると思っております。それから沖合につきましては、カツオ、マグロ等のひき縄等に関しましては、今、浮き魚礁なしには漁業が成り立たないような状況になっておまして、漁業者からの希望もたくさん来ておりますし、本県沖合にあります浮き魚礁につきましても、順次更新してやっていこうと思っております。

○**松田委員** お教えいただきたいんですが、来年度は魚礁に対してどれぐらいの経費、予算を投下される御予定でしょうか。

○**那須漁港漁場整備課長** 6億1,400万、魚礁につき込む予定でおります。

○**松田委員** 来年度6億ということで、毎年6億ぐらいコンスタントに魚礁には予算がついているものでしょうか。

○**那須漁港漁場整備課長** 公共事業の全体の圧縮がございますけれども、それ以上の金額は予定しております。今までも実績としてございます。

○**松田委員** 長々魚礁について伺いましたが、県北では魚礁の成果が地元漁業関係者に見られないという不満といたしましよるか要望があるものですから、その辺また後ほど詳しくお伺いしたいと思います。県がこれだけ力を入れているということを地元で周知を図りたいと思いません。

次に参ります。カワハギの量産についてお伺いいたします。カワハギ量産化技術開発事業ということで、「カワハギが」という意外な思いがありました。私たち延岡ではバカという名前で、魚屋の店舗に並ぶような魚じゃなかったこのカワハギが大変高価で取引をされている。先ほど伺いましたら、キロ当たりカンパチ750円に対して3倍、4倍の2,500円という取引価格ということでびっくりしたんですが、カワハギに

着目をされたその理由をお教えいただけますか。

○那須漁港漁場整備課長 カワハギというのは、大体皆さん、海の魚の中でも姿が浮かぶもので、そういった面ではまず認知度が高いということ。それと昔はどこでもとれたんですが、今はどちらかというと希少価値があって、活魚として非常に生きがいいということと、昔は煮つけとかその他だったんですが、今はお刺身で食べられますし、活魚料理屋さんで特に胆の活きづくりが非常に珍重されるようになりまして、市場の規模が高まってきたということが大きなところでございます。

○松田委員 市場規模ということですが、関東、関西で嗜好も違うんですが、大きなマーケットどの辺になるんでしょうか。

○那須漁港漁場整備課長 マーケットというよりも、現場からの要望ということがまずございまして、今のところ私たちがつかんだ範囲では、天然種苗を入れておるんですが、出荷は活魚で各地に持っていつている。まとまった量がないものですから、関東、関西のほうに行くというほど大きなパイプはございませんけれども、県内の活魚屋さん等に出している量で、今のところ量的にも数トンレベルでの生産は養殖としてあるのではないかと考えております。

○松田委員 他県でカワハギの養殖の事例というのはあるんですか。

○那須漁港漁場整備課長 九州各県、天然種苗がとれるところでは長崎、熊本その他ございまして、種苗生産をどこも考えておるところがありまして、最近では愛媛県とか長崎県あたりがその研究に着目しておりますし、私たちもそこと情報交換しながら進めていこうと思っております。

○松田委員 たくさんの研究課題取り組んでおられるんですが、延岡の栽培漁業センターのほうでも以前、カサゴとかアカアマダイ、青島でしたかホヤもやっていたらっしゃいますよね。小林でキャビアのチョウザメとかモクズガニでしたか、今までたくさんの研究開発の取り組みを聞いているんですが、過去のそういった魚たち、研究課題の対象物の成果はどうなっているんですか。

○那須漁港漁場整備課長 委員、本当にたくさん御存じですけど、マダイとかヒラメにつきましては全国メニューでたくさんやっておりますし、本県でもやっております。これについてはその放流効果を漁業者も認識して、特にヒラメなんか希望が多うございます。宮崎県独自でといいますと、オオニベという大きな魚がいます。これは昭和60年代に取り組みましたが、現在、種苗の放流をやめております。何でかといいましたら、20トンぐらいとれてたのが、現在100トン近くとれて、要するに種苗を放流しなくても天然の再生産構造ができたのではないかということで、一定の成果が上がったということで、これは放流という栽培漁業の魚種としては、宮崎県が全国に誇っていい成果だと思っております。カサゴにつきましても、今その放流効果なりいろんなことを調査しておりますけれども、これも毎年30万尾ぐらいの放流で沿岸部に定着ができる魚種であろうと思っておりますので、それについても非常に漁業者の希望が高いので、それも今進めておるところでございます。

○松田委員 放流の成果が上がっていると聞いて、うれしく思いました。

少し路線変えるんですが、海産稚アユですね。県北では天然アユの漁獲が落ちていると、

その原因の一つに海産稚アユの漁獲というのがあるんですけども、宮崎県だけがそれをやっているというような——私もまだ情報を精査しているわけではないんですが、海産稚アユの状況がどうなっているのかお教えいただけますか。

○那須漁港漁場整備課長 本県、アユの養殖業も非常に盛んな県でございますから、その種苗としては、熊野江にございます県の振興協会とか民間の人工種苗と、今委員がおっしゃいましたように天然のアユもございますので、資源の有効活用を図るということで、特別に稚アユの採捕期間を限定しております。現在、2.5トン上限に特別に許可を出しておるという状況でございます。ことしの場合も、現在、海産稚アユは2.2トンほど採捕が報告されておりますので、2.5トンに達した段階で採捕は終了して、基本的には川に自然に遡上させて、特に延岡の五ヶ瀬川はアユの名産地ですので、天然の資源の増大にも十分な量が上るように配慮しながら、許可を出すといったことでバランスをとっているところでございます。

○松田委員 2.2トン上限ということでしたが、地元では以前から禁止をしてほしいという要望も都度都度上がっていたかと思いますが、そういった声は県はどうとらえていらっしゃるんですか。

○那須漁港漁場整備課長 アユ稚魚は大きな資源だと思っております。それを利用するにつかままして、本県の場合、アユは海で育てて川にまた戻ってくるということで、内水面の漁協からはとってくれるなという話がありますけど、海における稚魚、資源を有効利用させてくれということです。内水面の漁協の代表の方、稚アユを特別採捕でとられる方、それと養殖業者の

方、3者の需給調整の会議を開きまして、その中で3者の立場の違う意見を聞いた上で、調整を図りながら数量を定めているところでございます。

○松田委員 ウナギと同じくなかなか難しい部分があるんだという認識をいたしました。

カワハギに話を戻します。21年から25年までの事業期間があるんですけども、こういった目新しいものを、他県も情報を得て2匹目のドジョウをねらうということもあろうかと思えますので、いち早くこの栽培技術確立していただきまして、漁業者が喜ぶような新しい波になることを期待しておきます。

もう一つ、これは要望になるんですが、県北のことばかり申し上げますが、北浦、延岡、土々呂といった漁業者は、去年の夏以来の不漁に大変あえいでおります。ことしに入っても、正月明けの初漁で少し量が見られただけで、後は本当に低迷をしております。鹿児島県あたりでは豊漁であるのに対して、宮崎県はとれないのは潮目の関係かといったことで自分たちをいさめている状態なんです。なぜ魚がとれないのかということ聞いて答えは出ないと思うんですが、しかし、あえて聞きます。なぜ今不漁なんでしょうか。

○関屋水産試験場長 今のは主にまき網というふうにご覧になってよろしいでしょうか。

○松田委員 はい。

○関屋水産試験場長 まき網が今不漁な状況にあるというのは承知しております。20年の4月ごろも非常にとれなかったんですけども、このときには黒潮が接岸という状態が非常に長く続きました。そういうときには、来遊がないというようなところが一つございます。

それと、今、まき網について非常に関心を

持っているんですけれども、今、カタクチの群れが足摺あたりまではあるということはわかっているんですけれども、それが南下するかどうかというのが一つのかぎかなと思っていて、期待はしているんですけれども、今後の推移を見守らなきゃいけないということが一つございます。

もう一つ、南のほうでサバがある程度定置網に入っているということもあって、その群がいつ北上するのかなということも関心を持って見ているところです。

先ほどの魚礁の話に戻りますと、日向灘の沖合というのは非常に瀬礁が少なくてのっぺらぼうの海底地形を持っている。そこに近寄ってきた回遊魚をいかに滞留させるかというのが非常に大きな課題になっております。滞留する場所をつくるというのも一つの大きな問題でありますのと、回遊している群がどのくらいのボリュームを持っているのかというのは非常に大きな問題です。特にサバについては卓越年級群といまして、毎年毎年同じように生産されるのではなくて、ある年に非常に大きな生産が起こる、そういうものを大事にとりながらいくというのが一つの手法でもあるわけです。そういう資源の動きには非常に関心を持って調査船がやっているわけですが、私どもが思うように宮崎県の沿岸に近寄ってくれないというところがございます。それについては早く来遊を望んでいるわけですが、そういう群の動きをこれからも情報収集しながら的確に伝えることができるようにしていきたいと思っております。

○松田委員 あえてお伺いしました。漁業関係者もありとあらゆることをして、神頼みまでして、それでも今の現状、昭和33年以来の不漁だ

ということで、次の盆の支払いができるかと悲嘆に暮れている状態なんです。

私が申し上げたいのは、どうしても県の存在が遠いと、足は結構漁協に運んでくれるんですが、貸付基金のことにしても何か人ごとのようだと、もっと親身になってという、ない物ねだりかもしれませんが、今、大変困窮している漁業者の立場に立って、より連携をとって対応していただきたい。そういう態度を県が示すだけでも、漁業関係者、大変活路を見出すのではなかろうかと思っております。要望して終わります。ありがとうございました。

○坂口委員 関連してですけど、一つは藻場関係です。今説明されたんですけど、魚の食害が大きいとか、磯焼けがきっかけで始まって回復できない。これまで指摘されて長年取り組んでますよね。食害に対してはアイゴにせよ、魚類にしてはシールド工法、物理的な方法をやったけど、これは日光不足でだめだったとか、かなり検証されてきてますよね。その中で、あくまでもクロメにこだわるんじゃないくて、海藻の種を変えていこうという方針は既に出されたですよ。そのほうがいいだろうということ。本来期待する藻を回復させるというのも同時に進められているわけだけど、違う藻に切りかえていこうと。じゃ、何にするのか。ホンダワラだオニダワラだクロメだヒジキだカジメだというので。これらは今言われたように水深とか水温の関係があるんですよ。だから、近場の藻、あるいは水深20メートル、30メートルの藻とか、これは分けて研究課題を整理していっとかんとおかしい思うんですよ、これだけ長く取り組んで。

そんな中で、さっき言われたようにシールド工法で物理的な工法は日光不足だとなれば、一

定以上の水深のところ、ここらの透明度が10メートルとすれば、それから下は日光が足りないとか、そんな整理は既にできていると思うんです。品種の分類をどう追い詰めていくかというのと、あくまでももとの藻場をどう回復するかで、食害だったら、理屈の上では簡単じゃないですか。発芽をさせて、ちっぽけなものは、1匹の魚が何百株とえさとして要ります。そしたら親藻を移動させる方法で、親藻は1つの藻に何匹もの食害に耐え得るだけのえさを持っていますよ。それを接着剤も開発されている。あるいは宮崎でも門川あたりは藻場が残っていて、磯焼けだの自然の変化とすれば、その変化の海域ですよ。そこで残っているところは、資源を維持していただくだけの親藻があれば循環できる可能性はあると推しはかるべきです。そうなったときに、研究じゃなくて事業として、藻場をどの海域にどうつくるんだと。だから、藻場造成という試験研究じゃなくて、事業のほうで物を考えるべきだと思うんです。

松田委員も遠慮されたんだと思うんですけど、藻場に関して魚礁についてと言われたんですけど、魚礁についてもそういう反省を国も県もやって、漁場漁港一体整備という方針に大きく公共事業のあり方が変わったわけですね。縦割りだけでなく横の効果も発揮していこう。そんな中で魚礁については、藻の研究の中で、親藻をつけた、流れていってしまった。活着させるためにはどうやるかというのと、一つは、接着剤というものを三重の伊勢志摩の試験場だったですか開発した。そして成功した。じゃ今度は魚礁をどうやるかというのは、民間が幾らでもデータ持っていますよ。砂浜に砂鉄とか少なくなったということで、上流域からのミネラル分なり金属類が少なくなったんじゃないか、リン

とかマグネシウムとか。そういったものを付着させた魚礁の表面処理をやるとか。つけたものが流れやすいところというのは、のっぺらのところから流れて角っこにはくっついていたりとか。表面をつるつるに仕上げないで角の多い魚礁をつくることはできないのか。がたがたにすることで表面積はかなり確保できるじゃないですか。それだけ根が活着する、抵抗する面積を与えてあげて、しっかり潮の動きに耐えるような活着のさせ方はできないかとか、そういったトータル的なものがまとめられてないと思うんです。毎年毎年同じことを繰り返して行って、ああ、ことしも魚にやられました。何が敵ですわ、何が悪さしてますわと、犯人を特定するのに走っているみたいな気がして。こういうことだから、これにはこうやっていこうという方針を出されていないような気がするんですよ、藻場づくりについても。そこらは大きく今の質疑で反省してほしいと思うんです。相変わらず同じ説明が繰り返されてますもんね。

アワビにしてもウニにしても、磯の潜りの権利を持っている人たちは、自分らの漁場に種苗を持ってきて入れることもできないんですよ。藻場を回復するまでということ。北海道あたりでは、アワビなんかも若いときはワカメでえづけをやって真っ青なアワビになってしまうけれども、それを放流したときにはもとに戻る、それで何千万と所得を上げているじゃないですか。そういうことを導入して、栽培漁業センターに今、アワビ1個幾らで渡しているのかわからんですけど、そういったものをもっともっとコストを下げやって安い種苗を渡してあげるとか、研究なり取り組みを経営にどう結びつけていくかという視点が欠けている。そういった基礎資料、あるいはさまざまな資料を組み立て

ていつて完成品をつくる時期、既に早く来ているんじゃないか。またそれがやれるところまで来ているんじゃないかという気がするんです。試験研究の成果を、県のもの、国のもの、全国の自治体、あるいは民間が持っているものを総ざらい集めて組み立ててみたらどうですか。これだけ長年研究を繰り返して、まだそれを継続して何とか試験研究費とか開発費で予算を計上せざるを得んような予算についてはですよ。かなり検証はできているものがあると思うんです。

6億幾らの魚礁を入れるなら、水深何ぼに入れるかわかんけど、深くて50、浅ければ数メートルでしょう。そこに海草類ありますよ。そういったものが付着するようなものをつくったり。ウニは忍者返しでしょうけど、上がってこんなような、物理的にウニの侵入を妨げるようなですね。こんな工夫を凝らせば、公共事業方にも言いたいんですけど、魚礁なんて見栄えのよさで評価するなんて項目何も要らないんですよ。海の中に沈めるものだから、あんなものことで仕上げさせたりせずに、逆にほうき目をつけさせたりしてですね。強度が確保できればいいですよ。設計単価も安くなるんです。きれいに仕上げてつるつるに加工するより。そういった工夫を出すべきところに来ていると思うんですけど、どうですか、1回検証されてみませんか、部長。かなりデータ持ってると思うんですよ。

○後藤農政水産部長 私自身は、研究のこれまでの工程を詳細に把握しておりませんので、今、委員御指摘の状況であるとすれば、その成果の取りまとめ、そして今後の方向は、今おっしゃったようなことで、研究から実用化に向けた、あるいは産業化に向けた取り組みの段階に

至らなければいけないというふうに考えます。御指摘の点を踏まえまして、これまでの成果をきちんと取りまとめて、また御提示する機会があれば御提示してまいりたいと思います。

○坂口委員 僕はかなりな基礎資料は持っていると思うんです。どう組み立てるかでですね。100%解決せんでもいいです。1つずつでも。ぜひそれは、改めて過去を振り返って、研究成果、調査成果を組み立てられないかということを一回やるべきだと思うんです。要望しておいて。

もう一点いいですか。340ページの漁業取締監督費のところですけど、1、2、3、4の中の1と4の違い、どういったことを具体的にやられることになるのかを、説明いただいたんですけど、改めてもうちょっと詳しく教えてください。

○桑原水産政策課長 1の漁業取締関係事業のほうでございますけれども、取締船「たかほ」の関連経費になります。4の密漁防止体制強化対策事業のほうでございますけれども、これは内水面振興センター等のシラス関係の秩序維持等に用いている経費が主なところでございます。

○坂口委員 4も内水面の秩序とか密漁といった違法なことを防ぐというものですよね。1もそうということは、海面と内水との違いだけで、中身はほぼ同じようなことという理解でいいんですか。

○桑原水産政策課長 1のほうは取締船でございますので、今、委員がおっしゃったような、ほとんど海面取り締まりの関係の経費になります。4のほうはほとんど内水面、今おっしゃったとおりでございますけれども、一部、関係の漁協、漁連のほうに密漁防止のための助成をし

ている分がございまして、それが若干入ってまいります。

○坂口委員 というと、1のほうは広い区域を4,700万余りかけて取り締まりをやっている。相手方も不特定多数のものが想定されるということですね、監視の対象とすべき要注意者。4は限られてますよね。シラスが遡上して採捕している場所ということで。ここでの9,000万と4,700万の違いが一体どういったものなのかなというのが一つ。

それから、今、資源が枯渇する中で、本県の漁場あるいは漁業権をしっかりと守るというのと、資源を絶対確保していくということは至上命題だと思うんです。今のこの資源が乏しい中で、こういったものに対して、これは予算的にバランスがとれているのか。そこらはどんなんですか、実態は。

○桑原水産政策課長 確かにこの金額だけ見ますと、広大な海と内水面のシラス等々の一部に限られますので、そういう御印象を持たれるのかなと思いながら今お聞きしておりましたけれども、1の直接的な「たかちほ」の取り締まり経費の関係で申し上げますと、現職の公務員がやっている部分につきましては、別途ほかの職員経費のほうに計上されますので、それを勘案しますと、海面のほうにもこの額以上の取り締まり関係の予算が投じられていると考えております。

○坂口委員 他の費目に出ている予算が上のほうはあるということでしょうね。そんなにしていくと、密漁防止というのは、例えばこういったことを取り締まるのに警察というのがあるんですよね。ここら是对応できないのか。それから、逮捕権を持った職員も内部でも持っておられる。できないのか。それから、そういったと

ころに行政としてそういう行動をとれないのかとなると、その説明じゃ苦しいと思うんです。そこらはどんな整理されているんですか。9,000万の中に公的な取締権と取締業務というものはどうしている。公的なものは要らないよ、これは新たな経費でやっていくよという考えなんですか。

○桑原水産政策課長 内水面でありまして、警察ももちろん取り締まっておりますし、司法権限、漁業監督公務員等の資格を持っている私どもも実際には行っているわけでございます。内水面のお金に関しましてはそのうちの一部でございますけれども、漁業監督公務員、司法警察員等が実際に取り締まりを行うに当たって、小舟を出してもらったり、違法な網を引き上げるといった補助的な業務も入っておりますので、それも含めてやっているといったような形でございます。

○坂口委員 言われていることはわかるんですけど、それなら海面漁業のほうも、県が直接こういったものを雇用したり、それなりのところに委託してもいいわけで、どうもそれじゃ説明つかないと思うんです。9,000万というのはやっぱり巨額ですよ。やっているところは限られている海域ですよね。新聞見ると、石崎川、一ツ瀬川、小丸川、大淀川の河口付近というところでしょう。1万円札をひいていったらかなり密度濃くひけると思うんです。取り締まり、監視している区域にですね。それだけのコストをかけていて、そして毎年やっているということは、余り抑止力はきいてないということだと思うんです。毎年これだけのものが計上される。そしたらむしろ、県単でこういった専門的のものを警察に置いてもらって専門的にやらう方法とか、同じ9,000万かけるならです

ね。もっとプロフェッショナルが要ると思うんです。ましてや内水面振興センターに委託料を払って、そこはまた外注になっていくわけでしょう。自分らがやるわけじゃないんでしょう。警備会社に発注していったり。それとも内水面振興センター、それか県が直接……。とにかく9,000万というのは何らかの形で発注されていくわけじゃないんですか。委託、受託、違うんですか。

○桑原水産政策課長 これは原則として直接内水面振興センターのほうやっておりまして、私どもが取り締まり等する際の補助的業務につきまして、実際来たのが警備会社の職員だったというようなことはございません。

○坂口委員 9,000万は、監視をするために内水面振興センターが受け取ることになるんですかね。この9,000万の受取先はどこになるんですか。支出先は県ですけど。

○桑原水産政策課長 内水面振興センターになります。

○坂口委員 期間的にはどれぐらいの期間行動されることになるんですか。

○桑原水産政策課長 主な時期といたしましては、シラス採捕の始まる時期からシラスの回遊が終わる時期までが中心となってやっております。

○坂口委員 どれぐらいになるんですか。

○桑原水産政策課長 11月の当初から3月末までになります。

○坂口委員 採捕をそんなにやりますか。5カ月ですね。

○山田漁業調整監 密漁取り締まりにつきましては、漁期前から始めまして漁期が終わった後までやりますので、11月から3月いっぱい取り締まりをしております。

○坂口委員 その取り締まり費用、この9,000万というのは振興センターに支払われるわけですね。振興センターは何人体制で、その人件費はこれだけになるんですか。振興センターの実入りはどこから入ってくることになるんですか。

○山田漁業調整監 振興センターの事業につきましては、追加させていただきますと、9,000万の内訳は、県の条例でうなぎの条例の登録等がございます。それらの調査関係も入っております。それは先ほど言いました取り締まり以外の期間、夏場の調査になります。もう一つが、内水面の秩序維持対策ということで、取り締まりをやらない時期の河川の密漁情報の収集もあわせてやっておりますので、この事業でほぼ1年間いろんな事業をやっているという内容でございます。

○坂口委員 そういうのこそあえてやらずに、シーズン外はですね。具体的には成果は何も得るものはないと思うんです。ましてや河川の持っている潜在能力調査のどののといって1,400万とか、この項目の中にあつたですよ。河川のどののこうのという事業費1,430万とか、あれが潜在的な持っているいろんな能力、河川の回復を目指した次のということで、今のような海産資源の生態系調査なんていうのは一方ではやっているわけですよ。内水面振興センターからどれだけの報告があつて、どれだけ貢献しているかという、かなり疑問なものと思います。シーズン前にいろんな登録に係ることをやるというけど、それもそう大したことないと思うんですよ。道具は何を使うのとか、ここで何トン許可しようかとか、そういったもののための補助的な業務だと思うんです。何人許可を出そうかとか。

だから、本当に9,000万必要かなと思うのと、内水面振興センターは去年1億2,000万くらい水揚げされているわけでしょう。それは採捕に携わった人たちの給料とか、買い上げた部分もあるのかもわからん。買い上げの分は1億2,000万また別に3分の1くらいずつのシェアだったですかね。内水面振興センターは何人体制であって、どういうところから実入りがあって、しかもこの9,000万はどういったぐあいに積算されて、取り締まりとか密漁の防止の部分というのはどの程度かかっているのか。これじゃ総括的な予算になってしまうじゃないですか。1年間かけて河川の状態を知ったり、事前の調査をやったり、むしろ行政がやるべきことも含まれているような気がして。

今、警備会社に外注している部分はないんですか。つい最近までは見てたですよ、警備会社から来ている人たちを。

○桑原水産政策課長 警備会社の経費入っておりますけれども、現地の河川のわきに密漁取り締まりのための基地のようなものを時期的に建てるわけですが、その建物の警備をお願いしております。その経費が入っておりますが、取り締まり活動の補助のための警備員というわけではございません。

○坂口委員 この中に警備に当たる査定した部分は、具体的に密漁者を取り締まる――だから、船に乗っかって取り締まりなり指導する人、いわゆる取り締まりのためですね。採捕のための部分じゃなくて。そういうものが予算だから仕分けされないと、何もかもごったの予算みたいな気がするんです。どれくらい取り締まりに必要で、毎年毎年やっていて、同じように取り締まりのための数千万、海面でさえ直接的なその部分、「たかちほ」の人件費とか油代が

入っているかどうかしらん。そういうものを別個にしても4,700万ぐらいで取り締まる。1のほうはそんなにしてシビアに見てあって、純粹にこの部分が4,700万なんですよということなんでしょう。

9,000万で1年間河川のいろんな資源調査もやるんですわ、事前の必要なこともやるんです。その他もろもろもやるんです。自分たちが警備のために拠点場所を守ってもらうためのガードマンを守るガードマン代も入っているんですよというように、僕もそこらのところごっちゃになっているとは思わなかったんですけれども、それにしても毎年それだけのものを組んでいかないと河川の維持、秩序も保てない。効果が出てないということですよ、毎年こんなものを組まなきゃいけないということは。あの狭い範囲でそんな抑止力も持たせられないんだったら、仕分けをして、もっと別な方向に投資していくべきじゃないかという気がするんです。違反をさせないというのは大切なことで、費用対効果なんて単純にはかれないけれども、毎年毎年予算を計上して、ことしも同じようにしていかないとあの狭い水域を守れないということ自体に工夫が要るような気がするんです。

だから、そういった面でのものがどう使われているのか。内水面振興センターの職員というのは、ウナギをとる限りは要るんですよ、そういった取り締まりをやるやらないにせよ。だから、それは基礎的な経費です。この行動をやることによって膨れ上がる経費は取り締まり経費で充てるべきです。それにどれくらい要っているのかがわからないですね。

○桑原水産政策課長 現在の密漁者の取り締まり対策の委託のほうでございまして。今、委員が

おっしゃいましたけれども、河川の密漁対策の関係で、無許可採捕の取り締まり強化をするわけでございますけれども、彼らを使うであろう警備車両、県が行う取り締まりに対する妨害行為があるかもしれないその防止のための助力、密漁魚の回収等々の作業が約2,400万、2,350万7,000円でございます。それとシラスの条例の関係の調査とか聞き取り、立会人のようなものでございますけれども、これの関係の予算、ウナギ密漁の流通対策の委託関係で1,923万3,000円、約2,000万円でございます。残りに関しましては……。

○坂口委員 それはアバウトだから大体でいいけど、それはまた資料として出さないとわからんですね。

今の前のほうの部分、実際、違法行為を取り締まるための2,000数百万、その中には、内水面振興センター自体に妨害を加える心配があるから、そういうものをガードマン会社に委託して出してます。そういうものをひっくるめて2,000数百万ということかなと思うけど、仮にそこに妨害を加えたとしたら、行政が守れないのをガードマンが守れますか。逮捕権も何も持たないですよ。現行犯は逮捕できるけど。後のほうの1,200万とか言われた部分ですよ。厳密に言えばうなぎの条例に係る部分だから、25センチ以下のウナギがどう移動していったかとか、そういった部分だと思うんです。池の人に、「入れたウナギちゃんといいますか。まさか移動してないですよ」とか、その域だと思うんです。それは、「いや、いません」という帳簿チェックぐらいだと思うんですよね。そういうことがやられて1,000数百万もそこに使われていればですよ。この前の台湾のウナギだの、中国のウナギだの、それですらわかってな

いじゃないですか。そんな成果も出せないようなことにこれだけの投資をしてもいいの。投資がまかりならんとは言わないですよ。期待するものは守らにゃいかんですよ、違法はさせちゃいかん。でも、効果が果たして上がっているのかということ、そんなお金を出して。だから、1,000何百何十何万というのは要らないけれども、投資している割には毎年同じことを繰り返さざるを得んよな、そして何も上がってこなかったよな。たまたま違法操業を捕まえたけど、ウナギも余り上がらんとところで細々すくっているおばちゃんを捕まえただけだったよな、もうちょっと工夫できないかなというようなこと、元方をやれないかなというようなこと。やれないですかね。

○桑原水産政策課長 条例の関係の調査能力、調査の質を上げるような工夫をするべきではないかといったような御趣旨の発言だったと思いますけれども、この委託事業の中の運用の面でのどのような情報収集ができるのかどうか、工夫ができるのかどうか、情報の質をもっと上げられるのかどうかということにつきましては、検討させていただきたいと思います。

○坂口委員 もうこれ以上言いませんけど、僕は限界があると思うんです。条例に基づいてだったら、25センチ以下だろうと何だろうと、池の中に入ったら終わりですよ。なかなか難しいですよ、聞き取りぐらいじゃ。そこらも真剣に、何をもってどうそういったものを排除していくかというのは、せっかく費用かけるんなら工夫が要るんじゃないかなと思うですね。

先ほどの海産アユをどうするんだというのは、権利の帰属と、自分たちの範疇に入るときに、それを生計に立てようというところだから、しのぎを削るようないろんな要望が地元の

議員にある思うですよ。それを3者で調整して
いって、調整委員会で諮ったものの捕獲を与え
ているという調整をやっているということですよ
ね。でも、2. 何トンのアユをとらなかつたに
して、それが将来河川の利益になっていくか
という、種苗を放流するのと、自然に遡上させ
るのとどちらが得かという検証なんかも、先
ほどの河川の検証の中では……。一番肝心なの
は遡上時期の河口閉塞です。海産アユをとらな
くても、遡上できなければ死んでいくんです
よ。そういうことを含んでいて、むしろ内水面
の人たちのためにも、海面にせっかくいる稚ア
ユですからとらせて、それを経営に資するよう
にさせて、そのかわり河川の潜在能力としては
親アユは何トンが許容範囲なんだ。河川が抱き
かかえられるだけの親アユの限界はあるじゃな
いですか。今は1キロ当たり20前後にまで膨ら
ませて放流やっているけど、昔はキロ当た
り300尾ぐらいのとったすぐの稚アユをやっ
たですよ。1トン放流して800キロしか成魚
が育たないようなひどい河川もあったわけです
から。そういったものをもろもろにやっていっ
て、単純におまえたちの権利と権利を半分ずつ
だなんていう調整じゃなくて、今この稚アユを
すべて川に上らせようとしたって、何月何日
にはどの河川は河口が閉塞します。その理由
は、例えば工業用水だけでこれだけ使ってし
まって降雨量がこれだけですか、農業用水で
これだけ使う、これは権利を持っているから放
しませんとか。自然に堆積してますから、ここ
は潮が低いときは全然水路が抜けません。だか
らアユは遡上できません。そんなもろもろを調
整していって、一番将来的に自然に循環でき
るところにつながるような、あるいはせっかくの
資源が最大限付加価値を上げられるような河川

環境を目指す。

そのために、先ほどの1,400万は、今この河
川がどんな潜在能力持っているのか。恐らく調
査内容というのは水生植物・動物、あるいは河
川の形状とか、よく蓬原委員が指摘される浮き
石、沈み石とか、そういうところまでの調査に
なると思うんです。やっぱり目標を持たな
きゃ、縦割りの中で今度はこの研究課題に取り
組もうかだけど、さっきの藻場もですけど、ど
こで組み立てようとするのかというのを持たれ
ることが必要思うですよ。現場でも海面とか漁
業権の調整のときもですね、今、こういう調整
に皆さんが甘んじてもらえば将来ここに行き着
くんだというものがあってじゃないと。おたく
も1億権利があるんですよ、おたくは5,000万
あるんですよ。1億5,000万を3で割るから3
分の2あなたですよとか。だから、パイが1億
でなくて5,000万なら、2分の1だったら2,500
万、3分の1なら1,600万ぐらいになるんです
か。そういう分け方じゃなくて、もうちょっと
将来見据えてやっていく必要があるんじゃない
か思うんですけど、どうなんですか、今の警備
費、毎年疑問を持っているんですけど、費用対
効果を考えられたらもっと工夫があるんじゃない
かと思うけど、どんなですか。

○桑原水産政策課長 委員、今おっしゃったよ
うな資源の評価と漁獲規制の話は、アユとか幾
つか事例出されましたけれども、水産行政に携
わる者としてよく感じている部分ではありま
す。この魚種に限らずでございます。一般的に
アジ、サバも含めてすべての魚種、TACとか
いろんな形で規制をしているわけございませ
ん、漁業者の方にその痛みを感じていただか
ざるを得ないことが多々あるわけございませ
んけれども、漁業者の方と話をしますと、資源を回

復させるためであれば規制をされるのは理解はするんだと。ただし、例えば10年我慢したらどのぐらい資源がふえて、そのときには漁業者の方たちがどの程度たくさんとれるようになっていくのかという見通しはなかなか示してもらえないですよといったような現場の声を聞くのは確かでございます。難しいなと思いますのは、研究のレベルというものが——これは県の問題ではなくて、回遊性魚種は国のほうでございますけれども——必ずしも明確ではないと。漁獲の変動等があつて不確定要素はたくさんあるわけございまして、科学的な評価の不確実性の中で、どうしても過去の漁獲量をベースに規制をしている実態が、一般論として申し上げればあるんだろうと思います。そういう観点からすると、今のは直接的なお答えにはなっていないかもしれませんが、科学的な評価をしっかりとやって、ある程度漁業者の方にそれを十分に説明をした上で、納得して規制を受け入れていただくのが本来のあり方であろうというふうには感じております。

○坂口委員 そういうことだと思うんです。やっぱり漁師の一つの楽しみというのは、ゼロがあつたり100があつたりするのも一つは楽しみだけど、今、安定を望んできているというところですよ。今度ゼロだったな、いつか夢をつかんでごっぼり御殿が建つよというのが昔は魅力だったんですけど、今は平均的なもの、安定的なものを望んでいくのが漁業の流れかなと、今つくづく聞いてたんですけど。

難しいものとそうでないもの、先ほど言いますように、工夫が凝らせるものと、大きいバイオリズムの中でのアジだのサバだのイワシだのという回遊性のものは、今言われるように予測つかないと思うんです。予測つかない中でも、

最近、プランクトンの上昇海流を大きく誘発させるような魚礁の組み立て方も工夫されてきてますしですね。せっかく情報提供で海域も的確に流されるんですけど、50メートル水深の水温がどうなんだ、100メートル水深がどうなんだ、一度変化する部分にはどういう魚がどうなんだとかですね。そういうところまで提供してあげるとか、どうしようもない部分としようのある部分の工夫の仕方はあると思うんです。

何でもかんでもばんばん今言ったから、とりとめなくしゃべったからわからなかったかもわからんけど、要は工夫が欲しいということと、費用対効果を検証しながら、毎年同じもので計上しては消えていくような予算というのは、もっとほかに方法ないのかよとかですね。どういう理屈をつけようと、あの狭い水域での9,000万と広い水域での4,700万、給料が入っていると、警察は何のためにいるんだとか、そういったものが僕らとしては疑問があるということは申し上げておきます。

○宮原委員長 そのほかありませんか。

それでは以上で、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時29分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの長友委員の質疑に対して訂正があるようですので、営農支援課長。

○吉田営農支援課長 済みません。昨日、長友委員に御説明いたしましたソーラーパネルの電気さくの件でございますが、私のほうが認識を間違っておりまして、実はバッテリー式だと

思っておったんですが、従前はバッテリー式が主でございまして、バッテリー式ですと1基当たり3万5,000万ぐらいするんですが、ソーラー式になりますと5万円から7万5,000円、約1.5倍から2倍ぐらいの価格でございまして。ところが、バッテリー式ですと1カ月に1回充電とかメンテナンスが発生します。ソーラーパネルですと、基本的にはメンテナンスがございませぬし、最近のソーラーパネルよくなつてまして、2週間ぐらいの曇天でも機能が続くということで、私どものこの事業を活用していただいて、ソーラーパネルが今普及に入っているということでございまして。訂正させていただきたいと思ひます。

○宮原委員長 各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。

農政水産部の当初予算関連議案全般について、質疑はありませんか。

○長友委員 議案に対する採否をとらなくちゃいけないものですから、説明を聞いておきたいと思ひます。

議案第21号の県営土地改良事業の事業がえに伴う事業名とか負担率の改正というところですが、その8番、緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備、これは負担率が16.6だったのが、農地集積加速化基盤整備と名前が変わりまして100分の20になっておりますけれども、内容の違いと、負担率がちょっと上がつておるような状況でありますけれども、どういうふうになっているか。

○矢方農村整備課長 改正前の8番の事業につきましては国のほうの事業で、事業制度が廃止になりましたので、改正後の8番の事業については、本年度から事業が新たに追加されたもので

ございまして、全く別の事業でございまして。

○長友委員 改正後の事業というのも国の事業ですか。

○矢方農村整備課長 国庫補助事業でございまして、圃場整備を実施する部分で面的集積の条件が課せられた事業でございまして。加速的に面的事業を集積していくという事業で、国のほうで新たな事業制度として創設されたものを、宮崎県も21年度から導入しようということでの今回の提案でございまして。

○長友委員 ため池等整備とか用排水施設整備というのが、26番から29番もため池のほうに全部変わつて、一般型と災害危険工事とが分けられて、特に一般型は100分の20という負担率になってくるわけですね。これは全部国から来ているんですか。

○矢方農村整備課長 いずれも国庫事業ではございまして、今回、ため池等整備事業につきましては、区分が左のようにまとめてありましたものを、わかりやすく分類したものでございまして。

○長友委員 区分を上げられたんですけれども、例えば26番のため池のやつだったら、改正前は100分の10という分担金の率、それが一般型だけになってきましたら100分の20となつちゃうわけですね。なかなか財政厳しい折に、この事業を行う地方自治体にとってはかなり負担率等ふえるなという気がするんですけど。

○矢方農村整備課長 もともとため池の一般型、災害危険防止型としてありましたものを、今回、ため池の危険防止工事と一般型にわかりやすく分類したものでございまして、もともと26番の改正前のものにつきましては災害危険防止工事の負担率でございまして。今回、同じく災害防止工事ということで、同率の10%で改

正させていただくことにしたわけでございます。

○長友委員 もう一点、議案第72号、みやざき農商工連携力調査事業、これで結局調査員2名ということで、事業主体も農業会議となっておりますが、これは大変な力を持っている人でないといけないような気がするんです。各法人の経営がしっかりわかってなくちゃいけないだろうし、また、商工ともつなげていけるような力とかアイデアがないといけないと思うんですけど、どういう人が選ばれますか。

○上杉地域農業推進課長 法人の経営内容とか農商工の状況を調査いたしますので、御指摘のとおり、できれば既にそういった知識がある方を募集して入っていただくことが一番いいかと思えます。面接を農業会議のほうがいたしますけれども、そこでそういった人たちを募集したいと考えております。この事業をやるに当たりますて、当然、県のほうも農業会議と一緒になりましたて、調査をするに当たって、こういう観点、着眼点でこういうことをやってくださいと、そういった指導の中で、調査のやり方を伝授するといったら変ですけども、そういったようなこともやりたいと考えております。

○長友委員 大体こういう方という目安があつてやっているという状況じゃなくて、今から選ぶんですか。

○上杉地域農業推進課長 募集自体は予算をお認めいただいた後にやるんですけれども、今申し上げたとおり、それなりに知識とか経験がある人が望ましいと思っておりますので、そういった方々が来てくれればいいなと考えております。

○野辺委員 21年度の重点事項、新規事業を見てもみますと、ほとんどが国の補助のない単独の

新規事業等が多かったと思います。21年度から国のほうでも新規事業がまた出ているわけですが、これを当初予算等で組み込むことは難しいのでしょうか。

○岡崎農政企画課長 今回の当初予算に当たりますて、国の事業が組み込めるものについては組み込んでおります。ただ今回、新規・重点事業で御説明いたしましたものは、国の補助事業のない県が取り組むべき事業が多いことから、そういうこともあったかと思えます。今後、国のいろんな事業にのせかえられるものについては積極的にのせかえていくことになるかと思っております。

○野辺委員 例えば、国産原材料供給力強化対策事業というのが21年度から国のほうで新規事業で取り組まれるようになってるんですね。全般にわたるのかどうかわかりませんが、今までの強い農業づくり交付金事業プラス、ソフト事業が主だから、この取り組み方いかんによってはこのソフト事業は——今、いろんな協議会とか振興会に対する補助金は大分カットされてきたから、そういう面ではこれをうまく活用することによって、協議会とか振興会の運営費というといけませんけど、そういう方向に結びつけられることがあると思うんですが、その辺どうでしょうか。

○岡崎農政企画課長 いろんな事業がございますので、今、委員の御指摘のとおり、ソフト事業でもできる限り、国の事業で組み込めるもの、あるいは使えるものについては積極的に今後とも使っていきますし、また当初予算の中でも、途中でそういう事業にのせかえていくことも考えていきたいと思っております。

○野辺委員 ハード事業よりもソフト面に国のほうも力を入れていこうというのが出てきてお

るから、今回は当初だったけど、補正でも組み込めるものがあれば、早目に取り込んでいただくことによってソフト面の事業がやりやすくなるんじゃないかと思っておりますので、これは要望でいいですけど、お願いしておきたいと思えます。

○松田委員 1点お伺いします。こうやって毎年、当初予算とか5年計画とかいろいろな形で事業予算を組まれるんですけども、毎年報告書がありますよね。その報告書の内容についてお伺いしたいと思います。報告書、私たちも拝見をするんですが、その中に、費用対効果といった数字の部分だけじゃなくて、県民の声、漁業者、農業者、さまざまな方々のサービスを受けた県民の声がどれぐらい反映されているものだろうか。あるいは現場の声というのはヒアリングをされて報告書を作成していらっしゃるのだろうか。お伺いいたします。

○岡崎農政企画課長 今、委員の御指摘のありました件ですけども、県民に対するアンケートという形では、残念ながら現時点では実施しておりません。しかしながら、農政水産部におきましては、農林振興局、またその一部組織であります普及センター等におきまして実際に県民の方と接触しておりますので、その意見等も吸い上げながら報告書等で吟味してつくっていくということでございます。

○松田委員 前年度の反省を生かして、ローリングというところで次年度に生かしていくことが大変大事なことなんですが、先ほど魚礁についても6億円またことしも投下されると、そういったことが現場ではわかっていませんし、またその成果が見えていない。細かいことで、県が、県政が、県庁が遠いという声はよく聞きます。報告書ですから数字が一番でしょうけれど

も、机上の数字合わせではなくて、より県民の声を取り上げるような形でおつくりいただくと、県がやっていることも、県民の皆さん、特に重点施策の対象になった方々が理解することができるのではなかろうかと思えます。手間のかかることですが、今回の雇用創出事業の中にも調査員を派遣して現場の声を聞く等々、農業法人の声を聞く等々のことがありましたが、そういった部分により力を入れられるようなおつもりはないでしょうか。

○岡崎農政企画課長 委員の御指摘のとおりだと思います。農政水産部におきましては長期計画を策定しているわけですが、毎年の工程表もつくっておりますし、たしか差し上げていると思えます。そういうのもやっております。それから、実際に農業者の方といろいろな機会に話をしております。特に私どもの事業の中では、現場で語るミーティングということで、それぞれの振興局単位に出かけて行って、現場の皆さんと色々な意見交換をしている、あるいは厳しいおしかりを受けているというような事業もありますし、先導的な農家の講演会とかもやっております。ただ、それだけで十分であるとは思っておりません。今、松田委員の御指摘のとおり、県民の方に県政のいろいろな事業、あるいは考え方をいろいろな機会にお知らせする、また理解していただくということは非常に大事だと思っておりますので、今後どういう形でさらにできるかを検証していきたいというふうに考えています。

○松田委員 先日、宮崎大学のゼミの学生さんたちが、卒業間際の忙しいときに県の経済白書をつくりまして、大変話題になっております。私も拝見しまして、学生らしい見方とか、大変おもしろいなというふうに思うんですが、県の

報告書が巷間話題になるような内容のあるものをつくっていただけたら、大変ありがたいと思います。

もう一点です。環境農林ということなのですが、連綿として同じテーマを毎年毎年上げていってらっしゃると思います。毎年のこういった書類、企画書を見ますと、環境、健康、安心・安全、みやぎモデル、ニーズ、カーボンフットプリント、宮崎ならではの、いろんな言葉が出てくる中で、ことしこれと思ったのが、「儲かる農業」という言葉が出てまいりました。最終的にここに行き着くと思います。もうかる農業、もうかる漁業、もうかる宮崎県、では、もうかることとしてどうやって自分たちはついていったらいいのか。県がそういう旗を立てるんだったら、現場にいる、実業界にいる私たちもどういうふうに支援をしたらいいのか、どうタグを組んでいいのかというところがいまわかりません。きれいな言葉、コピーの列記ではなくて、もう少し、これをやりたいんだと、もうかるためにはこうしたいんだということを、それぞれの課長さんたち思いがあるでしょうが、あえて部長に、「儲かる宮崎県」というところでどういった意気込みであるのかお聞かせいただきたいと思います。

○後藤農政水産部長 委員の御指摘のとおり、それからこの委員会、さらには前にありました本会議等を通じてずっと思っておりましたけれども、やはり最終的に農業は所得をいかに確保するかということに尽きると思います。したがって、我々も今年度の新規事業を編成しますときに、その視点として、資料の2ページになりますけれども、所得の向上、それを踏まえた上でなお生産を拡大していこうという大きな方向性を持っております。これを具体的にどう

やってやっていくんだとおっしゃるわけでございまして、それがその下に4つのカテゴリーにくくっております、例えば収益性の向上というところにぶら下がっています3つ、農商工連携であり、法人参入であり、こういったことを核にして、これをいかに地域の皆さんに理解していただきながら今回の事業を実施していただくか、あるいは採用していただくかということを進めていきたいと思っております。一つ一つに入りますと非常に範囲が広くてなかなか一口では申せませんので、基本的な考え方がそういうことであるということで御理解いただきたいと思っております。

なお、いろいろな考え方がありまして、一番大事なことは、いろんな状況の変化がございまずので、これにスピーディーにタイムリーに、変化に即応できるような体制を常に確保しておくことが一番大事であろうかと思っております。よろしく申し上げます。

○松田委員 「連携」「スピーディー」という確かに基本の言葉をいただきました。連携のところの一つ思ったんですが、今回、この委員会に当たって、環境に関しまして質問しましたら、課がたくさん分かれておりますよね。環境森林、環境管理、環境対策、自然環境といった。たらい回しということではないんですけども、より深く聞こうと思うと、部課が、部署が違うということなのですが、今、宮崎県、環境で売ろうとしている、環境をビジネスチャンスとしてとらえようとしておりますので、ここに聞けば環境のことはすべてわかるというぐらいの総合的な部署というかポストをつくっても、より県民の意識を啓発する上でも、また部長のおっしゃったスピード感、連携という意味でも資するのではないかと思います。ありがと

うございました。

○蓬原委員 部長が答弁なさるのは、もしかするとこの委員会で最後ではないか、そういううわさを聞きましたので、この際、同じ団塊の世代として基本的なことを聞いておきたいなと思っております。

意地悪で言うことじゃないんです。農業を振興しなければいけないという立場で、農家のせがれとしても聞くところではありますが、県内GDP 3兆2,000億円、大ざっぱにですね。その中で農業の総生産額3,200億円、約1割です。それでも我々は農業のことを基幹産業だと、基幹産業は農業であるというふうに言います。就業形態から言えば圧倒的に2次、3次産業がふえました。金額で言えば、今言ったように1割しかありません。それでもなぜ我々は農業を基幹産業と言うのかという基本的なところを、しっかり一回原点に戻って踏まえておく必要があるのではないか。なぜ農業を振興しなければいけないのか、なぜ農業は基幹産業なのかということを、後輩の皆さんに対するメッセージとしてもぜひ、こうなんだというところをお聞かせ願えたらありがたいと思っております。

○後藤農政水産部長 御配慮いただいて、大変ありがとうございます。

まさしく私もと思いますが、なぜ基幹産業なのかということは、農政に所属する職員全部が同じ意識でもって当たらなければ、やはり農業振興はかなわないというふうに思っています。

ところで、なぜ農業が基幹産業なのかということでもありますけれども、基幹産業というものについての学術的な定義はないと思っておりますが、一般的にこの社会の中で重要な位置を占める産業、これが基幹産業だというふうにまず理解をしております。その中で基幹産業をどう

いう面からとらえればいかと考えると、一つは、定性的な面からとらえることができるのではないかと思います。具体的に申しますと、農業は食料生産を通じて人の健康と生命につながる産業だと思っております、農業という営みを通じて、あわせて地域社会の生活、文化、伝統を維持していく大きな地域社会に対する貢献という部分が定性的に図られるのではないかと思います。

2つ目は、定量的にとらえることができるのではないかと思います。先ほどちょっと御紹介ございましたけれども、宮崎県の農業生産額は19年度で3,068億円だったと思いますが、全国第6位と。宮崎県の農業生産の力強さというものは全国の中でも非常にウエートが高いものと思っておりますが、地域の基幹産業というからには、地域でどの程度のウエートがあるかということが大きな話だろうと思っております。先ほど御紹介ございましたけれども、3兆を超える宮崎県のGDP、県内総生産です。産出額は積み上げて3,000億を超えますけれども、GDPベースで申し上げますと農業は1,750億程度というふうに思っております。これは県内のGDPの5%に相当します。これを産出するための従事者、農業就業人口は6万3,000人ぐらいだと思っております。これを県内のほかの有力産業と比較いたしますと、製造業が代表であると思っておりますけれども、製造業のGDPは4,700億程度と理解しております、農業の約2.8倍ぐらいかと思います。ただ、そこに働く従業員数は6万8,000人程度で、県内の雇用従業者のうちの12~13%というふうに思っております、いわば生活の目線で見れば、農業は工業に匹敵する経済的なベースがあると思いま

す。

それから、県の農業の姿が産業の特化係数というもので示されますけれども、全国平均1にしたときに3.6倍ぐらいだと思います。そういった意味からも非常に本県では農業に対するウエートが高いし、また農業に対する期待も大きいと考えております。

そういったデータで示される部分を含めまして、農業というものが本県の基幹産業と言えるのは、固く間違いないことではないかと考えております。現時点で、今申しましたような就業人口であったり、生産額であったりするわけです。今後、この農業を引き続き基幹産業たらしめる努力が我々も必要だと思います。今議会を通じましていろいろ御指摘ございましたけれども、まさに今後、農業をどういうふうにやっていくのかというその根底には、農業がもうからなければいけない、農業で所得確保できなければいけない、農業で生活を支えていくことができなければいけないと思っております。そのために行政も力を尽くさねばならないと思っておりますが、一つの方向としては、農業の新しいいろいろな取り組み、これを農業に従事する皆さんが全体として目を向けていただきたい、そして実践していただきたいということがありますし、さらに、個々の農業者におかれましては、新しいものに目を向ける、新しいものに理解を示す、そういった形での意欲を持っていただく、そしてみずからの農業の経営革新を果たしていただく、そういった視点で皆さんに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

冒頭ございましたように、私も最後だと思いますので、そういった視点で今後とも、御意見を賜りながら、関係の皆様ともいろんな合意

形成しながら、目指すべき方向に向けてしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、その他、何かありませんか。

○外山委員 予算のところでは本当はお聞きをしたかったんですが、予算に計上してないものだから聞きようがなくでですね、その他のところで聞きますが、ずっとこの委員会でも私は言ってきたんですが、水産試験場の改築、建物はもちろんですが、それよりも中の機能充実、いろんな機器を含めた。時代が日進月歩で進んでいる中で、相当おくれたものもあると思っておりますし、水産試験場の現地に行ってみると、あそこの作業所、本当に気の毒なぐらい、洗面器にちょっと毛の生えたぐらいのところで行っておられる。あれではあそこで仕事をされる方も気持ちは乗っていかないと思うんです。

宮崎県は海洋県ですし、さっきもちょっと言いましたように、その中で漁業がちょっと衰退がみ。宮崎の漁業を発展させるためには、試験研究というか――顕微鏡をのぞいて基礎的な研究というのは大学とか国の試験場でいいと思うんです。基礎的な研究から現場におろすための中間試験が、県の試験場の役割だと思うんです。中間試験というか実証的な実験をやって現場におろしていく。そのためにはそれなりの施設がなければ、栽培漁業センターにしてもね、思うような水産の発展につながっていかないとと思うんですが、21年度の予算計上に当たって、試験場の改築に関しての予算要望は全然なかったんでしょうか。これは、一度も発言の機会がない、水産担当の次長にお願いします。

○太田農政水産部水産担当次長 水産試験場の

状況につきましては、現場のほうに再々伺いまして十分承知しておるつもりなのですが、水産試験場の今後のあるべき姿を庁内で検討する過程において、そのタイミングが県の財政状況が非常に厳しいときに直面しまして、本来ならもう少し長い視点で期待される機能を、全面的に施設のやりかえという構想もあるんですが、当面今の施設の中で、建物そのものがかなり老朽化いたしておりますので、まず、耐震性、地震に対応できるような施設の改修を急ぐということで、21年度につきましてはそれに必要な予算をお願いしているところでございます。当面は施設の改修を重点的に行いまして、試験器具につきましても必要な資材を計画的に更新していく中で、今後のあり方というものの中長期的な観点から見ていく必要があるんじゃないかと、このように考えております。

○外山委員 以前に改築についての調査費というのは計上した年はあったんですか。

○桑原水産政策課長 調査費につきましては本年度予算をお願いをしておりまして、調査を終えまして、本年度の補正でございましたけれども、耐震補強につきまして予算計上させていただいております。

○外山委員 耐震補強は、この試験場に限らず全庁的な問題ですから、特段この試験場だけの話じゃないですね。今、予算の編成過程の透明化を図らんといかんということで、要求の段階から新聞等に出てきておりますね。農政水産部としては、今、耐震の要求はしたという話ですが、機能充実を含めたそのほかの試験場の充実の予算要求はされなかったんですか。

○桑原水産政策課長 これまでも水利設備とか水管等、関係の部分の補修・補強はしてきたところでございますけれども、来年度につきまし

ては耐震補強ということで予算をお願いしております。

○外山委員 それはいいんですよ。耐震はいいんです。

はっきり言ってくださいよ。本当は要求したんだけど、農政企画課長が「それはやめとけ」と言ったとか、財政課長のところでとまったとか、そこ辺を明らかにしていくことが非常に大事だと思うんですよ。本当は要求されたんでしょう。

○後藤農政水産部長 正直なお話を申し上げます。実は、私どもも水産試験場については、先ほど水産次長が申し上げましたように、いずれは改築という方向に行かざるを得ないと思っております。現時点でなぜしかなかったかといいますと、実は、宮崎家畜保健衛生所の検査棟、次に解剖棟というふうに箱物の整備を進めております。今、箱物が非常に厳しく制限されているわけですが、そういう中で2つ一緒に、あるいは同時並行でというようなことがなかなか難しいという状況がございまして、水産試験場につきましては要求はいたしておりません。

○外山委員 家畜保健所のほうはこの前見てきまして、機能を充実している。解剖棟はちょっとしたところですからね。農政水産部が2つ要求をするというよりも、ことし大体あつちは終わったわけですから、先ほど蓬原委員もちょっと部長に言われたように、ぜひやりたいと、やる必要があると、水産試験場の機能をきちっとしていくことが宮崎県の水産の振興に絶対必要だということを、ここで部長がきちっと言われて退職されたら、将来、やっぱり部長が言ったと、あれを一生懸命おれたちがやらんといかんと、後に続く後輩が頑張りますから、一言思いを言ってください。

○後藤農政水産部長 直轄負担金ではありませんけれども、後年度負担になるようなことをこの場では申し上げられませんが、気持ちとして申し上げれば、昨年の9月議会でしたか、外山委員のほうから水産試験場の新しい機能を付加した中での今後の展開というようなものも必要ではないかというふうな提言もございまして、私もその点はそのとおりだと考えております。

それから、きょうの委員会の議論の中でも、やはり、研究だけではなくて、県の研究は応用研究というところが基本にあるわけですから、いかに産業に近い場でこの力を発揮していくかという観点から考えても、試験場の機能というものについては今後十分検討する余地があるんだろうなというふうに考えております。

そういった認識に立った上で、新しい時代に対応した新しい試験場というものは必ず必要なときが来るというふうに申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○外山委員 部長は、必要だと。ただ、今すぐということはなかなか言えないんでしょうが、後に続いていく職員の方々、部長の思いは引き続いてやっていただきたいと思います。

以上で私は終わります。

○坂口委員 水産試験場は調査までやったんですよ。適地調査。あそこは取水口がよくない、だから場所として甚だ疑問だ。ゴーという直前になって財政状況が悪くなってなんですよ。だから、衛生検査所と比較するんだったら、それは全く違うんです。後発も後発。前に着手しなければだめだったんです。必要だという方向を出して調査やったんですから。100億構想があったんですから。それは農大校、アグリトピアと同じ並びですよ。だから、今の答弁はちょっと違うんです。後輩の皆さんはそこを勘

違いしたらだめですよ。金がないからやれなかったんですよ。やる必要があるというところまでやって、調査までかけて。課題もいっぱいあるということも既に県は認めて、それは県民には示しているんですよ。行政は継続しているんですよ。

○後藤農政水産部長 これまでの件につきましては、坂口委員おっしゃるとおりだと私も思っています。過去の経緯もわかっておるつもりです。

私が今申し上げましたのは、今度の鳥インフルエンザをなぜ先に急いだかといいますと、あれは宮崎県の畜産の振興品目の大きな核であって、ここに今後、BSE、口蹄疫その他の畜種におけるいろんな問題が出てきました場合に、この危機管理が最優先課題だと判断して、こちらを先に着手したということございまして、必要ないと言っているわけではありません。

さらに、私、言葉が足りなかったかもしれませんが、当時の検討に加えて、新しい機能も必要になってくるのではないかという認識を持っているということでもあります。以上です。

○坂口委員 やっぱり待ったなしだったということですよ。お金にかえられないもの、タイミングがいきなり出てきたということですね。これをやったからやらなかったというんだったら、それは違うですよ。財政状況とは違うんです。そこは認識をしっかりとって、財政の最優先ですよ、そこに持ってこない。単費が余りにも多過ぎるとかそんなものだったんですよ。だから、公共でやれるものと抱き合わせ、組み合わせ、100億構想をしばめてもですね。それはとうの昔に必要な時期は迎えてしまっていて、そのまま塩漬けにされているというか、タイミングを何とか待っているという状

況にあるということにしないと、また一から横並びで今みたいに比較されたらですね。受益者が3,000数経営体でしょう。先ほど言われるようにGDPの5%ぐらいですか、建設業の半分以上に迫るような。農業分野と比べられたら、それはいつも落ちることされていきますよ。しかしながら、一番最後を待っていた宮崎の高速道路と一緒にです。

○長友委員 要望もひっくるめてということになりますけれども、確かに、新しい農業の展開に合わせて宮崎県の農業をさらに進展させていくというお考えを伺いました。世界的規模で10億人が飢えている状態、飢餓状態にあるということですから、農業に対する期待は非常に今後高まるだろうし、大事だと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それと同時に、直近の問題は、雇用の悪化というか、非常に経済情勢の厳しさに加えて雇用の悪化ということで、今年度の予算の中に宮崎県地域活性化生活対策基金というのを27億円ぐらいつくっております。これは今後、国のメニューにある事業等が中心になるんでしょうけれども、それを進めていかれる中で、雇用ということを考えたときに、農業の分野で使えるメニューがあるはずですから、そこらあたりはしっかり見据えていただいて、取り組めるものはぜひともやっていただきたいと思います。何かお考えがあればお尋ねします。

○上杉地域農業推進課長 農業分野の雇用でございましてけれども、御案内のとおり、1月補正事業でも臨時雇用という形とか、法人のヘッドハンティングみたいな事業を仕組まさせていただいて、今回、4人だけですけれども、雇用創出事業で農業法人の調査を予算要求の中に入れてさせていただいております。

今、全国的に農業における雇用というのが大々的に取り上げられているかと思えますけれども、今回、農地制度改革の法案が出されまして、一般の法人でも農業参入がしやすくなるとか、農商工連携とか分野を超えた形の農業経営というのが今後どんどん出てくるかと思えますので、そういった形で雇用のほうも図られるのではないかと考えています。

○長友委員 22年か23年までかの短期間の応急的な基金の使い方になるのかもしれませんけれども、かつては農家がいろんな意味での吸収力を持っていたといいますか、人を育てていく上でも、またいろんな危機に対しても柔軟性を持っていたかと思えますので、雇用に関して少しでも使えるようなメニューがあればぜひともよろしくお願ひしたい。要望しておきます。

○上杉地域農業推進課長 農業分野における雇用もしっかりやっていきたいと思っています。

○黒木副委員長 一言だけ。けさ議員寮で延岡選出の県会議員の話ですけれども、ミツバチが飛んできて水タンクの周りに来て死んでいると、何かおかしいよねという話を聞きまして、ずっと歩いてきましたら、楠並木で物産展を今やっていますけど、ハチみつを出している人に、どういう状況ですかと聞きましたところ、ミツバチが非常に減ってきたと、ハチみつは貴重品になっていますという話をされました。予算書の中にも入っておりますけれども、世界的に減っているという話です。椎葉の山奥でハチみつをとっている老人に、東京の大学のミツバチ研究会かミツバチ研究所でしょうか、原因がわからんから、どういうことだろうかと聞きに来たという話をしておりましたが、それでももちろん原因はわからんという話をしておりました。ミツバチは環境に物すごく敏感な昆虫だそ

うであります。また、非常に農業は大切だと言われながら、受粉の媒介がいなくなるということは、将来非常に大きな問題ではないかと、きょうは特に思ったものですから、これは非常に重要なことではないかと。どこが研究するのかなと思うんですけども、そういうところをしっかりと調査をしていただいて、特に宮崎県の施設園芸にとりましても大きな問題ではないかと思ったものですから、これは要望とさせていただきますと思いますが、よろしく御研究のほどお願いしたいと思っております。

○押川畜産課長 昨年、その前ぐらいからミツバチがいなくなるというようなことで新聞報道もかなりなされました。椎葉の例も出された状況でございます。ミツバチは非常にグレードの高い社会構造を持つ組織体だと認識しております、そういったものがここ近年いなくなる、こういう現象は何だろうかと考えております。

ただ、先ほどのお話のように非常に原因がつかめない難しい状況がございますから、ポリネーションのミツバチの状況も踏まえ、そして椎葉あたりの山間部のハチみつ生産を目がけまして、ハチがどのような形に現在あるのか調査研究をやっていこうというのを、今回の予算の中でもお願いしているところでございますし、きちんとそれをとらえて今後対応していきたいと考えています。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、この2日間、大変長い審査になったと思っておりますが、多くの提案、多くの質疑がありました。大変厳しい予算の中ではありますが、知恵と工夫を絞れという話も出てきましたので、先ほど部長のメッセージにもあったかと思っておりますが、基幹産業は、本県は農業でありますから、職員の皆さん、部長の意思をしっかりと

引き継いでいただいて、今後、農業発展のために御努力をいただきたいというふうに思います。

○松田委員 皆さん、御苦勞さまでございました。

去る2月27日に意外なところで鳥のインフルエンザが発生をいたしました。愛知県のほうでウズラという分野で鳥インフルエンザが発生したということで、即日延岡の家畜保健衛生所のほうからも、高千穂に1軒ウズラの飼育農家がございまして検査をしていただいたということ。それから、話を伺いますと、鳥インフル対策の先進県であります宮崎県のほうに国のほうから依頼があつて、調査のために、対策のために愛知県のほうに職員を派遣されたということをお伺いしました。先年の鳥インフルエンザは、私たちが議員の職をいただくほんの直前でございまして、選挙活動のさなかに大変なことが起こったなという思いで、それから私たちが議員にならせていただいて、奇跡に近い早期の対応の中には、県の職員が命を賭して対応されたというエピソードも伺いまして、私たちが忘れ得ぬ一件でありました。

その中で、先ほどから長友委員も雇用の件を話に出されましたが、3月10日に森永宮崎乳業が解散という報道がなされました。昭和33年創業以来のしにせが廃業いたしまして、関連企業でグループ会社であるところの熊本乳業、それから福岡県の九州森永乳業のほうに今の職務を分散すると。それからきょう担当課を招いて伺いましたら、55人の職員さんのうち、そのまま再雇用は3分の1、しかも県内での雇用は関連会社のお弁当屋さんに4～5人ということで、あとは熊本の工場のほうに今打診をしているというような話を聞きました。実は去年の6月の

段階で社員のほうには廃業ということは打診があったと聞いたんですが、お伺いしたいことは、森永乳業が原料として県内の農家の生産した原乳1万5,000トンをコンスタントに仕入れていたということですが、森永乳業廃業によって県内酪農に対する影響はどのようなものであるのか。これはぜひ畜産課長に伺いたいと思います。

○押川畜産課長 森永の九州販連という九州各県で組織している販売組織がございます。これは宮崎県から九州全部入っているわけなんです。そこから生乳を買われるという状況でございますから、そういったものの影響度は県内の農家にはないと考えています。

今回、宮崎工場をたたまれて福岡と熊本工場のほうに集約されるということでございますから、生産量が落ちるということもございませんし、学乳あたりも鹿児島の方にはそちらから持っていかれるということをお聞きしておりますから、そのような影響はないだろうというふうに考えています。

県内でも学乳につきましては27%のシェアを今年度持っておりました。そういった状況の中で、我々も昨年の7月ぐらいからこの情報を知り得ておりましたので、そういう対応をさせていただいたところですが、それによつての影響度というのは基本的にはないと考えております。

これは国の乳業再編の指導の中で行われている状況がございます。酪農家、生産農家がいるという状況の中では、乳業者がきちんと生産活動をやっていたかかないと、酪農家が存在しないという状況がございますから、国のほうで乳業再編整備等対策事業というものをずっと今までやってきている状況がございますし、その事

業の中でもやっていくという話になっておりました。例えば、平成20年度、今年度は従業員の合理化事業というものに取り組んでいただきます。この中で、退職金の一部は国の補助でもってやっていただくというところがございまして、従業員の方に不安を与えるような状況はないんじゃないかと考えておりますし、また、先ほどお話ございましたように、55名のうち正規の職員が32名、臨時の職員23名でございます。現在、就職活動をやられている方が8名いらっしゃいます。臨時職の方も2名いらっしゃるということで、現在の雇用状況を考えますと何とかしたいという状況がございましたので、実は花畑と生キャラメルをつくるという話が出てきております。生キャラメル、やっぱり生クリームだというところがございまして、こういったところの従業員がいいんじゃないかということもありまして、実は今回、お受けいただく業者の方に、いかがでしょうかというあつせんをやらせていただいたところでございます。聞くところによると、7名ぐらいの正職員と50名ぐらいのパートというような話がございまして、森永のほうにもきちんと、「こういった情報でございます。どうですか」という話をしまして、近々就職活動をやっていただくという形に今なっているところでございまして、乳業再編やる中で雇用の不安定が生まれると、私としましても気まずい思いがしましたので、そういった形をとらせていただいておりますし、県内の酪農家にも、今回の問題で影響を受けさせることもないというふうに判断しております。

○松田委員 課長、ありがとうございます。大変安心いたしました。

もう一点お教えいただきたいんですが、流通の上では、アイスクリーム、ヨーグルト、チー

ズ等々の消費が伸びている中で、牛乳の飲用が少なくなってきたということがよく叫ばれております。視察で都城に行きますと、都城は本当に牛乳の接待にあつてうれしい限りなんです。が、県北延岡では酪農家は3軒という状態で、先行きが危ぶまれております。特に市場では原乳、生乳、牛乳は高濃度のジャージー牛が大変もてはやされておりますが、宮崎県の酪農の展望はどのようなものでしょうか。

○押川畜産課長 酪農経営は、家族2人でやっていたかという話になりますと、大体50頭規模という話になるだろうと考えています。県内どの農家を見ても大体50頭規模になってまいりましたので、成熟した状態でやられているなどというふうに考えております。ただ、昨今の飲用乳の問題も含めまして消費が落ち込んでいるというような状況もございますから、かなり酪農家の方も苦しい状況は続いてきているなど考えております。また、近年の配合飼料の状況を見ますと、今まで2,000万とっておられたところが150万ぐらいに落ちちゃったとかいう話もございまして、非常に厳しい状況がございます。ただ、国のほうも、来年度の畜酪対策の中でも対応していただく部分がかなり出てきておりますから、そういったものを活用していただきながら、また、えさ資金等の融通をきかせながら、何とかこの難局を乗り切っていきたい。

先ほど申しましたように成熟した形の酪農家が多くなってきておりますから、きちんとそういったことに対応することで、暖かい地域でありますけれども、やっぱり牛乳というのは必要だということで、我々は今の酪農家を何とか減らさないような形で、ずっと生産活動に当たっていただくような方策をとっていきたいと考えております。

○松田委員 私ども、議会の中で米飯給食の推進を叫ぶ一方で、牛乳というものの重要さも十分認識しております。さまざまな形態のある宮崎県の農業の中で、酪農もまた宮崎ならではの言えるものが全国に発信できるよう御尽力をいただきたいと思っております。ありがとうございます。

○宮原委員長 ほかにないですね。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時36分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あすの13時にしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時36分散会

平成21年3月13日（金曜日）

午後1時1分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原義久
副委員	長	黒木正一
委員		外山三博
委員		坂口博美
委員		蓬原正三
委員		野辺修光
委員		満行潤一
委員		松田勝則
委員		長友安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号から第6号、第10号、第11号、第21号、第22号、第27号、第34号、第35号及び第72号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第4号から第6号、第10号、第11

号、第21号、第22号、第27号、第34号、第35号及び第72号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はございませんか。

○満行委員 議案に関して、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業というのがあります。当然、温暖化の対策は積極的に進めてほしいという立場なんですけれども、ただ、本県の有力な地場企業が売り上げの中でレジ袋が20%ほど占めるという状況ですので、雇用の確保等も考えると、ぜひそのことも配慮いただきながらレジ袋ゼロ作戦を進めてほしいということ、短くまとめていただいて委員長報告にしてもらいたい、切にお願いを申し上げます。

○外山委員 予算じゃないですが、きのうの質疑で私が発言した水産試験場の件です。宮崎県の水産を振興させるためには、改築というような文言はいいんですが、施設、機能の充実をやるのが大事だということ、ぜひ入れてほしいと思います。

○長友委員 予算の中に27億円の基金の話がありましたけれども、あれに対しては雇用創出につながるような事業があればぜひ取り入れてもらいたいという希望。今、雇用問題が一番大変

だからということ。

○**松田委員** 経済不況の中で、農業、第1次産業に関する関心、それから就農というものに対する国の力が入っている中において、農業大学校が専修学校化するという報告を受けました。その中で、現実には即すような、そして就農にマッチングの部分でも強く機能するような農業大学校としてこれからさらなる発展を遂げられるよう、一文盛り込んでいただきたい、このように思います。

○**宮原委員長** ほかがございますか。

昨日、入札の改革、品質の保持という関係は織り込むという話になっておりましたので、その部分は正副委員長で調整をさせていただいて織り込むことにしたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまいただきました意見を参考に、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮原委員長** それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れさまでした。

午後1時6分閉会